

受益者連続型信託の研究成果論文集

令和7年1月29日

受益者連続信託は高齢化が進む日本に於いて家族のための民事信託として今後非常に重要になる。しかし受益者連続信託はまだ多くの専門家に単に期間が長い信託だとしてしか認識されていないように思われる。我々受益者連続信託研究会は日本社会における今後のその重要性を認識し、これを活用できるよう問題点を検討した。受益者連続信託に関して検討すべき点は、法務では推定相続人間の遺留分に係る紛争防止、信託契約書作成の留意事項、受託者の忠実義務違反防止、連続する受益者の保護等がある、税務では租税回避に利用される懸念の解消、不確定条件付き受益権の評価の困難性の克服、負担付遺贈との比較、配偶者居住権類似信託等がある。本研究会ではそれぞれの会員が自主的にテーマを選び、英米の実情も調査し、現行税制の立法担当者等にヒアリングし、研究の成果をまとめた。受益者連続型信託に関する論文は今まで遺留分と税制の論文はあるが、本研究論文集のように問題を網羅的に研究した論文集は寡聞にして知らない。学術的にも実務的にも社会的にも意義ある論文集ができたと自負している。トラスト未来フォーラム様には令和4年以来2年半にわたり研究の助成を頂いた。ここに厚く感謝し今後ともご支援をおねがいたい。研究に係る論文は下記の9編である。ご高覧をお願いしたい。

米国の信託：

1. 木村仁「受益者連続信託における収益受益権と元本受益権の調整—アメリカにおける収益および元本に関する統一州法を中心に—」

法務関係論文：

2. 山口正徳「受益者連続信託（遺言代用信託）における遺留分の考察」
3. 高橋倫彦「受益者連続型信託における受益権評価方法—遺留分侵害額請求に関して—」

税務関係論文：

4. 木村浩之「受益者連続型信託をめぐる課税上の問題」
5. 平野和俊「負担付遺贈に類似した信託に係る課税関係について—受益者連続型信託 との関係を中心にして—」
6. 座間泰明「受益者連続型信託における相続税・贈与税課税のあり方 — 受託者課税の可能性とイギリスの信託税制からの示唆 —」
7. 星田寛「配偶者居住権類似の収益受益権のある遺言代用信託は相続税法9条の3は適用されないと解すべきである」
8. 高橋倫彦「受益者連続型信託は高齢化社会に於いてなぜ必要なのか、租税回

避行為になるのであろうか、どのように課税すべきか—特に受益権分割信託
に関して—」

なお、金森健一「受益者指定権・受益者変更権を解明する—受益者連続信託
での活用に向けて」は、駿河台法学第38巻第2号にて掲載予定である。

以上

受益者連続信託研究会代表 高橋倫彦

受益者連続信託における収益受益権と元本受益権の調整—アメリカ における収益および元本に関する統一州法を中心に—

関西学院大学法学部

木村 仁

I. はじめに

受託者は複数受益者に対して公平義務を負うが、英米において公平義務の問題が最も先鋭化するの、受益者連続信託における現在の収益受益者と将来の元本受益者の取り扱いについてである。英米の受益者連続信託においては、「Aが生涯にわたり信託の収益(income)を、Aの死後、Bが信託の元本(principal)を取得する。」と定められることが多い。このような信託において、信託財産が受領した利益(株式の配当、賃料、利息、信託財産処分の対価、信託財産の価値の増加分など)や信託財産の責任で負担する費用(受託者報酬、信託財産に係る税など)を、受託者は、収益受益者または元本受益者のいずれに割り当てれば、公平義務を履行したことになるのかが問題となる。この点について、英米では相当程度包括的かつ詳細なデフォルト・ルールが形成されており、アメリカにおいてはその大部分が、収益および元本に関する統一州法において条文化されている。本稿ではこの問題を検討対象とはしない。

受益者連続型信託において次に問題となるのは、いかなる投資をすれば、収益受益者と元本受益者の利益のバランスを適切に保ち、公平義務を履行したといえるのかである。現代ポートフォリオ理論に基づくブルーデント・インベスター・ルールのもとでは、トータル・リターンを最大化が求められるが、伝統的な元本および収益の計算ルールがこれと矛盾することがある¹。アメリカでは、ブルーデント・インベスター・ルール(prudent investor rule)の普及に伴い、1997年に統一州法委員会全国会議(National Conference of Commissioners on Uniform State Laws)で承認された「元本および収益に関する統一州法」(Uniform Principal and Income Act、以下「1997年法」という)²において、受託者は、信託財産に生じた利益を、カテゴリーカルに収益と元本に分配するルールにとらわれず、まずトータル・リターンを最大化を図る投資をすることができ、事後的に収益受益権と元本受益権を調整する権限が認められることとなった。

その後、1997年法が改正され、2018年に「収益および元本に関する統一受託者法」

¹ John Langbein, The Uniform Prudent Investor Act and the Future of Trust Investing, 81 Iowa L.Rev. 641, 667-68 (1996).

² 2008年に一部修正されている。脚注においては、UPIAとする。

(Uniform Fiduciary Income and Principal Act、以下「2018年法」という)³が承認されるに至った。2018年法では、受託者の調整権限に加えて、ユニトラストへの変更権限についても詳細な規定が定められている。これらの統一州法における受託者の調整権限およびユニトラスト変更権限に係る規定を紹介し、分析することは、我が国において、受託者が収益受益者および残余財産受益者に対して負う公平義務の内容および公平義務を果たすための受託者の権限を検討するうえで、有益であると思われる。

アメリカ法を参考にした受託者の公平義務の内容や義務違反の効果等については、すでに優れた研究が多く公表されている⁴。しかし、統一州法の最近の動向を踏まえて、収益受益権と元本受益権の調整権限およびユニトラストに係る変更権限の意義および課題を、網羅的に検討したものはみられない。本稿は、多くの州で採択されている1997年法および2018年法における、受託者の調整権限またはユニトラスト変更権限に関する規定の内容を詳らかにし、その意義および課題を浮き彫りにすることを目的とする。

以下では、IIにおいて、収益および元本に関する統一州法の変遷と内容を概観したうえで、IIIでは、1997年法と2018年法における受託者の収益と元本の調整権限の内容、その意義および課題、IVでは、ユニトラスト変更権限の内容、その意義および課題を明らかにする。そして最後に、両者を比較検討することとしたい(V)。

なお、収益受益者と元本受益者は、必ずしも排他的ではない。現在の収益および残余財産の両者を取得する受益者も存在すれば、同一の受益者が信託の存続期間に元本から一定の利益の分配を受けつつ、信託終了時の残余財産を受領することもできる。しかし、本稿では、問題を単純化するために、生涯権受益者が収益受益者であり、残余権受益者が元本受益者であることを前提とする。

II. 収益および元本に関する統一州法

1. 統一州法改正の経緯

信託財産に生じた利益または信託財産の責任で負担する支出を、収益受益者と元本受益者のいずれに割り当てるかについては、受託者が信託を適切に管理するために重要な問題であるが、アメリカ法は、この点につき、制定法で明確化を図ってきた。元本および収益に関する統一州法は、1931年に統一州法委員会全国会議で承認され⁵、1962年に改正された⁶。これらの統一州法は、主に以下の4つの点につき規定することを目的としていた。すな

³ 脚注においては、UFIPAとする。

⁴ 樋口範雄『アメリカ信託法ノートII』(弘文堂、2003年)160-180頁、森田果「受託者の公平義務(上)(下)」NBL780号35頁、NBL781号54頁(2004年)、佐久間毅「公平義務の広がり」能見善久=樋口範雄=神田秀樹編『信託法制の新時代—信託の現代的展開と将来展望』(弘文堂、2017年)91頁以下、佐久間毅「アメリカ信託法第3次リステイトメントにおける受託者の公平義務—元本と収益の区別に関する公平義務を中心に」樋口範雄=神作裕之編『現代の信託法』(弘文堂、2018年)128-146頁参照。

⁵ Uniform Principal and Income Act (1931).

⁶ Uniform Principal and Income Act (1962).

わち第1に、遺産の検認手続 (probate) 中において生じた収益は、信託に分配されるのかまたは受遺者に分配されるのか、第2に、信託における収益受益権が発生したとき、どの財産が（最終的に残余権受益者に移転する）元本に、どの財産が収益に帰属することになるのか、第3に、収益受益権が消滅したとき、受託者が受領したが分配されていない収益、支払期限が到来したが回収されていない収益または権利が発生しているが支払期限が到来していない収益は、誰が取得することになるのか、第4に、収益受益権が発生した後に終了するまでの間、信託財産として受領した利益および信託財産が負担する費用は、元本と収益にいかにか割り当てられるのか、という点である⁷。

1997年法は、以上の4点に加えて、撤回可能信託や新たな金融証券に対応するためのルールを整備し、またブルーデント・インベスター・ルールに基づいた投資の実現を意図した規律を設けることとなった⁸。

伝統的な収益および元本に関するルールのもとでは、特定の投資形態によるリターンは、自動的に収益または元本に割り当てられていた⁹。受託者の公平義務によれば、特定の投資形態が受益者の利益に適合しない場合には、受託者は当該投資形態につき注意を払わなければならない。すなわち、信託財産全体としては最適な投資であったとしても、収益受益者または元本受益者のいずれかに有利または不利となる投資は、公平義務に反するおそれがあった¹⁰。

さて、現代ポートフォリオ理論に基づくブルーデント・インベスター・ルールは、1990年に第3次信託法リステイトメントに組み入れられ¹¹、1994年には統一ブルーデント・インベスター法 (Uniform Prudent Investor Act) が統一州法全国委員全国会議で承認された。収益に帰属する利益と、元本に帰属する利益が截然と区別される硬直的なルールのもとでは、収益受益者および元本受益者に対する公平義務を履行するために必要な特定の形態のリターンを最大化する投資は、ブルーデント・インベスター・ルールと矛盾することになる。例えば、トータル・リターンとしては株式に投資することが最適であったとしても、現在受益者のために高い収益の獲得を目指さなければならない受託者にとっては、債券への投資に比重を置くことを余儀なくされてしまう。

そこで、1997年法は、特定の形態のリターンが収益であるかキャピタルゲインであるかにかかわらず、受託者が最適なトータル・リターンを求めるポートフォリオを組成することを可能にした。すなわち、収益と元本への割当てに関する伝統的ルールを維持しながらも、受託者に、収益と元本を調整できる権限を付与することとしたのである。これにより受託者は、特定の投資形態のリターンが、収益または元本のいずれに帰属するかにかかわらず、最

⁷ Uniform Principal and Income Act [hereinafter UPIA] Prefatory Note (1997).

⁸ Id.

⁹ Robert H. Sitkoff & Jesse Dukeminier, *Wills, Trusts, and Estates* 676 (11th ed. 2022).

¹⁰ 1962年法のもとでは、信託の収益を生み出す受託者の義務は、資産ごとに適用されるとされていた。See UPIA § 104 comment.

¹¹ Restatement (Third) of Trusts § 90, § 91, § 92 (2007).

適なトータル・リターンを求める投資をしたうえで、バランスを調整する必要があるれば、信託の利益または損失を、収益受益権と元本受益権の間で調整することが可能となった。1997年法は、ほとんどの州で採択されている¹²。

そして、4度目の改正統一州法として、2018年に収益および元本に関する統一受託者法が承認された¹³。基本的には1997年法を踏襲した内容となっているが、長期的な信託および受託者に幅広い裁量権を与える信託の増加に対応して、受託者の調整権限行使の要件を緩和し、またユニトラスト変更権限の規定を設けるに至った。同法は、第1編に総則、第2編に受託者(fiduciary)の義務、裁判所による審査および調整権限、第3編にユニトラスト、第4編に受領した利益の割当て、第5編に支出の割当て、第6編に個人の死亡または収益受益権の消滅、第7編に収益受益権の発生時および消滅時における配分に関する規定を置いている。2024年時点において、2018年法を採択している州は8州にとどまっている¹⁴。他方で、現在では、すべての州が、収益と元本に関する受託者の調整権限とユニトラストに関する変更権限のいずれか、または双方を有効とする法律を制定している¹⁵。

2. 任意法規性

収益および元本に関する統一州法は、信託条項において収益と元本に関する定めがない場合、または受託者が信託財産に生じた利益もしくは信託財産が負担する支出を、収益と元本に分配する裁量権を与えられていない場合に適用されるデフォルト・ルールであり、このことは1997年法も2018年法も明示している¹⁶。

しかしながら、統一州法において用いられていない文言が信託条項において定められていたとしても、それだけでは統一州法の適用が除外されるわけではない。例えば、**Kumberg v. Kumberg** 事件¹⁷では、遺言信託において、特定の受益者らが不動産の「純利益(net profits)」を受領すると定められており、当該土地における石斧と天然ガスのロイヤルティがこの純利益に含まれるか否かが争われた。カンザス州控訴裁判所は、「純利益」という用語は統一州法において用いられていないが、信託条項において統一州法の適用を除外する明確な定めがされていない限り、統一州法が適用され、その規定に基づいてロイヤルティが分配されると判示した¹⁸。統一州法における特定の規定の適用を除外するためには、信託条項において、その旨を明らかにしておく必要があるのである。

統一州法の適用を全面的に除外することも可能であるが、そのためには一般的に、信託条項において、受託者に対して、信託財産に生じた利益および信託財産が負担する支出を、収

¹² 2016年までに47州で採択されている。See Sheldon F. Kurtz, David M. English & Thomas P. Gallanis, *Wills, Trusts and Estates* § 10.6, at 427 (6th ed. 2021).

¹³ Uniform Fiduciary Income and Principal Act (2018) [hereinafter UFIPA].

¹⁴ See Uniform Law Commission, <https://www.uniformlaws.org/home>.

¹⁵ Sitkoff & Dukeminier, *supra* note 9, at 676.

¹⁶ UPIA § 103 (a) (3), UFIPA § 201 (a) (4).

¹⁷ 623 P.2d 510 (Kan.Ct.App. 1980).

¹⁸ *Id.* at 512.

益と元本に割り当てる権限を与えることを明確に示す必要があるといわれている¹⁹。明示的に適用が除外されていない限り、統一州法が適用されるという意味において、統一州法が果たす役割は大きいといえるであろう。

Ⅲ. 受託者の調整権限 (power to adjust)

1. 1997 年法

前述したように、1997 年法は、ブルーデント・インベスター・ルールに基づく投資を促進したうえで、一定の要件のもと、受託者が収益と元本を調整することを許容することとした。

(1) 要件

調整権限行使の要件は、①第 1 に、受託者がブルーデント・インベスター・ルールのもとで信託財産を管理していること、②第 2 に、信託の収益に関して受益者に分配することができる、または分配しなければならない額が、信託条項により明示的に定められていること、そして、③第 3 に、受託者が調整をしなければ、すべての受益者にとって公正かつ合理的であるところに基づいて、信託を公平に管理する義務を果たすことができないことである²⁰。

第 2 の要件につき敷衍すると、信託条項により、収益のすべてが定期的に分配されることが要求されている場合、収益をすべて分配するが、複数受益者のうち誰にいくら分配するかは受託者の裁量に委ねられている場合、受益者が信託の収益、一定額、もしくは信託財産の一定割合を受けるとされている場合に、この要件が満たされる²¹。

第 3 の要件を満たすためには、受託者が次の判断をすることが前提となる。すなわち、第 1 に、信託条項にもとづいて付与されている裁量権を行使するか否かを判断し、裁量権が付与されていない、または本法の規定と異なる定めが信託条項にない場合には、本法の規定を適用しなければならない。次に、受託者は、複数受益者のうち一人または 2 人以上の者を優先することができる、または優先しなければならないとする委託者の意思が、信託条項において明確に定められている範囲を検討しなければならない。そして第 3 に、受託者は、信託条項により複数受益者の利益の優劣が要求されていない限りにおいて、公平に信託を管理する義務を履行することができないと判断することとなる。あるいは、信託条項に基づいて、収益受益者または残余権受益者の利益を優先することが要求または許容されている限りにおいて、要求または許容される優先の程度を達成することができないと判断することがある。いずれの場合においても、受託者は調整権限を行使することが認められる²²。このような調整権限は、信託条項において確定している受益者の受益的給付を受ける権利の内容を変更するものではなく、ポートフォリオのトータル・リターンによる収益部分が過少ま

¹⁹ Benjamin S. Candland, Stephen W. Murphy & Abbey L. Farnsworth, *Intricacies of the Uniform Principal and Income Act – Part 1*, 44 Est. Plan. 14, 19 (2017).

²⁰ UPIA § 104 (a).

²¹ UPIA § 104 comment.

²² UPIA § 104 comment.

たは過大である場合に、収益と元本への割当てが適切に行われるよう調整するものである²³。しかしながら、このような調整権限行使を認めることは、収益および元本に関する伝統的ルールから逸脱するものであり、また、受託者が裁量権を濫用するおそれがあり、受益者による濫訴も懸念された。したがって、1997年法を採択した州においては、当初、調整権限に関する規定を削除したり、その適用を制限したところが多かったといわれている²⁴。

(2) 考慮しなければならない要素

受託者が調整権限を行使する場合においても、受益者に対して信託義務を負っている。すなわち受託者は、信託条項において、受託者が一人または複数の受益者を優遇することが明示的に定められていない限り、すべての受益者に対して公正かつ合理的であるところに基づいて、信託を公平に管理しなければならない²⁵。したがって統一州法は、受託者が調整権限を行使するか否か、そしてどの程度行使するのかを判断する際には、次の要素をすべて考慮しなければならないと定める。すなわち、①信託の性質、信託の目的および予期される信託の期間、②委託者の意思、③受益者の特性および状況、④収益の流動性、収益の周期性、または元本の維持・増加の必要性、⑤信託財産の内容、⑥本法のもとで収益に割り当てられる額および市場価値が直ちに判明しないが、受託者が見積もることができる元本資産の価値の増減、⑦信託条項において受託者が収益を蓄積する権限、元本を取り崩す権限、またはこれらの権限行使が禁止されているか否かおよびその範囲、⑧元本および収益に対する実際のおよび予期される経済的効果、⑨調整権限行使により合理的に予期される課税の結果の9項目である²⁶。これらの判断要素は、受託者が信託財産を投資運用する際に考慮しなければならない要素として、統一プルードント・インベスター法2条(c)項が掲げる8項目を参考に定められている²⁷。

伝統的に受託者は、収益受益権と元本受益権の適切なバランスをとるためには、委託者の目的を確認し、受益者の経済的状況を知るのに必要な情報を収集し、委託者の目的が信託の利益により達成できる程度を判断したうえで、収益受益者に対して一定の収益を生み出すように信託財産のポートフォリオを組成することが求められてきた。ポイントは、収益受

²³ UPIA § 104 comment.

²⁴ Gerry W. Byer, “Annual Survey of Texas Law: Wills & Trusts”, 57 S.M.U.L. Rev. 1293, 1323 (2004).

²⁵ UPIA § 103 (b).

²⁶ UPIA § 104 (b).

²⁷ Uniform Prudent Investor Act § 2 (c)(1994). 同条項では、受託者が投資する際に考慮すべき要素として、①一般的な経済状況、②考えられるインフレまたはデフレの影響、③投資判断または投資戦略の予期される税の結果、④全体的なポートフォリオにおける各投資または行動が果たす役割、⑤元本の増加および収益により予期されるトータル・リターン、⑥受益者の他の資産、⑦収益の流動・定期的分配および元本の維持・増加の必要性、⑧資産が、信託の目的または受益者の一人もしくは一人以上の者との間で有している特別の関係または特別の価値、が規定されている。

益者に対して適切なレベルの収益を確保することであり、この点は、1997年法における調整権限の行使においても、変わらないとされた²⁸。

1997年法105条(a)項は、受託者に裁量権の濫用がない限り、受託者による調整権限の行使または不行使に関して、裁判所は介入しないと規定する²⁹。また、受託者は、調整権限の行使または不行使が裁量権の濫用に該当するか否かにつき、裁判所の指示(instruction)を求めることができる³⁰。受託者の申立てにおいて、提案する調整権限の行使または不行使の内容が示されており、また、調整提案の理由、受託者が依拠した事実の内容および収益受益者および残余権受益者に及ぼす影響に関する十分な情報が記されていた場合には、提案した権限の行使または不行使は権限の濫用ではないと推定され、それに異議を唱える受益者が、裁量権の濫用があったことの立証責任を負うとされる³¹。調整権限行使または不行使の判断における受託者の負担を軽減し、責任を限定するものといえる。

(3) 調整権限行使が禁止される場合

1997年法は、受託者が調整権限を行使することができないのは、調整権限行使により税控除を受けることができなくなり、収益が減少する場合³²、信託条項において確定された利益を変更することになる場合³³、調整権限を保有もしくは行使することにより課税対象となる場合³⁴、または受託者が利害関係を有する場合³⁵であると定める。

(4) 調整権限行使の例

1997年法のコメントでは、調整権限行使の例として次のようなものが挙げられている。例えば、Bに生涯にわたり収益を、Cに残余権を与えるという信託において、受託者が信託財産のポートフォリオを、プルーフデント・インベスター・ルールに基づいて変更した結果、収益受益者に対する分配が過少となった場合、受託者は、考慮すべき要素を勘案したうえで、必要な範囲で元本から一定の利益を収益受益者に分配することができる。また、同様の信託において、激しいインフレの期間に、信託財産たる債券が極めて高い収益を生み出したが、インフレのため元本の毀損が著しい場合において、受託者が考慮すべき要素を勘案したうえで、収益の一部を元本に組み入れることが適切と判断すれば、そうすることができる³⁶。また、受託者が、信託財産に属する財産として開発されていない土地を保有しているが、土地保有に係る税を、法の規定にしたがい収益から支払っていた場合において、受託者が収益

²⁸ UPIA § 105 comment.

²⁹ UPIA § 105 (a).

³⁰ UPIA § 105 (d).

³¹ Id.

³² UPIA § 104 (c)(1), (2).

³³ UPIA § 104 (c)(3), (4).

³⁴ UPIA § 104 (c)(5), (6).

³⁵ UPIA § 104 (c)(7), (8).

³⁶ UPIA § 104 comment.

受益者の利益分配のために必要と判断すれば、元本から収益に一定の財産を移転するよう調整することができる。

1997年法コメントに挙げられているこのようなアドホックな調整以外にも、一定の指標に基づいた調整をすることも可能である。例えば、受託者は収益受益者に対する利益分配のガイドラインとして、インフレ率を調整した一定額の支払い、信託期間内に分配される予定のディスカウトされたキャッシュ・フローの一定割合の支払い、当該信託の過去のリターンに基づく支払い、市場指標に連動する支払い、またはこれらを組み合わせた手法などである。いずれも受託者の公平義務を履行するために許容される調整権限の行使方法と考えられており、複数受益者間における信託の利益または支出の公正な分配のために、幅広い調整方法が認められているといえる³⁷。

(5) 1997年法の課題

1997年法においては、収益の意味するところが、年ごとの損益という概念に基づいており、これにより信託の利益の柔軟な分配が困難であった³⁸。また、トータル・リターンを求めたプルーデントな投資が、複数受益者の利益を公平に調整するのに十分な収益を生み出しておらず、受託者が信託を公平に管理することができないことを要件として、調整権限行使が認められており、調整権限行使可能な範囲が限定的であった³⁹。さらに、調整権限の行使においては、信託の目的や委託者の意思、どの受益者を優先的に取り扱うことが意図されていたかなどの考慮要素につき、受託者の主観的な判断に委ねられていると指摘されており⁴⁰、調整権限行使の基準が不明確であるため、受託者の裁量権濫用を理由として受益者により提訴されるおそれが懸念された⁴¹。

2. 2018年法

2018年法は、1997年法の基本的枠組みを踏襲しているが、超長期の信託期間を有し、受託者に信託の利益分配に関する絶対的裁量権を与える裁量信託が増加していることに対応して、信託の利益または費用の調整に関する柔軟性を高めるため、受託者の調整権限行使の要件を緩和することとなった。

(1) 要件

2018年法203条(a)項は、「信託条項または本法に別段の定めがない限り、受託者は、調整権限を行使することにより信託を公平に管理することを促進すると判断したときは、裁

³⁷ Lyman W. Welch, *Brave New World of Total Return Laws*, 2002 June 141 *Tr. & Est.* 24, 26 (2002).

³⁸ UFIPA § 203 comment.

³⁹ *Id.*

⁴⁰ Welch, *supra* note 37, at 27.

⁴¹ Christopher P. Cline, Esq., *The Uniform Prudent Investor and Principal and Income Acts: Changing the Trust Landscape*, 42 *Real Prop. Prob. & Tr. J.* 611, 654 (2008).

判所の承認を得ることなく、記録により、収益と元本を調整することができる。」と規定する。1997年法のもとでは、信託を公平に管理することができない場合に限り調整権限行使が許容されるとされていたが、2018年法では、受託者が調整権限の行使により信託を公平に管理することを促進すると判断した場合には、収益と元本の調整ができることになった。1997年法よりも調整権限行使の要件が緩和されている。

(2) 考慮しなければならない要素

1997年法と同様に、2018年法においても、受託者が調整権限を行使する際に考慮しなければならない要素を定めている。すなわち、①信託条項、②信託の性質、利益給付の基準、予期される信託の期間、③元本と収益の特別な調整を含む信託の利益の割当てに関するルールの影響、④収益の流動性または定期性が求められる程度、⑤元本の維持または増加が求められる程度、⑥受益者が資産を使用する、またはその可能性の程度、⑦受託者が合理的に判断する元本の価値の増減、⑧信託条項において受託者が収益を蓄積する権限、元本を取り崩す権限、またはこれらの権限行使が禁止されているか否かおよびその範囲、⑨受託者が収益を蓄積しまたは元本を取り崩した程度、⑩現在のまたは合理的に予期することができる将来の経済状況の効果、⑪権限行使により合理的に予期される課税の結果、である。

2018年法は、基本的に1997年法の内容を維持しているが、考慮要素が若干増えている。留意すべきは、1997年法では、「信託の目的」および「委託者の意思」が考慮しなければならない要素として掲げられていたが、2018年法ではこれらの要素が削除され、代わりに「信託条項」が挙げられている点である。これは、信託の目的や委託者の意思といった要素は、ときに推測を要し、見解が分かれる主観的なものであることに鑑みて、信託条項という客観的な要素に置き替えることにより、受託者の負担を軽減することを意図したものである⁴²。

なお、これらの考慮要素は、1997年法においては、受託者が調整権限を行使する場合に考慮しなければならないものとされていたが、2018年法では、調整権限行使の場合のみならず、収益信託からユニットラストへの変更、ユニットラストの計算方法の変更、ユニットラストから収益信託への変更の場合においても、考慮しなければならない要素とされている⁴³。

(3) 調整権限行使の禁止

調整権限の行使が禁止されるのは、調整権限行使により税控除を受けることができなくなり、現在の収益受益者に対する分配額が減少する場合⁴⁴、信託条項において確定された利益を変更することになる場合⁴⁵、調整権限を保有または行使することにより課税対象とな

⁴² UFIPA § 201 comment.

⁴³ UFIPA § 201 (d).

⁴⁴ UFIPA § 203 (e)(1). ただし、調整が、信託のトータル・リターンを、現在の収益受益者および後続受益者の間で合理的に割り当てるためにされる限りにおいて、禁止されない。

⁴⁵ UFIPA § 203 (e)(2), (3).

る場合⁴⁶、受託者が利害関係を有する場合⁴⁷、調整権限を保有または行使することにより、調整された元本または収益が、公的給付制度において利用可能な資産または収益とみなされる場合⁴⁸、信託がユニトラストである場合⁴⁹である。

1997年法においては、受託者が受益者の一人である場合、または調整権限により受託者が直接的もしくは間接的に利益を受ける場合、受託者は調整権限の行使ができないと定められていた⁵⁰。ただし、利害関係のない共同受託者が存在し、信託条項において共同受託者による調整権限の行使が禁止されていないならば、その共同受託者が調整権限を行使することが可能とされていた⁵¹。他方で、利害関係のある受託者が、調整権限行使のために、利害関係のない共同受託者を新たに選任することができるか否か不明であった。2018年法は、調整権限を行使可能な共同受託者が存在しない場合、調整権限の行使のために、受託者が新たに共同受託者を選任することも許容している⁵²。ここでも、調整権限行使の範囲の拡大が図られているのである。

(4) 調整権限に関する義務

1997年法と同様に、2018年法も、受託者に裁量権の濫用がない限り、受託者による調整権限の行使または不行使に関して、裁判所は介入しないとする⁵³。また、受託者は、調整権限の行使または不行使が裁量権の濫用に該当するか否かにつき、裁判所の指示(instruction)を求めることができる⁵⁴。

第3次信託法リステイトメントは、信託の収益により、受託者が公平義務を履行することができない場合には、制定法により制限されていない限り、調整権限を行使する、またはユニトラストへ変更する義務を負うと定める⁵⁵。1997年法においては、受託者が調整権限を行使する積極的義務を負うか否かについては、何ら規定が存在していなかった⁵⁶。これに対して2018年法は、受託者に調整権限を行使する義務またはその行使を検討する義務を負わ

⁴⁶ UFIPA § 203 (e)(4), (5), (6).

⁴⁷ UFIPA § 203 (e)(7).

⁴⁸ UFIPA § 203 (e) (8).

⁴⁹ UFIPA § 203 (e)(9).

⁵⁰ UPIA § 104 (c) (7), (8).

⁵¹ UPIA § 104 (d).

⁵² UFIPA § 203 (f) (2).

⁵³ UFIPA § 202 (b). このことは、203条における調整権限の行使のみならず、ユニトラストに係る変更権限の行使、および収益と元本に対する利益や費用の分配その他収益と元本に関する決定にも適用される。See UFIPA § 202 (a).

⁵⁴ UFIPA § 202 (d).

⁵⁵ Restatement (Third) of Trusts § 111 (2012). 同条(b)項は、制定法上の調整権限またはユニトラストへの変更権限がない場合であっても、受託者は公平義務を果たすために受益者の権利を調整するエクイティ上の義務を負うとする。

⁵⁶ 1997年法を採択した州においても、受託者が信託の収益を調整する義務を負わないと定めるところが相当程度存在した。See Restatement (Third) of Trusts §111, Reporter's Note on cmt. b(1) (2012).

せるものではないことを明示する⁵⁷。

以上の規定は、一般的に、収益受益者と元本受益者の利益調整に係る信託事務処理について、基本的に受託者の判断を尊重し、その調整をめぐる受託者の公平義務違反の責任を限定するものといえることができる。ただし、受託者は一般的に、すべての受益者に対して公正かつ合理的であるところに基づいて誠実に行動する義務、そして信託条項に別段の定めがある場合を除き、信託を公平に管理する義務を負っている⁵⁸。信託の利益または費用が、収益または元本に過度に偏っている場合、何らかの方法で収益と元本の調整をしなかったことが、公平義務違反に問われる可能性は残るといえよう⁵⁹。

(5) 受益者に対する通知

1997年法においては、受託者が調整権限を行使する際に、受益者に対して通知しなければならないとする要件は定められていなかった。これに対して2018法は、受託者が調整権限を行使したときはその内容を、年次報告書に記載し、適格受益者(qualified beneficiaries)⁶⁰に送付するか、またはより簡易な方法で、少なくとも年に1回は、適格受益者に伝えなければならないと規定する⁶¹。受託者が裁量権を濫用したと解される場合には、裁判所は受益者に対して多様な救済を与えることができるが⁶²、その実効性を高めるために、情報開示に関する規定を整備しているのである。

IV. ユニトラストへの変更

1. ユニトラストの内容と意義

受託者の調整権限の範囲や、受託者による裁量権濫用に関する責任が問われる範囲は必ずしも明確ではない。受託者は、収益と元本の調整のため、ユニトラスト(unitrust)への変更が認められる場合がある。ユニトラストとは、信託財産がいくら収益を生み出したか、その元本がいくら増加したかにかかわらず、現在の収益受益者に対して、適宜定められる信託財産の純資産価値(net value)の一定割合を、定期的に支払わなければならないとするもの

⁵⁷ UFIPA § 203 (b).

⁵⁸ UFIPA § 201 (a) (1), (2).

⁵⁹ 1997年法も2018年法も、受託者は調整権限のすべてまたは一部を放棄することができると定めているが、その要件として、受託者が権限を保有または行使することが、調整権限の行使の禁止事項に該当するか、または税制上不利になることが求められている。

See UPIA § 104 (e), UFIPA § 203 (g).

⁶⁰ 一般的に、信託の収益または元本の分配を受ける者または分配を受けることが許されている者をいう。See Uniform Trust Code § 103 (13).

⁶¹ UFIPA § 203 (k).

⁶² 受託者に裁量権の濫用があったと解されるとき、裁判所は、受託者に対して調整権限の行使もしくは不行使、受益者に対する利益の分配、または将来の利益の留保を命ずることができる。また、受益者に対して利益の返還を命ずることも可能とされている。See UFIPA § 202 (c).

である⁶³。

受託者は、このようなユニットラストへの変更により、収益に割り当てられるリターンを最大化すること、または元本に対するリターンとのバランスに煩わされることなく、トータルリスクとリターンにもとづいて、投資することができる⁶⁴。現在と将来の受益者がいわばパートナーとして利益の分配を受ける権利を持ち、受託者はトータルの利益の最大化に注力できることになるのである⁶⁵。また、ユニットラストを利用すると、受託者が収益受益者の必要に応じて、その裁量により元本を取り崩して信託の利益を収益受益者に給付するという枠組み自体が不要となり、残余権受益者から提訴されるリスクも低減されることになる⁶⁶。すなわち、収益と元本を適宜、事後的に調整する権限を行使する必要性が小さくなり、調整権限の適法性をめぐる争いの防止を図ることができるのである。

1997年法においては、ユニットラストへの変更権限に関する明示的な規定は存在していなかったが、同法 105 条コメントにおいては、受託者の調整権限の一つとして、ユニットラストへの変更も含まれると述べられていた⁶⁷。また、多くの州制定法では、ユニットラストに関する規定が設けられ、各州の元本および収益に関する制定法に組み入れられることになった⁶⁸。このような流れを受け、2018年法では、301条から309条において、ユニットラストに関する規定が整備されることとなった。

2018年法 303条(a)(1)項では、受託者は、裁判所の承認を得ることなく、書面でユニットラスト方針 (unitrust policy) を定めることにより、収益信託 (income trust) をユニットラストに変更する権限を有すると規定されている⁶⁹。収益信託からユニットラストへの変更は、信託条項において信託の利益の分配に関する定めがあったとしても可能である⁷⁰。例えば、受託者が信託条項により収益を蓄積する、または元本を取り崩す権限を与えられていたとしても、ユニットラストへの変更が妨げられるわけではない。逆に、ユニットラストに変更されたとしても、受託者の利益分配権限に関する信託条項の効力には影響を及ぼさない。2018年法は、収益と元本の調整においてより柔軟性を高めるという理念に基づき、信託の利益の分配に係る信託条項が定められている場合でもユニットラストへの変更を許容しているのである。

⁶³ UFIPA § 301comment. ユニトラストは、公益残余信託が税制上の控除を受けるために、信託財産の当初価値の一定割合を非公益の受益者に、少なくとも毎年分配することが求められる公益残余のユニットラスト (charitable remainder unitrust) に由来する。

⁶⁴ Benjamin S. Candland, Stephen W. Murphy & Abbey L. Farnsworth, *Intricacies of the Uniform Principal and Income Act – Part 3*, 45 Est. Plan. 3, 5 (2017).

⁶⁵ Welch, *supra* note 37, at 25.

⁶⁶ UFIPA § 301 comment.

⁶⁷ UPIA § 105 comment.

⁶⁸ Candland, Murphy & Farnsworth, *supra* note 64, at 5; Restatement (Third) of Trusts § 111 Reporter's Note on cmt. c (2012).

⁶⁹ UFIPA § 303 (a)(1).

⁷⁰ UFIPA § 302 (b).

また、ユニットラスト額の算定率および算定方法の変更、ユニットラストから収益信託への変更も可能であるとされている⁷¹。

2. 要件

受託者がこのような変更権限を行使する要件は、受託者が当該変更により信託の公平な管理を促進すると判断すること、2018年法306条の規定に従い、適格受益者等に当該変更の提案を書面で通知すること（委託者には通知のコピーを送付すること）、そして一定期間内に適格受益者等から異議がなかったこと等である⁷²。「受託者が当該変更により信託の公平な管理を促進すると判断すること」という要件は、調整権限行使の要件と平仄を合わせている⁷³。他方で、受益者等への通知要件に加えて、一定期間内に異議がなかったことを要件としており、調整権限に比べて慎重な手続が求められている。これは、ユニットラストに関する変更権限の行使が、適宜の調整権限行使に比べて、相対的に長期にわたり受益者の利害に影響を及ぼす可能性を考慮したためと思われる。

受託者が変更の提案に対する異議を受け取った場合、受託者または受益者は、裁判所に対して、提案どおりの変更、修正された変更、または変更の中止の承認を求めることができる⁷⁴。また、受益者が受託者に対してユニットラストに関する変更を求めたが、受託者がこれを拒絶した、または行動しなかった場合、受益者は受託者に対して変更を命ずる申立てをすることができる⁷⁵。

受託者がユニットラストに関する変更権限を行使するときは、ユニットラスト方針 (unitrust policy) として、①ユニットラスト率またはユニットラスト率を定める方法(2018年法306条)、②対象財産の純公正市場価値(net fair market value)を評価する方法(同法307条)、ならびに③同法308条(算定の基礎となる期間)および309条(特別の税制上の優遇措置その他のルール)で規律されているルールを定めなければならない⁷⁶。受託者がユニットラストに関する変更権限を行使する際に考慮しなければならない要素は、収益と元本の調整権限を行使する際に求められる考慮要素と同じである⁷⁷。

3. ユニトラスト率

ユニットラストへの変更を承認している州制定法では、ユニットラスト率、すなわち収益受益者に対する利益分配率は、信託財産の総額の3~5%としているところが多いといわれている

⁷¹ UFIPA § 303 (a) (2), (a)(3).

⁷² UFIPA § 303 (b).

⁷³ UFIPA § 203 (a).

⁷⁴ UFIPA § 303 (c). See also Restatement (Third) of Trusts § 111 cmt.e (2012).

⁷⁵ UFIPA § 303 (e).

⁷⁶ UFIPA § 305 (b).

⁷⁷ UFIPA § 201 (e).

78. これは、アメリカ財務省規則において、ユニトラストにおいて収益受益者に支払われる額が、信託財産の公正な市場価格の3%以上5%未満であれば、信託のトータル・リターンの合理的な配分であると規定されているためである⁷⁹。2018年法は、収益受益者に対する利益分配率を年ベースで3~5%に限定しておらず、より柔軟に定めることを許容している⁸⁰。例えば、インフレ率や市場の金利に連動させることも可能であり、また、数年単位の資産価値の移動平均（rolling average）に基づく算定方法を採用することもできる。

4. ユニトラスト額の算定

ユニトラスト方針では、各々の信託財産の公正市場価値を評価する方法が規定されていないなければならない⁸¹。これには、財産の価値を評価する頻度およびその日付に関する定めが含まれる。受託者は、信託財産の公正市場価値をすべて加えた額から、信託財産責任負担額を控除して、信託財産の純公正市場価値を導き出す。これを基礎として、ユニトラスト方針に定められた2018年法307条(b)(3)から(9)項のルールを適用して算定された価格に、ユニトラスト率を乗ずると、ユニトラスト額が算出される⁸²。

5. ユニトラストに関する義務

調整権限と同様に、ユニトラストに係る変更についても、受託者に裁量権の濫用がない限り、受託者による調整権限の行使または不行使に、裁判所は介入しないとする⁸³。また、受託者は、ユニトラストに係る変更権限の行使または不行使が裁量権の濫用に該当するか否かにつき、裁判所の指示（instruction）を求めることができる⁸⁴。

前述したように、第3次信託法リステイトメントは、信託の収益により、受託者が公平義務を履行することができない場合には、制定法により制限されていない限り、調整権限を行使する、またはユニトラストへ変更する義務を負うとする⁸⁵。これに対して2018年法は、受託者が、ユニトラストへの変更、ユニトラスト額の算定方法の変更またはユニトラストから収益信託への変更を行う、またはこれらにつき検討する義務を負うものではないと明示する⁸⁶。受託者の権限として定めるに留めており、ユニトラストに関する変更義務を負わせるものではない。ただし、調整権限の箇所でも述べたように、受託者は一般的に、すべての

⁷⁸ Sitkoff & Dukeminier, *supra* note 9, at 676.

⁷⁹ Treas. Reg. § 1.643(b)-1 (2004).

⁸⁰ UFIPA § 306 (a). ただし、309条(b)(1)項は、特別の税制優遇を受ける信託である場合、または受託者が利害関係者である場合、ユニトラスト率は3~5%の範囲でなければならないと規定する。

⁸¹ UFIPA § 307 (a).

⁸² UFIPA § 307 comment.

⁸³ UFIPA § 202 (b).

⁸⁴ UFIPA § 202 (d).

⁸⁵ Restatement (Third) of Trusts § 111 (2012).

⁸⁶ UFIPA § 302 (e).

受益者に対して公正かつ合理的であるところに基づいて誠実に行動する義務、そして信託条項に別段の定めがある場合を除き、信託を公平に管理する義務を負っている⁸⁷。信託の利益または費用が、収益または元本に過度に偏っている場合、ユニットラストを含めて何らかの方法で収益と元本の調整をしなかったことが、公平義務違反に問われる可能性はあるといえるであろう。

6. 受託者が利害関係人である場合

受託者が受益者の一人であり、利害関係を有している場合、受託者はユニットラストへの変更権限を行使することができるのであろうか。できるとすれば、いかなる制限に服するのであろうか。

In re Heller 事件⁸⁸においては、受託者が残余権受益者である場合において、ニュー・ヨーク州法が定めるユニットラストへの変更権限を行使することができるか否かが争われた。この事件では、S が遺言により信託を設定し、妻 W を生涯受益者として指定し、信託の総収益か 40,000 ドルのいずれか多い額が分配されると定めた。また、2人の息子 Y らと2人の娘が残余権受益者として指定され、S の兄弟である F が受託者に選任されたが、F の死後は Y らが就任すると定められていた。S が死亡し、W が収益受益者として信託条項の定めにしたがって収益を受け取ったが、F が死亡した後に、Y らが（共同）受託者に就任した。Y らは、2003年3月にニュー・ヨーク州法にもとづいてユニットラストへの変更権限を行使し、その効果を当該州法の施行日である2002年1月に遡及的に適用することを求めた。その結果、W が受領する年間収益は70,000 ドルに減額されることとなった。

W の代理人 X が、ユニットラストへの変更の無効および Y らの受託者就任の撤回などを求めて、事実審理を経ない判決（summary judgment）を下すよう申立てをした。ニュー・ヨーク州検認後見裁判所（Surrogate's Court）が申立てを棄却したので、X が上訴し、Y らも交差上訴をした。同州中間上訴裁判所は、原判決を肯定し、最高裁への上訴を許可した。

ニュー・ヨーク州最高裁は、同州法が、利害関係のある受託者がユニットラストを選択することを妨げていないとした⁸⁹。また、同州のコモン・ローにおいては、受託者は、受益者の利益のためにのみ信託を管理する義務を負っており、受益者の利益が受託者と一致していたとしてもこの義務を免れないとしたうえで、受託者は、コモン・ローの原則として、ユニットラストへの変更権限が禁止されないと述べた⁹⁰。

他方で、次のように判示した。「受託者が利益を受けることになるユニットラストの選択は、裁判所により特別の注意をもって審査されることになる。ユニットラスト条項の適用が適切か否かを判断するためには、検認後見裁判所が、州法……に規定されている関連する判断要

⁸⁷ UFIPA § 201 (a) (1), (2).

⁸⁸ 849 N.E.2d 262 (N.Y. 2006).

⁸⁹ Id. at 265-66.

⁹⁰ Id. at 266.

素を適用したうえで、その手続を審査し、受託者の選択の公正さを確認することとなる。これらの判断要素の適用において、事実審理を経ない判決を否定する事実問題が存在することになる」⁹¹と。

また、同州最高裁は、ユニットラストの遡及的な適用につき、州法は受託者にユニットラストの発効日を決定する権限を与えているとして、これを肯定した。

本判決は、受託者が受益者を兼ねていたとしても、それだけでユニットラストへの変更権限の行使は妨げられないが、他方で、潜在的な利益相反の状態に鑑みて、その裁量権濫用の判断に際して、より慎重な検討が求められるとした。裁量信託の受託者が受益者として指定されている場合において、給付に係る裁量権が行使されるとき、裁量権濫用の有無の判断に適用されるのと同様の判断枠組みが採用されたといえる⁹²。

2018年法は、受託者が残余権受益者の一人であるなど利害関係人である場合、ユニットラスト率は3~5%でなければならないとし、信託財産の公正市場価格を評価する期間を暦年に限定している⁹³。1997年法を採択している州において、ユニットラストへの変更も調整権限の一つと解される場合には、利害関係のない共同受託者が存在し、信託条項において共同受託者による調整権限の行使が禁止されていなければ、利害関係のない共同受託者がユニットラストへの変更権限を行使することが認められると思われる⁹⁴。1997年法は、利害関係のない共同受託者が存在しなければ、ユニットラストに関する権限を行使することはできないとしていたのに対して、2018年法は、一定の客観的要件を充足すれば、利害関係を有する受託者がユニットラストに係る変更権限を行使することを許容しているのである。

V. 調整権限とユニットラストへの変更権限の検討

収益と元本を調整する権限の範囲や行使の基準は必ずしも明確ではなく、適宜収益と元本に利益を割り当てる権限を行使することは受託者にとって負担である。2018年法においては、1997年法に比べて、受託者が調整権限の行使に際して考慮しなければならない要素が相対的に客観化されたとはいえ、様々な考慮要素に基づいて、信託財産に生ずる利益または信託財産が負担する費用につき、割当ての有無とその額を、ある程度主観的に判断せざるをえず、調整権限の行使または不行使が、裁量権の濫用とされる可能性も考えられる。そうすると調整権限は、実際には使い勝手が良いとはいえないかもしれない。

この点、ユニットラストでは、収益受益者に分配される額が比較的容易に確定される。また、受託者に利益分配に関する裁量的な調整権限を行使すると、不満を抱いた受益者から裁量権濫用の責任を問われるおそれがあるが、ユニットラストにおいては、信託財産の価値が増大すると現在の受益者と残余権受益者の両者に一定の割合で分配され、その価値が下がると、

⁹¹ Id.

⁹² 木村仁「アメリカの裁量信託における受託者の責任」[2022-1]アメリカ法 36 頁参照 (2022年)。

⁹³ UFIPA § 309 (b).

⁹⁴ UPIA § 104 (d).

両者にとって損失となるので、紛争が生じにくいともいわれる⁹⁵。

他方で、一般的に調整権限の行使に比べて、ユニトラストへの変更の際に求められる要件は多く、受託者にとってどの程度負担が軽減されるのか不明である。また、信託財産に属する財産の中には、公正市場価格を評価することが困難なものが含まれる場合があり、ユニトラスト額を算定することが難しいことも考えられる⁹⁶。信託財産が収益をほとんど生み出さない場合、定められた収益を分配するためには、信託財産を処分しなければならないこともありうる⁹⁷。さらに、調整権限に比べて受益者から提訴される可能性が低くなるとはいえ、インフレ等で信託財産の市場価値が急激に増大した場合には、現在の受益者が受託者に対してより多くの分配を求めたり、信託財産の価格が下落した場合には、収益受益者が不満を抱いて提訴するおそれもあるであろう⁹⁸。

ユニトラストへの変更を基本としつつ、一定期間における市場動向により調整権限を用いて収益と元本を最終的に調整するという手法が適切である場合も考えられるであろう⁹⁹。

VI. むすびに代えて

1997年法は、伝統的な収益と元本に対する信託の利益または支出の割当てルールに加えて、受託者が事後的に収益と元本を調整できる権限を承認した点で、画期的であった。他方で、調整権限を行使することができるのは、受託者が調整権限を行使しなければ公平義務を果たすことができない場合に限られていた。

2018年法は、受託者が当該変更により信託の公平な管理を促進すると判断した場合には、調整権限を行使することができることとされ、調整権限を行使できる範囲が拡大された。他方で、調整権限の行使内容につき受益者に対する通知義務を明示しており、受託者による裁量権濫用から受益者を保護する措置を、一定の程度講じている。また、2018年法は、ユニトラストに関する規定を整備し、変更権限行使の要件等を詳細に定めている。特に、ユニトラスト変更提案を受益者等に書面で通知したうえで、一定期間内に異議がなかったことを要件としており、受益者の利益に対する配慮が伺える。さらに、受託者が調整権限またはユニトラストに係る変更権限を行使する際に考慮すべき要素を、より客観的に定めることにより、適法な権限行使の範囲を明確化することを意図したといえる。

全体的に2018年法は、伝統的な収益と元本の区別を維持しつつ、受託者が信託の利益および費用を、収益受益者と元本受益者に対して柔軟に割り当てる権限を広く認め、その権限

⁹⁵ Alvin J. Golden, Total Return Unitrusts: Is This a Solution in Search of a Problem?, 28 ACTEC L.J. 121, 128 (2002).

⁹⁶ Sheldon F. Kurtz, David M. English & Thomas P. Gallanis, Wills, Trusts and Estates § 10.6 at 432 (6th ed. 2021).

⁹⁷ Id.

⁹⁸ Golden, *supra* note 95, at 28.

⁹⁹ See Note, Promoting Trustee Adherence to the Fiduciary Duty of Impartiality: A Case for Enacting Unitrust Conversion Statutes in Conjunction with Equitable Adjustment Statutes, 28 U. Haw. L.Rev. 105, 135-36 (2005).

行使の指針を可能な範囲で明確かつ客観的に定めたものと評価することができる。受託者による裁量権行使の妥当性に関する法的予測可能性は、完全とはいえないが、一定の程度高められたといえるであろう。2018年法を採択している州はまだ少ないが、今後の広がり注目される場所である。

我が国の信託法では、条文上、収益と元本は区別されておらず、受託者は異種の受益者を平等に扱うことは要請されていない。また、信託行為において、収益受益者と元本受益者たる残余財産受益者が連続受益者として定められている場合、一般的には、残余財産受益者よりも、収益受益者の利益が優先されると解することができるであろう。したがって、ユニットラストへの変更等、収益と元本の調整を行う必要性は高くないとの指摘がある¹⁰⁰。しかしながら、各受益者の地位や権利が同内容でないときであっても、一部の受益者に信託の利益または費用が著しく偏って割り当てられることは、委託者が通常意図するところではないといえる。特に信託行為において、残余財産受益者に対する利益確保の必要性が定められているときは、過度の偏波行為は認められるべきではない。異種の受益者間であったとしても、信託行為に別段の定めがない限り、原則として一部の受益者が著しく偏った扱いを受けないようにすることが、受託者の公平義務の内容として求められるというべきであろう¹⁰¹。

信託財産の投資運用については、異種の受益者間の利益にかかわらず、原則としてトータル・リターンを最大化を追求することが求められるといえる¹⁰²。ただし、信託の目的、信託条項、利益分配の要件その他の事情によっては、許容されるリスクとリターンに応じた投資が必要になる¹⁰³。そのうえで、信託財産に生じた利益や信託財産が負担すべき費用が、一部の受益者に著しく偏ることになる場合には、受託者は、公平義務を履行するために必要な権限として、ユニットラストへの変更も含めて信託の利益または費用の分配に関する調整権限を行使できることが望ましい。

法的構成としては、第1に、信託の利益および費用に関する受託者の調整権限が、信託の目的の達成のために必要な行為（信託法26条）であるとして、その権限に含まれるといえるかが問題となる。そのような受託者の調整権限が、信託の目的や信託行為の定めから明らかであるときは、受託者の権限内といえるであろう。例えば、収益受益者の最低限の生活を維持することを目的とする信託において、信託財産の運用益のみではこの目的を達成できない場合には、必要最低限の額につき元本を取り崩して収益受益者に与える権限が認められていると解される可能性が高い。しかし、信託の目的や信託行為の定めから明らかでな

¹⁰⁰ 黒川健「受益者連続型信託における受託者の公平義務」判時2498号6頁（2021年）。

¹⁰¹ 道垣内弘人編『条解信託法』269頁（2018年）[沖野眞巳]。佐久間毅『信託法をひもとく』128頁（商事法務、2019年）も、「許される限度を超える場合には、（受託者は）公平義務違反とならないよう、何らかの措置を講ずる必要がある」と説く。

¹⁰² 道垣内弘人『信託法[第2版]』201頁（有斐閣、2022年）、新井誠監修『コンメンタール信託法』140頁（ぎょうせい、2008年）[木村仁]。

¹⁰³ 道垣内・前掲注100)140頁（例えば、劣後受益者に最低でも一定額を維持することが求められるといった場合を挙げる。）。

れば、ユニットラストへの変更も含めて利益や費用の調整権限が、当然に受託者の権限であると解することは困難であるといわざるをえない。

第2に、信託の変更により、信託の利益や費用を受益者間で調整する、またはユニットラストに変更するということが考えられる。しかしながら、信託行為において、このような受託者の変更権限が定められていない場合において、受益者の合意が得られないとき、信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかであるとして（信託法 149 条 2 項 2 号）、受託者の意思表示により、信託の利益または費用の帰属先やその割合を変更できると解することは難しいであろう。信託法 150 条における裁判所の命令による信託の変更についても、信託の利益または費用の帰属先またはその割合に関する変更が、信託事務の処理の方法に係る変更といえるかどうか、問題となるであろう。

裁判所の命令による信託の変更を柔軟に認めるという解釈も考えられるが、裁判所に申立てをする費用を考慮すれば、やはり、受託者が、信託財産から生ずる利益または信託財産が負担する費用を、受益者連続信託における受益者間で調整できる権限につき、立法的解決を検討する余地があるといえる。その際には、収益および元本に関するアメリカの統一州法の内容、そしてこれをめぐる議論が大いなる示唆を与えるであろう。

第1 受益者連続信託（遺言代用信託）

1 後継ぎ遺贈型受益者連続信託

受益者連続信託は、受益者としての地位が次々と変わっていく信託であるが、受益権の取得に条件や期限を定めること、終期を定めることも可能であるから、ある事象が生じると受益者の受益権が失われ、別の者に受益権が発生する信託を設定できる。かかる受益者連続信託の中で、受益者の死亡という事象により、他の者が受益権を取得するのが、後継ぎ遺贈型受益者連続信託である。すなわち、後継ぎ遺贈型受益者連続信託は、受益者連続信託の中の一類型である。

2 遺言代用信託

遺言代用信託は、委託者の死亡により受益権等を取得する旨の定めのある信託をいい、典型的には、委託者が財産を信託して、委託者生存中は委託者自身を受益者とし、委託者死亡後は委託者の配偶者や子などを受益者とすることによって、自己の死亡後における財産の分配を信託によって実現するものである。

3 両信託の関係

このように見てくると、後継ぎ遺贈型受益者連続信託で、かつ、自益信託すなわち委託者が第一受益者となって開始される信託が、遺言代用信託ということになる。（信託法90条1項1号の文言からすれば、他益信託で開始される遺言代用信託も可能なはずだが、現実にその実例を見たことはない。）。実際に、遺留分が問題となる主要な受益者連続信託は、遺言代用信託（＝委託者が第一受益者となる後継ぎ遺贈型受益者連続信託）である。

ところで、委託者の死亡により自益信託が終了し帰属権利者・残余財産受益者が残余財産を取得する信託は、遺言代用信託なのだろうか？自己の死亡後における財産の分配を信託によって実現する機能に着目すれば、死因贈与に類似した遺言代用信託と言ってもよいのかもしれない。しかし、委託者の死亡で終了するのだから、後述の死者による無制限なコントロールが問題になることはない。とすれば、やはり、いわゆる講学上の遺言代用信託とは呼べないのであろう。

ただし、遺留分制度の規律に服する点では、委託者の死亡で終了する自益信託も遺言代用信託（＝委託者が第一受益者となる後継ぎ遺贈型受益者連続信託）も同様である。とはいえ、委託者の死亡で終了する自益信託であれば、死亡する委託者からの受益権の付与はないので、後述する信託財産説か受益権説かという対立は生じないと思われる。

4 相続法秩序との関係

後継ぎ遺贈型受益者連続信託は、例えば甲を第一受益者、甲が死亡したら乙が第二受益者、乙が死亡したら丙を第三受益者とするといったように、もし存続期間の制限がなければ、財産の承継を何代も先まで決めることができる。その結果、死者による無制限なコントロールという相続法秩序との衝突が生じる。また、遺言代用信託は旧法下でも有効なものとしていたが、後継ぎ遺贈型受益者連続信託とともに、相続法秩序との衝突を引き起こすものとして利用の拡大を懸念する意見もあった。

この点。現行信託法は、旧信託法が「公益信託ニ関スル法律」と題名を改め、その大半の条項が廃止されたことに伴い、新法として制定された法律であるが、後継ぎ遺贈と受益

者連続型信託は異なるものであり、後継ぎ遺贈が民法上無効だとしても、後継ぎ遺贈型受益者連続信託を含む受益者連続信託の有効性を認めつつ、期間無制限ではなく30年という期間を定めることで財産処分の限界付けをして、相続法秩序との衝突を回避したものと解されている。すなわち、現行信託法は、90条で遺言代用信託の有効性を認めつつ、91条で相続法秩序との衝突を回避する工夫をしている。

第2 信託と遺留分（改正前の考察）

1 信託の設定と遺留分侵害の有無

信託の設定によって、遺留分侵害額請求を一律に免れるという効果が生じるものではないことには、ほぼ一致がある。生前信託に関しては、相続法改正前に、生命保険契約が遺留分減殺請求の対象とならないとした最判平成14年11月5日（**自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は、民法1031条に規定する遺贈又は贈与に当たるものではなく、これに準ずるものということもできない。**）と同様に、遺留分侵害の問題は生じないと解する余地があることを説く見解もあるが、結論として、遺留分制度の規律が及ぶとする（道垣内：信託法第2版66頁）。

例えば、遺言によって、被相続人＝遺言者＝委託者の全財産を信託財産とする信託が設定され、相続人でない第三者が受益権全部を取得した場合、相続人の遺留分が全面的に侵害されることになる。

また、全財産を信託財産として設定された遺言代用信託において、第一受益者である委託者の死亡により、共同相続人の1人が第二受益者として受益権全部を取得した場合、他の相続人の遺留分が全面的に侵害されることになる。

すなわち、生前の他益信託の設定は受益者に対する「贈与」、遺言による信託の設定は「遺贈」とみて、遺留分減殺請求の対象となり、遺言代用信託は、死因贈与に類する扱いとして、遺留分減殺請求の対象となる。

減殺の順番に関し、死因贈与は遺贈の後、生前贈与の前に対象になるとする東京高判**平成12年3月8日**があり、遺言代用信託も同様に考えられる。

本稿では、専ら遺言代用信託（＝委託者が第一受益者となる後継ぎ遺贈型受益者連続信託）を前提に遺留分を考察することとする。

要するに、遺言代用信託は、委託者が生前に受託者と信託を設定する合意をすることで、委託者の死後の財産の承継方法を定めるものであり、死因贈与と似た機能を有する。このため、死因贈与と同様に、民法の遺留分制度の規律に服する（条解信託法471頁）。

2 信託行為説・信託財産説・受託者説 VS 受益権説・受益者説

<信託設定のどの部分が遺留分を侵害しているか？>については、信託設定を侵害行為とみる信託行為説（信託財産説）と**受益者に対する受益権の付与**を侵害行為とみる受益権説が対立している。この対立を遺留分算定の基礎となる財産という点からみると、信託財産の価額とする信託財産説（受託者説）と受益権の価額とする受益権説（受益者説）という対立となる。

(1) 信託行為説は、委託者＝被相続人が、遺言代用信託を設定することにより本来なら相続財産となるはずだった財産の全部又は一部が受託者名義に置き換わっていること、信託財産の所有権が受託者に移転したことを遺留分の侵害とみる。遺留分算定の基礎

財産には信託財産の価額を算入する。遺言代用信託では、信託財産の価額が「（被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額に）その贈与した財産の価額」（現民法：1043条1項・旧民法：1029条1項）に算入されることになろう。遺留分減殺請求により、信託行為の効力が否定され、その結果、信託財産の移転が否定される。信託行為の一部しか減殺できない場合、信託財産の一部が遺留分権利者に帰属し、その結果、信託財産は、受託者と遺留分権利者との共有となる。受益者は、残された信託財産についての受益権を享受する。信託行為の効力を否定するのだから、遺留分減殺請求の相手方は、受託者である。信託行為説では、信託破壊、すなわち、信託行為の効力が否定されるため信託関係者（信託債権者、受託者、他の受益者）への影響が大きいという問題がある。

(2) 対して、受益権説は、受益権の付与を遺留分の侵害とみる。遺留分減殺請求の結果、受益権の帰属が遺留分を侵害する限りにおいて否定され、否定された受益権が遺留分権利者に移転する。信託行為の効力や信託財産の移転に影響はない。受益者の受益権帰属を一部しか減殺できない場合、遺留分侵害の割合に応じて割合的に受益権が遺留分権利者に移転する。その結果、受益権は受益者と遺留分権利者との準共有となる。遺留分算定の基礎財産には受益権の価額の総額を算入する。遺言代用信託では、受益権の価額の総額が「被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額」に算入されることになろう。遺留分減殺請求の相手方は、受益権の取得によって遺留分を侵害している受益者である。受益権説に対しては、受益権の経済的価値は遺留分額に満たない、受益権総額が信託財産には及ばず、遺留分権利者が不利益を被る、との指摘がある。

(3) 遺言代用信託において遺留分を算定する際の基礎となる「被相続人が相続開始の時ににおいて有していた財産」（民法1043条1項）は受益権であることから、受益権説が有力なようである。ただし、受益権の時価評価は極めて困難なものであるため、裁判実務において受益権説を実施できるのか？という疑問もある。しかし、受益権価額の評価は、信託財産の評価と比較すると困難だが、他の権利価額評価と同じく最終的には鑑定人によって評価されるものであるから（現民法：1043条2項・旧民法：1029条2項）、受益権に特有の問題ではない、ともいえる。

なお、東京地裁平成30年9月12日判決は受益権説を採用しているが、遺留分算定の基礎となる財産を信託財産の価額（固定資産評価額）としている点で、信託財産説VS受益権説の議論に照らし不整合であるとの指摘がある。

3 遺言代用信託（＝委託者が第一受益者となる後継ぎ遺贈型受益者連続信託）における受益権の取得

遺言代用信託において、第二受益者以後の受益者は、先順位の受益者からその受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得するものと法律構成される（寺本昌弘「逐条解説 新しい信託法」260頁－261頁）。

例えば、父：X、子：A及びB（Aには子C、Bには子Dがいる）という家族を前提に、委託者兼第一受益者がX、第一受益者死亡時の第二受益者が子であるA及びB、第二受益者死亡時の第三受益者は常にAの子であるCだとする（Bの死亡時の第三受益者もCである）。少なくとも受益権説においては、委託者兼第一受益者Xの死亡時点（第二受益者で

あるAやBの死亡時点ではない。)を基準として、第二受益者は存続期間の不確定な(すなわち、自己の死亡時を終期とする)受益権を、第三次受益者も存続期間の不確定な(すなわち、第二受益者の死亡時を始期とし自己の死亡時を終期とする)受益権を取得したものととして、各受益権の価額等について必要な算定がなされるべきものと考えられる。第三受益者Cの権利取得は、委託者兼第一受益者Xの死亡によりXから直接に取得するものであって、第二受益者であるA又はBの死亡は受益債権の履行請求を可能ならしめる期限(請求始期)にすぎず、A又はBからの権利取得ではない。

したがって、第二受益者であるAやBの死亡に基づく各相続における遺留分は、本遺言代用信託においては問題とならない。

受益権説を前提に、遺言代用信託における遺留分を考察すると、委託者兼第一受益者Xの死亡に基づく相続における遺留分算定の基礎となる受益権に関しては、第三受益者が取得する受益権まで射程に入れるべきだと考えられる。すなわち、遺留分侵害の有無・侵害額を明らかにするためには、委託者兼第一受益者Xの死亡時点で、将来の不確定期限で受益者に取得される受益権をも算定しなければならないと考えられる。

例えば、第二受益者Bに第二受益権全体の4分の1を取得させても、その価額は、A、B、及びCの全ての受益権(=第二受益権+第三受益権)の総和の4分の1には足りない。とすれば、仮に他に相続財産が無かった場合には、委託者兼第一受益者Xの死亡に基づく相続に関して、Bには遺留分侵害が認められ、AやCに対して遺留分侵害に基づく請求権を行使できることになるはずである。また、第三受益者Cが第二受益者であるA又はBの死亡により受益権の利益を享受できるまで待っている1年間の行使期間(民法1048条)を徒過してしまうため、Bは委託者兼第一受益者Xの死亡を知ってから1年以内に、第三受益者Cに対しても遺留分侵害額請求権を行使する必要があるだろう。

第3 信託と遺留分(改正後の考察)

1 遺留分侵害に関する改正の内容

相続法改正により、①遺留分権利者の権利は、遺留分侵害額の請求という金銭債権だけとなり、②侵害者=支払義務者には、相当の期限を許与することが可能であり、③遺留分算定の基礎となる相続人に対する贈与は、原則として相続開始前10年間の贈与に限定された。

所有権(財産)の移転先を重視する信託行為説(信託財産説)は、相続法改正前の遺留分減殺請求(の物権的效果と現物返還の原則)と親和的であった。しかし、相続法改正後の遺留分制度では、遺留分侵害額請求という金銭債権に変更された。そこで、この改正が及ぼした影響について検討する必要がある。

2 遺留分制度の制度趣旨

相続法改正後の遺留分がいかなる価値を保障しているか?については、相続分の一部の価値的保障とする見解(見解 α)と、遺留分制度固有の目的に即した一定の保障であるとする見解(見解 β)に分かれる。

改正前の遺留分減殺請求権の前提には、法定相続が被相続人の財産承継に関する原則(デフォルトルール)であるとの理解がある。そして、遺留分は、不可侵的な法定相続権であり、相続財産の一定範囲を法定相続人(の一部)に留保するものと理解されていた。

しかし、改正後の金銭債権化のもとでは、遺贈・贈与を減殺する（＝無効化する）という概念はなくなり、物権的效果が否定されていることから、遺留分が相続財産そのもの（の一部）を保障しているという理解は維持されていない。従って、信託設定により信託財産が受託者に移転し、遺留分権利者に留保されていた相続財産が侵害されたという観点から信託行為説（信託財産説）を根拠づけることは難しくなったと考えられる。

しかしながら、遺留分侵害の効果として物権的效果が否定されたことにより、信託行為説（信託財産説）が一切否定されることにはならないであろう。なぜならば、相続財産を金銭的価値の形で捉え、遺留分も、相続財産そのものに対する支配権ではなく、金銭的価値として保障されるものと考えることができる。すなわち、遺留分は、法定相続制度を原則（デフォルトルール）とした相続財産に対する価値的期待であって、相続法改正後も相続財産の一部を金銭的価値として保障するものと捉えることができるからである。この理解（見解α）からすれば、信託行為説（信託財産説）のように、被相続人の相続財産から逸出した財産に焦点が置かれ、遺留分の算定にあたっては、信託財産が基礎財産に算入されることになる。

これに対して、見解βは、遺留分侵害の効果が金銭債権化したことにより、「遺留分は相続分を一部保障（最低保障）するものであるとの理解と距離を置き、遺留分とは、（法定）相続権の外で、すなわち、相続とは異なる根拠に基づく固有の権利として、一定の者に（法定相続人とは限らない）、遺留分制度固有の目的（例えば、遺族の生活保障や遺産の形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算）から付与されるものであるとする（見解β）。この理解（見解β）からすれば、被相続人の相続財産から逸出した財産に焦点が置かれることが当然に要請されることはなく、受益権説との親和性を見出すことが可能である。加えて、法定相続を被相続人の財産承継に関する原則（デフォルトルール）と位置付けることなく、被相続人による財産処分の尊重（遺言自由の原則）を前提としている点に鑑みると、受益権説のように、被相続人が設定した信託に影響を及ぼすことなく、受益権に主眼を置いた利益の調整を行うことが適当であるとみることができる。

なお、相続法改正に関する現在までの議論を見る限り、遺留分の理解において明確な見解の一致があったわけではなく、一方で、遺留分侵害の効果において金銭債権化がなされ、他方で、遺留分の請求主体・請求額について相続資格・法定相続分を基準とする点が維持された改正法の下での法定相続と遺留分との関係性は、明らかではない。

3 相続法改正による影響

(1) 信託行為説では、信託の設定行為によって侵害された額に相当する金銭債権が発生し、請求の相手方は受託者となる。この金銭債権に係る債務は、信託財産責任負担債務になると考えられるが、受託者の固有財産まで引き当てになるのか？それとも信託財産に限定された信託財産限定責任負担債務なのか？は難しい問題である。

筆者としては、信託法21条2項各号には該当しないので、信託財産に責任財産を限定しない信託財産責任負担債務であり、信託法21条1項9号「信託事務の処理について生じた権利」に係る債務と考えたい。

なお、受益権説を支持する道垣内：信託法第2版67頁は、「受託者が固有財産で負担する理由はなく、したがって、受託者はその支払いを信託財産に属する財産をもって行うこと、または、固有財産に属する財産をもって行ったうえで、信託財産から償

還を受けることができる（信託法48条1項）。しかし、そうすると、他者の遺留分を侵害しないかたちで受益権を取得した者が存在するときにも、信託設定全体が影響を受けることになり、・・・信託法の詐害信託の規律（善意の受益者保護）と一貫しない。」としている。

また、遺言代用信託の設定により共同相続人の1人が受益者となった場合、信託設定が10年以上前であれば、信託設定時＝遺留分侵害時とみて、遺留分算定の基礎に算入されないと考えられるのだろうか？

筆者としては、死因贈与の対象財産も遺贈と同じく「被相続人が相続開始の時に所有した財産」に含まれるので、遺言代用信託の場合にも、死因贈与に類する扱いとして、信託財産が遺留分算定の基礎に算入されると考えたい。

なお、仮に、受託者が信託財産を換価処分して遺留分権利者に金銭を交付する場合には、改正前と同じく、信託破壊の問題が生じる。また、信託財産の減少に対し、受託者の信託事務として金銭調達権限が求められるとともに、受託者の固有財産からの支払いが問題となりうる。

- (2) 受益権説では、受益権の帰属により侵害された額に相当する金銭債権が発生し、請求の相手方は受益者となる。この金銭債権は、受益者に対する金銭債権となり、その引き当ては受益権に限定されず、受益者の財産全体が引き当てになる。

なお、受益権価額の評価が、信託財産の評価と比較すると困難である点は改正前と変わらない（ちなみに信託財産説においても、遺留分権利者（相続人）が受益権の一部を取得した場合には、遺留分侵害額を算定するにあたって、同人が取得した受益権の価額を評価して遺留分価額から控除する必要がある。）。

また、委託者＝第一受益者の死亡時に受益権を取得する受益者が、相続開始時に現に受益的給付を受けていない場合でも、請求があれば遺留分侵害額の支払いを負担しなければならない。このとき、直ちに金銭が準備できない場合には、「裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、金銭債務の全部又は一部につき相当の期限を許与することができる（民法1047条5項）」が、この相当期限の判断は容易なものではないであろう。

さらに、遺言代用信託（＝委託者が第一受益者となる後継ぎ遺贈型受益者連続信託）では、第二受益者（子）の死亡時に受益権を取得する第三受益者（孫）に対する遺留分侵害額請求も考えられるが、現に存在する第三受益者（孫）の受益権の利益享受が開始されるまで期限の許与をするのか？委託者＝第一受益者の死亡時点に第三受益者（孫）が存在していない場合にも遺留分侵害額請求ができるのか？も難しい問題である。

＊ 参考文献

- ・2021/8/10 発行『事業・財産承継の法務と税務（信託をいかに活用するか）』（清文社）第4章信託と遺留分（田中和明）
- ・2019/12/20 発行『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究』（（トラスト未来フォーラム）信託と遺留分に関する一考察（木村敦子）

4 道垣内説

道垣内：信託法第2版67頁は、受益権説を支持しており、「（遺留分算定の基礎とな

る) 相続財産の価額は、信託財産に属する財産ではなく、受益権の価額を基準として算定され、受益権取得によって他者の遺留分を侵害した受益者は、金銭的な支払義務を遺留分権利者に対して負うことになる应考虑すべきである。」としている。さらに、同68頁は、「受益権を取得した者が、他者の遺留分を侵害していないときでも、受託者として利益を得ている者(たとえば、信託報酬が多額の場合や、信託財産に属する不動産を管理のためという名目で実質的には利用できるなど)や、帰属権利者として利益を得ている者が存在する場合には、・・遺留分を侵害していると評価できる。」「東京地判平成30・9・12は、・・改正後の遺留分侵害額請求制度のもとでは、受託者が利益を得ているのだから、受託者に対して侵害額の支払いを請求できるというべきであろう。」としている。

5 能見説

*参考資料：トラス未来フォーラム平成29年3月発行「信託の理論的深化を求めて」における論稿(財産承継的信託処分と遺留分減殺請求)。ただし、遺留分減殺請求から遺留分侵害額請求へと民法が改正される前のものである。

(1)遺言による信託(信託遺言)の場合

まず、民法は遺留分を侵害する処分行為として遺贈と贈与を掲げているが(民法1046条など)、遺言による信託は遺贈、契約による信託は贈与に類するものとみられる。したがって、例えば遺言による他益信託を想定すれば、遺贈による遺留分侵害と同じく、遺言による信託により信託財産が遺産から流出し、相続人(遺留分権利者)に承継されなかった点が遺留分侵害になるとみられる(ただし、受益権説の道垣内先生は、遺言による信託の設定行為自体は遺留分侵害の問題とは無関係であり、ここでも受益者への受益権帰属が遺留分を侵害するとみるようである。)。したがって、遺言による信託設定が遺留分を侵害する行為であり、遺留分算定にあたっては、遺贈と同様に、流出した信託財産を基礎とする信託行為減殺説(信託財産説)が素直な帰結となるであろう。

(3) 契約による信託(信託契約)の場合

遺言代用信託には、遺言による信託とは異なり、生前に効力を生じている点で贈与に近い要素がある。しかし、被相続人ではない第三者が受益者となるのは委託者兼第一受益者が死亡した後である点で、死因贈与に近いといえる。すなわち、遺留分侵害が生じるのは、遺言による信託と同じく、委託者兼第一受益者が死亡した後である。また、遺言代用信託では、信託設定から委託者兼第一受益者の死亡時までの間、受託者による信託事務がなされ、その期間は相当長い場合も考えられる。すなわち、一定期間有効な信託として受託者による信託事務が行われた後、委託者兼第一受益者の死亡によって遺留分侵害が発生し、遺留分権利者による権利行使が行われる。だとすれば、遺言代用信託では、委託者が受益者である間の信託は遺留分を侵害せず、減殺の対象にならない。信託行為のうち委託者以外の第三者(相続人を含む)を受益者とする信託の部分だけが遺留分を侵害すると考えるべきである。その結果、遺留分減殺請求権が行使されても、委託者が受益者である間の信託にまでは減殺の効果は遡及しない。第三者(相続人を含む)を受益者とする信託の部分だけが減殺される。すなわち、信託行為減殺説からは信託行為の効力が否定されるが、信託設定時までは遡及せず、委託者兼第一受益者の死亡時以降に限って信託行為の効力が否定されるのである。

この見解からは、遺留分算定の基礎に算入されるのは、信託設定時の信託財産ではな

く、委託者兼第一受益者の死亡時の信託財産となるはずである。

(4) 相続法改正の影響

相続法改正により、遺留分減殺請求という形成権は遺留分侵害額請求という金銭債権に変わり、信託破壊という信託行為減殺説のデメリットはほぼ解消された（ただし、遺留分侵害額請求に対応するための信託財産の処分による信託破壊の可能性は残っている。）。したがって、相続法改正後も能見説が支持される理由は十分にあると考えられる。

ただし、遺留分侵害額請求に係る受託者の債務が信託財産責任負担債務（できれば、信託財産限定責任負担債務であることが望ましい）であることの信託法上の根拠が信託法 21 条にあるのか否か（遺留分侵害額請求を受けることが信託事務なのか？）は、難しい問題である。

第 4 受益権の評価方法

1 受益権の評価が問題となる場面

受益権は、受益債権を中核とする権利であるが、譲渡性があり（信託法 93 条 1 項本文）、相続の対象になる（民法 896 条本文）。そのため、受益権の譲渡や相続の際の時価評価が問題になる。また、評価方法に関し、譲渡所得税や相続税・贈与税の課税場面における税務上の評価方法と売買又は遺産分割・遺留分侵害額請求権行使の際の時価評価という法務上の評価方法は異なるものとなる。

2 税務上の評価方法

税務上の評価方法は、財産評価基本通達 202 による。まず、①元本と収益との受益者が同一人である場合は、課税時期における信託財産の価額による。②元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合は、課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額による。対して、③元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合は、次に掲げる価額によって評価する。すなわち、イ：元本を受益する場合は、課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額となる。ロ：収益を受益する場合は、課税時期において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額となる。

つまり、受益権の時価評価は、信託財産の時価評価に等しいものとみたく、受益権が元本受益権と収益受益権に分離している場合は、受益権の価額から収益受益権の価額を控除することによって元本受益権の価額を算出するものとし、収益受益権の価額は、将来に向けて受益が継続する期間の受益の総額を推算して現在価値に引き直したものである。

3 税法の規律

相続税法 9 条の 2 は、信託の設定や継続中における適正な対価の負担のない受益権の取得に関して、贈与又は遺贈により取得したものとみなして贈与税又は相続税の課税を導いているが、その際に、受益者は「当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして」（相続税法 9 条の 2 第 6 項）とされており、受益権の価額は、信託財産の総額から信託財産責任負担債務の総額を控除したものとされている。ま

た、所得税法13条では、受益者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる（所得税法13条）。さらに、所得税法33条に関連する通達では、受益権の譲渡が行われた場合には、信託財産の全部が一括して譲渡されたものとされ、受益権の消滅後に後継受益者が受益権を取得した場合も、これに準ずるものとされている。

4 法務上の評価方法

(1)まず、信託の変更等における受益権取得請求（信託法103条）の場面では、裁判所による受益権の価格決定手続が定められている（信託法104条）。そして、この受益権取得請求権に係る受託者の債務は、信託財産限定責任負担債務とされており（信託法21条2項3号、同法104条12項）、受託者が受益権を取得すると当該受益権は消滅するとされている（信託法104条13項）。したがって、受益権取得請求権行使の場面での受益権の価格は、信託財産の価格に等しいものと考えることができる。

(2)これに対し、遺留分侵害額請求権を行使する場面等ではどうだろうか？ 遺留分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して算定され（民法1043条1項）、「条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。」（民法1043条2項）とされている。例えば、遺言代用信託（＝委託者が第一受益者となる後継ぎ遺贈型受益者連続型信託）の第二受益権は、「第一受益者の死亡を始期とする存続期間が不確定の権利」とみられるので、鑑定人の評価により価格を定めることが想定される。現時点では、この場面での評価方法に関し定説がない状況であるが、受益権（特に、民事信託の受益権）の流動性が低いこと、受益権が所有権ではなく存続期間が不確定の受益債権を中核とする権利にとどまることから、信託財産の価額よりも減額されるのではないかという意見が見られる（加藤祐司「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」判例タイムズ1327号18頁など）。

また、「（信託行為において）受益者がどのような条件に基づいてどのような給付を受けるかは定められているはずであり、受益者らが受けるべき給付の内容は抽象的には確定が可能である。そこで、このように確定された受益権の給付の内容・条件に基づいて各受益権（帰属権利者については残余財産分配請求権）の評価を行い、遺留分の侵害の有無を判断することになる。」（信託法の立案担当者である村松秀樹編著概説信託法237頁）という意見が見られる。しかし、筆者としては、例えば、必要な時に必要な相当額を支給するような民事信託においては、相続開始時点における受益権や残余財産請求権の評価は不可能なようにも思われる。

なお、商事信託（金銭債権信託・貸付債権信託）における信託受益権の時価は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式（DCF法）で算定されている。すなわち、将来キャッシュフローから所定の割引率をもとに現在価値が算出されている。

以上

受益者連続型信託における受益権評価方法
—遺留分侵害額請求に関して—
高橋倫彦

内容

1 本稿の目的と研究手法.....	1
2. 米国における遺留分類似の権利と受益権の評価方法.....	7
3. 日本の受益者連続信託の事例と受益権評価.....	16
4 受託者の裁量権の大きい受益者連続信託の遺留分減殺請求.....	20
5. 結語.....	21

1 本稿の目的と研究手法

受益者連続信託は高齢化社会の日本においてその活用が期待される財産承継制度である。受益者連続信託の法務の論点は多数あり、既に優れた先行業績が多々ある¹。しかし受益者連続信託の受益権の評価方法に関する研究はまだ少ない。そこで、本稿は法務の論点の内、遺留分侵害額請求に係る受益権の評価方法に絞って検討する。日本では民事信託の受益権について私法上評価方法が規定されていない。相続税法では財産評価基本通達に若干の評価方法の記載があるに止まる。米国では日本のような遺留分制度はないが、遺産税及び贈与税の課税のための受益権の評価方法が定まっている。そこで本稿では米国の評価方法を参考にして日本における遺留分侵害額請求の対象となる受益者連続信託の受益権の評価方法を実務家の視点から経済合理性に基づき、事例による計数的に分析を行う。

1-1 受益者連続信託の有用性

1-1-1 信託制度の利用価値

そもそも資産の移転を行う場合、資産の贈与、相続等による直接的移転は簡明であり、手間もコストもかからない。これに対しなぜ受託者の手を煩わせコストをかけて信託を使うのであろうか。例えば金銭を未成年の孫に良かれと思って贈与又は遺贈すると孫が貰った金銭を遊興に使ってしまう危険がある。それどころか孫の精神をスポイルしてしまう危険の方が問題である。信託を使えば贈与財産を受託者が管理するので、このような危険を避けることができる。受託者が信託金を管理・運用し、受益者である孫が成人した時とか大学に合格した時に孫に支給する。障碍のある子を持つ親は自分が亡くなった後の子の行

¹ 新信託法の公布後に多数の論考が発表されているが、最近の論考としては、道垣内弘人現代民法別巻「信託法」第2版弘文堂（2022年）66-67頁、西希代子「信託法と相続法—信託と遺留分制度との関係を中心として」信託研究奨励金論集（2022年）等がある。

く末が心配である。この親なき子問題の解決の一つの方法が受託者の裁量権が大きい信託である。受託者は親から受託した金銭を管理し、受益者である障碍のある子の生活費や療養費の支払い資金に充当する。また、資産家は自分亡き後の配偶者、子及び孫が困らないようにその資産を適切に管理し承継したい。このような跡継ぎ型又は継伝承継型の資産承継は遺言では対応できないが、受益者連続信託なら可能である。

1-1-2 受益者連続信託は家族の福祉に有用

受益者連続信託とは信託行為の定めに基づき、委託者自身を含めて複数の世代にわたってその福祉のために受益権を連続的に付与し、委託者の資産を後の世代に承継することができる長期の信託を言う。受益者連続信託は委託者の生前における自身の保障だけでなく、委託者の死後における生存配偶者、子、孫等家族の構成全員の保障を目的とする。これは委託者の死後における、委託者の意思凍結機能、受益者の連続機能、受託者による裁量機能、受益者への資産分配機能があるからである。このように長期に柔軟な財産管理を行う仕組みは遺言等民法の一般的制度にはないので、高齢化社会の日本において今後の活用が期待される。

1-1-3 信託の「半導体」としての価値

資産を移転するは直接移転ではなく移転時期を調節できる間接移転が望ましい場合がある。信託は資産移転の「導管」と言われるが、移転時期の調節の機能に着目すれば、信託は「半導体」である。今日情報の移転時期を自在に調整できる半導体は情報機器やインターネット発展に不可欠であり、人工知能AIの発展にその活用が期待される。資産の移転時期を調節できる信託受益権の価値は、贈与による直接移転より価値が高いのではなかろうか。

信託受益権は現物資産と比べて流動性が低いので価値が下がると言われる。しかし、信託商品では流動性が低い現物資産を信託受益権に転換して有価証券として流通させるので、信託受益権は現物資産と比べて流動性が高くその価値が上がる。

思うに、信託は信託財産を構成する資産の価値ではなく受託者の信認にこそ価値があるのではなかろうか。信託財産は受託者の管理・運用により収益を生む。信託商品は信託財産の管理・運用に関する専門家としての営業受託者の能力に価値がある。ものの価値は商品等の市場における交換価値のように客観的に決まるものもあるが、芸術作品等のように主観的に決まるものもある。家族信託の受益権の価値は家族の構成員にとって主観的に大切なものである。家族信託の受益権の価値を市場における流動性だけで評価するのは適切ではない。

1-2 信託は相続税等の租税回避ができるか？

現行の受益者連続型信託に関する税制は、この信託が租税回避に使われるとの誤った見方に基づく加重的課税により健全な受益者連続型信託の利用を阻害している。もちろん、信託を節税対策に使いたいという話はないわけではないが、そうした話の多くは委託者本人ではなく、資産の相続を期待する委託者の

推定相続人たちからであり、親である本人にその気がないので信託の設定に至らないことが多い。また、信託を使って節税になるように見える場合がないわけではないが、その多くは信託財産の評価額を不当に低く評価したために生じているのであって、信託の仕組みそのものが節税になるわけではない。資産の評価額を不当に低く評価すれば、単純な贈与により簡単に節税ができる。信託の仕組みを使う必要がない。受益者連続型信託の仕組みが租税回避になるかどうかについては、筆者の別稿「受益者連続型信託の評価特例について事例による計数的検証—この信託は租税回避行為になるか。条件付き権利をどう評価するか—」で検討しているのでご参照願いたい。

1-3 遺留分制度と遺留分侵害額請求

遺留分制度の信託への適用については、生命保険契約との比較から異論がないわけではないが、学説はその適用あるものとして一致している。信託により遺留分制度を潜脱して恣意的に資産承継することはできない。遺留分制度は平成30年（2018年）の民法相続編の改正の結果、減殺請求から侵害額請求になったが、遺留分侵害額請求については学説上意見が分かれている。

- 侵害行為を信託財産の処分にあると見て受託者に請求する信託行為説²、
- 受益権の取得にあると見て受益者に請求する受益権説³、
- その双方が侵害行為であるとする折衷説⁴とがある。

1-3-1 遺留分制度

- 遺留分の算定基礎財産の価額は被相続人の相続開始時の財産の価額に贈与財産の価額を加え債務の価額を控除して算出する（民法1043条）。
- 贈与は原則として相続開始前の1年間（相続人に対する贈与は相続開始前の10年間）にしたものに限り算入する（民法1044条）。
- 遺留分権利者の遺留分額は算定基礎財産の価額にその遺留分割合を乗じた額である（民法1042条）。
- 遺留分権利者は受遺者又は受贈者に対して遺留分侵害額相当の金銭の支払いを請求することができる（民法1046条1項）。
- 遺留分権利者の遺留分侵害額はその遺留分額からその受遺額又は受贈額及び特別受益額等を控除しその承継債務を加算した額である（以下「受遺額又は受贈額等」と言う。民法1046条2項）。
- 受遺者又は受贈者はその受遺又は受贈の目的の価額（その遺留分額を控除した額）を限度として遺留分侵害額を負担する（民法1047条）
- 遺留分侵害額請求権は相続の開始及び侵害を知った時から1年間行使しないと消滅する（民法1048条）。

² 能見善久「財産承継的信託処分と遺留分減殺請求」トラスト未来フォーラム編『信託の理論的進化を求めて』133頁（2017年）、角紀代恵「信託と遺留分」法律時報89巻11号72頁（2017年）等

³ 道垣内弘人前掲66-67頁等

⁴ 三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」早法87巻1号51-55頁（2011年）等

1-3-2 遺留分侵害額請求に関する学説に対する批判

受益者連続信託の場合、当初受益者である委託者の生存中は遺留分侵害が発生しないが、その後委託者が死亡し、その相続において遺留分の侵害が発生し、遺留分侵害額請求が行われる。信託行為説では信託の破壊が生じ、他者の遺留分を侵害しないで受益権を取得した者等の信託関係者に対して影響が及ぶとの批判がある⁵。

受益権説では受益権の評価が困難であるとの指摘がある。跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託の受益権は多くの場合、期限が不確定な（条件付きの）権利であるためその評価が困難であり、その価値は信託財産の価値より低くなるといわれている。また、受益者連続信託の受益者は多くの場合請求を受けた時点で信託財産の給付を受けていないので侵害額請求に対する支払いが困難である。本稿では学説の詳細には立ち入らない。

1-4 跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託の受益権の評価

跡継ぎ遺贈の受益者連続信託は先行する受益者が死亡するとその受益権が消滅し、後行の受益者が新たに受益権を取得する。

人は必ず死ぬので受益者の死亡は条件ではなく不確定期限である。しかし受益者にとって他人の死は条件になる。生命保険では被保険者の死亡事故が受益者に対する保険金の支払い事由になる。委託者の死亡により、受益権を取得した第二次受益者も、第二次受益者の死亡により受益権を取得した第三次受益者も、いずれも信託満期前に死亡するとその受益権が消滅する条件付き権利である。受益権を現有していない受益者に対して遺留分侵害額請求をすることは困難である。

遺留分侵害額請求において、条件付き権利または不確定な権利は家庭裁判所が選任した鑑定人の評価によることになっている（民法1043条2項）が、鑑定人はどのような評価基準に基づいて評価するのであろうか。受益者への給付に受託者の裁量権が大きい場合は受益権の評価は困難である。

1-4-1 連続する一連の受益権

受益者連続信託の受益権はその信託終了までの連続する一連の権利とみると、この一連の権利はもはや条件付きではなく確定した権利であり、その価値は容易に評価できる。しかし、受益権に価値があるからと言っても、その価値が受託者の生存や信託に依存し、信託財産を構成する資産に比べて市場における流動性がないので、論者が指摘するように受益権の市場価値は低い。流動性がない受益権を有する受益者に対して遺留分侵害額請求をしても支払能力がない。受益者連続信託は委託者の死後も長く続くだけでなく、受益者となるべき者の資格は決まっているが特定されていない場合もある。孫が受益者として指定されていても、今後何人孫が生まれるかわからない。

跡継ぎ遺贈の受益者連続信託の場合、遺留分侵害額請求は委託者の死亡時に行わなければならない。受益者連続信託の不確定又は条件付受益権を取得した

⁵ 道垣内弘人前掲 67 頁等

後行の受益者であっても遺留分権利者であれば、委託者の死亡時に遺留分侵害額請求をしなければ時効により権利が消滅する。

1-4-2 受益者連続信託の受益権の評価の必要性

受益者連続信託における遺留分侵害額請求に受益権説を適用する場合は、請求を受けた受益者は受益権の評価額から遺留分額を控除した額を限度として侵害額請求を負担するので、受益権評価の困難性の問題がある。信託行為説を適用する場合でも、遺留分権利者が受益者の場合、遺留分額から受遺又は受贈した受益権の価額等を控除して遺留分侵害額を算定するので、やはり受益権評価の困難性の問題がある。

そこで本稿では次節以降において米国がこの受益権評価の問題をいかに対応しているかを紹介する。

1-5 受益者連続型信託の種類と遺留分侵害額請求

受益者連続型信託は、信託法 91 条が後継ぎ遺贈型の受益者連続信託だけを規定しているが、受益者が連続する信託には後継ぎ遺贈型以外の種類の信託もある。相続税法は「受益者連続型信託」と称して次の種類の信託をその定義の中に含めている（9 条の 3 第 1 項及び同法施行令 1 条の 8）。そこで、遺留分侵害額請求と受益権評価の観点から、これらの各種の「受益者連続型信託」について検討する。

1-5-1 受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託（信託法第 91 条の死亡による跡継ぎ遺贈型の信託）

これは跡継ぎ遺贈型の信託であり、その受益権は連続的または順次取得される⁶。跡継ぎ遺贈の信託では、元本受益者は信託終了時まで死亡したら権利が消滅するが、生存していれば信託財産を受領できる。このような条件付き権利の評価は困難であるが、人口統計に基づく生命表から統計的に評価することができる。

1-5-2 受益者指定権等を有する者の定めのある信託（同法第 89 条第 1 項の信託）

この信託は受益者の指定権又は変更権（以下「指名権等」と言う）を有する者（以下「指名権者等」と言う）の定めのある信託である（相続税法 9 条の 3 第 1 項）。指名権とは信託目的に従い指定すべき受益者のグループの中から受益者を指定又は変更する権限を有す。英米法では権利の帰属者を指名する権利を「権利取得者指名権」と言い、委託者が留保する場合と他の者に付与する場合とがある。権利取得者指名権は指名対象者の範囲を限定するもの（特定の指名権）と限定しないもの（一般的指名権）とがある。特定の指名権の行使により受益者になる者は、その行使が指名権者の裁量に任されるので受益権の評価が困難である。委託者の死亡時に指名権が行使されれば、その時点で指名を受けた

⁶ 道垣内弘人編「条解信託法」弘文堂 476 頁

受益者に遺留分侵害額請求を行う。

一般的指名権では指名権者自身を指名できるので、税法上は受益権の保有者と同視できる。しかしまだ自分を受益者に指名していない指名権者に対して遺留分侵害額請求をすることができるであろうか。

1-5-3 その他の事由により、他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託（死亡以外の事由を起因とする跡継ぎ遺贈の信託）

この信託は、死亡以外の事由、例えば、受益者となるべき者の成人、試験合格、結婚等の事由により新たに受益権を取得する旨の定めのある信託である（同法施行令1条の8第1号）。成人する可能性はその者が今健康であれば高く病気であれば低い、平均余命と同じく生命表等の統計値を使って評価することが考えられる。米国の場合は評価基準が決められている。これに対し試験合格や結婚は恣意的であり人口統計になじまない、評価が困難である。また、遺留分侵害額請求をこのような条件付きの不確実な受益者に対してすることができるであろうか。

1-5-4 受益者の死亡その他の事由により、信託に関する権利が他の者に移転する旨の定めのある信託

これは跡継ぎ遺贈ではなく継伝的に権利が移転する信託である（同法施行令1条の8第2号）。遺留分侵害額請求は委託者の死亡時ではなく、先行する受益者が死亡し新受益者が継伝的に受益権を取得した時に、その新受益者に対して行う。受益権には条件が付いていないので、その評価は容易である。

1-5-5 これらの信託以外の信託でこれらの信託に類するもの（同法施行令1条の8第3号）。

これらの信託に類するものは、以上の4種類の信託の全てが、受益者の連続する「定めのある信託」であるから、受益者の連続する「定めのある信託」と解するのが自然であろう。なお地方の国税局から元本受益権の「相続」を受益権の連続であると考えた解釈が示されている（大阪国税局審理課、課税第一情報平成20年5月28日第32号）。

1-6 遺留分侵害額請求における支払い猶予

跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託では後行受益者が遺留分権利者になる場合も、後行受益者が遺留分侵害額請求を受ける場合も、共に委託者の死亡時に遺留分侵害額請求が行われる。しかし、その時点では後行受益者の権利が不確定又は条件未成就の状態にあるから、請求額の支払いは後行受益者の権利が確定するまで待ってもらう必要がある。実務的に考えると、委託者の死亡時に後行受益者の権利が未確定のままに侵害額の支払いを行い、後になって権利が確定した場合は、清算が必要になる。例えば、後行受益者が遺留分権利者に支払いをしたが、受益権が消滅し信託財産の給付を受けることができなかった場合は、この後行受益者が丸損し、他の後行受益者が丸得する。逆に後行受益者が遺留分侵害者から支払いを受けたが、受益権が確定し信託財産の給付を受けることが

できた場合は、この後行受益者は丸得する。無理にこの支払いの返還をすれば贈与税が発生する危険がある。このような事態を避けるためには、後行受益者と遺留分権利者との間、又は後行受益者と遺留分侵害者でとの間で、侵害額の支払いを猶予し、後行受益者の権利が消滅するか確定するかにより、遺留分侵害額請求を無効にする特約をしておくことが望ましい。

後行受益者が受遺者又は受贈者で、遺留分権利者が侵害額の支払いを猶予すること合意しないの場合は、裁判所が受遺者又は受贈者の請求により侵害額の支払いにつき相当の期限を許与することができる（民法147条5項）。後行受益者が遺留分権利者の場合には、後行受益者が受遺者又は受贈者に対し侵害額の支払いの猶予を与えることに合意するかもしれない。

2. 米国における遺留分類似の権利と受益権の評価方法

米国では遺言による遺産の処分の自由が認められているので、遺留分制度はないが、一部の州には配偶者に対しては遺留分に類似する選択的相続分 (elective share) という制度がある。

2-1 配偶者の選択的相続分

米国の州には夫婦の財産を共有財産とみる州（共有財産制）と別々の財産とみる州（別産制）がある。カルフォルニア州等西部の州は共有財産制であるが、米国の大部分の州は別産制である。別産制では残存配偶者が何も遺贈されない状況を防止するために遺贈財産（検認手続き対象遺産）の三分の一ないし二分の一を残存配偶者の権利として残す選択的相続分の制度がある⁷。この権利は配偶者を保護し経済的に破綻しないようにするための制度である。この権利は婚前契約などにより放棄することができるが、一定の除斥期間内に権利を行使しないと失権する。この権利は遺言による遺産の処分に優先する。一部の州では撤回可能信託 (revocable living trusts) の受益権にも優先する⁸。

2-2 米国の受益権の評価方法

受益権の評価方法は評価の目的により異なる。例えば証券市場における資産の証券化における受益権の評価、遺産税・贈与税の課税を目的とする評価、遺留分侵害額請求の対象となる受益権の評価はそれぞれ異なる。しかし、人の生命に係る不確定ないし条件付き受益権の評価は保険数理により統計学的に評価することができる。そこで、本稿では米国の遺産税・贈与税法の定める保険数理表を使った受益権の評価方法を紹介する。

2-2-1 米国の受益権の評価方法

⁷ 統一検認法典ではこの権利は遺贈財産の二分の一であるが、統一検認法典を採用する州は18州にとどまっている。

⁸ 岩藤美智子「遺言代用信託について遺留分に関する規律のあり方」信託研究奨励金論集(41) 25-40頁(2016年)

受益権の評価方法は内国歳入法 2031 条と財務省規則 20.2031-7 条に定められているが、実務的には内国歳入法 8520 条に基づく各種の保険数理表を利用して評価を行う。保険数理表は、受益権の種類、受益の期間が確定のものや受益者の生存又は死亡を条件とするもの、給付金額が確定のものや変動するもの等の数種類がある。詳しくは「家族信託実務ガイド」(Web 版)の 2024 年 7 月 1 日号を参照して欲しい。

本稿では次の 2 種の保険数理表を紹介し事例に基づきその使い方を示す。

- 保険数理表 S：年齢別の 1 名の生涯に係る権利の種類別の評価表
- 保険数理表 R (2)：残余権(remainder)を有する者 2 名の内最後に亡くなる者の残余権の評価率

2-2-2 保険数理表 S の使い方

保険数理表 S は、適用利率別に、1 名の年齢別、生涯に係る権利の種類別の評価率を定める。生涯に係る権利は年金権、収益受益権とそれらの者の死亡時に残余財産を受領する残余権とがある。

年金権(定期金)の評価率は年額 1 ドルの複利年金現価率である。収益受益権の評価率は信託財産 1 ドルから発生する適用利率に基づく年次の信託収益の複利年金現価率である。残余権の評価率は収益受益者の平均余命の経過後に残余権者がもらう信託財産 1 ドルの複利現価率である。

残余権の評価率と収益受益権の評価率の合計は信託財産の評価額 1 ドルに等しい。生涯に係る権利の評価は保険数理表 2010CM の生命表の年齢別の平均余命に基づく。

保険数理表 S

金利	年齢	年金権	収益受益権	残余権
年 4.2%	60 才	13.7689	0.57829	0.42171
	65 才	12.2128	0.51294	0.48706

2-2-3 保険数理表 S の使い方

保険数理表 S によれば、適用利率年 4.2% の場合、年齢 60 才の者の収益受益権の評価率は 0.57829 である。収益受益者が 60 才の場合の残余権の評価率は 0.42171 である。両評価率の合計は $(0.57829+0.42171=)$ 1 ドルである。

2-2-4 残余権者 2 名の内最後に亡くなる者の残余権

夫婦連生保険では夫婦の両方が亡くなった時を保険事故発生時として保険金が支払われる。保険事故の発生は連生保険の方が単生保険と比べて遅くなるので、連生保険の保険料は単生保険より割安になる。連生保険は最終死亡者保険(last to die insurance)、生存者保険(Survivorship insurance)等と呼ばれる。残余権(remainder)を有する者 2 名の内最後に亡くなる者(last to die)の残

余権の評価率は、夫婦連星終身保険の夫婦のように 2 名とも死亡する確率に基づく。2 名とも死亡するとは 2 名の内どちらから長生きすることを意味する。

2-3-1 保険数理表 R (2) の使い方

保険数理表 S によれば、適用利率年 4.2% の場合、60 歳の者 1 名の残余権の評価率は 0.42171 であり、平均余命約 21.0 年が想定されている。また 65 歳の者 1 名の残余権の評価率は 0.48706 であり、平均余命約 17.5 年が想定されている。これを時系列でみると、現在から 21 年経過すると、老年者 65 歳の者は平均余命を過ぎていたのでそれまでに過半数の者が死亡しているであろう。若年者 60 歳の者は平均余命に達するので、それまでの累積の死亡者数は半分ぐらいかと思われる。しかし、老年者と若年者の両者ともに死亡する累積の死亡確率は必ずしも高くはない。残余権者 2 名の内最後に亡くなる者の残余権については、保険数理表 R (2) によれば、老年者と若年者の両者を合わせた平均余命を 25.5 年と想定し残余権評価率は、4.5 年長生きする分だけ低く 0.35061 としている。

保険数理表 R (2)

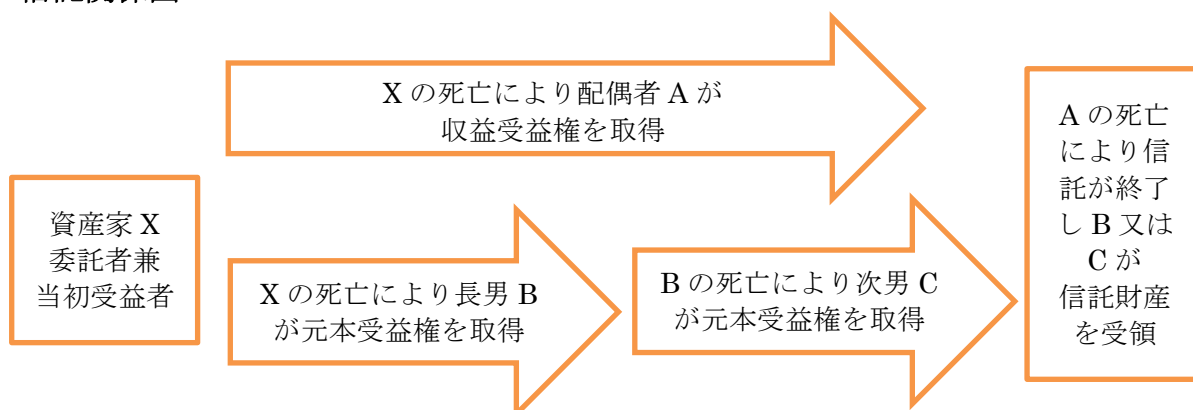
受益者 2 名の年齢の組み合わせ	金利 3.6%	金利 3.8%	金利 4.2%
老年者 65 才と若年者 60 才	0.40374	0.38507	0.35061

同様に老年者 65 才と若年者 60 才の 2 名の収益受益者の内最後に亡くなる収益受益者の死亡時まで受領する収益受益権の現在価値は、1.00000 から、保険数理表 R (2) の適用利率 4.2%、老年者 65 才と若年者 60 才の組み合わせ欄に掲載の残余権評価率 0.35061 を差し引いて得られる収益受益権評価率 0.64939 である。これは信託収益率を適用利率と同じと見なし、2 名の受益者が共に死亡する確率に基づいて算出された複利年金現価率である。

2-4 米国の受益者連続信託の事例

資産家 X は配偶者 A 65 歳と、長男 B 45 歳、次男 C 40 才及び三男 D 35 才の 3 人の息子がいた。X はその保有財産に遺言代用信託を設定し、X の死亡時にその配偶者 A に収益受益権を取得させ、その長男 B に元本受益権を取得させ、その後長男 B が死亡した場合はその受益権が消滅し、次男 C に新たに元本受益権を取得させる。この受益者連続信託は配偶者 A の死亡により終了し、終了時に生存する元本受益者に信託財産を交付する定めになっていた。しかし三男 D はこの信託の受益権をもらわなかった。資産家 X は信託財産以外に価値のある相続財産がなく、生前贈与もなかったため、三男 D は受益者に対し遺留分侵害額請求をすることにした。

信託関係図



2-4-1 連続する元本受益権評価の困難性

受益権説によれば、遺留分侵害額請求の相手は配偶者 A だけでなく長男 B 又は次男 C も考えられる。しかし長男 B は信託終了時に生存していれば信託財産を受領できるが、信託終了前に死亡するとその受益権が消滅するリスクがあるので、その受益権の評価が困難であり、その結果 B に対する侵害額請求が困難である。次男 C は長男 B が死亡してくれないと元本受益権を取得できないので、その受益権の評価が困難であり、C に対する侵害額請求が困難である。

2-4-2 米国の受益権の評価の実務

米国の受益権の評価手法は下記の保険数理表を利用して行う。

保険数理表 S の評価率：1 名の生命に係る権利の現価率

金利	年齢	年金権	収益受益権	残余権
4.2%	45 才	17.5483	0.73703	0.26297
	65 才	12.2128	0.51294	0.48706

保険数理表 R (2)：残余権者 2 名の内最後に亡くなる者の残余権の評価率

受益者 2 名の年齢の組み合わせ	金利 4.2%	金利 4.4%	金利 4.6%
老年者 65 才と若年者 45 才	0.23871	0.22438	0.21102

2-4-3 保険数理表によるこの事例の受益権の評価

配偶者 A の収益受益権の評価は保険数理表 S の 65 歳の収益受益権の評価率 0.51294 による。

長男 B の元本受益権は解除条件が付いていて、長男が妻より早死にすると元本受益権が消滅する。次男 C の元本受益権は停止条件が付いていて、長男が妻よ

り早死にすると、元本受益権を取得できる。長男の元本受益権も次男の元本受益権も「長男が妻より早死」という同一の条件が付いている。長男 45 歳は妻 65 歳より 20 才も若いので、通常であれば長男が妻より早死にすることはないが、確率は低くても長男が妻より早死にするリスクがないわけではない。長男が妻より早死にするということは、妻が長男より長生きすることに等しい。保険数理表 R (2) の評価率は、老年者と若年者の 2 名の内両方が死亡する時点で信託元本を受領する権利（残余権）の現価率である。老年者が予想外に長生きする可能性があるため、両方が死亡する時点は片方がその平均余命で死亡する時点より遅くなる。妻が長男より長生きするリスクは保険数理表 R (2) の老年者 65 才と若年者 45 才の組み合わせの残余権評価率から計算できる。

2-4-4 長男の元本受益権の消滅リスク

長男の元本受益権（残余権）の評価額は下記のように妻が長男より長生きすることにより消滅するリスクの分だけ減少する⁹。

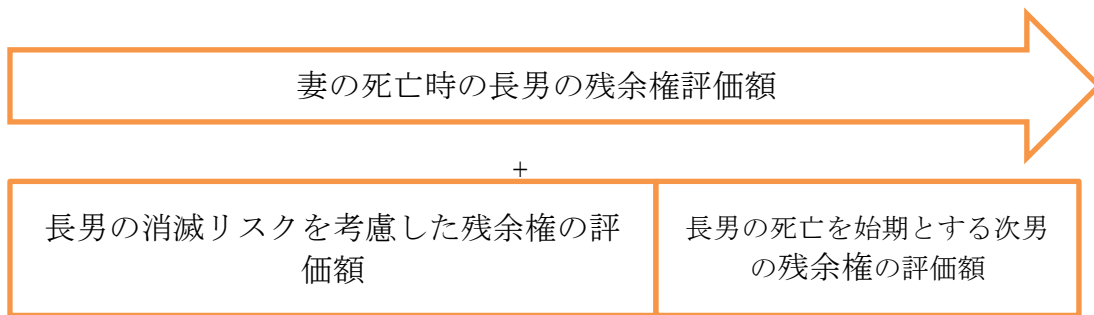
- ① 若年者長男と老年者妻の内、最後に亡くなる受益者の死亡時に残余財産を受領することのできる残余権の評価額：保険数理表 R (2) の老年者 65 才と若年者 45 才の組み合わせの残余権評価額 0.23871
- ② 若年者長男の残余権評価率：保険数理表 S の 45 才の残余権評価額 0.26297
- ③ 若年者長男の元本受益権の消滅リスク（評価額の減少額）：上記② - ① = 0.02426

2-4-5 長男と次男の条件付き受益権の評価額

長男の元本受益権は妻 65 歳の死亡時に残余財産を受領することができる残余権であり、次男の元本受益権も妻 65 歳の死亡時に残余財産を受領することができる残余権である。そこで、

- ① 妻の死亡時の長男の残余権評価率：保険数理表 S の 65 歳の残余権評価額：0.48706
- ② 老年者妻が若年者長男より長生きする場合の残余権の評価額の減少額：前述の残余権の評価額の減少額：0.02426（2-4-4の③）
- ③ 長男の消滅リスクを考慮した残余権の評価額：① - ② = 0.46280
- ④ 長男の死亡を始期とする次男の残余権の評価額：① - ③ = 0.02426
- ⑤ 長男と次男の一連の残余権の評価額：③ + ④ = 0.48706 = ①

⁹ 米国内国歳入庁の保険数理評価 4 A 版の保険数理表の計算例 4 は老年者と若年者のうち長命者が長生きする間に受領する収益受益権の増加額の現価を計算している。長命者が長生きするために減少する残余権評価額の現価は、長生きするために増加する収益権評価額の現価に等しいから、減少額と増加額の計算はプラスとマイナスの差はあるが、同じ計算式になると思われる。本稿では残余権評価額の減少額の現価を「消滅リスク」と称している。



妻の死は不確定期限である。長男と次男のそれぞれの受益権は不確定であるが、両受益権を一連の権利と考えると確定している。この一連の権利の評価額は妻の死亡時の長男の残余権評価額に等しい。

2-4-6 遺留分侵害額請求の基礎となる相続財産の価額：

受益権説では遺留分侵害額請求の基礎となる相続財産の価額は受益権の価額を基準として算定される。Xの価値ある相続財産は信託財産しかない。

- ① 妻の収益受益権の評価額：保険数理表Sの65歳の収益受益権評価額0.51294
- ② 前述の長男の元本受益権の評価額：0.46280
- ③ 前述の次男の元本受益権の評価額：0.02426
- ④ 相続財産の価額：①+②+③=1.00000

遺留分侵害額請求の基礎となる相続財産の価額は米国流に条件付き権利も評価すれば、信託財産の価額に一致する。受益権の価値は、受益権説では信託をしなかった場合の資産の価値に比べて低下するとされているが、米国の受益権評価方法によれば、低下しない。

2-5 遺留分侵害額請求の受益者負担

受益権説では侵害額請求は相続人である受益者宛てに行う。侵害額請求の相手方の受遺者が複数あるときは、各受遺者はその遺贈の目的の価額を限度として侵害額を負担する。各受遺者の遺贈の目的の価額は各受遺者の相続財産から各受遺者の遺留分を控除した額である（以下「負担限度額」と言う）。

2-5-1 各相続人の侵害額請求の負担限度額

各相続人の遺留分はそれぞれの法定相続分の半額である。資産家Xの法定相続人は妻とその子供3人であるから、遺留分は妻が $0.5 \times 0.5 = 0.25$ 、子供3名はそれぞれ $0.5 \div 3 \div 2 = 0.08333$ 。従って三男の遺留分0.08333である。

相続財産1とする受遺者である各受益者の侵害額請求の負担限度額は以下の通り。

- ① 妻Aの侵害額請求の負担限度額： $0.51294 - 0.25 = 0.26294$
- ② 長男Bの侵害額請求の負担限度額： $0.46280 - 0.08333 = 0.37947$
- ③ 次男Cの侵害額請求の負担限度額： $0.02426 - 0.08333 = -0.05907$
- ④ 受益者の負担限度額合計： $1 - 0.41666 = 0.58334$

2-5-2 受益権説に基づき受益者宛て請求を行う場合

妻 A の権利は確定しているが、長男 B の権利は条件付き受益権であり、条件が成就していないのでまだ有効になっていない。次男 C はまだ権利を取得していない。このままでは、この 2 名のいずれに対しても侵害額請求をすることができないが、これを敢えてそれぞれに侵害額請求を行うと次表の通りとなる。なお、次男 C の受益権評価額はその遺留分額より少ないので負担限度額がマイナスになる。そこで次男 C も遺留分侵害額請求をして支払いを受ける必要がある。

相続人	受益権の評価額①	相続人の遺留分割合	相続人の遺留分額②	侵害額請求の負担限度額 ① - ② = ③	限度額の割合
配偶者 A	0.51294	0.25	0.25	0.26294	40.93%
長男 B	0.46280	0.0833	0.0833	0.37947	59.07%
次男 C	0.02426	0.0833	0.0833		
三男 D	0.0	0.0833	0.0833		
計	1.00000	0.50	0.50	0.64241	100%

受益者	遺留分侵害額請求額② - ① = ④	侵害額請求に対する支払額⑤	相続人の財産受領額 ① + ③ - ④ = ⑤
妻 A		0.05828	0.45466
長男 B		0.08412	0.37868
次男 C	0.05907		0.08333
三男 D	0.08333		0.08333
計	0.14240	0.14240	1.00000

受益権説は受益権が確定であれば、遺留分を侵害した受益者に侵害額請求を行うことにより、その受益者の信託財産受領額だけを減少させることができるので、これができない信託行為説より優れていると思われる。しかし受益者連続信託の受益権のように、受益権が条件付き又は不確定である場合は、これを敢えて、それぞれに侵害額請求を行うと、請求額の支払い額とは関係なしに、条件が成就するか否かで、受益者の相続財産受領額が大きく異なる結果となるので、それぞれに侵害額請求を行うことが適切とは思えない。

2-5-3 受益権説に基づく信託終了時の各受益者の相続財産受領額

この事例の場合は長男と次男の相続財産受領額は次の表のように条件が成就し信託財産を受領するか否かで大きく異なる結果となる。長男は条件が成就しないと請求額の支払額分が持ち出しになる。次男は条件が成就すると請求額の受領額を大きく上回り受領する結果となる。

信託終了時に長男が生存した場合の各相続人の相続財産受領額：

受益者	信託財産受領額 (現価) ①	遺留分侵害 額請求に対 する支払い 額②	遺留分侵害額 請求による受 領額③	信託終了時に長男が 生存した場合の各受 益者の相続財産受領 額：①+②+③=④
妻 A	0.51294 (収益受益 権評価額)	0.05828	0.0	0.45466
長男 B	0.48706 (残余権評 価額)	0.08412	0.0	0.40294
次男 C	0.0	0.0	0.05907	0.05907 < 遺留分額 0.08333
三男 D	0.0	0.0	0.08333	0.08333 = 遺留分額 0.08333
計	1.00000	0.14240	0.14240	1.00000

信託終了前に長男が死亡し次男が受益権を取得した場合の相続人の相続財産受領額：

受益者	信託財産受領額 (現価) ①	遺留分侵害 額請求に対 する支払い 額②	遺留分侵害額請 求による受領額 ③	信託終了時に長男が 生存した場合の各受 益者の相続財産受領 額：①+②+③=④
妻 A	0.51294 (収益受益 権評価額)	0.05828	0.0	0.45466
長男 B	0.0	0.08412	0.0	-0.08412 < 遺留分額 0.08333
次男 C	0.48706 (残余権評 価額)	0.0	0.05907	0.54613 > 遺留分額 0.08333
三男 D	0.0	0.0	0.08333	0.08333 = 遺留分額 0.08333
計	1.00000	0.14240	0.14240	1.00000

2-6 信託行為説に基づき受託者宛てに請求を行う場合

受託者は請求を受けた額 0.14260 を信託財産から支払うので、信託財産がその分減少する。その結果各受益者の受益権評価額が信託財産に対する支払額の割合 $(1-0.14260=0.8576)$ 分一律に減少する。そこで信託行為説に対して遺留分を侵害しなかった受益者の信託財産受領額も減少させるとの批判がある。しか

し、受益者が相続人のみであり、生前贈与がなく遺贈だけであれば、受益者全員が何らかの負担をすることで公平性は保てるのではなかろうか。

しかし、信託財産から支払後の各受益者の相続財産受領額は、長男が長生きするか否かで、次の表のように長男と次男の相続財産受領額が大きく変動する結果となるので、受益権説と同じ問題が残る。

信託終了時に長男が生存した場合の各相続人の相続財産受領額：

受益者	信託財産受領額 (現価) ①	遺留分侵害額 請求に対する 受託者による 支払い額②	遺留分侵害 額請求によ る受領額③	信託終了時に長男が 生存した場合の各受 益者の相続財産受領 額：①+②+③=④
妻 A	0.51294×0.8576 =0.43990	0.0	0.0	0.43990
長男 B	0.48706×0.8576 =0.41770	0.0	0.0	0.41770
次男 C	0.0	0.0	0.05907	0.05907 < 遺留分額 0.08333
三男 D	0.0	0.0	0.08333	0.08333 = 遺留分額 0.08333
計	$1 \times 0.8576 =$ 0.8576	0.14240	0.14240	1.00000

信託終了前に長男が死亡し次男が受益権を取得した場合の相続人の相続財産受領額：

受益者	信託財産受領額 (現価) ①	遺留分侵害額 請求に対する 受託者による 支払い額②	遺留分侵害 額請求によ る受領額③	信託終了時に長男が 生存した場合の各受 益者の相続財産受領 額：①+②+③=④
妻 A	0.51294×0.8576 =0.43990	0.0	0.0	0.43990
長男 B	0.0	0.0	0.0	0.0 < 遺留分額 0.08333
次男 C	0.48706×0.8576 =0.41770	0.0	0.05907	0.47677 > 遺留分額 0.08333
三男 D	0.0	0.0	0.08333	0.08333 = 遺留分額 0.08333
計	$1 \times 0.8576 =$ 0.8576	0.14240	0.14240	1.00000

2-7 遺留分侵害額請求における支払い猶予

このように受託者説をとってもなお長男が長生きするか否かで、信託財産から支払後の各受益者の相続財産受領額が大きく変動する結果となるような事態を避けるためには、受託者と遺留分権利者との間で信託終了まで侵害額の支払いを猶予する特約をしておくことが望ましい。遺留分権利者が侵害額の支払いを猶予すること合意しないの場合は、裁判所が受遺者又は受贈者の請求により侵害額の支払いにつき相当の期限を許与することができる（民法147条5項）。

2-8 侵害額請求の支払い債務を条件付き受益権により代物弁済する方法

人の死は条件ではなく不確定期限である。妻Aは必ず死ぬ。長男Bと次男Cの権利は条件付きとはいえ、両者のいずれかが必ず信託財産を受領する。長男Bと次男Cの権利を長男Bから次男Cへと受益者が連続する一連の権利と考えると、その権利は確定しているのであって、確定していないのはその期限である。三男Dの遺留分侵害額請求の原因は三男Dが遺留分相当の受益権を取得できなかったことにあるから、三男Dがその遺留分割合により長男Bと次男Cの一連の権利を準共有できれば、三男Dは満足するかと思われる。この準共有は、長男Bと次男Cが三男Dに対して侵害額請求の支払い債務を両者の有する条件付き受益権により代物弁済することにより可能となる。

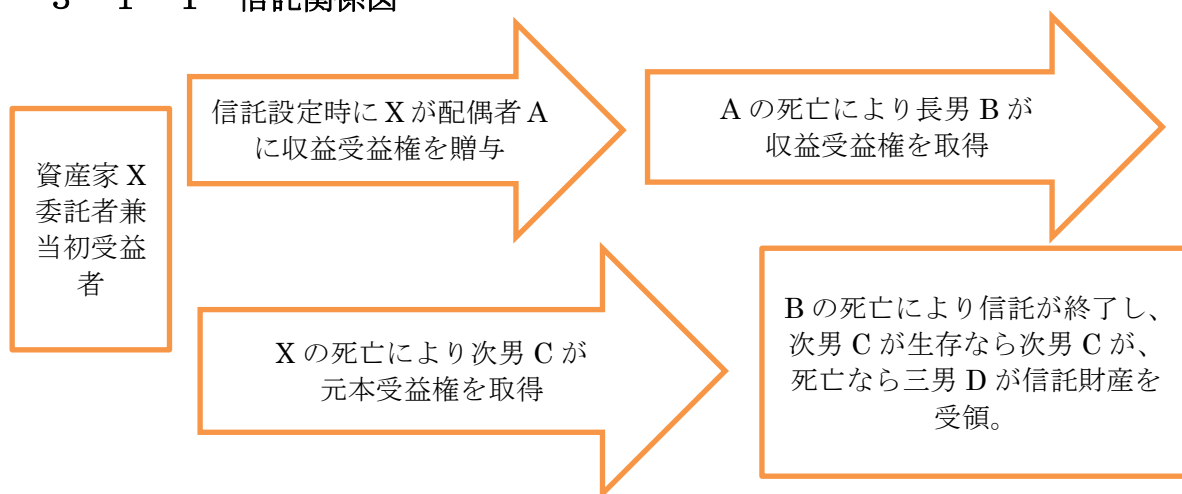
3. 日本の受益者連続信託の事例と受益権評価

3-1 受益者連続信託の事例

資産家Xがその全部の資産を受託者に信託譲渡し、その配偶者Aに他の家族の構成員の遺留分を侵害する結果となることを知らないで収益受益権を贈与した。その11年後にXが死亡したので、Xの受益権が消滅し、Xの次男Cが元本受益権を取得した。Aの死亡によりAの受益権が消滅し、新たにXの長男Bが収益受益権を取得し、Bの死亡により信託が終了し、次男Cが生存していたら元本受益権に基づき信託財産を受領する。次男Cが死亡していたら、Xの三男Dが帰属権利者として信託財産を受領する。資産家Xには信託財産以外に財産がないものとする。

しかしXの三男Dは帰属権利者であり、信託が終了しないと財産をもらえるかどうかわからないので、Xの死亡時にこの信託の受益者に対して遺留分侵害額請求を行う。配偶者Aは遺留分額が大きい、取得した収益受益権の評価額が遺留分額に満たない場合は、その差額分について他の受益者に対してその遺留分侵害額請求を行う。

3-1-1 信託関係図



3-1-2 日本の条件付き受益権の評価方法

条件付き受益権の評価方法については民法に規定はない。相続税法は第1章第2節で見なし相続財産を規定する。見なし相続財産の特例として第3節で信託に関する特例を規定し、適正な対価を負担しない場合は贈与又は遺贈により信託に関する権利（受益権）を取得したものとみなす。受益権を取得した者は信託財産に属する資産及び負債を取得し又は承継したものとみなして、この法律の規定を適用する（同法9条の2第6項）。

みなし相続財産は受益権であり信託財産ではない。受益権の評価は権利の対象である信託財産に基づくが、信託財産そのものではない。複層化された受益権の評価方法は財産評価基本通達に202に示されている。

保険会社との定期金給付契約に関する権利の評価方法は相続税法24条に規定し、定期金に関する権利にこれを準用している（同条5項）。終身定期金契約の評価に使う平均余命年数は厚生労働省作成の完全生命表による（同法施行令5条の8、施行規則12条の3）。同契約の評価に使う複利現価率は予定利率による（同法24条1項1号ハ、施行規則12条の5）ことになっているが、基準年利率でもよいといわれている。

しかし条件付き受益権の評価方法については規定がない。そこで本稿では定期金給付契約に関する権利の評価方法を準じて平均余命年数に応じる基準年利率による複利年金現価で評価する。

3-1-2 この事例の受益権評価

Xの死亡時点で配偶者Aの平均余命が10年、長男Bの平均余命が20年と仮定する。そうすると委託者の死亡後20年後に長男Bが死亡し信託が終了する。次男C及び三男Dの平均余命は20年超である。

計算基礎

- ・ 信託財産の時価 100 = 相続税評価額
- ・ 信託収益率は年 1% = 基準年利率

- ・ 各収益受益権の期間は 10 年、信託期間は 20 年
- ・ 期間 10 年の複利年金現価率は 9.471、複利現価率は 0.905
- ・ 評価基本通達 202 による収益受益権の評価額は、
- ・ 配偶者 A は年 $1 \times 9.471 = 9.47$
- ・ 長男 B は年 $1 \times 9.471 \times 0.905 = 8.57$
- ・ 次男 C の元本受益権の評価額は $100 - 9.47 - 8.57 = 81.96$

3-2 侵害額請求に対する負担限度額と支払額

3-2-1 遺留分割合

配偶者 A は $0.5 \times 0.5 = 0.25$ 、
 長男、次男及び三男は各々 $0.5 \times 0.5 \div 3 = 0.0833$
 配偶者と三男は下記の計算のもとに遺留分侵害額請求を行う。

3-2-2 遺留分侵害額請求

配偶者と三男は遺留分権者として、受益権説の場合は自己の遺留分を上回る価値の受益権を取得した長男と次男に対して侵害額請求を行う。信託行為説の場合は、受託者に対して侵害額請求を行う。

3-2-3 遺留分算定基礎財産

配偶者 A の収益受益権 9.47 は、相続開始前 10 年間に行われた贈与ではないので基礎財産に加算されない。信託財産 $100 - 収益受益権 9.47 = 基礎財産 90.53$

3-2-4 受益権説の場合

侵害額請求の負担限度額と負担割合

侵害額請求を受けた長男と次男は負担限度額の範囲内で負担割合により請求額の支払いを行う（民法 1047 条 1 項 2 号）。しかし次男 C が信託財産を受領するのは長男 B の死亡による信託の終了時である。次男 C が侵害額請求額を直ちに払える余裕資金を持ってない場合は、信託受益権は換金する市場がないので、裁判所に支払いにつき相当の期限を許与してもらうことになる（民法 1047 条 5 項）。

遺留分侵害額請求を受けた受益者は侵害額請求の負担限度額の範囲で、負担割合により請求額を支払う。

負担限度額と負担割合

相続人	受益権の 評価額①	相続人 の遺留 分割合	相続人の 遺留分額 ②	侵害額請 求の負担 限度額 ② - ① = ③	侵害額請 求の負担 割合
配偶者 A	9.47	0.25	22.63		—
長男 B	8.57	0.0833	7.54	1.03	1.37%
次男 C	81.96	0.0833	7.54	74.42	98.63%
三男 D	0.0	0.0833	7.54		—
計	100	0.50	45.26	54.74	100%

請求額の支払いと相続財産受領額

受 益 者	侵害額請求 額	請求の負担 額（支払額） ④	相続人の遺 留分受領額 ⑤	相続人の財 産受領額 ① - ④ + ⑤ =⑥
妻 A	13.16		13.16	22.63
長男 B		0.28		8.01
次男 C		20.42		61.54
三男 D	7.54		7.54	7.54
計	20.70	20.70	20.70	99.72

3-2-5 信託行為説の場合

侵害額請求を受けた受託者は請求額を信託財産から支払うことになるとされる¹⁰。そうすると信託財産 100 が請求額 20.70 の支払いにより 79.30 に減少する。その結果、信託収益は減少後の信託財産の価額 79.3 に基づいて発生するので、収益受益権の価値もこの比率 79.3%により減少する。委託者から信託設定時に他者の遺留分を侵害しないで受益権の贈与を受けた配偶者は割を食うことになる。

信託終了時に次男が生存した場合は次男が元本受益者としてこの減少した信託財産を受領する。各受益者の相続財産受領額は次表の通りである。しかし、次男が死亡した場合は三男が帰属権利者として信託財産を受領する。三男は委託者の死亡時点では遺留分を侵害されているとしても、信託終了時には侵害されない結果になる可能性があり、その結果次男の生死により各受益者の相続財産受領額が大きく変動することになる。これを回避するためには、受託者による三男への侵害額の支払いは裁判所に期限を許容してもらう必要がある。

¹⁰ 道垣内前掲 67 頁

受益者	信託財産受領額 (現価) ①	遺留分侵害額請求に対する支払額 ②	遺留分侵害額請求による受領額③	信託終了時に長男が生存した場合の各受益者の相続財産受領額：①+②+③=④
妻 A	$9.47 \times 0.793 = 7.51$	0.0	13.16	20.67
長男 B	$8.57 \times 0.793 = 6.80$	0.0	0.0	6.80
次男 C	$81.96 \times 0.793 = 64.99$	0.0	0.0	64.99 > 遺留分額 7.54
三男 D	0.0	0.0	7.54	7.54 = 遺留分額 7.54
計	79.30	(受託者支払額 20.70)	20.70	100.00

3-2-3 遺留分侵害額請求を受けた受益者の債務保証

遺留分侵害額請求を受けた受益者の支払いが困難である場合、立法論として受託者にその支払い債務の連帯保証をさせてはどうか。受託者がこれを引き受けこの保証債務を履行した場合は、受託者はこの受益者に求償権を行使できるが、遺留分を侵害していない受益者に対しては行使できないので、遺留分権利者と遺留分を侵害していない受益者の両方を満足させることができる。但し受託者による遺留分侵害額請求の支払い債務の保証義務はない。侵害額請求を受けた受益者が侵害額請求者の同意を得て受託者に代位弁済を委託することも考えられる。この場合、受託者は侵害額請求者に第三者弁済し侵害額請求者に代位する（民法 474 条、499 条）

4 受託者の裁量権の大きい受益者連続信託の遺留分減殺請求

受託者の親族への信託財産の承継が予定され、受託者の裁量権が大きい受益者連続信託に関し、民法改正前に遺留分減殺請求が行われた裁判例がある（東京地裁平成 30 年 9 月 12 日、事件番号平 27（ワ）24934 号）。また、信託法 89 条に基づき受託者に、委託者が指定するグループの親族の中から特定の者を受益者に指名する権限を与える信託は受託者の裁量権が大きい。このように受託者の裁量権の大きい信託では、受益権の評価を統計的手法により行うことができないので、遺留分侵害額請求は信託行為説に従って受託者に行うほかはないかもしれない。但し、前述の裁判例では、遺留分権者に実質的に価値のない受益権が付与されていたので、信託財産を構成する資産の内信託収益を生まない資産の部分が遺留分制度を潜脱する意図のもとに設定され、公序良俗に違反するとして信託が部分無効にされた。裁判所は遺留分による減殺

請求による救済では効果がないと判断したのであろう¹¹。なお、この信託は受託者の家族への資産承継を信託目的としているが、受託者は何人の名義をもってするかを問わず、信託の利益を享受することができないので（信託法8条）、全部無効であると考えられる判例批評もある¹²。

5. 結語

受益者連続型信託に民法の遺留分侵害額請求の適用があることに学説は一致しているが、信託のどの行為が遺留分侵害になるのかについて、信託行為か又は受益権の取得かの対立がある。受益権説が多数であると言われているが、受益権説では受益権の評価額が信託財産と比べて低下すること、受益者連続型信託の条件付き受益権の評価が困難であるとの問題が指摘されている。

この点、民事信託の先進国である米国では、条件付き受益権は保険数理表により統計的に評価される。また受益者連続型信託の条件付き受益権はこれを信託終了までの一連の権利と考えると、権利が確定し、その評価額は信託財産の評価額に一致する。

条件付き受益権は、侵害額請求が行われた時点では条件が成就していないので、その受益権から侵害額を支払うことができない。その支払いについて裁判所に期限を許与してもらう必要がある。

受託者裁量が大きい信託は受益権評価が不可能であるから、信託行為説に基づき受託者宛て請求が望ましい。

遺留分権者が受益権説により受益者連続型信託の受益者に対し侵害額請求をする場合の問題の解決方法として、立法論であるが、受益者と共にその受益権を侵害額の割合により準共有してはどうだろうか。遺留分権者は当該信託の受益権を取得できなかったために、その遺留分が侵害されたのであるから、これを準共有できれば満足できる。また侵害額請求を受けた受益者がその支払い資金を有しない場合は、受託者にその支払い債務の保証を委託してはどうだろうか。受託者がこの受益者に代わって保証債務を履行した時は、この受益者に求償を行うことができるが、遺留分を侵害していない受益者に求償権を行使できないので、遺留分を侵害していない受益者を保護することができる。

以上

¹¹ 岩藤美智子「判批」道垣内弘人＝松原正明編「家事法の理論・実務・判例3」157頁勁草書房（2019年）

¹² 佐久間毅「信託の効力に関する一考察—東京地裁平成30年9月12日判決をもとに—」トラスト未来フォーラム研究叢書（2019年）

受益者連続型信託をめぐる課税上の問題

弁護士 木村浩之

I はじめに ー日本における信託の発展¹ー

信託は財産の所有者が委託者となり、受託者に法的な権利を移転して、受益者のために財産を管理してもらうための法制度である。諸説あるものの、中世のイギリスにおけるユース (use) を起源とし、それが時代を経てトラスト (trust) と呼ばれるようになり、20 世紀にかけて信託法制が整備されていったと言われる。そして、イギリスにおいて確立した信託制度がアメリカに継受されるが、イギリスでは受益者のための資産管理や承継の手段として民事的な信託が発展したのに対して、アメリカでは企業の資金調達や投資家の資産運用の手段として商事的色彩の強い信託が発展したといわれる。

日本では、明治時代において、これらの国で発展した近代的な信託制度を継受するに至ったが、実際の利用形態としては、主にアメリカで発展した商事的な信託が中心であった。そこで、日本における信託法制の特徴としては、信託の仕組みを用いた金銭出資の受入れに関わる信託業界を取り締まる業法としての性格が強かったとされる。そのような金融規制的な信託法制は戦後も長らく維持され、信託関連法は信託の発展を促進するという性質のものというよりは、主に信託銀行を受託者とする商事的な信託 (信託型の金融商品) に対する規制としての側面が強かった。

その後、社会・経済活動が発展・多様化する中で、信託については、従来のような金融商品を提供するというにとどまらず、高齢者や障害者など社会的弱者のために資産管理や生活支援を持続的に行うための柔軟なツールを提供するものとして活用されることが期待されるようになった。そこで、より多様かつ柔軟な信託を可能とし、その積極的な利用を促進するため、平成 18 年に信託法改正

¹ 新井誠「信託法 (第 4 版)」(有斐閣・2014 年) 3 頁以下、神田秀樹=折原誠「信託法講義 (第 2 版)」(弘文堂・2019 年) 17 頁以下、道垣内弘人「現代民法別巻 信託法 (第 2 版)」(有斐閣・2022 年) 13 頁以下、寺本昌広「逐条解説 新しい信託法 (補訂版)」(商事法務・2008 年) 3 頁以下参照。

がなされるに至った。そして、税制においても、信託法改正によって信託の柔軟性が高まったことを受けて、これに対応するために平成19年度税制改正でいわゆる信託税制が構築され、現在に至っている²。

信託税制については、信託財産から生じる所得に係る課税（所得課税）と信託による経済的価値の移転に係る課税（資産課税）という主に二つの課税の側面があり、以下でみるとおり、それぞれ信託の特殊性を考慮した特別の定めがなされている。これらは信託に係る課税関係を適正なものにするという意義を有するものであるが、他方で、信託を用いた租税回避への警戒が強く、信託の利用を阻害する可能性がある旨の指摘がなされている³。また、信託税制の諸規定が必ずしも完全・包括的なものでなく、具体的な課税関係が明確とはいえない部分があるため、それが信託の積極的な利用を阻害している側面もある。

本稿では、従来の投資運用の色彩の強い商事的な信託と区別して、親族を中心とした個人間における資産の管理又は承継を図るための信託を「民事信託」という。現代の日本社会においては、福祉目的の信託をはじめとした民事信託の利用の促進が期待されていることは前述のとおりであり、信託の目的に応じて受益者を順次指定することができる受益者連続型信託のような柔軟な民事信託を税制が阻害することは相当とはいえない⁴。そこで、以下では、まずは信託に関する基本的な課税関係について整理した上で、受益者連続型信託を含む受益者が複数の信託に関する課税上の問題について取り上げて、最後に受益者連続型信託に係る課税上の問題を解決するための実務上の工夫について検討することにした。

II 信託に関する基本的な課税関係

1 信託財産から生じる所得に係る課税（所得課税）

私人の経済活動は私法によって規律されており、経済活動から生じる所得への課税については、原則として、私法上の法律関係に即して行われるべきとされ

² 占部裕典「信託取引と信託課税の法理」（滋学社出版・2018年）520頁参照。

³ 佐藤英明「新版 信託と課税」（弘文堂・2020年）405頁参照。

⁴ 中里実ほか編著「信託課税研究の道標」（有斐閣・2019年）（淵圭吾執筆『民事信託と相続税・贈与税に関する研究ノート』）151頁同旨。

る⁵。もっとも、信託については、信託財産に係る法律上の帰属と経済上の帰属が乖離し得るという特殊性から、その課税関係を適正なものとするため、所得税法及び法人税法上、信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる費用及び収益については、原則として法律上の帰属を無視し、経済上の帰属に即して受益者（受益者としての権利を現に有する者のほか、受益者とみなされる者を含む。）を納税義務者として課税することとされている⁶（これを「受益者等課税信託」という。所税 13①本文、法税 12①本文）。これはいわゆるパススルー課税を実現するものであり、信託財産から生じる所得については、法的には受託者に帰属するものの、税法上は受益者に直接帰属するものとして課税関係が判断されることになる。

ただし、その例外として、一定の要件に該当する信託については、これとは異なる取扱いがなされる（所税 13①ただし書、法税 12①ただし書）。例えば、不特定多数が受益者となることが想定されている集団投資信託（所税 13③一、法税 2二十九）では、信託財産から生じる所得と各受益者を個別に対応させて課税することが困難である⁷という実態を踏まえて、当該所得について受益者に帰属するものとはみなされず、かつ、受託者にも課税はなされず（法税 12③本文）、受益者に分配がなされた時点で受益者に課税がなされる⁸。また、受益者ではなく受託者の段階で課税することが適正であるとされる一定の種類の法人課税信託（所税 2①八の三、法税 2二十九の二）では、信託財産から生じる所得については、法形式に即して受託者に帰属するものとして（ただし、受託者固有の所得とは分離して）、受託者に法人税が課せられる（法税 4条の6）。

⁵ 金子宏「租税法（第24版）」（弘文堂・2021年）129頁参照。

⁶ 金子・前掲注(5)184頁参照。ただし、受益権も法的な権利であり、受益者には単なる経済上の帰属にとどまらず、法律上の帰属があると評価することも可能であろう。

⁷ ただし、関係者が複数の場合に所得の帰属関係を判断するのが困難となり得るのは信託に限らず、例えば、組合（パートナーシップ）においても同様の問題が生じ得る。

⁸ 収益を分配せずに留保する場合に課税の繰延べ効果が生じるという問題があることにつき、佐藤・前掲注(3)522頁参照。ただし、日本の集合投資信託の場合は毎年信託収益の大部分が投資家に分配されることが通常であり、課税の繰延べの問題は限定的であると考えられる。これに対して、外国投資信託については、分配されずに留保される場合も少なくないとされており、その課税の繰延べの問題について指摘したものとして、本並尚紀「外国の信託制度を利用した租税回避への対応－外国投資信託に対する課税関係を中心に－」（税大論叢71号）参照。

なお、上記で述べた法人課税信託には3つの類型があるとされるが⁹、民事信託で一般に用いられるのは「受益者の存しない信託」である。当該信託については、そもそも受益者が存しないことから、信託財産から生じる所得について受益者に帰属するものとみなすことができず、その代替課税として受託者に法人税が課せられるものとされている。

2 信託による経済的価値の移転に係る課税（資産課税）

信託では柔軟に受益権の内容を定めることや受益者を指定することが可能であり、それにより個人間で経済的価値が移転されやすいという特性がある。そこで、相続税法上、各種のみなし贈与（遺贈）課税の定めがなされている。基本的に、死亡以外を原因とする経済的価値の移転が贈与、死亡を原因とする経済的価値の移転が遺贈とみなされる。具体的には、適正な対価を負担せずに信託の受益者となる場合、その信託の効力発生時に、受益者が信託に関する権利を委託者から贈与又は遺贈によって取得したものとみなして、当該受益者に贈与税又は相続税が課せられる（相税9の2①）。なお、ここでいう「信託に関する権利」の取得というのは信託財産に属する資産及び負債の取得であり、受益者は信託財産そのものを取得したとみなされることになる（同⑥本文）。

これと同様に、すでに受益者が存する信託について適正な対価を負担せずに新たに受益者となる場合（同②）、すでに受益者である者が適正な対価を負担せずに信託に関する権利について新たに利益を受けることとなった場合（同③）、すでに受益者が存する信託が終了したことで適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けることとなった場合（同④）も、その利益を受けることになった時点で、その利益の享受者に贈与税又は相続税が課せられる。

いずれも「適正な対価」の負担が問題となるが、信託財産の時価よりも低い額の対価で受益権を取得した場合（低額譲受の場合）のみなし贈与（遺贈）に係る課税関係は必ずしも明らかではない¹⁰。この点、対価が低額であって時価を下回る場合は「適正な対価」の負担があったとはいえ、時価との差額について一律にのみなし贈与（遺贈）課税の対象になるという考え方があり得る（ただし、相続

⁹ 佐藤・前掲注(3)468頁参照。

¹⁰ 佐藤・前掲注(3)431頁参照。

税法9条の2では、同法7条や9条のように課税価格から当該低額の対価を控除することを認める明文の規定はなく、解釈によることになる。)。他方で、低額であっても何らかの対価の支払があれば「適正な対価」の負担があるものとし、ただ、当該対価が「著しく低い」場合に限って、一般的な低額譲受の場合のみなし規定（相税7）により、時価との差額についてみなし贈与（遺贈）課税の対象になるという考え方があり得る。一般の場合と比べて信託の場合に限ってみなし贈与（遺贈）課税の対象を拡大することについて合理的な理由はないものの、文理上は前者のように解さざるを得ないと思われる。

以上が基本的なルールであるが、そのほか、相続税法においては、信託が親族間での租税回避に用いられる可能性があることを考慮し、それを強く警戒した各種の特別の定めがなされており、後述するとおり、そのうちの一つが受益者不存在信託に係る課税の特例であり、もう一つが受益者連続型信託に係る課税の特例である。

3 受託者への財産の譲渡に係る課税（譲渡所得課税）

信託では、信託財産に係る法的な所有権が委託者から受託者に移転することになるため、その含み損益に対する課税（譲渡所得課税）が問題となる。この点につき、税法上は、信託財産は受益者に属するものとみなされることから、委託者が受益者となる場合、いわゆる自益信託として特段の資産課税がなされないことはもちろん、委託者がなお信託財産を所有するものとみなされるため、当該財産の帰属に変更はなく、委託者は当該財産を譲渡しないものとして取り扱われる（所基通13-5参照）。

これに対して、委託者以外の者が受益者となる場合（又は受益者が存しない場合）には、委託者から受益者（又は受託者）に信託財産が譲渡されたものとして取り扱われることになる（所基通13-6参照）。このことは信託の効力が発生した後に、受益者が第三者に受益権を譲渡した場合も同様であり、この場合も信託財産そのものが譲渡されたものとして取り扱われる。したがって、これらの場合、委託者や受益者において譲渡所得の課税関係が生じることになる。具体的な課税関係については、対価の支払の有無や譲受人が個人であるか法人であるかによっても異なるが、まず、受益権の取得に当たって対価が支払われる場合、委

託者（信託設定後は受益者）において当該対価を譲渡収入として信託財産の譲渡に係る譲渡所得課税がなされる。その後、対価を支払って受益権の取得をした者（譲受人）がさらに当該受益権を第三者に譲渡する際には、当該対価が信託財産の取得費（取得価額）として取り扱われる。

次に、受益権の取得に当たって対価が支払われない場合、譲受人が法人であれば、みなし譲渡所得の課税関係が生じる（所税 59①）。これに対して、譲受人が個人であれば、前述のとおり、相続税法上はみなし贈与（遺贈）の課税関係が生じるが、所得税法上は特段の課税関係は生じない。その後、譲受人が当該受益権を第三者に譲渡する際の取得費については問題である。すなわち、所得税法上、贈与によって資産を取得した場合、取得費を引き継ぐこととされている（所税 60①一）が、無償で受益権を譲り受けた場合に信託財産を「贈与」によって取得したとみなす特段の規定はない。それでも、この場合には、対価の支払なく信託財産の帰属が変更するとみられる¹¹以上、譲受人は「贈与」によって信託財産を取得したものとして、当該信託財産に係る取得費を委託者（信託設定後は受益者）から引き継ぐものと解すべきである¹²。なお、個人間で受益権の取得に当たって適正とはいえない対価（時価よりも低い対価）が支払われる場合、前述のとおり、相続税法上は時価との差額について贈与（遺贈）を受けたとみなされるが、所得税法上は信託財産の有償譲渡として、取得費の引継ぎはなされないことになると解される。

4 受益者不存在信託に係る課税

受益者の存しない信託には、そもそも受益者の定めがない信託（これを「目的信託」という。）と受益者の定めがあるものの現に権利を有する受益者が存しない信託（本稿では、目的信託と区別して「受益者不存在信託」という。）があり得る。目的信託には、例えば、慈善目的による信託があり、慈善団体や教育機関などに寄付することを目的とした信託が典型例として挙げられる。財産を承継

¹¹ 委託者が所有する信託財産について信託設定する場合、所得税法上、当該信託財産は受益者が有するものとみなされることになる（所税 13①）。すなわち、信託財産の帰属についての変更が擬制されることになる。

¹² 佐藤・前掲注(3)451頁同旨。

させる者がいない場合や親族に財産を承継させることを希望しない場合などに活用することが考えられる。

これに対して、受益者不存在信託は、実際に誰にどのように財産を承継させるかを将来の不確定の事象に対応できるようにするため、信託設定時に敢えて受益者を特定せず、あるいは特定をしたとしても受益権の取得に条件や始期を付すものであり、受益者の定め方には様々なものがあり得る¹³。以下では、親族間での財産の承継を目的とする信託において問題となる受益者不存在信託に係る課税上の問題について検討する。

まず、基本的な課税関係の整理として、受益者不存在信託については、法人課税信託としての課税関係が生じる。具体的には、まず、信託設定時において、受託者が信託財産を譲り受ける際に何らかの対価の支払や負担をするものではなく、当該財産を無償で譲り受けたものとして、受託者に法人税の課税（受贈益課税）がなされる（法税 22②）¹⁴。この際、信託財産が金銭以外の資産の場合には、委託者にみなし譲渡所得課税もなされ得る（所税 59①一）。そして、信託財産から収益が生じた場合には、受託者を納税義務者として法人税の課税がなされることになる。その後、受益者が存することになった場合には、法人は解散したものとみなされるが、受益者には特段の課税はなされない（贈与税・相続税のみならず、所得税・法人税も課されないものとされている。所税 67 の 3 ①②、法税 64 の 3 ③）。

以上が基本的な課税関係であるが、法人税の税率は贈与税・相続税の最高税率とは同一ではなく、その税率の差異を利用した課税回避がなされる懸念があり、これに対応するため、受益者不存在信託において将来「受益者となる者」が委託者の親族であることが判明している場合、その信託の効力発生時に、受託者に贈与税又は相続税が課せられることとされている¹⁵（相税 9 の 4 ①。ただし、受贈益課税された法人税の額は控除される。同④）。ここでいう「受益者となる者」というのも、受益者としての権利を現に有する者より範囲が広く、停止条件の成

¹³ 例えば、受益者や受益権の内容の決定が受託者の裁量に委ねられた信託（裁量信託）もあり得る。

¹⁴ なお、公益目的の信託の場合、一定の要件を満たすと非課税になるものの、いわゆる公益法人税制よりは要件が厳格であり、その不均衡が問題であるといえる。

¹⁵ 平成 19 年度税制改正の解説（財務省）479 頁参照。

就や始期の到来によって受益者となるべき者のほか、残余財産の権利帰属者として定められている者が含まれると解される。

ここでの問題として、実際の信託では、必ずしも受益者となる者が親族のみとは限らず、非親族が受益者となる者に含まれる場合があり得る。そのような場合でも、上記の特例の適用に当たっては、受益者となる者の一部でも親族であれば、残りの部分が非親族であっても、信託財産の全額について贈与税・相続税の課税がなされることになることになると解されている（相基通9の4-3参照）。

さらに、受益者不存在信託であって、信託の効力発生後に、信託設定時に存しなかった親族（未出生であった者のほか、養子縁組前の者や信託時に受益者として指定されていなかった親族が含まれるものと解されている¹⁶。）が受益者となった場合、その時点で、当該受益者に贈与税が課せられることになる（相税9の5）。この場合も信託財産の全額について課税関係が生じる可能性があるが、この特例は上記の受託者への贈与税・相続税と重疊的に適用される余地がある。これは実質的な二重課税であり、税負担が過大なものとなる可能性がある。

以上のことから、委託者の親族が（一部であっても）受益者となることが想定されている受益者不存在信託においては、これらの課税関係を踏まえて、受益者の定めについて検討することが必要となる。

Ⅲ 受益者が複数の信託に関する課税上の問題

1 同質の受益者が複数いる場合（単純複数信託）

同質の内容の受益権が細分化されて複数の者によって分けられる場合（受益者が言わば「量的に」複数いる場合）、各受益者が有する受益権をどのように評価するかが課税上の問題となる。この点、税法上は、受益者が一の場合は全ての権利を有するものとみなし、受益者が複数の場合は各受益者が受益権の権利内容に応じて有するものとみなされる（相税令1の12③）。そこで、複数の受益者が量的に分けられた同質の内容の受益権を有する場合には、各自の持分割合に応じて権利を有するとみられることになる（（財基通202（2）参照）。

これについては、持分割合が明確である場合には問題は少ないといえるが、持

¹⁶ 平成19年度税制改正の解説（財務省）481頁参照。

分割合が定められておらず、将来、受託者の裁量によって決定されるような信託も考えられる。その場合には、合理的な解釈として、各受益者が等分に権利を有すると解さざるを得ないと思われる。なお、これと区別されるものとして、受益者となるかどうかを受託者の裁量によって決定されるような信託であれば、そのような者は受益者としての権利を現に有するものとはいえず、当該信託は前述した受益者不存在信託であると評価されることになることになると解される。

さらに問題なのは、量的に分けられた受益権の一部に係る権利を現に有する受益者が存するものの、残りの受益権について権利を現に有する受益者が存しない場合である。例えば、AとBの2人の子がいるとして、成人しているAには直ちに2分の1の受益権を与えることとし、未成年であるBには成年時に残り2分の1の受益権を与えることとし、それまでは信託財産からの収益を信託内に留保するということが考えられる。この場合、信託設定時の受益者はAのみであるが、Aは2分の1の受益権しかないにもかかわらず、法令上は、全部の受益権を有するとみなされることになる（これを佐藤英明教授は「受益者完全保有のドグマ」と呼ばれる¹⁷）。その結果、信託設定時に信託財産の全額について贈与税の課税がなされることになる（Bが受益者になるまでの信託収益に対する所得税も同様である。所得税令52④）。そして、将来、Bが成人して残りの2分の1の受益権を取得した場合、当該受益権はAから新たな受益者であるBに贈与されたものとみなされて贈与税の課税対象となると解される（相税9の2②）。そうすると、2分の1に相当する部分については、二重に課税がなされる結果となる。

このような不都合な結果を回避するためには、信託設定時にBを受益者とした上で、実際に支払を受けることができる受益債権の始期を成年時とすることが考えられる。ただし、この解決方法は受益者がすでに定まっている場合であるが、実際のニーズによっては、受益者の決定を将来にするということも考えられる。例えば、上記の例で、BのほかにCも受益者になり得る者に加えた上で、BとCのいずれを実際の受益者にするかは将来に委ねることが考えられる。その場合には、受益権の2分の1に相当する部分については受益者が存しないこと

¹⁷ 佐藤・前掲注(3)402頁参照。

になるが、唯一の受益者であるAが受益権の全部を有するものとして課税がなされることになる。これは担税力のないところに課税するものであり、明らかに過剰な課税であるといえることから、自らが有する受益権の割合を超えて課税をすることを認める政令の規定は法律の委任に反して無効であると考えられる余地もある¹⁸。

しかしながら、資産課税に関しては新たに受益者が現れた場合に従前の受益者から贈与があったとみなすことが定められており（相税9の2②）、受益者の追加時に受益者間で経済的価値の移転があったとみる（すなわち、受益者の追加前には当該経済的価値は従来の受益者に属していたとみる）ことが想定されており、また、所得課税に関しては受益権の一部について受益者が存しない場合の課税の特例が特に手当てされておらず、一部でも受益者がいる場合には当該受益者に全部の所得を帰属させることが想定されていると思われることから、政令のみなし規定が必ずしも法律の委任に反するものではないと考えられるであろう。

難しい問題であるが、政令が明らかに無効とはいえない以上、実務上は、全額の課税がなされることを前提に、そのような課税がなされないような工夫をする必要がある。例えば、受益者が定まっていない受益権については、委託者を受益者とする自益信託とした上で、さらに当該受益権を信託財産とし、受益者を定めない別の信託（受益者不存在信託）を設定し、法人課税信託に転換するといったことが考えられる。ただし、この場合には、前述した受益者不存在信託に係る課税上の問題について留意が必要である。

2 異質の受益者が複数いる場合（受益権複層化信託）

性質の異なる内容の受益権が複数の者によって分けられる場合（受益者が言わば「質的に」複数いる場合）、その課税関係は複雑なものとなり得る。このように受益権が質的に分けられた（複層化された）信託を一般に受益権複層化信託というが、典型的には、信託期間中に信託財産から生じる収益について給付を受

¹⁸ なお、政令が法律の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効とされた事例がある（最判令和3年3月11日・裁判所ウェブサイト）。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/094/090094_hanrei.pdf

ける権利と信託終了時に信託財産（元本）について給付を受ける権利に分けられる信託である¹⁹。前者の権利は一般に収益受益権と呼ばれ、その権利を有する者を収益受益者という。後者の権利は一般に元本受益権と呼ばれ、その権利を有する者を元本受益者という。民事信託では、例えば、親から子に資産を承継するに当たって、親が老後の生活費として収益受益権を手元に残した上で、元本受益権を子に贈与するといった利用が考えられる。また、障害者の子や高齢の配偶者の生活を支援するため、これらの者に収益受益権を贈与した上で、元本受益権は受託者であって後継者となるべき子に贈与するといった利用も考えられる。

受益権複層化信託については、各受益権の評価方法が通達で定められている²⁰が、信託財産から生じる所得が各受益者にどのように帰属するかは各受益者が有する権利の内容に応じて所得の帰属関係が決定されることになる（所税 13④・所税令 52④、法税 12⑤・法税令 15④）。これによると、信託財産に関する資産・負債（B/Sに相当するもの）と費用・収益（P/Lに相当するもの）を各受益者がそれぞれの権利内容に応じて有するものとして取り扱われることになるが、収益受益権・元本受益権といっても、その権利内容は委託者において柔軟に定めることができるため、その名称ではなく、実質を踏まえた判断が必要となる。この点、各受益権の実質的な内容として、信託財産の運用益から分配を受ける権利、信託財産の譲渡益から分配を受ける権利、信託財産の元本から分配を受ける権利などが考えられるのであり、これらの権利内容を踏まえた上で、各受益者にどのような課税関係が生じるかを検討する必要がある²¹。

3 異時の受益者が複数いる場合（受益者連続型信託）

当初の受益者以外に将来の時点で受益者となる者がいる場合（受益者が言わば「時的に」複数いる場合）、それらの課税関係が問題となる。受益者の死亡そ

¹⁹ 信託財産が減価償却資産の場合、減価償却費に相当するキャッシュの給付を受ける権利を別途観念することもできるが、通常は、それも含めて収益受益者に分配されることになると考えられるため、ここでは敢えて区別していない。佐々木誠「受益権が質的に分割された信託に対する所得税の課税に関する考察」（税大論叢第 92 号）参照。

²⁰ 収益受益者が将来受けるべき利益の価額を基にして収益受益権を評価し、信託財産の価額から収益受益権の評価額を控除して元本受益権を評価する（評基通 202(3)参照）。

²¹ 受益権複層化信託に係る課税関係を詳細に分析したものとして、高橋倫彦編著『受益権複層化信託の法務と税務』（日本法令、2020 年）がある。

の他の事由が生じた場合に順次他の者が受益者となることをあらかじめ定めておく信託は跡継ぎ遺贈型信託などと呼ばれるが、これには委託者が複数世代にわたって将来の承継者をあらかじめ定めておくことができるというメリットがある。この場合、最初の受益者として指定された者を第一次受益者といい、次に受益者となるべく指定された者を第二次受益者という。このような信託について、私法上は、後順位の受益者は先順位の受益者から受益権の移転を受けたものではなく、あくまでも委託者によって権利の設定を受けたものであるとみられる。そして、各受益者による信託財産の使用収益は期間が限定されており、その処分が制限されていることから、委託者に相続が発生した際、相続人らにおいて贈与（遺贈）を受けた額が問題となる場面（特別受益や遺留分の額を算定する場面）では、それらの制約があることを踏まえて相続開始時の各受益権の評価額を算定し、これを用いることになることと解される。

これに対して、税法上は、このような信託については、受益者連続型信託として、当該信託の利益を受ける期間の制限その他の権利の価値に作用する要因としての制約が付されていない受益権とみなされ（相税9の3①本文）、信託の効力発生時に、委託者からの贈与又は遺贈によって第一次受益者が当該受益権を取得したものとみなされる（相法9の2①）。そして、以下、受益者が変更になった時点で、後順位受益者は、先順位受益者からの贈与又は遺贈によって当該受益権を取得したものとみなされる（同②）。なお、受益権複層化信託が受益者連続型信託に該当する場合には、収益受益権が無制限の受益権と評価される一方で、元本受益権については無価値とみなされることになる。

これにより、各受益者は、後順位の受益者に受益権を承継すべきことがあらかじめ定められており、信託財産を使用収益できる期間が限られており、受益権の処分に制限があるにもかかわらず、その価値は無制限の受益権として評価されて課税関係が判断されることになる（すなわち、実際に受益者として享受することができる経済的価値よりも高額の利益を受けたものとして贈与税や相続税が課せられることになる。）。しかも、そのような課税は、委託者から第一次受益者、第一次受益者から第二次受益者へと受益者が変更する都度発生するものであり、これらが累積すると過重な税負担となることが容易に想定される。

以上のような受益者連続型信託に係る課税の特例については、資産承継に係

る適正な課税を実現するためのものとされている²²が、その課税が複数回にわたる場合には税負担を必要以上に重くするものとして、跡継ぎ遺贈型信託の利用を阻害するものといえる。そのため、適正な1回課税を実現するためには、受益者連続型信託に該当しない信託を設定する実務上の工夫が必要となる。

IV 受益者連続型信託に係る課税上の問題を解決するための実務上の工夫

1 法人受益者信託

受益者連続型信託に係る課税の特例は、受益者が法人である場合には適用されない（相税9の3①ただし書）。そこで、受益者を個人ではなく法人として定めることが考えられる。ただし、その場合には当該法人に対する課税関係やその株主等に対する課税関係も含めた総合的な検討が必要になる。そのため、実際の民事信託では、法人を受益者とすることは難しいことも多いと思われる。

そこで、以下では、個人を受託者とする場合の実務上の工夫について検討することにした。

2 負担付き信託

福祉目的の信託、例えば、生活力のない者を扶養することを目的とした信託において、被扶養者を直接受益者とするのではなく、委託者を受益者とした上で、その受益権の内容として、被扶養者に対して生活に必要な給付をすることを負担として定めておくことが考えられる。具体例として、扶養が必要な配偶者と子がいる場合に、扶養義務者が委託者となり、自らが所有する財産（収益不動産など）を信託した上で、当該財産から生じる収益の一部を被扶養者の生活費に充てることとし、配偶者が存命中は配偶者を受給者とし、配偶者が亡くなった後は子を受給者とするという定めをすることが考えられる。

ただし、このような受給者が「受益者」に該当するとすれば、受益者連続型信託として各受給者に順次課税がなされることになるため、受益者に該当しないように工夫が必要である。受益者の意義については、信託法上、受益者とは受益権を有する者をいうとされている（信託法2⑥）。この受益権には、信託に基づ

²² 平成19年度税制改正の解説（財務省）477頁参照。

き信託財産から給付を受けることを受託者に請求できる権利（受益債権）に加えて、当該権利を確保するための信託監督権が含まれており（同⑦）、かかる内容の受益権を有する者が受益者となる（名古屋高判平成 25 年 4 月 3 日・税資 263 号順号 12192 参照）。税法上、受益権の定義は特段なされておらず、基本的には信託法上の定義が借用されているものと解される²³。そこで、受益債権と信託監督権の双方の権利を現に有する者が税法上の受益者に該当すると解される。この点、受益債権に停止条件が付されるなど、これが将来行使しうる権利にすぎないとしても、当該権利を確保するための信託監督権を現に有する場合には、やはり受益者に該当すると解される。これに対して、受益者としての権利取得そのものに停止条件や始期が付されるなど、現に信託監督権を有するとはいえない場合には、受益者には該当しないと解される（相基通 9 の 2 - 1 参照）。さらに、現在において信託財産からの給付を受ける権利を有する者であっても、それが単に受託者との贈与契約に基づくものであるなど、信託監督権を有するものではない場合には、その者は単なる受給者であって受益者には該当しないと解される²⁴。

以上の整理を踏まえて、扶養目的の信託の設定において、受益権の内容は収益受益権と元本受益権を含む完全なものとしつつ、必要な生活費相当額をその都度被扶養者に支給するという負担を当該受益権に付しておくことで、被扶養者は受益者ではなく単なる受給者としておくといった工夫が考えられる。このような受給権について、その受給者を順次指定したとしても、受益者連続型信託には該当しないと解される。

3 収益受益権信託

さらなる工夫として、上述した受益権複層化信託を活用することが考えられる。この点、受益権複層化信託が受益者連続型信託に該当する場合、収益受益権

²³ ただし、税法上の受益者となるのは、「受益者としての権利を現に有する者」とされている。そこで、受益者としての権利取得に条件や始期が付されている場合には、税法上の受益者には該当しない。もっとも、そのような場合には信託法上もいまだ受益者には該当しないといえるため、基本的には税法上の受益者と信託法上の受益者は同義であると考えられる。佐藤・前掲注(3)420 頁同旨。

²⁴ 四宮和夫「信託法（新版）」（有斐閣・1989 年）308 頁参照。佐藤・前掲注(3)421 頁同旨。

について期間の制限その他の制約がないものとして評価されるため、完全な受益権と同様に、信託財産の評価額がそのまま収益受益権の評価額となる。その結果、元本受益権の評価額はゼロとして取り扱われることになる。これを踏まえた課税関係について検討するため、単純な例として、収益受益権の第一次受益者を配偶者A、その第二次受益者を障害のある子B、元本受益権の受益者を障害のない子Cとする信託を取り上げる。これらが適正な対価の負担なく取得される場合、まずは委託者からAに信託財産そのものの価値と等しい額の経済的価値の移転があったものとして、みなし贈与（遺贈）の課税がなされる。その後、AからBに受益権が移転する際に同様のみなし贈与（遺贈）の課税がなされ、最終的にBの受益権が消滅する時点で、さらにCに対して同様のみなし贈与（遺贈）の課税がなされる。このような複数回にわたる課税は一般に不利なものとなり得る。

そこで、受益権複層化信託が受益者連続型信託に該当することのないようにするため、第二次受益者としてBを定める代わりに、Aが遺言によって収益受益権の単独相続人としてBを指定することが考えられる。この場合、当該信託は受益者連続型信託には該当せず、信託の効力発生時に、収益受益権と元本受益権の評価額に応じてAとCにそれぞれみなし贈与（遺贈）の課税がなされ、Aの相続発生時に、収益受益権の評価額に応じてBに相続税の課税がなされることになると解される²⁵。

²⁵ なお、そのような信託であっても、受益者連続型信託に該当するのではないかという懸念があり得る。すなわち、受益者連続型信託とは、(i)受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する定めのある信託（信託法91参照）、(ii)受益者を指定または変更する権利を有する者の定めのある信託（信託法89①参照）、(iii)受益者の死亡その他の事由によって、他の者が新たに信託に関する権利を取得し、又は当該権利が他の者に移転する旨の定めのある信託、(iv)これらの信託に類する信託をいうとされている（相法9の3①、相令1の8）ところ、「これらの信託に類する信託」というのがどの範囲で認められるかが不明確とであるという問題がある。

この点、受益者が死亡時には、特に信託で定めがなければその相続人が受益権を相続によって取得するというのが私法上のルールであるが、そのような信託まで受益者連続型信託に該当するとすれば、その射程は広範なものとなる。そこで、合理的な解釈として、各号で列挙された信託は委託者その他の者の意思によって受益者が指定若しくは変更され、又は受益権が移転するところに本質があると考えられることから、そのような意思によらずに受益権が移転しうるにすぎない信託（例えば、受益者の死亡によっても信託が終了せず、その相続人に受益権が一般承継されるだけの信託）の場合には、「これらの信託に類するもの」とはいえず、受益者連続型信託には該当しないと解すべきであろう。

ところが、それでもなお、個別の事情によっては（例えば、Aの遺言能力や遺留分等の問題があつて遺言が適切でないこともあり得る）、より確実に将来の受益者としてBを指定しておきたい場合もある。そのような場合、収益受益権の受益者を委託者とした上で、委託者が当該収益受益権を信託財産としてさらに信託設定し、その受益権をA、Bに順次承継させることとした場合はどうか。これを否認する明文規定はない以上、受益者連続型信託には該当しないと解すべきであろう。そうすると、一般的な跡継ぎ遺贈型信託においても、受益権を複層化した上で、収益受益権について信託設定し、その受益権を承継させるような信託を活用することが考えられる。

V 結びに代えて

信託は、資産の管理承継目的で利用するための柔軟なツールを提供するものとして優れた法制度であると評価できるが、その柔軟性ゆえに税制が必ずしもすべての信託の利用形態に即した課税関係を明確に定めているわけではなく、解釈に委ねられた部分が多く残されている。さらに問題なのは税制が信託について過度の警戒をしており、ときに過重な税負担が生じる結果となり得ることである。これらのことが民事信託の利用を阻害している可能性があることはすでに指摘したとおりであるが、法形式の濫用でもないにもかかわらず、受益者が実質的に享受する以上の経済的価値の取得があつたものとみなして課税する税制は、担税力のないところに課税するものとして相当でないのみならず、信託についてのみ課税を重くするものとして中立性の観点からも正当とはいえないことが明らかである。

他方で、民事信託に関わる者としては、現行の税制を前提として、可能な限り過重な税負担が生じないように工夫しつつ、民事信託の利用のニーズに適切に応える必要がある。本稿は必ずしも体系的・網羅的に論点を取り上げて理論的に整理したというものではなく、いくつかの課税上の問題を取り上げ、その解釈論を試みたものにすぎない。それでもなお、民事信託に関わる者にとって、本稿が一つの参考になり、その積極的な活用にあ資するものとなれば幸いである。

以上

論文名：負担付遺贈に類似した信託に係る課税関係について－受益者連続型信託との関係を中心にして－

税理士平野和俊

はじめに

平成 19 年に施行された新信託法により多種多様な信託が認められるようになった。受益者連続の信託(信 91)もその一つであり、信託法改正要綱試案の補足説明において、「このような受益者連続の信託については、個人企業経営、農業経営における有能な後継者の確保や、生存配偶者の生活保障等の必要から、共同均分相続とは異なる財産承継を可能にする手段としてのニーズが考えられ、当該ニーズに対しては、専門家(＝受託者)の長期安定的な活用という観点で、信託の機能に合致するとの期待も指摘されているところである」とされている。

そして平成19年度税制改正において、この受益者連続の信託も含めた受益者の連続が想定される信託を受益者連続型信託と定め、受益者が取得した信託に関する権利に対し、利益を受ける期間の制限その他の権利の価値に作用する要因としての制約が付された場合、その制約は付されていないものとみなして権利の価額を計算することとされた(相法9の3①)。これにより、受益者連続型信託に係る先行受益者は、信託財産の一部についての権利を有する場合であっても、信託財産全部の価額を評価額として相続税が課税されることとなっている。

課税当局は、『平成19年度税制改正の解説』(財務省ホームページ)において、信託を活用しない通常の相続においては、先行相続人が取得した財産の価額全部について相続税が課されており、先行相続人が財産をいくら残そうと評価を変えることはないため、受益者連続型信託についても同様の課税とするために本特例が措置されたと解説しているが、これに対しては批判も多い。根拠の一つが、負担付遺贈に係る課税上の取扱いとの比較によるものである。

例えば、一般社団法人信託協会は『令和 6 年度税制改正に関する要望』(令和 5 年 9 月)において、受益者連続型信託では、先行受益者と後続受益者で相続税が2回課税されるのに対して、負担付遺贈の場合には相続税負担は1回のみとなり、同様の経済的効果となるにもかかわらず、課税上の権衡が図られていないと問題視している。

それでは、そもそも負担付遺贈と同様の課税上の取扱いを受ける信託を設定することはできないのだろうか。つまり負担付遺贈の同様の効果をもたらす信託で、かつ、受益者連続型信託に該当しない信託を組成することはできないものだろうかとする問題提起である。本論考では、最初に負担付遺贈の法律上、税務上の取扱いを確認した上で、負担付遺贈に類似した信託の具体的な類型に係る課税関係を検討する。

1. 負担付遺贈に係る民法上の定め

(1) 負担付遺贈の意義

負担付遺贈とは、受遺者に一定の法律上の義務を負担させる遺贈をいう。その負担によって利益を受ける者(受益者)に制限はなく、相続人でも第三者でも良い。負担は遺贈の付款であり、停止条件でも解除条件でもない¹。

負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履行を催告し、期間内に履行がなければ、遺言の取消しを家庭裁判所に請求することができる。負担付遺贈が取り消された場合には、遺贈は遡及的に効力を失い、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する²。この取消請求権は、相続人に専属して相続人以外の受益者には認められない(民 995、1027)。

相続人ではない受益者は、反射的利益を有するに止まり、債権を取得するものではないから、直接、受遺者に対して負担履行の請求権を有するものではないというのが多数説であるが、負担付贈与と同じく負担付遺贈においても、受益者は、利益享受の意思表示をすることによって、受遺者に対して履行請求権を取得するとする説も有力である³。

なお、特定の相続人に特定の財産を承継させるためには、遺贈ではなく特定財産承継遺言によることも可能である。負担付の特定財産承継遺言(相続をさせるための遺言)には、民法 1002 条 1 項の類推適用を認めている判決が存在する(大阪地裁令和 3 年 9 月 29 日)。

(2) 受遺者が負担の履行をしない間に死亡した場合

受遺者が遺贈を承認した後に負担付遺贈の負担を履行しない間に死亡したときは、その相続を承認した相続人は、負担の履行義務を負う⁴。もちろん、受遺者の相続人は相続を放棄することもできる。

(3) 受益者が受益未了状態で死亡した場合

上記(1)の通り受益者の有する権利は明確ではないが、受益者が受益の意思表示をした後に、現実にその利益を享受することなく死亡した場合には、その相続を承認した相続人はこの権利を相続すると考えられる。

2. 負担付遺贈に係る課税関係

(1) 負担付遺贈効力発生時の課税関係

① 相続税

遺贈により財産を取得した個人は、原則として相続税を納める義務がある(相法 1 の 3)。この場合において、負担付遺贈により取得した財産の価額は、負担がないものと

¹ 負担と条件の区別は、遺言の解釈の問題である(中川善之助・加藤永一編『新版注釈民法(28)相続(3)補訂版』(有斐閣、2004年)277頁)。

² 但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う(民 995)。

³ 中川善之助・加藤永一編・前掲 281-282 頁

⁴ 中川善之助・加藤永一編・前掲 281 頁

した場合における当該財産の価額から当該負担額(当該遺贈のあった時において確実と認められる金額に限る。)を控除した価額によるものとされる(相基通 11 の 2-7)。一方、その負担額が第三者の利益に帰すときは、その第三者がその負担額に相当する金額を遺贈により取得したこととなる(相基通 9-11)⁵。

この通達の適用にあたって実務上論点となるのが、負担額が「確実と認められる金額」に該当するか否かである。平成 21 年 10 月 13 日裁決によると負担付贈与に係る負担額について、「この場合の贈与を受ける者の負担額は、その贈与時において具体的な経済価値として評価されるものでなければならず、その負担額がその贈与時において具体的に確定しているか又はその確定が推認し得る状態であることが必要であると解されており、当該通達の取扱いは、当審判所においても相当と認められる。」とある。

また、債務控除(相法 14)においても、「確実と認められるものに限る」と負担付遺贈と同様の定義がされているところ、債務が確実であるかどうかは、債務の存在のみならず、履行が確実と認められる債務をいうものと解されている(広島高裁昭和 57 年 9 月 30 日判決)。

従って、負担の内容、受遺者における負担の履行見込みを検討した上で、「確実と認められる金額」の有無を検討することとなる。なお、裾分け遺贈型の負担付遺贈については、債務引受型の負担付遺贈と異なり、負担額に応じて相続財産の総額が増減するわけではないため、実際の論点となることは少ないかと思われる。

② 譲渡所得税

所得税法第 33 条に規定する譲渡は有償譲渡に限られるものではなく、贈与その他の無償の権利移転行為を含むことから(東京高裁昭和 62 年 9 月 9 日判決)、遺贈者に経済的利益を生じさせる個人に対する負担付遺贈については譲渡所得の課税関係が発生する⁶。つまり個人に対する負担付遺贈のうち、遺贈者が債務者である債務を承継させる負担付遺贈に該当する場合には、譲渡所得の課税関係が発生する可能性がある。この点について明確な法令、通達、判例、裁決又は税務当局の判断は示されていないが、負担に係る債務が可分債務であることから、遺贈と債務履行引受との間に相当因果関係があるとはいえず、被相続人に何らかの経済的利益が生じているとも言えないことから、譲渡所得課税はないという見解がある⁷。おそらく、課税実務において、現実に負担付遺贈に係る譲渡所得課税が行われていないのであろう。なお、債務引受型以外の裾分け遺贈のような負担付遺贈では、遺贈者に経済的利益を生じ

⁵ 負担付の特定財産承継遺言による相続についても、これらの通達が適用されるものと考えられる。

⁶ 個人ではなく法人に対する遺贈は、所得税法第 59 条第 1 項により、資産の譲渡があったものとみなされる。

⁷ 香取稔「<税務相談>資産税 負担付遺贈と譲渡所得課税」(2024 年 10 月 7 日税務通信 3821 号)

させることはないため、当然に譲渡所得の課税関係は発生しない⁸。

(2) 受遺者が負担の履行をしない間に死亡した場合の課税関係

上記 1.(2)のように、受遺者が遺贈を承認した後に負担付遺贈の負担を履行しない間に死亡したときは、その相続を承認した相続人は負担の履行義務を負うため、その負担額が确实と認められる場合には相続税に係る債務控除の対象となる。

(3) 受益者が受益未了状態で死亡した場合の課税関係

上記 1.(3)のように、受益者が受益の意思表示をした後に、現実にはその利益を享受することなく死亡した場合において、その相続を承認した相続人は、この権利を相続すると考えられるため、この権利が金銭に見積ることができる経済的価値のあるもの(相基通 11 の 2-1)に該当すれば、相続税の課税財産となる。

3. 負担付遺贈の分類と相続税評価

負担付遺贈は相続税評価という観点で、どのように分類できるだろうか。そして、各類型に応じて受遺者における負担付遺贈に係る相続税評価額は具体的にどのように算出すべきだろうか。

まず、上記 1. で確認した通り、負担付遺贈とは、受遺者に一定の法律上の義務を負担させる遺贈をいうところ、その負担を遺贈によって新たに発生させて受遺者に負担させるものと、遺贈者が遺贈前から負担してした債務を受遺者に引き受けさせるものに大別される。前者がいわゆる裾分け遺贈(遺贈によって受ける利益の一部を別の者に与えるもの)であり、遺贈によって受遺者と受益者が発生する。一方、後者が債務引受型の負担付遺贈であり、遺贈によって受遺者のみが発生して受益者は発生しない。受益者連続型信託と類似するのは、受遺者と受益者が発生する裾分け遺贈の類型であるため、まず 2 つの類型に分類する。

次に、相続税評価上の論点となるのが「負担額」であると考えられるため、裾分け遺贈については、負担内容に応じて更に次のように分類する。

(1) 裾分け遺贈

① 定期金等給付型負担付遺贈

受遺者に、定期に又は一時に金銭その他の資産を受益者に交付する義務を負担させる遺贈をいい、遺言の具体例は下記の通りである。

(遺言の具体例)長男に現金3千万円を遺贈するので、その負担として妻に10年間毎月10万円支給すること。

⁸ 負担付遺贈ではなく負担付特定財産承継遺言による場合は、相続による移転であり、「贈与その他の無償の権利移転行為(東京高裁昭和 62 年 9 月 9 日判決)」に該当しないことから、仮に遺贈者に経済的利益を生じさせる場合でも、譲渡所得税の課税関係は発生しないという考え方もできる。

(ア) 受益者(妻)の相続税評価

負担付遺贈に係る負担額が第三者の利益に帰すときは、その第三者がその負担額に相当する金額を遺贈により取得したこととなる(相基通 9-11)とだけされており、その負担額の評価方法は定められていない。そのため、その負担額に相当する財産を相続、遺贈又は贈与により取得した場合と同様に評価することになると考えられる。定期金給付契約で権利取得時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は相続税法第24条に定められている。受益者が負担付遺贈に係る反射的利益で定期金の給付を受ける権利は、「契約」に基づくものではないが、その実質は近似しており、具体例の数値を元にとすると、有期定期金の評価(相法 24①一)に準じて下記の通り評価されると考える。

$120\text{万円}(\text{給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額}) \times 9.471^9(\text{年}1.00\%^{10}, 10\text{年の複利年金現価率}) = 11,365,200\text{円}$

具体例とは異なり、一時に金銭等を交付する義務の場合には、その負担額そのものが相続税評価となることは当然である。但し、その負担に係る義務履行の時期が将来になる場合には(例えば、10年後に100万円を支給すること。)、基準年利率(評基通 4-4)に基づく複利現価率¹¹を乗じた現在価値を負担額とすべきと考える。

なお、相続税法基本通達11の2-7において、その負担額はその遺贈のあった時において確実と認められる金額に限るとされている。長男の履行見込みはケースバイケースであろうが、少なくともその金額は合理的に算定することが可能であるため、原則としてその負担額は、確実と認められる金額に該当すると考えられる。

(イ) 受贈者(長男)の相続税評価

負担付遺贈により取得した財産の価額は、負担がないものとした場合における当該財産の価額から当該負担額(当該遺贈のあった時において確実と認められる金額に限る。)を控除した価額によるとされている(相基通 11の2-7)。

具体例の数値を元にとすると、負担額は上記(ア)により11,365,200円と評価されているため、長男の相続財産は下記の通り評価される。

$3\text{千万円} - 11,365,200\text{円} = 18,634,800\text{円}$

② 収益交付型負担付遺贈

受遺者に、遺贈財産の収益を受益者に交付する義務を負担させる遺贈をいい、遺言の具体例は下記の通りである。

⁹ 令和6年分の基準年利率について(令和6年5月22日法令解釈通達)の[参考3]複利表(令和6年3月分)より

¹⁰ 予定利率が存在しないため、基準年利率(評基通 4-4)によることとし、令和6年分の基準年利率について(令和6年5月22日法令解釈通達)より令和6年3月における長期1.00%を採用した。

¹¹ 国税庁より公表される基準年利率に係る複利表を参照する。

(遺言の具体例)長男に賃貸不動産(価額1億円)を遺贈するので、その負担として妻に10年間賃貸収益(年利益見込額500万円)の全部を交付すること。

(ア) 受益者(妻)の相続税評価

財産を使用収益する権利と一定期間後にその財産を受領する権利を分離することは、信託受益権を複層化することと実質的には近似している。このため収益交付型負担付遺贈に係る負担額については、財産評価基本通達202(信託受益権の評価)の(3)ロに準じて評価する方法が合理的であると考えられる。具体的には、妻が将来受けるべき利益の価額を推算して、課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に依る基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額が評価額となる。

500万円(年利益見込額)×9.471¹²(年1%¹³、10年の複利年金現価率)=47,355,000円

ここで、相続税法基本通達11の2-7において、その負担額はその遺贈のあった時において确实と認められる金額に限るとされている。賃貸不動産の将来利益を推計することは比較的容易であるため确实と認められる可能性が高いと考えられるが、将来収益を推計することが難しい財産(非上場株式など)については、确实と認められないとされる可能性もある。

(イ) 受遺者(長男)の相続税評価

負担付遺贈により取得した財産の価額は、負担がないものとした場合における当該財産の価額から当該負担額(当該遺贈のあった時において确实と認められる金額に限る。)を控除した価額によるとされている(相基通11の2-7)。

具体例の数値を元にするると、負担額は上記(ア)により47,355,000円と評価されているため、長男の相続財産は下記の通り評価される。

1億円-47,355,000円=52,645,000円

③ 配偶者居住型負担付遺贈

受遺者に、配偶者である受益者が一定の期間又は終身にわたり遺贈財産である自宅建物を居住の用に供させる義務を負担させる遺贈をいい、具体例は下記の通りである。

(例)長男に自宅(価額3千万円)を遺贈するので、その負担として妻が死亡するまでは妻の居住の用に供すること。

このような負担内容において、相続税法基本通達11の2-7にいう「确实と認められる金額」を算出することは可能だろうか。前記②に準じて通常であれば負担すべき賃料相当額を経済的利益とする方法も考えられるが、建物に係る使用借権が評価されないこととの平仄を考慮すると、受益者である妻に帰属すべき負担額はないものとして相続税評価する方法が保守的であろう。

¹² 前掲注10参照

¹³ 前掲注11参照

また、そもそも配偶者の居住を確保したいのであれば配偶者居住権(民 1028)を適切に設定すれば足りることであり、このような配偶者居住型負担付遺贈の利用ニーズはあまりないと考えられる。

④ 負担金額算定困難な負担付遺贈

受遺者に、一定の義務を負わせるものの、その義務に係る負担金額を算定することが困難な遺贈をいい、遺言の具体例は下記の通りである。

(遺言の具体例)長男に現金3千万円を遺贈するので、その負担として遺贈者の設立した財団の理事に就任すること。

相続税法基本通達11の2-7において、その負担額はその遺贈のあった時において確実に認められる金額に限るとされているところ、「遺贈者の設立した財団の理事に就任する」負担について、金額に算定することは困難であり、その負担金額はないものとして評価額を算定することになると考えられる。

(2) 債務引受型負担付遺贈

受遺者に遺贈者が負担していた債務を引き受けさせる遺贈をいい、遺言の具体例は下記の通りである。

(遺言の具体例)長男に賃貸不動産(価額 3 千万円)を遺贈するので、その負担として銀行借入金に係る残債務 2 千万円を支払うこと。

相続税法基本通達 11 の 2-7 に従い、賃貸不動産の価額3千万円から負担額である2千万円を控除した1千万円が相続税評価額となる。

4. 負担付遺贈類似信託の必要性

負担付遺贈は、配偶者が高齢、認知症等により財産管理に不安がある場合、子供に財産を相続させる見返りに配偶者の面倒を看てもらいたい、などのニーズに対応できる制度と言われているものの、実際に活用されている事例は多くない。これは、負担付遺贈における負担の実現が受遺者任せであるため、受遺者の信頼度が低い場合には負担付遺贈は選択し難いためである。この点信託を利用すれば、財産を相続する者(先の例で言えば子供)と負担を履行する者(信託における受託者)を分離することが可能であり、負担の実現可能性が高くなる。また、財産を相続する者(先の例で言えば子供)を受託者とする場合でも、受益者代理人、信託監督人といった機能を利用して、第三者によって受託者を監督することが可能である。以上より、実質的な負担付遺贈を信託の法形式を利用して実現する負担付遺贈類似信託のニーズは一定数存在すると考えられる。

もちろん、この負担付遺贈類似信託が受益者連続型信託(相法9の3)に該当して、先行受益者の相続税評価が信託財産全部の価額とされるのでは利用が阻害される。この点、前記 3.において分類した負担付遺贈のうち、信託組成の必要性があり、かつ、受益者連続型信託に該当しない可能性がある類型は(1)①の定期金等給付型負担

付遺贈である。5. 以下ではこの種類の負担付遺贈に類似した信託にフォーカスして検討する。なお、(1)①以外の種類の信託について、信託組成の必要性が不要(又は不可能)である、又は、受益者連続型信託に該当する可能性が高い理由は下記の通りである。

(1)②収益交付型負担付遺贈	収益交付型負担付遺贈に類似した信託とは、受益権複層化信託であり、受益者連続型信託として評価される可能性が高いため。
(1)③配偶者居住型負担付遺贈	わざわざ信託形式を採用しなくても、配偶者居住権制度(民 1028)を利用することで足りるため。
(1)④負担金額算定困難な負担付遺贈	受益者の受益の金額を算定できないことから、信託を組成できないため。
(3)債務引受型負担付遺贈	受益者が存在せず、信託組成の必要性がないため。

5. 定期金等給付型負担付遺贈類似信託の概要

定期金等給付型負担付遺贈に類似した信託とは、どのように組成された信託だろうか。定期金等給付型負担付遺贈とは、受遺者を信託して財産を遺贈して、遺贈財産の一部を受益者に交付することを義務づけた制度とも言える。これをストレートに信託制度に置き換えると、委託者が受託者兼受益者に財産を預けて、信託財産の一部を他の受益者に交付することを定めた遺言信託ということになる。

このような負担付遺贈に類似した信託の典型的な内容は下記の通りと考える。

① 委託者が死亡した場合に、一の者が定期金等給付の経済的利益を収受する受益者(以下「定期金等給付受益者」という。)となり、また、別の者が当該定期金等給付の負担付きの受益者兼受託者(以下「負担付受益者兼受託者」という。)となる遺言信託である。

② 負担付受益者兼受託者が信託引受の拒否をする場合には、遺言信託は効力を発生せず、定期金等給付受益者が信託予定財産を取得する。

③ 信託財産から生ずる収益は、負担付受益者兼受託者に帰属する。

④ 定期金給付等受領期間が終了した場合には、信託が終了して負担付受益者兼受託者が信託財産を取得する。

⑤ 負担付受益者兼受託者が死亡した場合における受託者の地位は、予備的受託者の定めに従い負担付受益者兼受託者の相続人が受託者の地位を承継する。またこの場合における受益権は、民法に従い、当該相続人が相続する。

⑥ 定期金等給付受益者が死亡した場合における取扱いは定めない。民法に従い、定期金等給付受益者の相続人が受益権を相続する。

⑦ 負担付受益者兼受託者が定期金等給付の義務を履行しない場合には、信託は終了して、定期金等給付受益者が信託財産を取得する。



6. 負担付遺贈と定期金等給付型負担付遺贈類似信託の比較(法律面)

負担付遺贈と定期金等給付型負担付遺贈類似信託を法務面から比較すると下記の通りとなる。

	負担付遺贈	定期金等給付型負担付遺贈類似信託
① 契約形態	遺言(負担付遺贈)	遺言信託
② 財産を渡す人	遺言者	委託者
③ 負担付財産受領者	受遺者	負担付受益者兼受託者
④ 負担付財産受領者から財産を受領する者	受益者	定期金等給付受益者
⑤ 収益の帰属者	受遺者	負担付受益者兼受託者
⑥ 負担付財産受領者がその地位を放棄する方法	遺贈の放棄(その結果、受益者が自ら受遺者となる ¹⁴ 。)	信託引受の拒否 ¹⁵ (その結果、信託は効力を発生せず、定期金等給付受益者が信託予定財産を取得する。)
⑦ 負担付財産受領者が負担義務を履行しない場合	相続人は、相当の期間を定めてその履行を催告し、もしその期間内に履行がないときは、遺言の取消を家庭裁判所に請求することができる。取消によって受遺者が受けるべきであったものは相続人に帰属する。	信託は終了して、定期金等給付受益者が信託財産を取得する。
⑧ 受益者の権利	相続人である受益者は、受遺者に対する履行請求権を有するが、相続人でない受益者は履行請求権を有しない(多数説)。	受益者は、受益債権 ¹⁶ と受益債権を確保するための権利 ¹⁷ を有する。

¹⁴ 民法第 1002 条第 2 項

¹⁵ 信託法第 5 条

¹⁶ 信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(信託法第 2 条第 7 項)

¹⁷ 信託事務の処理の状況について報告を求める権利、受託者の権限違反行為に関する取消権、裁判所に対する新受託者選任の申立権など

⑨ 受益者の利益を保護する補完措置	NA	信託管理人、信託監督人、受益者代理人の制度がある。
-------------------	----	---------------------------

まず、大きく異なる点は⑦の負担付財産受領者が負担義務を履行しない場合の取扱いである。負担付遺贈における相続人は、受遺者が負担義務を履行しない場合においては、遺言の取消を家庭裁判所に請求することができるが、負担付遺贈の取消によって受遺者が受けるべきであったものは相続人に帰属するとするのが通説であり、負担を履行しない不誠実な受遺者の制裁にはなりえても、受益者の救済にはならない¹⁸。一方、定期金等給付型負担付遺贈類似信託においては、負担付受益者兼受託者が負担義務を履行しない場合には、信託は終了して定期金等給付受益者が信託財産を取得するため、定期金等給付受益者を救済することができる。

次に、⑧の受益者の権利も異なる。負担付遺贈においては、相続人である受益者は、受遺者に対する履行請求権を有するが、相続人でない受益者は履行請求権を有しない(多数説)ため、特に相続人でない受益者の権利が弱い。これと比較して、定期金等給付型負担付遺贈類似信託における受益者は、受益債権と受益債権を確保するための権利を有することから、明確で強い権利を有する。

更に、⑨の通り信託では、信託管理人、信託監督人、受益者代理人といった受益者の利益を保護する補完措置を有しており、負担付遺贈よりも受益者保護の観点で優れている。

以上より、負担付遺贈よりも定期金等給付型負担付遺贈類似信託の方が、受益者の権利が確保されており、法的にも安定していることが分かる。

7. 定期金等給付型負担付遺贈類似信託の相続税評価

(1) 基本的な考え方

定期金等給付型負担付遺贈類似信託の相続税評価について、上記3(1)①において整理した定期金等給付型負担付遺贈に係る相続税評価と比較しつつ考察する。

(信託の具体例) 夫が死亡した場合に、妻が10年間毎月10万円を受け取る定期金等給付受益者となり、また、長男がその負担付で現金3,000万円を受領する負担付受益者兼受託者となる遺言信託。なお、現金3,000万円の運用による利息収入等は負担付受益者である長男に帰属する。

① 定期金等給付受益者(妻)の相続税評価

信託受益権の相続税評価額は、財産評価基本通達202において元本と収益の受益者が同一人である場合又は異なる場合に応じて定められているが、本件のように質的に異なる受益者が複数存在するものの、どちらの受益者も元本受益者・収益受益者

¹⁸ 中川・前掲 434-435 頁

という概念に該当しない場合における評価方法については定められていない。そのため、原則に戻って時価(相法22)を算定することとなるが、他の相続財産と類似する場合には、その評価方法に準じて評価することが合理的であると判断される。この点、当該信託の実質は負担付遺贈に類似していることから、負担付遺贈(相基通11の2-7、9-11)と同様に評価することとする。本件信託契約に基づいて定期金を受領する権利は、「定期金給付契約」に基づくものではないが、実質的には類似していることから、有期定期金の評価(相法24①一)に準じて下記の通り評価されたと考える。

120万円(給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額)×9.471¹⁹(年1.0%²⁰、10年の複利年金現価率)=11,365,200円

② 負担付受益者兼受託者(長男)の相続税評価

上記①の通り、負担付遺贈と同様に評価すべきと考えられる。

負担額は上記①により11,365,200円と評価されているため、長男の相続財産は下記の通り評価される。

3千万円－11,365,200円＝18,634,800円

(2) 受益者連続型信託に該当しないか

① 受益者連続型信託の定義

受益者連続型信託とは、信託法第91条に規定する「後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託」だけでなく、受益者の連続が想定される次の(ア)から(オ)の信託をいう(相法9の3①、相令1の8)。

(ア) 信託法第91条に規定する受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する定めのある信託

(イ) 信託法第89条第1項に規定する受益者指定権等を有する者の定めのある信託

(ウ) 受益者等の死亡その他の事由により、その受益者等の有する信託に関する権利が消滅し、他の者が新たな信託に関する権利(その信託の信託財産を含む。)を取得する旨の定め(受益者等の死亡その他の事由により順次他の者が信託に関する権利を取得する旨の定めを含む。)のある信託(信託法第91条に規定する信託を除く。)(相続税法施行令第1条の8第1号)

(エ) 受益者等の死亡その他の事由により、その受益者等の有する信託に関する権利が他の者に移転する旨の定め(受益者等の死亡その他の事由により順次他の者に信託に関する権利が移転する旨の定めを含む。)のある信託(相続税法施行令第1条の8第2号)

¹⁹ 前掲注10参照

²⁰ 前掲注11参照

(オ) 上記(ア)から(オ)に掲げる信託以外の信託でこれらの信託に類するもの(相続税法施行令第1条の8第3号)

② 定期金等給付型負担付遺贈類似信託は受益者連続型信託に該当するか

上記(1)の通り、定期金等給付型負担付遺贈類似信託を負担付遺贈と同様に評価すべきと論じたが、そもそもこれが受益者連続型信託に該当する場合には、異なる課税関係となるため、これを検討する。

(ア) 信託法第91条に規定する信託か

上記5の通り、受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めはないため、信託法第91条に規定する信託に該当しない。

(イ) 信託法第89条第1項(受益者指定権等)に規定する信託か

上記5の通り、受益者指定権等の定めはないため、信託法第89条第1項に規定する信託に該当しない。

(ウ) 相続税法施行令第1条の8第1号又は第2号に規定する信託か

上記5の通り、受益者等の死亡その他の事由により、信託に関する権利を取得又は移転することはないため、相続税法施行令第1条の8第1号又は第2号に規定する信託に該当しない。

(エ) 相続税法施行令第1条の8第3号に規定する信託か

相続税法施行令第1条の8第3号には、「信託法第91条に規定する信託及び同法第89条第1項(受益者指定権等)に規定する受益者指定権等を有する者の定めのある信託並びに前2号に掲げる信託以外の信託でこれらの信託に類するもの」とある。

上記5の通り、定期金等給付型負担付遺贈類似信託において受益権が移転するタイミングは定期金等給付受益者又は負担付受益者兼受託者の死亡時であり、この死亡時に受益権が相続により移転(承継)することとなる。果たしてこの相続による承継は、信託法第91条等の信託に「類するもの」であろうか。

そもそも相続税法第9条の3の趣旨は、信託を活用しない通常の相続と同様の課税とするためと説明されているところ、定期金等給付型負担付遺贈類似信託では、受益者が時間の経過に従ってA→B→Cのように連続するわけではなく、本特例を適用させるべき類型ではないと考えられる。

また仮に定期金等給付型負担付遺贈類似信託に相法9条の3を適用させた場合には、委託者の死亡により、収益に関する権利が含まれている負担付受益者兼受託者が信託財産の価額全部について遺贈されたものとみなして相続税が課税されることとなるが、次に収益に関する権利が含まれている受益権を承継する者は、負担付受益者兼受託者の相続人であり、定期金等給付受益者は一度も相続税が課税されないこととなり、おかしなこととなる。つまり、相続税法第9条の3の適

用対象となるのは、収益に関する権利が時間の経過に従って先行受益者から後続受益者に連続する場合であり、定期金等給付型負担付遺贈類似信託の類型ではむしろ適用させるべきではないと考える。

なお、審理課インフォメーション第115号(平成20年5月28日、大阪国税局審理課)によると、元本受益権が元本受益者の相続人に相続される信託は、相続税法施行令第1条の8第3号に規定する「前2号に掲げる信託以外の信託でこれらの信託に類するもの」であり、受益者連続型信託に該当するとされている。私見では、受益権複層化信託であっても、相続による承継の可能性があるからと言って、受益者連続型信託と認定すべきではないと考えるが、仮に受益権複層化信託において、このような考え方を採用するとしても、定期金等給付型負担付遺贈類似信託は受益権複層化信託ではなく、受益者連続型信託に該当しないと考えるべきだろう。

(オ) 受益権複層化信託か

所得税、法人税、相続税または消費税に関する法律、施行令、施行規則において、受益権複層化信託の定義は定められておらず、課税規定もない。唯一、相続税法基本通達9-13(信託が合意等により終了した場合)において、「相続税法第9条の3第1項に規定する受益者連続型信託(以下「受益者連続型信託」という。)以外の信託(相続税法施行令第1条の6に規定する信託を除く。)で、当該信託に関する収益受益権(信託に関する権利のうち信託財産の管理および運用によって生ずる利益を受ける権利をいう。)を有する者(以下「収益受益者」という。)と当該信託に関する元本受益権(信託に関する権利のうち信託財産自体を受け権利をいう。)を有する者(以下「元本受益者」という。)とが異なるもの(以下9の3-1において「受益権が複層化された信託」という。)」と定義されている。

では、定期金等給付型負担付遺贈類似信託はこの「受益権が複層化された信託」に該当するだろうか。定期金等給付型負担付遺贈類似信託においては、収益を受給する権利は負担付受益者兼受託者が有しているが、元本を受受する権利も同様に負担付受益者兼受託者が有している。つまり、定期金等給付型負担付遺贈類似信託では収益受益者と元本受益者が分離しているわけではないため、受益権複層化信託には該当しないと考えられる。

この場合において、定期金等給付受益者があくまでも信託財産から生ずる収益から切り離された定期金を受領する権利を有するに過ぎないものの、信託財産から生ずる収益の一部を享受する結果となっている場合には、両方の受益者が収益受益者に該当するのではないかという考え方もあり得る。この考え方によった場合、収益受益者つまり両方の受益者が信託財産の全部の価額を遺贈によって取

得したものとみなされるため²¹、信託財産全部の価額を受益権の内容に応じて、各受益者に帰属させる必要がある(法令 15④)。つまり仮に受益者連続型信託に該当するとしても、定期金等給付受益者のみが収益受益者として、信託財産全部の価額により評価されることはないであろうと考えられる。

(カ) 結論

定期金等給付型負担付遺贈類似信託は受益者連続型信託に該当しない。

8. 定期金等給付型負担付遺贈類似信託の課税関係

上記 7.の通り、定期金等給付型負担付遺贈類似信託は受益者連続型信託に該当せず、上記 7.(1)の通り相続税評価されることを前提として下記の通り課税関係を検討する。

(1) 信託設定時の課税関係

委託者が死亡した場合において、定期金等給付受益者及び負担付受益者兼受託者は、その信託に関する権利をその信託の委託者から遺贈により取得したものとみなされ相続税が課税される(相法 9 の 2①)。

(2) 負担付受益者兼受託者が死亡した場合の課税関係

負担付受益者兼受託者が死亡した場合においては、負担付受益者兼受託者の相続人は、本来の財産として相続税が課税される。

(3) 定期金等給付受益者が死亡した場合の課税関係

定期金等給付受益者が死亡した場合においては、定期金等給付受益者の相続人は、本来の財産として相続税が課税される。

9. 評価方法明確化への提言

定期金等給付型負担付遺贈類似信託は、法律上安定しない負担付遺贈に代替する方法として意義があるものと確認した。また、定期金等給付型負担付遺贈類似信託は、受益者連続型信託に該当せず、負担付遺贈と同様の課税関係とすべきと結論付けた。

しかしこれはあくまでも私見であり、明確な法令上の根拠があるわけではない。信託を利用すると、一部例外を除いて受益者連続型信託として評価されるとの思い込みがあり、また、この一部例外がどのような場合に適用されるのかははっきりしない。従って、定期金等給付型負担付遺贈類似信託のように受益者連続型信託に該当しないものについては、文書回答事例、個別通達、情報など(以下「文書回答事例等」という。)の方法によって相続税法第9条の3の適用がないことを明らかにすべきと考える。この考え方の念頭にあるのは、平成 19 年 3 月 16 日付文書回答事例「相続等により取得した

²¹ 相続税法基本通達 9 の 3-1

種類株式評価について(中小企業庁)」及び、平成19年3月9日付情報「種類株式の評価について」である。種類株式の相続税法上の評価方法は、相続税法や財産評価基本通達において定められていない。これは、会社法において多種多様な種類株式の発行が認められているため、その全てを想定してこれに対応する評価方法を定めることが難しいためと考えられる。しかし、種類株式の相続税法上の評価方法が何も示されていない状況では、安心して種類株式を事業承継目的で活用することは難しいため、前記文書回答事例等が発遣されたものとする。

このような事情は信託も同様である。信託法において多種多様な信託の組成が認められており、その全てを想定してこれに対応する評価方法を定めることは困難であるため、数類型の信託について文書回答事例等によりその評価方法を明確にすることは有意義であるとする。

以上

受益者連続型信託における相続税・贈与税課税のあり方

－ 受託者課税の可能性とイギリスの信託税制からの示唆 －

税理士 座間泰明

目次

はじめに.....	1
第1章 受益者型連続信託における課税の特例の妥当性.....	3
1-1 立法担当者の説明の内容.....	3
1-2 立法担当者の理論の脆弱性.....	4
1-3 受益権の適正な時価算定の困難性.....	8
第2章 改革の方向性.....	9
2-1 法定相続分課税方式と信託税制.....	9
2-2 受益権の評価と信託の特徴的機能.....	10
2-3 受益者課税.....	13
2-4 受託者課税.....	15
2-5 法人課税信託.....	18
2-6 法人課税信託とみなし譲渡税.....	20
第3章 先行研究における提言の検証.....	22
3-1 受益者課税を前提とする先行研究による提言.....	23
3-2 受託者課税を前提とする先行研究による提言.....	26
第4章 イギリスの信託税制の概要.....	32
4-1 相続税・贈与税の概要.....	32
4-2 信託税制の基本的考え方.....	38
4-3 信託税制の内容.....	40
4-4 キャピタル・ゲイン税の概要.....	45
第5章 イギリスの信託税制からの示唆と改革への提言.....	49
5-1 受託者課税.....	50
5-2 課税主体の判断基準.....	52
5-3 10年周期課税.....	53
5-4 キャピタル・ゲイン税.....	55
おわりに(結論).....	57
参考文献.....	61

要 約

本稿の問題意識は、受益者連続型信託について、相続税・贈与税に関して極めて不利な取扱いがなされていると考えていることにある。

そこで、本稿では、民事信託として活用する場合の受益者連続型信託における相続税・贈与税の課税の望ましいあり方を検討することを目的とした。

本稿の検討内容の概要は、以下のとおりである。

第1章では、相続税法に定める受益者連続型信託の特例（相続税法9条の3、以下「課税の特例」という。）について検討した。検討の結果、課税の特例は、受益権の適正な時価より高い価額に課税される結果となっており、受益者の担税力を超えて課税される場合があることを問題点として指摘した。この問題の改善のためには、受益権の適正な時価に対して課税すべきである。しかし、受益権の適正な時価算定の困難性が大きな問題となる。この問題を解決しない限り、受益者連続型信託の課税上の問題は、解決できないと結論付けた。

第2章では、第1章を受けて、受益権の適正な時価算定の困難性の解決手段を検討した。検討の結果、受託者へ課税することが解決策の1つの方法であると結論付けた。法律的帰属説に基づけば、受託者へ課税することが課税理論上妥当であり、また、受託者へ課税すれば、受益権の適正な時価の算定の困難性を回避できるため、受益者連続型信託の課税の困難性を解決できるメリットがあるからである。

第3章では、第2章の結論を検証するために、先行研究における信託税制に対する改善提言の内容を検討した。検討により、先行研究における提言によっても、未だ課題が残っていることを明確化した。

第4章では、第3章を受けて、未だ残っている課題解決のための示唆を得るために、イギリスの信託税制を概観した。

最後に第5章では、イギリスの信託税制から得られた示唆から受益者連続型信託の改革案を提示した。その改革案は、以下の通りである。

（1） 信託課税は、受託者課税を原則とすべきである。

イギリスでは、受託者課税が原則である。受益者連続型信託を含めた信託における相続税・贈与税課税の困難の原因は、受益者が取得した受益権の評価の困難性であると考えられる。この困難性を解決する手段は、信託課税における現状の受益者課税の原則を改めて、受託者課税を原則とすることである。受託者課税であれば、課税物件は信託財産自体になると考えられ、受益権の評価は問題とならない。

（2） 受益者連続型信託も受託者課税とすべきである。

イギリスでは、受託者課税を原則とするものの、受益者へストレートに収益を

分配するだけの単純な信託の類型（信託が導管のみの機能である類型）では、受益者課税となっており、受託者課税と受益者課税を併用している。

我が国においても、イギリスの信託税制を参考にして、課税上の信託の類型を見直すべきと思われる。その場合、受益者連続型信託は、受託者課税の類型に分類すべきと考える。受益者連続型信託は、一つの信託契約により、将来の受益者（後順位の受益者）を含めて複数の受益者が指定されるなど、複雑な信託の類型と考えられるからである。

（３） 受益者連続型信託を受託者課税とする場合、具体的な課税方法としては、イギリスの１０年周期課税から示唆を受けるべきである。

受益者連続型信託について受託者課税を採用する場合は、我が国で既に受託者課税の制度として存在する法人課税信託の類型に含めることが一つの方法として考えられる。法人課税信託とした場合、受託者を法人とみなして、受託者へ法人税を課税する取扱いとなる。そして、受益者連続型信託の場合、受託者への法人税の課税で、課税関係は完結すると考えられる。

しかし、受託者への法人税課税だけで完結すると（受益者へ課税されない）世代跳躍移転による相続税・贈与税の租税回避が懸念される。また、法人税と贈与税・相続税の税率の差を利用した租税回避の懸念も生じる。その対応策としては、イギリスの独特の制度である１０年周期課税から示唆を受けるべきと考える。

イギリスの１０年周期課税とは、信託設定時における課税の税率を軽減するが、信託設定後において、１０年毎に受託者へ追加課税をする制度である。このような制度（一定期間経過後に追加課税する制度）が、世代跳躍移転や法人税と贈与税・相続税の税率の差を利用した租税回避への防止策として有効と考える。

（４） 受益者連続型信託について受益者課税を維持する場合は、先行研究における事後調整の提言を採用すべきであるが、イギリスの１０年周期課税からの示唆により、その提言は改良されるべきである。

上記（３）で述べたように、受益者連続型信託について法人課税信託の類型に含めると、信託を活用する場合は法人税課税となり、信託を活用しない場合は贈与税・相続税課税となる。そうすると、信託を活用する場合と信託を活用しない場合との間で、課税の公平性の確保が問題となる。

そこで、受益者連続型信託について受託者課税とするのではなく、現状の税制である受益者課税を維持したうえで、現行の課税上の問題に対する対応策を検討する必要があるものとする。しかし、受益者課税を維持すると、受益者の担税力を超えて課税される場合があることが問題である。その有効な対応策は、先行研究における提言であるとする。その提言とは、２次以降の受益者が受益権を取得した時に、１次受益者への課税について、課税され過ぎた税額を事後調整

する（更正の請求などによる税額の還付などをする）提言である。ただし、このように事後調整する提言については、受益者連続型信託の場合、受益者が交代する毎に事後調整が必要となる。また、どの程度の税額を事後調整すべきなのかという問題もある。つまり、課税処理の複雑化や煩雑さが懸念される。この問題点に対する解決策として、上記に述べたイギリスにおける10年周期課税は示唆に富むものである。すなわち、先行研究の提言のように事後的に、かつ、個別に更正の請求などによる税額の還付などをする方法は改良されるべきと考える。

具体的には、まず、当初の税率を一律に通常の贈与税や相続税の税率より低い税率とし、1次受益者に対する課税を軽減する。次に、信託設定後の一定期間経過後（イギリスでは10年経過後）に、定期的に一定の税率で追加課税をする。こうすることで、信託を活用しない場合とのギャップを埋めてゆく。このようなイギリスの10年周期課税にならった課税方法が、先行研究における提言の改良策として考えられるのではないだろうか。

（5） 受益者連続型信託について、受託者課税を採用する場合であっても受益者課税を維持する場合であっても、イギリスの10年周期課税からの示唆を受けるべきである。

受益者連続型信託を受託者課税した場合、その課税対象は、信託財産自体になるだろう。また、上記（4）で述べたように、受益者連続型信託に関して受益者課税を維持する場合、受益権の評価の困難性を回避するためには、受益権の価額を信託財産の価額と同じと取り扱うしかないであろう。そうすると、受託者課税とした場合と受益者課税を維持する場合のいずれの場合でも、相続税や贈与税における課税価額は、信託財産の価額となる。この場合、受益者が保有する受益権の適正な時価より高い価額に対して相続税や贈与税が課税され、受益者の担税力を超える課税となる可能性がある。このような状況は、課税の原則に反する。そこで、受益者の担税力を超える課税の防止措置が必要となる。その具体的方法として、イギリスにおける10年周期課税は示唆に富むものである。

すなわち、信託設定時に課税するときは、通常の税率より一定程度低い税率として、担税力を越えた課税を防ぐ方法が考えられる。ただし、信託を活用しない場合との課税の公平性を考慮する必要がある。そのためには、信託設定後の一定期間経過後に追加課税し、信託を活用しない場合の課税とのギャップを埋めてゆく方法が妥当であると考えられる。

（6） 受益者連続型信託について、受託者課税（法人課税信託の類型に含めること）を採用する場合は、イギリスのキャピタル・ゲイン税の取扱いと同様とすべきである。

上記（3）では、受益者連続型信託について、受託者課税とした場合、法人課税信託の類型に含めることが一つの方法であると述べた。この場合、我が国の税

制では、信託設定時に、委託者から受託者（法人）への信託財産の譲渡となり、委託者に対して、みなし譲渡所得税（キャピタル・ゲイン税）が課税される。このことは、信託活用の阻害要因となる可能性がある。この点について、イギリスから示唆される点は2点ある。

1点目は、イギリスでは、相続による所有権の移転には、キャピタル・ゲイン税の課税問題は発生しない点である。これは、相続税と所得税の二重課税を避けることが趣旨であるとされている。一方、我が国の現状の取扱いは、被相続人の所有期間中のキャピタル・ゲインに対して、相続人に相続税と所得税が課税される取り扱いとなっている。これは、相続税と所得税の二重課税と考えられるので、適切な取扱いではないものとする。

2点目は、イギリスでは、信託の設定時における委託者から受託者への信託財産の譲渡については、キャピタル・ゲイン税が繰り延べされる点である。つまり、信託設定時には、信託財産の受託者への譲渡によるキャピタル・ゲインの実現を認識するものの、信託の設定時に相続税が課される信託の種類である場合（主に裁量信託等の適格収益保有信託以外の設定の場合）は、委託者の取得価額は受託者に引き継がれ、キャピタル・ゲイン税の課税が繰り延べられる。これにより、税制が信託の活用を阻害する要因は取り除かれている。一方、我が国で受益者連続型信託を法人課税信託として取り扱いする場合は、信託財産のキャピタル・ゲインに対して課税される。我が国においても、税制が信託の利用を阻害しないために、信託財産のキャピタル・ゲインについて、課税の繰り延べをする取り扱いをすべきとする。

以上のように、イギリスにおける相続税とキャピタル・ゲイン税の関係および信託税制とキャピタル・ゲイン税の関係は、示唆に富むものである。

以上

受益者連続型信託における相続税・贈与税の課税のあり方

－ 受託者課税の可能性とイギリスの信託税制からの示唆 －

税理士 座間泰明

はじめに

平成 19 年の信託法改正の際には、個人の財産管理や財産承継の手段として、民事信託（個人信託）の利用拡大が期待された¹。信託は、民法上の財産管理や財産承継の手段では実現できないニーズにも対応できる機能があるため、有用性が高いからである²。特に、後継ぎ遺贈については、民法上の後継ぎ遺贈は無効とする学説が有力であるのに対して³、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託を活用することにより、実質的に後継ぎ遺贈ができることが明文化されたことから（信託法 91 条）、その利用が期待された⁴。

¹ 新井誠『信託法 [第 4 版]』487 頁（有斐閣、2014）では、「信託制度の活用が、わが国の高齢社会における財産管理へのきわめて有効な対応策となりうる」と述べている。また、渡辺忠嗣「資産承継の多様化に対応する法形式－遺言による信託設定の有効性」新井誠編『高齢社会における信託と資産承継【トラスト 60 研究叢書】』179 頁（日本評論社、2006）では、「遺産の長期管理を前提とする遺産承継については信託法の定める信託設定の方式が最適である」と述べている。

² 新井誠＝大垣尚司『民事信託の理論と実務』145-146 頁（日本加除出版、2016）

³ 法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説明」171 頁では、「後継ぎ遺贈については、それを無効と解する学説が有力である」と記載されている。また、民法上の後継ぎ遺贈の有効性に疑義がある（無効である）との見解は、大村敦志「『後継ぎ遺贈』論の可能性」道垣内弘人ほか『信託取引と民法法理』217～252 頁（有斐閣、2003）および佐久間毅「人の死亡による財産承継と信託」報告書『資産の管理運用制度と信託』73 頁以下（公益財団法人トラスト 60、2002）でなされている。しかし、一方で、米倉明「後継ぎ遺贈の効力について」法学雑誌第 3 号 1 頁以下（1999）、稲垣明博「いわゆる『後継ぎ遺贈』の効力」判例タイムズ 662 号 40 頁以下（1989）、田中亘「後継ぎ遺贈－その有効性と信託による代替可能性について」米倉明編『信託法の新展開－その第一歩をめざして』211 頁以下（商事法務、2008）では、民法上の後継ぎ遺贈は有効である可能性があるとして解釈できる見解が示されている。

⁴ 法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説明」171 頁では、「受益者連続の信託

しかし、実際には、後継ぎ遺贈型受益者連続型の信託を含めた民事信託の利用が拡大しているとはいえない状況である⁵。その原因の一つとして、信託の利用を税制が阻害しているとの指摘がある。例えば、「受益者連続型信託は相続税・贈与税に関して極めて不利な取扱いがなされている。これは信託税制によって信託の利用可能性を封じるに等しく、信託法改正の趣旨に反する」⁶との指摘がある。また、「個人信託の発展を阻害してきたのは税制である」⁷との指摘がある。

そこで本稿では、民事信託として活用する場合の受益者連続型信託における相続税・贈与税の課税の望ましいあり方を検討することを目的とした。本稿の構成は以下の通りである。

第1章では、相続税法に定める受益者連続型信託の課税の特例について検討し、その課税の特例における課題を明確にする。

第2章では、第1章を受けて、現行税制の改革の方向性を検討する。検討の結果、受託者へ課税することが解決策であると結論付ける。

第3章では、第2章を受けて、受託者へ課税する妥当性を検証するために、先行研究における種々の提言を検討する。そのうえで、未だ残されている課題を明確にする。

第4章では、第3章を受けて、残されている課題の解決方法の示唆を得るために、イギリスの信託税制について概観する。

最後に、第5章では、イギリスの信託税制から得られた示唆を基に受益者連続型信託に関する信託税制の改革案を示す。

については、個人企業経営、農業経営における有能な後継者の確保や、生存配偶者の生活保障等の必要から、共同均分相続とは異なる財産承継を可能にする手段としてのニーズが考えられ、当該ニーズに対しては、専門家（＝受託者）の長期安定的な活用という観点で、信託の機能に合致するとの期待も指摘されている」と記載されている。

⁵ 令和3年の民事信託の信託契約公正証書作成件数は3,200件である。一方、同年の遺言公正証書の作成件数は106,028件である。つまり、信託契約の公正証書作成件数は、遺言公正証書作成件数のわずか3%程度にとどまる。平成30年からの件数の推移を見てもその傾向に変化は見られない。（金子順一「民事信託と任意後見に関する公証実務」日本弁護士連合会第22回弁護士業務改革シンポジウム 第6分科会「民事信託と後見制度」

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/symposium/gyoukaku_sympo/22th_keynote_report_6.pdf

⁶ 渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』日税研論集第62号199頁（2011）

⁷ 占部裕典「高齢社会における信託税制・相続税制のあり方」新井誠編『高齢社会における信託と資産承継』【トラスト60研究叢書】62頁（日本評論社、2006）

第1章 受益者型連続信託における課税の特例の妥当性

相続税法9条の3第1項では、「受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす」と規定されている。この規定が受益者連続型信託の特例である（以下、本稿では「課税の特例」という。）。課税の特例に関しては、批判的見解が多い。本章では、この課税の特例の妥当性について検討する。

1-1 立法担当者の説明の内容

受益者連続型信託における課税の特例の趣旨について、立法担当者は、信託を活用した財産の承継の場合と信託を活用しない通常の世代順の相続による財産の承継の場合との課税の公平性を保つためと説明をしている⁸。その立法担当者の説明を引用すると以下のとおりである。

「受益者連続信託とは、いわゆる後継ぎ遺贈型信託のことであり、代表例としては、委託者Aの相続人である受益者B、C、Dが順番に受益権を取得する信託をいいます。この場合において、信託の受益権ではなく他の財産（100）を相続人B、C、Dが順番に相続したとすると、先ずBは100の財産を相続し、その後CはBが費消しなかった50を相続し、最後にDはCが費消しなかった20を相続することになります。同様のことを信託法第91条に規定する信託により行うとすると受益者Bは一旦は100の受益権を取得しますが、その死亡とともに受益権は消滅してしまうことから受益者Bが取得した受益権の価額が100となるかが問題となります（受益者Cについても同様です）。相続税では、受益者Bが相続した財産の価額に基づき相続税課税が行われており、その後受益者Bが財産をいくら残そうと相続税の負担は変わりません。そこで、この受益者連続型信託についても、他の相続財産と同様の課税とするためには、受益者B、Cが取得する信託の受益権を消滅リスクを加味しない価額で課税することから本特例が措置されました。これにより、上記の例で言えば、委託

⁸ 川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」409頁（税務大学校論叢57号、2008）では、「受益者連続型信託の課税において、『・・・受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。』という規定の内容が示しているとおり、課税のすき間は作らない、すなわち租税回避や課税漏れを生じさせないことを狙った課税方式と言えるのではないだろうか」と述べている。したがって、課税の特例の趣旨は、租税回避や課税漏れを生じさせないことと理解することが適切であろうが、租税回避や課税漏れを生じさせないことが課税の公平性を保つことにつながると考えて、課税の特例の趣旨は、課税の公平性を保つこと、とした。

者Aから受益者Bに50、受益者Cに30、受益者Dに20の受益権をそれぞれ取得したものととして相続税が課されるのではなく、受益者Bが100、受益者Cが50、受益者Dが20の受益権を取得したものととして課税されることとなります」⁹。

1-2 立法担当者の理論の脆弱性

上記の立法担当者の説明によれば、受遺者連続型信託における課税の特例は、通常の世代順の単純な相続が続く場合との比較において納税負担は増えてはいないと理解できるため、一定の説得力があるように思える。しかし、このような立法担当者の説明があるにもかかわらず、課税の特例に対しては、次のような批判的見解がある。

(ア) 受益権の評価の観点

受益者連続型信託の「受益者は信託目的どおりの利用しかできないこととなるため、自由に信託財産を処分することができない。もちろん、信託目的が遂行できないために信託が終了する場合も生ずるであろうが、そうでなければ、委託者が当初設定した信託目的通りにしか利用できないものであり、通常の相続のように取得した財産を処分することができないという縛りのある所有である。このような狭い範囲での所有に対して、そのリスクが何ら考慮されていない税制となっている。現行税制では、信託を利用することは不利であり、信託の利用を萎縮させてしまっているのが現状である」¹⁰。

上記の批判的見解と同様の見解であるが、受益権が複層化された信託において、信託財産が収益用不動産である場合を例に挙げて、次のような批判的見解もある。

「通常の相続の場合、相続によって取得した収益用不動産の運用によって得られる賃料収入等に加え、当該不動産を処分することも可能である。それに対して、収益用不動産を信託財産とし、収益受益権と元本受益権に複層化された受益者連続型信託において、収益受益者は自分が生存している間の賃料収入等しか取得できない。にもかかわらず、収益用不動産全部を有しているものとみなして課税する、つまり『ないものをあるとみなして課税する』ことにはやはり疑問を抱かざるを得ないのである」¹¹。

このような受益権の処分権限の有無に着目した批判的見解は、以下の理由に

⁹ 松田淳「相続税法等の改正」『(平成19年度版)改正税法のすべて』478頁(大蔵財務協会、2007)

¹⁰ 喜多綾子『信託税制の法的構造の研究』49頁(信託研究奨励金論集第37号、2016)

¹¹ 橋本康平「受益者連続信託における資産税課税の検討—後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を中心に—」立命館法政論集第9号140-141頁(2011)

より妥当であると考える。

相続税や贈与税の本質は、相続や贈与による財産の取得という、新たに流入してきた経済的価値に担税力を求めて課税することであろう¹²。そうすると、相続や贈与により取得した財産の経済的価値に応じた課税がなされるべきである。そのために、相続税法22条において、相続や贈与により取得した財産の経済的価値、すなわち、時価に対して相続税や贈与税を課税することを定めていると考えられる。時価を超えた価額に対して課税されることは、担税力を超えて課税されることになる可能性がある。そして、財産に対する処分権のない権利の価額は、所有権の価額に比較して低額化するとの見解に異論があるとは思えない¹³。その低額化した価額が、受益権の適正な時価であると考えられる。

しかし、立法担当者は、「受益者Bは一旦は100の受益権を取得します」と説明している。この説明では、受益権の価額を信託財産の価額と同じものであること前提にしている。すなわち、受益権は、信託財産に対する処分権がない権利であることは考慮していない。したがって、現状の受益者連続型信託における課税では、課税の特例により、受益権の適正な時価よりも高い価額に対して課税される結果を招いている。

以上の検討によれば、立法担当者の説明において、「受益者Bは一旦は100の受益権を取得します」と説明している点は、妥当な説明ではない。Bが取得した財産は、受益権の基となる信託財産自体（100）ではなく、あくまでも受益権である。繰り返すが、受益権は信託財産に対する処分権がない権利であるから、信託財産に対する所有権と同等の権利でないことは明らかである。つまり、受益権の経済的価値は、100ではなく、100より低いはずである。しかし、立法担当者の説明では、受益権の経済的価値が100であることを前提としている。したがって、この前提に誤りがあると考えられるから、その後の説明は、すべて誤った前提の下での説明になる。そうすると、説明全体が妥当性を欠くものとなっている。

（イ）担税力の観点

上記（ア）で述べたとおり、立法担当者の説明におけるBは、自らが得た受益権の経済的価値より大きいと考えられる100に対して課税される。結果、担税

¹² 金子宏『租税法〔第21版〕』591-592頁、脚注2）（弘文堂、2016）では、「理論的には、贈与による財産の取得は、取得者の担税力を増加させるから、それ自体として課税の対象とされるべきものである」と述べている。

¹³ 金子宏『租税法〔第21版〕』（弘文堂、2016）630頁では、「個別の財産の評価は、その価額に影響を与えるあらゆる事情を考慮して行われるべきである」と述べている。

力を超えて課税されることになり、課税され過ぎとなる可能性が高い。このことは、次順位の受益者Cについても同様である。

担税力を超えて課税されることが顕著に表れる具体例としては、次のような受益権が複層化された受益者連続型信託の事例が考えられる。

【担税力を超えて課税される受益権が複層化された受益者連続型信託の事例】

Aは、債券1億円を信託財産として、遺言により信託を設定した。信託の内容は、長男Bを1次収益受益者、次男Cを2次収益受益者とし、配偶者Dを元本受益者とする受益権が複層化された受益者連続型信託（以下、「本件信託」という。）とした。

信託財産である債券の利率は年1%である。

信託期間は10年とした。

本件信託において、長男Bおよび次男Cが取得する収益受益権の内容は、信託財産である債券の利払いを受ける権利である。また、本件信託において、配偶者Dが取得する元本受益権の内容は、信託期間終了時（10年経過後）に信託財産である債券自体を受ける権利である。

なお、1次収益受益者である長男Bが債券の利払いを受ける期間は5年とし、2次収益受益者である次男Cが債券の利払いを受ける期間も5年とした。

上記の事例における課税関係は次のとおりである。

まず、信託設定時（=Aの死亡時）に長男Bに対して、相続税が課税される（相続税法9条の2第1項）。税額の計算を単純化するために、Aの相続財産は、信託財産である債券1億円のみとする。また、Aの相続人は、長男B、次男Cおよび配偶者Dの3人とする。この場合、長男Bの相続税の納税額は、630万円である。それに対して、長男Bが収益受益権に基づいて受け取る5年間の収益（債券の利払い）の累計額は、500万円（1億円×1%×5年）である。つまり、長男Bが受ける経済的利益を上回る課税がなされる。

次に、信託設定後5年経過し、次男Cが2次収益受益者となった場合は、長男Bから次男Cに対して信託財産である債券1億円が贈与されたとみなされ、次男Cに対して贈与税が課税される（相続税法9条の2第1項）。その贈与税の税額は、約5,040万円である¹⁴。これに対して、次男Cが収益受益権に基づいて受け取る収益（債券の利払い）の累計額は、500万円（1億円×1%×5年）である。次男Cも受ける経済的利益を上回る課税がなされる。

最後に、信託終了時には、次男Cから配偶者Dに対して信託財産である債券が

¹⁴ 正確な税額は、50,395,000円である。

贈与されたとみなされるので、配偶者Dに対して、贈与税が課税される（相続税法9条の2第1項）。贈与税の税額は、債券1億円に対する贈与税であるため、約5,040万円である¹⁵。ただし、配偶者Dが受ける経済的利益は、信託財産の元本である債券1億円であるので、債券を売却すれば、贈与税の納税は可能である。長男Bと次男Cに対する課税とは異なり、配偶者Dに対する課税は、経済的利益を超えたものであるとはいえないだろう。

（ウ）受益者連続型信託の類型の観点

立法担当者の説明では、「受益者連続信託とは、いわゆる後継ぎ遺贈型信託のこと」と断定的に述べている。すなわち、受益者連続型信託について後継ぎ遺贈型の信託の類型のみに限定して説明している。しかし、受益者連続型信託の活用の仕方は、受益者の死亡（相続）による後継ぎ遺贈型の承継だけとは限らない¹⁶。上記の事例のように、期間を定めて受益者を連続させる活用の仕方もある。したがって、立法担当者が後継ぎ遺贈による財産の承継の場面のみを前提に説明していることも妥当ではないので、その後の説明も、受益者連続型信託の課税の特例を正当化する説明として妥当ではない。そして、上記の事例のように期間を定めて受益者を連続させる場合、長男Bと次男Cに対する課税は、各人が受ける経済的利益以上の課税がなされ、担税力を超えて課税されることは明らかである。したがって、受益者連続型信託の課税の特例は、担税力に応じた課税がなされるべきという税法の原則に即していない規定といえるだろう¹⁷。

以上のように、現状の受益者連続型信託における課税の特例の問題は、受益権の適正な時価に対して課税されない（受益権の時価より高い評価額に課税される）結果となることである。

1-3 受益権の適正な時価算定の困難性

受益権の適正な時価に対して課税することが本来の課税のあり方であるとし

¹⁵ 正確な税額は、50,395,000円である。

¹⁶ 相続税法において、信託に関する特例を定める条文は、すべて「・・・贈与（・・・の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす」という書きぶりになっている。このことから、受益者連続型信託の類型として、死亡（相続）による後継ぎ遺贈型の承継だけと考えているわけではないことは明らかである。にもかかわらず、立法担当者の説明では、「受益者連続信託とは、いわゆる後継ぎ遺贈型信託のことであり」と述べており、受益者連続型信託の類型を死亡（相続）による後継ぎ遺贈型の承継だけと考えているようである。

¹⁷ 金子宏『租税法〔第21版〕』84頁（弘文堂、2016）では、「税負担が担税力に即して配分されなければならないことは、今日の租税理論がほぼ一致して認めるところである」と述べている。

でも、適正な時価を算定することは、困難な場合が多くある¹⁸。例えば、次のような事例では、受益権の適正な時価を算定することは不可能といえる。

【受益権の評価額を算定することが困難な事例】¹⁹

Aは、賃貸不動産を信託財産として信託を設定した。当初は委託者であるAが受益者（1次受益者）となる。次に、Aが死亡すれば、Aの子B、Cの2人（2次受益者）が新たな受益者となる、後継ぎ遺贈型受益者型連続信託とした。そして、B、Cの両人ともが死亡したときに信託を終了し、信託財産の帰属権利者は、株式会社Eとした。

なお、Aの子B、Cが2次受益者となった場合、B、Cの受益権の取得割合は均等ではないものとする。受託者Dは、信託不動産から得られる家賃収入を毎年一定の時期にB、Cへ給付するが、B、Cのそれぞれへ給付する金額は、受託者の裁量によって決定する。受託者Dは、B、Cへ給付する金額を均等にする必要はないものとし、かつ、家賃収入の全額を給付する必要もないこととする。受託者Dの裁量により給付しない家賃収入がある場合には、その給付しない家賃収入は、受託者Dの手元に留保し、蓄積する。その受託者Dの手元に留保され、蓄積された家賃収入は、信託終了時に、賃貸不動産とともに残余財産として帰属権利者である株式会社Eへ引き渡すものとする。

上記の事例の場合、信託設定時にAの子B、Cが取得する受益権の評価額を算定することは極めて困難（又は不可能）である。この場合は、やむを得ず、受益権の評価額を信託財産の評価額と同額と考え、かつ、B、Cの受益権の割合は均等と評価するしかなく、それが唯一の方法ではないかと考える。しかし、そのような取扱いは受益者の担税力を超えた課税となるため、否定されなければならないだろう。

結局のところ、受益者連続型信託における課税の困難性を惹起する原因は、受益権の評価の困難性であり、この課題を解決しない限り、受益者連続型信託における課税の改革の方向性は見えてこないと考える。

¹⁸ 金子宏『租税法〔第21版〕』（弘文堂、2016）629頁では、「財産の時価を客観的に評価することは必ずしも容易なことではなく、また納税者の間で財産の評価がまちまちになることは、公平の観点から好ましくない」と述べている。

¹⁹ 佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第733号152頁（2010）に記載された事例を参考にしている。

第2章 改革の方向性

前章の結論は、受益者連続型信託における課税の困難性を惹起する原因は、受益権の評価の困難性であるということである。これを言い換えれば、受益権の評価の困難性を解決することが、受益者連続型信託の課税の改革の方向性であるということである。そこで、本章では、受益権の評価の困難性の解決方法を探り、受託者連続型信託における課税方法の改革の方向性を示す。

2-1 法定相続分課税方式と信託税制

受益権の評価の困難性を惹起する原因は、相続税の課税方式として、法定相続分課税方式を採用していることにあるとの見解がある。この点を渋谷雅弘教授は、次のように明確に説明している。

「法定相続分課税方式は、遺産税方式と遺産取得税方式との折衷であるといわれるが、信託課税の局面では両者の悪いところがともに現れる。すなわち、法定相続分課税方式の基本は、相続税の総額を計算し、それを各相続人や受遺者に配分することにある。そして、相続税の総額を計算するためには、全ての相続人・受遺者について、相続開始時を課税時期とする点は動かさない。そうすると、信託が関わる場合には、その信託の内容からみてどれだけ困難であったとしても、遺産税方式の場合とは異なり、相続開始時において各受益者が有する受益権の評価をしなければならない」²⁰。

このように、受益権の評価の困難性を惹起する根本原因は、既存の税制の基本構造に関わるものである²¹。したがって、受益権の評価の困難性を根本的に解決する手段は、税制の基本構造を変えることとなる。

例えば、アメリカやイギリスのように遺産税方式に税制を変えることができれば、受益権の評価の困難性は回避することができる。遺産税方式では、信託財産そのものを遺産として課税すればよいのであり、個々の受益権を評価する必要がないからである²²。受益者連続型信託の場合は、連続的に受益者となる（または、受益者となるかもしれない）各人に受益権がどれだけの金額で帰属するかを信託設定時（贈与時）や相続時に決定する必要がない。このように、アメリカやイギリスの税制を採用すれば、日本における受益者連続型信託の課税上の問

²⁰ 渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」215-216頁（日税研論集 第62号、2011）

²¹ 藤谷武史「税の観点から見た信託と類似制度」トラス未来フォーラム研究叢書『信託その他制度における財産管理継承機能』175頁（2021）

²² 渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」215頁（日税研論集 第62号、2011）

題は解決するだろう。

また、アメリカやイギリスの税制では贈与税と相続税は一体課税される税制であるため、受益者連続型信託が設定された段階で完全な課税が可能である。つまり、信託設定時の1回のみでの課税で課税関係は完結するものと考えられる²³。受益者が連続して変わる毎に課税する必要がなく、税負担は重くならないので、税制が受益者連続型信託の活用を阻害する可能性はないものと思われる。

しかし、以上のような税制の基本構造を変更するという解決手段を実現することは、相当ハードルが高い。ほとんど不可能といえ、現実的ではない。したがって、法定相続分課税方式という基本構造を変えることなく、信託税制を改革する手段の摸索をするしかないであろう。そうすると、相続税・贈与税の課税においては、受益権の評価がどれだけ困難であっても、信託設定時や相続時に受益権の評価が必要であることを前提にしたうえで、その対応策を検討しなくてはならない。

2-2 受益権の評価と信託の特徴的機能

受益権の評価の困難性は、信託の特徴的機能である財産の性状の転換機能により、財産権が分割され、複層化することに原因があるものと考えられる²⁴。この点、中里実教授は、信託の特徴について、次のように説明する。

(ア) 信託の特徴

「信託における受託者と受益者の分離とは、視点を変えてこれを信託財産の方から見れば、受託者へのストックとしての財産の帰属とそこから生ずるフローとしての利益の受益者への帰属が分離されることに他ならない場合が少なくない。……。信託においては、財産権の一部のみ（すなわち、収益受益権のみ）が受益者に移転され、その他が受託者の手もとに残ることを想定せざるを得ず、そのためにはとりもなおさず、財産を利用する権利と残存権のように、財産を分解して考えることが必要になる」²⁵。

上記の説明では、信託の設定により、受益者に収益受益権が帰属し、受託者に残存権（処分権）²⁶が帰属することが信託の特徴的機能であると述べている。民

²³ 藤谷武史「税の観点から見た信託と類似制度」トラス未来フォーラム研究叢書『信託その他制度における財産管理継承機能』176頁（2021）

²⁴ 占部裕典「信託税制への提言」新井誠ほか編『信託法制の展望』549頁（2011）では「信託受益権の評価についても、元本受益権と収益受益権が分離された場合の評価にとどまらず質的に異なる収益受益権の評価など課題を抱えている」と述べている。

²⁵ 中里実「信託法理の生成」トラス60研究叢書『金融取引と課税（2）』3頁（公益財団法人トラス60、2010）

²⁶ 中里実「信託法理の生成」トラス60研究叢書『金融取引と課税（2）』7頁（公益財団

法上は、一物一権の考え方があるため、所有権を使用・果実収益権と残存権に分離することはできないと考えられているが²⁷、信託という法制度を活用すれば、その分離が可能となる。この点が信託の特徴である。

(イ) 所有権の評価額と受益権の評価額

また、中里実教授は、「所有権の本質は、使用・果実収受権というフローを受益する権利にあるものと思われる。残存権は、所有権からそのようなフローの割引現在価値としての元本（元物）を取り除いた後の形骸的な権利であるにすぎない」²⁸と述べている。この説明からは、所有権は、使用・果実収受権と残存権を合計したものであると理解できる²⁹。中里実教授が述べる使用・果実収受権とは、信託の受益権と考えられる。すなわち、所有権の評価額は、受益権の評価額と残存権の評価額の合計額とであると考えることができる。この考え方を進めると、信託の受益権の存続期間が無限であれば、信託財産の価額は、受益権の価額と同等となる。一方、受益権の存続期間が有限である場合は、受益権の価額は、信託財産の価額より低くなると考えられる。受益者連続型信託含めた信託の場合は、受益権の存続期間は有限であることが前提になるので、受益権の価額は、信託財産の価額より低くなると考えられる。この点について中里実教授は、次のように

法人トラスト 60、2010) では、残存権と処分権は基本的に同じものであり、「処分権の価値は残存権の価値であると考えることができる」と述べている。

²⁷ もっとも、サンヨウメリヤス土地貸借事件（最判昭 45 年 10 月 23 日（民集 24 卷 11 号 1671 頁））では、信託を設定しなくとも所有権の分離が可能と解釈できる判示がされた。この事案は、土地所有者が借地権を設定する際に高額の権利金を受け取った場合に、この権利金が不動産所得にあたるのか、譲渡所得にあたるのかが争われた事例である。判旨では「所有者が当該土地の使用収益権を半永久的に手放す結果となる場合に、その対価として更地価格のきわめて高い割合に当たる金額が支払われるというようなものは、経済的、実質的には、所有権の一部を譲渡した対価としての性質をもつものと認めることができる」と判示した。この判例理論からは、本来、法的には不可分な所有権の一部が譲渡所得の発生基礎となる資産たりうると判示していると解釈できる。しかし、この判例の妥当な解釈としては、この事例における「所有権の一部」としての資産については、私法上形式的に認められる権利であるという必要はない、と解釈すべきである。あくまで、課税上の譲渡所得を構成するか否かを判断するにあたっての理論であると解釈すべきであろう。したがって、日本の民法上、一物一権の考え方から、所有権を使用・果実収益権と残存権に分離することはできないという結論を左右するものではないものとする。

²⁸ 中里実「信託法理の生成」トラスト 60 研究叢書『金融取引と課税（2）』7 頁（公益財団法人トラスト 60、2010）

²⁹ 中里実「信託法理の生成」トラスト 60 研究叢書『金融取引と課税（2）』7 頁（公益財団法人トラスト 60、2010）

詳細に説明している。

「使用・果実収受権の存続期間が有限である場合には、現在時点Aにおける残存権の価値は、A時点における所有権の価値から、当該（残存期間が有限である）使用・果実収受権のA時点における割引現在価値を差し引いたものであるということになるであろう。この残存権の価値は、結局、当該使用・果実収受権の存続期間経過後（B時点）の所有権の価値のA時点における割引現在価値ということになる。この関係を式で表すと、以下のようになる。

A時点の所有権の価値

$$= \text{A時点の残存権の価値} + \text{A時点の使用・果実収受権の現在価値}$$

A時点の残存権の価値

$$= \text{B時点の所有権の価値の、A時点における割引現在価値}^{30}。$$

前述のとおり、使用・果実収受権は、信託の受益権と考えられ、上記の中里実教授の説明によれば、存続期間が有限である場合の受益権の評価額は、理論上信託財産の評価額より必ず低くなる。第1章では、受益権は信託財産に対する処分権がないので、信託財産の評価額より低額化しているはずと述べたが、この見解が理論的に正しいことが裏付けられたと思われる。

ただし、まだ問題が残る。それは、受益権の評価額を適正に算定することの困難性という問題である。この問題の解決策としては、現状の税制における課税の特例のように、受益権の評価額を信託財産の評価額と同額であると割り切って考えることが一つの方法ではある。しかし、上記のとおり、理論的には、受益権の評価額と信託財産の評価額は同額ではない。評価の算定が困難という理由だけで、理論的に妥当でない方法をあえて採用することはできないと考えるべきである。そこで、観点を変えて、受益権の評価の困難性への対応策を検討したい。

（ウ）受益権の評価の困難性への対応策

そもそも、信託の課税において受益権の評価が必要なのは、現行の税法において、受益者に対して課税を行うことを原則としているからである。一方で、受益者に対してではなく、受託者に対して課税すれば、受益権の評価の困難性を回避できるだろう。受託者へ課税する場合は、受託者が保有する信託財産自体を課税対象とすることになると考えられるからである。信託財産自体が課税対象となれば、必然的に受益権の評価をする必要がなくなる。

現行の信託課税において、受託者に対して課税を行う課税方式は、法人課税信託が該当する。民事信託において現状の法人課税信託が適用される典型的な信

³⁰ 中里実「信託法理の生成」トラス 60 研究叢書『金融取引と課税（2）』8頁（公益財団法人トラス 60、2010）

託の種類は、受益者が不存在または不特定である信託の種類である。そうすると、受益者が存在するにもかかわらず、受託者に課税することが果たして妥当なのか、という疑問が生じる。

いずれにしても、受益権の評価の問題は、まず、誰に対して課税を行うことが適当であるかという、課税方式の問題について、その妥当性を検討することが先である。そのうえで、受益者に課税することが妥当という結論に達した場合に、はじめて、受益権の評価を精緻に行うべきとなる。反対に、受託者に課税することが妥当との結論に達した場合は、信託財産自体を課税対象とすることになろう。この場合は、受益権の評価を行う必要はなくなり、受益権の評価の困難性は問題とならない。そこで、受益者課税と受託者課税のいずれが妥当な課税方式であるのかについて、検討を進めてゆく。

2-3 受益者課税

(ア) 信託税制における所得税と相続税・贈与税

現行の信託税制は、受益者課税の原則を採用している（相続税法9条の2）。この原則は、所得税法および法人税法における経済的帰属説に基づく考え方に由来しているものと考えられる。経済的帰属説は、経済的に収益を享受する事実を基準にして、所得の帰属を判定する考え方である³¹。その前提となる原則は、実質所得者課税の原則である。この原則は、「所得はそれを経済的・実質的に支配している者に帰属する」³²と考える立場である。この立場からは、経済的・実質的に収益を享受する者と法律上の権利者が異なる場合には、法律上の無権利者に所得が帰属すると判定される³³。

他方で、法律上の収益を享受する権利を基準として、所得の帰属を判定する立場を法律的帰属説という³⁴。この法律的帰属説が通説的地位を占めている³⁵。法律的帰属説は、形式主義的な考え方であるが、形式的であるからこそ、帰属の判定基準が明確であり、納税者の予測可能性や法的安定性の観点からは優れている。しかし、信託においては、定型的に、信託財産の所有者である受託者が信託財産から生じる収益を経済的・実質的に支配することがないことから、所得税法および法人税法において特別規定を置いて受益者課税の原則を定めているとされる³⁶。具体的には、「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限

³¹ 谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』261頁（弘文堂、2021）

³² 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第2版補正2版〕』298頁（弘文堂、2020）

³³ 谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』261頁（弘文堂、2021）

³⁴ 谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』261頁（弘文堂、2021）

³⁵ 谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』262頁（弘文堂、2021）

³⁶ 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第2版補正2版〕』300頁（弘文堂、2020）

る。)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」(所得税法13条1項、法人税法12条1項)と規定する。このように、所得税法および法人税法では、所得の帰属権利者である受益者が、資産の帰属権利者であるとみなしている。このような所得税法および法人税法の発想を基に、受益者に対して相続税や贈与税も課税するという考え方を現在の信託税制は採用していると考えられる(相続税法9条の2)³⁷。

(イ) 資産の帰属と所得の帰属の1対1の対応

所得税の発想を相続税・贈与税においても適用することについては、所得税と相続税・贈与税の平仄を合わせるといった課税理論として一定の合理性がある³⁸。所得税を補完するものとして位置づけられる遺産取得税の立場に立つてつくられている現在の相続税と、それをさらに補完するものとして位置づけて贈与税がつくられているからである³⁹。ただし、このような課税理論は、資産の帰属と所得の帰属が完全に対応している場合において成立する課税理論であるといえるだろう。この課税理論は、所有権を使用・果実収受権と残存権の分離を前提としない場合に成立する理論であると考えられ、そのような考え方が、所得税法の考え方になっている。そして、このような所得税法の考え方は、民法上の考え方をベースにしているものと思われる。

民法においては、財産に対する所有権の一体性をベースとしている。言い換えれば、財産について使用・果実収受権と残存権(処分権)の分離を前提としない。この考え方により、所得税法では、資産からの所得は、資産の所有者に帰属するとの考え方となる。言い換えれば、資産の帰属と所得の帰属が1対1の対応関係にあるという考え方をしている。

一方、前述の中里実教授の見解にしたがえば、信託は、財産について、使用・果実収受権と残存権(処分権)に分離をされることが前提である。信託における

³⁷ しかし、大正11年の信託法制定に伴って作られた当時の信託税制については、「所得税法と相続税法において大きなスタンスの違いがある。……相続税法においては、受益者が信託財産を所有するという擬制はとられていないところに特徴がある。その理由としては、信託受益権が一種の債権であると考えたことによる」とされている(喜多綾子「信託税制の法的構造の研究—信託の利用可能性の拡大と受託者課税方式へ向けての総合的研究—」信託研究奨励金論集第37号38頁(2016))。この点では、現行の税制に比べて、大正11年当時の信託税制の方が信託受益権の法的性質に沿った取扱いであったと考える。

³⁸ 藤谷武史「受益者連続型信託に対する資産移転税の課税方式に関する一考察」トラスト60研究叢書『金融取引と課税(1)』107頁(公益財団法人トラスト60、2010)

³⁹ 佐藤英明「他益信託にかかわる相続・贈与課税の立法論的検討」総合税制研究(N o. 7)94-95頁(1999)

受益権者は、使用・果実収受権を有しているが、残存権（処分権）は有していない。このような、財産構成の柔軟性を生み出すことが信託の特徴といえる。この点、藤谷武史教授は、信託の特徴を次のように説明している。

信託は、「私法自身が作り出す重層的な（すなわち、持分に依じて任意に精算できる pro rata 的共有関係とは異質な）構造によって、当該資産に基因する経済的帰結が分解され組み替えられ」る⁴⁰。

つまり、信託の特徴は、資産の帰属と所得の帰属の 1 対 1 の対応が崩れていることであると藤谷武史教授は説明している。この考え方にしたがえば、所得の帰属権利者である受益者を信託財産の帰属権利者とみなし、受益者に対して相続税・贈与税を課するという考え方は、資産の帰属と所得の帰属の 1 対 1 の対応が崩れている信託においては合理性がないといえるであろう。信託における相続税・贈与税の課税について、受益者課税の原則を適用することは、限界が生じており、合理性が失われている場合があるということである⁴¹。

2-4 受託者課税

上記のとおり、信託における相続税・贈与税の課税において、受益者課税に合理性がないならば、次に検討すべきことは、その代替策である。信託における当事者は、受益者以外には委託者と受託者がある。そして、信託からの収益を享受する権利があるのは、法的には受託者である。したがって、受益者課税の代替策としては、受託者課税とすることが最もシンプルな（単純な）考え方だろう。そこで、受託者課税とすることの妥当性を以下で検討する。

（ア）法的帰属説

一般的な信託においては、定型的に、受託者が信託財産から生じる収益を経済的・実質的に支配することはないことから、所得税法において特別規定を置いて（所得税法 13 条 1 項）受益者課税の原則を定めている。担税力に応じた課税をするという意味では、経済的利益を享受している受益者へ課税するという原則は、合理的である。

しかし、受託者の裁量により受益者へ信託財産から生じる収益が給付されるような信託（典型的には裁量信託）においては、受益者へ課税することは合理的とは限らない。そのような信託では、実質的には受託者が、信託財産から生じる収益を経済的・実質的に支配しているからである。そのような場合に受益者課税

⁴⁰ 藤谷武史「所得課税における法的帰属と経済的帰属の関係・再考」金子宏ほか『租税法と市場』198 頁（有斐閣、2014）

⁴¹ 岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集第 31 号 76 頁（2010）では「所得課税の考え方を信託に当てはめたところに、問題の生じた原因があったのではないか」と述べている。

の原則を貫くことは、受益権の評価の困難性などにより、課税上の問題を引き起こす。したがって、経済的帰属説を採用するのではなく、法律的帰属説を採用し、受託者に課税することが代替策として考えられる。法律的帰属説の立場では、信託財産の法的帰属は、受託者にあるからである。また、「現在では、学説上は法律的帰属説がほぼ通説になっている」⁴²ことも受託者へ課税する理論的根拠になり得るものと考ええる。

とはいえ、裁量信託等において、受託者が信託財産から生じる収益を経済的・実質的に支配している状態であったとしても、最終的に収益を享受する者は、受託者ではない。したがって、受益者が存在するにもかかわらず、受託者へ課税することは合理的ではなく、やはり受益者への課税が妥当である、という反論が出ることは容易に予想できる。しかし、受益者に対する課税では、相続税・贈与税の課税において、受益権の評価の困難性が大きな問題となる。受託者へ課税することに反対するならば、この問題の解決策を示す必要があるだろう。

(イ) 組織体課税

受益権の評価の困難性を解決する方策としては、佐藤英明教授による次のような見解が傾聴に値するものと考ええる。

「信託と受益者をいったん分けて考える、すなわち、組織体と構成員という形で分けて考え、そういう信託に適切な組織体課税を考えるということが必要になると思われます」⁴³。

上記の佐藤英明教授見解の中では、組織体課税という考え方が出てくる。この点については、増井良啓教授が次のような見解を述べている。

「導管型のみでは法技術的にみて、さまざまな組織に対して課税ルールを仕組むことが困難である。……。とりわけ、組織に対する構成員の権利が複雑である場合には、損益を構成員に対してパス・スルーことが難しい。……。このような執行上の困難を軽減するためにこそ、組織そのものを実体とみていったん課税の対象とすることが必要とされるのである」⁴⁴。

上記の佐藤英明教授と増井良啓教授の見解をさらに進めると、信託財産自体を実体があるものとみなし、信託財産を課税主体とすることが妥当ということになるだろう。

(ウ) 代替的課税としての受託者課税

しかし、佐藤英明教授は、信託財産を実体とみて、信託財産自体に直接的に課税することを若干変更した提言をしている。佐藤英明教授は、「信託を結節点と

⁴² 金子宏『租税法理論の形成と解明 上巻』526頁（有斐閣、2010）

⁴³ 佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第733号146頁（2010）

⁴⁴ 増井良啓「組織形態の多様化と所得課税」租税法研究第30号12頁（2002）

して「一法人格は受託者ですが」信託課税を構成する代替課税はどうか、と思うわけです。……。ただ、受託者自身に課税するというのではなく、あくまで代替的な課税だということに着目していただきたいわけです⁴⁵と述べる。この提言は、信託自体を実体とみて、信託自体に直接的に課税するのではなく、その代替として、受託者へ課税することを提言しているものと理解することができる。

また、信託を実体と見て課税を行うという方法については、平成19年度税制改正において既に議論され、採用されなかった経緯がある。その理由は、税法だけが、信託を実体と扱うこと、すなわち、信託を法人と観念しても、他の私法も同様の取扱いをする、あるいは、他の私法との間で十分な調整が確保されなければ法制度として仕組むことは困難であるからである⁴⁶。仮に、信託を法人とみなした場合は、税法上、信託自体が財産の帰属主体であるということになる。しかし、税法以外の法律においては、信託財産が受託者に帰属しているものと扱う。したがって、滞納処分などを定める税法と私法上の各制度とが関係する場合は、信託財産が受託者に帰属することを前提とした各制度と信託自体を納税義務者（債務者）とし、国を税の徴収者（債権者）とする税法上の仕組みとを調整するための仕組みが必要になる⁴⁷。このように、信託自体を実体とみて課税することは、相当に困難である。そのため、信託を実体とみて信託自体に課税する代わりに、信託財産の所有者である受託者へ課税する方法を提言するものが、前記の佐藤英明教授の提言であると思われる。

佐藤英明教授の提言を採用すれば、受益者へ課税することに限界が生じ、受益権の評価の困難性を原因として、適正な課税が困難となる事態への解決策になるとと思われる。つまり、受託者へ課税することが、受益権の評価の困難性に対する解決策であると考えられる。

（エ）受託者への課税の妥当性

受託者へ課税することが、受益権の評価の困難性に対する解決策であるとしても、受託者への課税については、水野恵子教授の次のような批判的見解がある。

「そもそも受託者は、信託の受益者として利益を享受する者ではない。委託者から信託財産が移転されているということから受託者を納税義務者とするのは、実際の利益の享受および担税力の点で大きな問題と考える。さらに、信託設定時

⁴⁵ 佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第733号140-141頁（2010）

⁴⁶ 佐々木浩「信託の税制について～信託税制の基本的考え方について～」信託239号116頁（2009）

⁴⁷ 水野忠恒『体系租税法』376頁（中央経済社、2015）

における受益権の評価は極めて難しい」⁴⁸。

確かに、受託者は、受益者として信託の利益を享受する者ではない。しかし、信託においては、受託者に対して課された税負担は、直接的に受託者が負担することはないことが通常であろう。通常は、信託財産が税を負担する場合がほとんどと考えられる。このように考えると、受託者課税は、実質的には、信託財産に課税していると考えられるだろう。通常の相続税・贈与税は、相続や贈与により財産を取得したことによる担税力の増加を根拠に課税するものと考えられる。受託者課税も、受託者が財産を取得したことによる担税力の増加を根拠に課税するものであると理解することができるのではないだろうか。したがって、受託者に課税しても、担税力に問題があるとはいえない。実際には、受託者が直接的に税負担をするというのではなく、信託財産が税負担をする应考虑すべきである。そして、実際に信託財産が税を負担するならば、その負担は最終的には受益者に転嫁されることが通常である。その意味で、受託者課税は、受益者課税の代替課税であるといえる。したがって、上記の批判は、必ずしも妥当といえない。

また、水野恵子教授が主張する「信託設定時における受益権の評価は極めて難しい」との批判に対しては、受託者課税は、実質的には、信託財産に対する課税であるから、信託財産を評価すれば良いと反論できる。受益権の評価をする必要はない。したがって、受益権の評価は極めて難しいとの批判も妥当ではない。

以上により、受託者課税は正当化できるものとする。ただし、佐藤英明教授が提言する受託者課税は、法人格が受託者にあることを前提に提言している。つまり、現行の信託課税における法人課税信託を念頭に置いた提言と理解できる。そこで、次に、法人課税信託の妥当性を検討する。

2-5 法人課税信託

現行の税制では、受託者課税の課税方式として、法人課税信託が存在する。我が国で受託者課税を採用する場合、法人課税信託を適用することが一つの選択肢として考えられる。既に存在する課税方式であるため、新たな課税方式を創設するよりは、代替策として現実的と考えるからである。法人課税信託では、受託者を納税義務者とし、受託者を法人とみなして法人税法の規定を適用する（法人税法4条、同4条の6）⁴⁹。

法人課税信託の類型が定められた趣旨は、受益者課税の原則を採用する信託課税において、受益者が不存在または不特定の場合の課税の困難性を解決する

⁴⁸ 水野恵子『金融資産・信託財産の課税と理論』242頁（中央経済社、2017）

⁴⁹ 岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集第31号77頁（2010）

ことと考えられる⁵⁰。すなわち、受益者課税の代替として受託者へ課税する法人課税信託の類型が定められたと考えられる。問題は、受託者を法人とみなして、法人税を課税することが妥当なのかという点だろう。受託者へ法人税を課税することに対しては、岡村忠生教授の次のような批判的見解がある。

「法人課税信託の信託収益は、信託段階と受益者段階の二段階の課税（二重課税）を受けることになる。……。たしかに、株式会社などの法人により事業活動が法人段階と株主段階との二重課税（二段階課税）を受けることと対比するならば、……。信託段階課税と受益者段階課税の両方を行うことが公平であり妥当だということになろう。ただし、そういえるためには、これらの信託の実態が……。法人事業と同様の担税力があると認められる必要がある」⁵¹。

上記の岡村忠生教授の見解は、法人事業と同様の担税力が信託にはないものと考えられるから、法人税を課すべきではない、との主張であろう。この見解は、首肯できる。受益者が不存在等の信託に対して法人課税信託が創設された理由は、受益者課税の代替であると考えられるので、法人課税と同じである必然性はないからである⁵²。また、前述のとおり、受託者に課税することは、実質的には、受託者が信託財産を取得したことに担税力を求めて、信託財産自体に対して課税しているとも考えられる。このように考えると、現状の法人課税信託における信託段階と受益者段階の二段階の課税は、実質的には、同じ信託財産に対して、2度課税（二重課税）しているとも考えられる。この点は、岡村忠生教授の上記の批判とは観点異なるが、いずれにしろ、法人課税信託が過大な税負担となる結果は、批判されるべきであり、岡村忠生教授の見解は妥当である。

しかし、一方で、法人課税信託が、信託財産自体に対して課税していると考えた場合は、信託を実体とみて課税しているとも考えられる。この考え方を進めると、信託（または、受託者）を法人とみなし、法人税を課税することは、合理性があるといえるだろう⁵³。

⁵⁰ 佐藤英明「他益信託と課税－平成 19 年改正後の信託課税」税務事例研究第 109 号 37 頁（2009）

⁵¹ 岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集第 31 号 77 頁（2010）

⁵² 佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第 733 号 142 頁（2010）

⁵³ 佐藤英明『新版 信託と課税』595 頁（弘文堂、2020）では、受託者課税をするにしても受託者を個人と扱うのか法人と扱うのか決定しなければならないが、法人と扱うべき、と提言している。その理由について、佐藤英明教授は次のとおり述べている。受託者を個人と扱うのか法人と扱うのかについて、受益者の属性にしたがうべし、との意見がありうるが、「受益者の属性に受益者に個人と法人の両方が含まれている場合や、当初は個人の個人のみが受益者だっ

また、上記の岡村忠生教授の見解として、信託設定時の受託者への法人税の受贈益課税に加えて、受益者への現実分配時に贈与税（または相続税）を課すという過大な税負担に対して批判している。この批判は妥当性があるように思われる。前述のとおり、受託者課税は、実質的には、信託財産に対して課税するものと考えられるので、受託者への課税後に受益者へ課税すると、1つの信託行為で、信託財産に2度課税していると考えられるからである。しかし、贈与税等と法人税の二重課税の調整規定はある。贈与税等から法人税、法人事業税および法人住民税については控除される措置がとられている（相続税法9条の4第4項）。したがって、この点における岡村忠生教授の批判は、必ずしも妥当とはいえない面があるものとする⁵⁴。

2-6 法人課税信託とみなし譲渡税

以上に述べたとおり、法人課税信託は、妥当性があるものとする。しかし、法人課税信託には、問題点がある。それは、信託設定時に、信託財産が法人への贈与（譲渡）と取り扱われるため、信託財産に含み益があれば、委託者に対してみなし譲渡としての課税がなされる点である（所得税法59条1項1号）。

一方で、個人間における相続・贈与では、委託者に対する譲渡税の課税は繰り延べされる。個人間における相続・贈与における譲渡税の取り扱いは、（非課税ではなく）課税繰り延べであるが、それでも法人課税信託に比較すると、通常の相続および贈与の方が、税負担は軽いといえる⁵⁵。そこで、以下、この問題を検討する。

（ア）みなし譲渡税の規定の趣旨

検討に先だって、みなし譲渡税の規定の趣旨を確認する。この規定の趣旨について、佐藤英明教授は、次のように説明している。

「法人は『永遠に』存在するものと考えられるから、いったん法人に取得された資産の増加益に課税する機会永遠にやっこないかもしれないことが懸念

たが後に（受益権の譲渡を受けたなどの信託行為とは無関係な事情により）法人も含まれることとなった場合などを考えると、受益者の属性により信託の課税上の扱いを決定することは、適切とは考えられない」。また、「信託の会計が法人と類似していることと、法人と同様に信託には消費がないこと等を理由に、所得計算の出発点としては、受託者課税信託の受託者を法人と考えることとしたい」と述べている。

⁵⁴ ただし、贈与税等と法人税の二重課税の調整規定があるとはいえ、法人税等の額が贈与税等の額を超えても還付されることはない（相続税法施行令1条の10第5項）。そのため、贈与税等の負担より法人税等の負担の方が重いケースも相当程度想定できる。この点では、通常の贈与や相続の場合との税負担の公平性の点で信託の活用を阻害する要因となり得る。

⁵⁵ 渡辺徹也「受益者等が存しない信託に関する課税ルール」日税研論集第62号185頁（2011）

される。そうであれば、少なくとも、法人が取得する時までに発生した増加益は必ず課税しておくべきだということになる」⁵⁶。

上記の説明からは、みなし譲渡としての課税は、課税の繰り延べが永久になされることの防止であると理解できる⁵⁷。この趣旨から考えると、法人課税信託について、個人への譲渡と同様に、課税の繰り延べを認めても問題はないと考えても良いのでないだろうか。なぜなら、民事信託における法人課税信託の典型的な信託の類型である受益者が不存在である信託等は、いわば、一時的に受益者が不特定または不存在である信託であるといえるからである。つまり、法人課税信託についても、通常の相続の場合と同様に、資産の増加益に対する課税の繰り延べることを認めても、永遠の課税繰り延べ防止というみなし譲渡税の規定の目的には反しないものと思われる⁵⁸。

しかし、以上のような考え方に対して、次のような反論が予想される。

法人税を課税する以上、信託における法人税課税のみ、みなし譲渡としての課税を繰り延べ（または優遇）することは、法人税を含めた課税上の整合性や公平性の観点から適当ではない、という反論が出るのが予想される⁵⁹。この反論に対しては、さらに次のように反論できるものとする。

法人課税信託は、信託自体を実体とみて、信託自体に法人格を与えるものでは

⁵⁶ 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第2版補正2版〕』138頁（弘文堂、2020）

⁵⁷ 所得税法59条第1項（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）創設の経緯について、武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法』4296頁では、「シャープ勧告は、キャピタル・ゲイン課税が無制限に延期されることを防止する観点から、贈与・相続によって資産の移転があった場合にも、これを時価により『譲渡』があったものとして、それまでに生じている値上がり益を課税する方法を勧告した。これに基づいて昭和25年の改正で、低額譲渡の場合を含めて『時価』による『みなし譲渡課税』の制度が創設された」との記載がある。

⁵⁸ 佐藤英明『新版 信託と課税』576頁（弘文堂、2020）では、「現行所得税法は、清算課税説にもとづくみなし譲渡課税を原則的なものと位置づけしておらず、法人に対する無償・定額譲渡（と限定承認に関する場面）が例外的にみなし譲渡課税の対象にされているにすぎない。この点をも視野に入れるならば、信託の設定や受益者の変更が、所得税法におけるみなし譲渡の発生と類似する場合には、信託税制においても同様の課税が合理的であるが、そうでない場合を含む内容のみなし譲渡課税を信託税制においてのみ行うことは、少なくとも現行法下では、譲渡所得課税の制度の姿に違うものと評価されることになる」と述べている。

⁵⁹ この点に関連して、岩崎政明「信託課税の理論と運用 事業信託を利用した租税回避の防止措置について」新井誠編『新信託法の基礎と運用』348頁（日本評論社、2007）では、「事業を法人で行うか、信託で行うか、組合で行うかといった事業体の法形式の選択によって、事業体自体および事業利益の分配を受ける者の税負担が大きく変わるの、租税公平の観点から望ましいものではない」と述べている。

ない。あくまでも、受益者へ課税する代替措置として受託者へ課税するための制度であると理解できる。したがって、法人への財産の贈与・遺贈等の取扱いと同じ取扱いをする必然性はない⁶⁰。ましてや、法人課税信託について、譲渡所得課税を繰り延べする取り扱いをしたとしても、それは優遇措置という訳でもない。

ただし、委託者、受益者および受託者が個人である場合に限り、譲渡所得課税を繰り延べすることが妥当と考えるべきと思われる。一方、委託者が個人であって、法人が受益者となる信託の場合には、現行の税制との課税の公平性の観点から、みなし譲渡税は課税されるべきだろう。

(イ) みなし譲渡税と相続税

譲渡所得税と相続税の関係という観点からみると、被相続人の死亡時に相続税が課税されている場合は、みなし譲渡課税自体を否定できるものとする。学説では、「相続によって得た財産で相続税の課税対象とされたものを譲渡した場合における譲渡所得課税においては、被相続人の所有期間中に生じたキャピタル・ゲインは、すでに課税済みであるから、相続人の所有期間中に生じたキャピタル・ゲインに対してのみ課税すべき」⁶¹との見解がある。この見解からは、被相続人の死亡時に相続税が課税された場合、被相続人の所有期間中に生じたキャピタル・ゲインに対して譲渡所得税が課税されることは、相続税と所得税の二重課税であるという考え方ができる。そうすると、そもそも、被相続人の所有期間中のキャピタル・ゲインに対して譲渡所得税を課すこと自体が不合理であるという結論になるだろう。

第3章 先行研究における提言の検証

これまでの検討では、受益者連続型信託信託（を含めた信託課税）に対する課税の望ましいあり方として、みなし譲渡税の問題があるものの、実質的には、信託を実体と見て、信託自体を法人とみなし（ただし、実際の法人格は受託者にあるものとして）、受託者へ課税することが信託課税の改革の方向性である、と結論付けられる。次に、この結論の妥当性をさらに検証する。そのために、先行研究における、信託課税に関する提言を検証する。まず、受益者課税を前提とする先行研究による提言を検証し、次に、受託者課税を前提とする先行研究による提

⁶⁰ 佐藤英明『新版 信託と課税』596頁（弘文堂、2020）では、「信託設定時の委託者から受託者への資産移転を、みなし譲渡の対象とする必要はない。受託者が委託者の取得費を引き継げば足りる」と述べている。

⁶¹ 金子宏『租税法〔第22版〕』289頁（弘文堂、2017）

言を検証する。この検証により、受益者連続型信託における信託課税の課税方法として、受益者課税の場合と受託者課税の場合の具体的な課税方法とその課題を明確化したい。

3-1 受益者課税を前提とする先行研究による提言

繰り返しになるが、現行の信託税制は受益者課税が原則である。受益者等課税信託による贈与税（死亡による場合は相続税）の納税義務者は受益者となる。これは、所得税との関係において、信託財産からの収益は受益者に課税することと整合している。すなわち、受益者が信託財産の実質的所有者であるとみなされることと整合していることから⁶²、受益者課税は合理性があるといえる。したがって、受益者課税を支持する（前提とする）学説は多くある。

(ア) 現実受益時課税

受益者課税を支持する（前提とする）学説は多くあるものの、受益者課税を採用する場合、課税のタイミングについては、問題があると指摘する見解は多い。例えば、「原則として信託の効力が生じた時点をとらえて贈与税・相続税が課せられることで、受益者（受贈者・受遺者）に税金の負担に耐えるだけの受益の蓄積がない状態のなかで多額の納税義務が発生する可能性がある⁶³」との指摘である⁶⁴。したがって、課税のタイミングについては、制度の修正が必要であるとの提言がなされている⁶⁵。つまり、受益者が実際に給付を受けるタイミングで課税を行うべきであるとの提言（以下「現実受益時課税」という。）である。さらに、現実受益時課税という課税方法に加えて、受託者等の裁量により信託の収益が給付される信託（裁量信託）については、次のような具体的な課税方法の提言がなされている。

「（信託の）設定時に課税されない場合には、その後の現実の受益時に、相続税ではなく贈与税の対象として課税されるべきである。……。この場合は、現実の分配を信託からの贈与とし、当該信託が受益者との関係では委託者の属性を有するとみなす—たとえば、委託者が受益者の扶養義務者であれば信託も同様に扱われる—とする」⁶⁶。

⁶² 水野忠恒『体系租税法』315頁（中央経済社、2015）

⁶³ 首藤重幸「高齢社会と信託税制」日税研論集第72号274頁(2017)

⁶⁴ もっとも、首藤重幸「高齢社会と信託税制」日税研論集第72号274頁(2017)では、課税のタイミングが信託設定時であることにより、受益者の担税力に問題があるとしながら、近年制定された制度として、教育資金贈与信託や信託等による結婚・子育て資金贈与、特定贈与信託などで最小限度の緩和策がとられていることも指摘している。

⁶⁵ 首藤重幸「高齢社会と信託税制」日税研論集第72号274頁(2017)

⁶⁶ 佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第733号268頁（2010）

上記の提言は、受託者等の裁量によって給付の内容が決定されるような場合（主に裁量信託の場合）、信託設定時には受益者が得る経済的利益が確定しないという実態に即した課税方法の提言であると考えられ⁶⁷、合理的な課税方法であるように思われる。また、主に裁量信託の場合のように受益権の評価が困難である信託への対応策としても有効と思われる。ただし、受益者に分配されず、信託に留保された収益について課税がされない点で実質的には課税の繰り延べを認めていることなることから、課税の公平性の点で問題がある。そこで、この点の解決策として、佐藤英明教授は、留保利益に利子税を課す利子税方式を提言している⁶⁸。

以上のような現実受益時課税の提言には首肯できる点もあるが、まだ問題点が残る。それは、贈与税について、累進税率の適用が回避される点である⁶⁹。特に民事信託では、家族間で信託設定がなされることが多いものと想定されることから、受益者への分配の時期・金額等を自由にコントロールすることが容易に可能である。そのため、累進税率の適用の回避も容易である。このような問題に対して、岡村忠生教授は、現実受益時課税を支持するが、適用される贈与税の税率は信託設定時に決定してしまうべき、という提言を行っている⁷⁰。ただし、この際の適正な税率についてはさらに検討が必要との見解がある⁷¹。

なお、現実受益時課税の提言においては、受益権の評価の困難性に対しては、特段着目していない。受益権の評価額は、信託財産と評価額と同じとする現行の税法における取り扱いを前提にしている。その前提のうえで、受益者の納税の負担を軽減することに着目しており、その方法として、課税のタイミングを信託設定時ではなく、現実受益時にすることを提言している。この点、受益権の適正な時価に対して課税することがベストとする本稿における主張とは、着目点が異なっている。また、課税のタイミングを信託設定時ではなく、それより後の現実受益時にする点については、相続税における基本である法定相続分課税方式に

⁶⁷ 淵圭吾「民事信託をめぐる相続税・贈与税課税のタイミングと『受益者等』の範囲について」学習院大学法学会雑誌 48 巻 1 号 53 頁（2012）

⁶⁸ 佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第 733 号 269 頁（2010）

⁶⁹ 渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』日税研論集第 62 号 217 頁（2011）

⁷⁰ 岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集第 31 号 87 頁（2010）

⁷¹ 渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』日税研論集第 62 号 217 頁（2011）

合わない⁷²、という批判がある。本稿は、法定相続分課税方式の枠内で検討を行うことを前提にしているので、現実受益時課税は、改革案として全面的には賛同できない面がある。

(イ) 事後調整

受益者課税を前提とし、かつ、現実受益時課税ではなく、現行税制の原則である信託設定時課税を維持したうえで解決を図る提言がある。その提言とは、藤谷武史教授による、受益者連続信託に対する以下のような提言である。

1次受益者について、受益権の評価が可能である場合は資産移転課税（相続税・贈与税課税）を行う。受益権の評価が不可能である場合には、信託設定時に1次受益者に信託財産全体に対して資産移転課税を行い、1次受益者の死亡等により、2次受益者が現実資産を取得した際は、2次受益者に対して、信託財産全体について資産移転課税を行うとともに、1次受益者の支払った税額を控除する⁷³、という提言である。つまり、藤谷武史教授は、2次受益者の現実受益時に事後調整を行う方法を提言している。

同様の提言は、渋谷雅弘教授によっても提言されている。渋谷雅弘教授は、次のように提言している。

「まず、信託効力発生時においては、現行法と同様に、後順位の受益者に係る受益権を考慮せずに、第1次受益者に対して課税を行う。その後、第1次受益者の受益権が消滅して後順位の受益者が受益権を取得したときに、事後調整として、後順位の受益者に対して課税を行うとともに、第1次受益者について更正の請求を認める」⁷⁴。

以上のような事後調整をすべきという提言は、改革の方向性として十分検討に値するものであり、賛同できる。ただし、受益者連続信託は、2次受益者に留まらず、3次受益者以降の受益者を存在させることも可能である。そうなると、相当程度長期間にわたって繰り返し事後調整を行う必要が生じることが想定され、課税関係の処理が複雑化するおそれがある点で問題がある⁷⁵。また、納税者の長期間の書類保存の負担など課税実務上の困難性が懸念される欠点もある。

⁷² 渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』日税研論集第62号217頁(2011)

⁷³ 藤谷武史「受益者連続型信託に対する資産移転税の課税方式に関する一考察」トラス60研究叢書『金融取引と課税(1)』129頁(公益財団法人トラス60、2010)

⁷⁴ 渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』日税研論集第62号218頁(2011)

⁷⁵ 渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』日税研論集第62号218頁(2011)

さらに、第1次受益者について更正の請求を認めるとしても、第1次受益者の納税額の全額の更正の請求を認めるのか、という問題もあるだろう。第1次受益者の納税額のうち、第1次受益者の得た利益に対応する税額は更正の請求はできず、納税額の一部のみの更正の請求を認めると考える方が合理的と思われる。とはいえ、その一部の金額をどのように決定すべきなのか、といった問題もあるだろう。しかし、受益者連続型信託の税制の改革の方法としては、十分検討に値する提言である。

(ウ) 受益者課税の妥当性

以上、受益者課税を支持する（前提とした）提言では、大きく分けて2種類の提言があった。1種類目は、現実受益時課税を行う方法を提言するものであり、2種類目は、事後調整を提言するものである。

1種類目と2種類目の提言は、共に受益者へ課税することを前提にしており、また、受益権の評価額を信託財産の評価額と同じものとして扱うことも前提にしているものと思われる。この点は、受益者課税では、受益権の適正な評価額に対して課税すべき、という本稿の主張とは整合していない。本稿の立場は、受益者課税とする以上は、受益権を適正に評価することは放棄できないというものである。しかし、受益権の適正な評価をすることは、相当に困難である。そもそも、評価が不可能な場合もある。したがって、受益権の適正な評価の困難性の問題を正面から取り組んでも、解決は不可能といえる。解決策としては、受託者課税を採用することが一つの有力な選択肢と考える。そこで、次に、受託者課税を前提とする先行研究による提言を検証してゆく。

3-2 受託者課税を前提とする先行研究による提言

(ア) 信託を実体と見て課税を行う提言

受託者課税は、信託を実体と見て、信託自体に課税する課税方式と密接に結び付いている。学説では、信託税制について、信託を実体と見て課税を行うべきとする見解は多くある。例えば、所得税の課税について、水野忠恒教授は、「信託を実体とみて信託自体に所得税を課す可能性については、検討しておく意義があると思われる」⁷⁶と提言している。同様の考え方として、佐藤英明教授も次のように述べている。

「私法において形成された法関係を尊重するというわが国の租税法学の基本的スタンスからは、……信託を全体として課税の対象として考える、というのがありべき基本的な考え方であると思われる」⁷⁷。

また、現行の法人課税信託の類型が制定される前の見解として、金子宏教授は、

⁷⁶ 水野忠恒『体系租税法』384頁（中央経済社、2015）

⁷⁷ 佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第733号156頁（2010）

「立法技術としては、このような場合には信託財産を納税義務の主体とすることが考えられる」⁷⁸との提言をしていた。すなわち、信託を実体とみる課税方式の提言である。

(イ) 受益者課税と信託を実体化とみる課税方式の併用

信託を実体とみる課税方式については、信託収益が受益者に分配されず、信託に収益が留保される類型の信託についてのみ妥当性があるものと考えべきと解釈できる見解もある。占部裕典教授は、所得税課税について、次のように述べている。

「信託に関しては、現に受益者に分配可能である所得については信託の段階で課税すべきではなく、受益者についてのみ課税すべきである。また、現に受益者に分配可能となっていない信託の所得については、まず、信託の段階で課税すべきである」⁷⁹。

この提言において、信託の段階で課税すべきとの提言は、信託を実体と見て課税を行うという方法と解釈しても問題はないであろう。このように考えると、この提言は、受益者課税と信託を実体と見て課税を行うという方法を併用すべきとする提言である。

以上のように、信託を実体と見て課税を行うという方法は、一定程度の支持を得ている。しかし、信託を実体と見て課税を行うという方法については、前述のとおり、平成19年度税制改正において既に議論され、採用されなかった経緯がある。そこで、信託を実体とみて信託自体に課税する代わりに、受託者へ課税するという佐藤英明教授の提言がある。この提言は、信託を結節点として、信託自体に課税する代わりに受託者に課税するという代替課税という考え方である。この提言は、既に述べたが、再度、その内容を確認したい。

(ウ) 信託を実体とみる課税方式の代替として受託者課税を行う提言

信託は、収益・費用あるいは資産・負債の実質的・経済的な帰属は受益者にあるが、法律・形式的なそれらの帰属先は受託者にあり、実質的・経済的な帰属先と法律・形式的な帰属先がズレている。このような場合、「課税先について経済的な実質をたどっていくのではなくて、法的・形式的な部分に留めるという考え方は十分に有用である……。ただ、受託者自身に課税するというのではなく、あくまで代替的な課税だということに着目」⁸⁰すべきとの提言が佐藤英明教授の提言である。

⁷⁸ 金子宏『租税法〔第22版〕』176頁（弘文堂、2017）

⁷⁹ 占部裕典「信託税制への提言」新井誠ほか編『信託法制の展望』551頁（日本評論社、2011）

⁸⁰ 佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第733号141頁（2010）

上記のような提言をする理由として、佐藤英明教授は、次のように述べる。

裁量信託等のような複雑信託では「その権益を確保する権限はあっても現実の受益はできないという人が出てきて、実質主義的な受益者課税を原則とすることが難しくなっているのではないかと思います。そこからは、信託と受益者をいったん分けて考える、すなわち、組織体と構成員という形で分けて考え、そういう信託に適切な組織体課税を考えるということが必要になるものと思われる。そしてそこには、法人課税信託や受益者不存在信託の議論をさらに深めていく手掛かりがあると思います」⁸¹。

このように、受益者課税が合理的でないと考えられる信託（特に裁量信託などの複雑な仕組みの信託）においては、信託を実体とみて課税すべきであるが、信託財産自体を納税義務者とするについては現実的でないため、その代替として受託者に課税する、という提言であると解釈できる⁸²。さらに、具体的な課税方式については、佐藤英明教授は、以下のような提言をしている。

（佐藤英明教授の提言）⁸³

- ① 単純信託については、従来どおり受益者等課税信託として課税される。
- ② 単純信託以外の信託が受託者に対して課税する受託者課税信託とされる。
- ③ 受託者課税信託の設定時には、受益者に対する贈与税課税（みなし贈与税課税）を行わない。受益者に対する贈与税課税は、信託からの現実の収益や元本の分配時に行われる。
- ④ 受託者課税信託の信託財産に帰属する収益・費用は、現行の法人課税信託における受託法人の仕組みを用い、法人の所得計算と課税のルールに従って課税される。その納税義務者は受託者である。
- ⑤ 法人課税信託の場合、受託法人への信託譲渡により委託者に譲渡所得税の課税の可能性がある。しかし、信託譲渡と通常の法人への財産の譲渡とは異なる状況であるので、同等の扱いである必要はない。したがって、④にかかわらず、受託者課税信託の委託者が個人で、法人が受益者となることが排除されている場合は、信託設定時の委託者に対するみなし譲渡課税は行わない。
- ⑥ 受託者課税信託の税率は、原則として所得税の最高税率と一致した比例税率とする。

⁸¹ 佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第733号146頁（2010）

⁸² 佐藤英明『新版 信託と課税』595頁（弘文堂、2020）では、技術的代替課税、と名付けている。

⁸³ 以下の提言は、佐藤英明『新版 信託と課税』601-602頁（弘文堂、2020）を抜粋し、また、筆者が補足のために加筆した部分がある。

⑦ 受託者課税信託の所得計算上、受益者に対する現実の分配は、損金に算入されない。また、信託段階での損失を受益者に利用されることはできない。

⑧ 信託から受益者への分配は、現年分配か留保利益の分配かを問わず、受益者にとって所得税ないし法人税の非課税所得とされる。

以上の佐藤英明教授の提言は、首肯できる部分も多く、これまでの本稿の主張と矛盾しない部分も多い。しかし、本稿のテーマである受益者連続型信託の具体的な課税方法について、明確な提言はなされていない。この点で、未だ課題が残されている。

(エ) 積極的に受託者に課税すべきとする提言

上記(ウ)に述べた佐藤英明教授の提言の中心は、単純な信託については、受益者課税をするが、複雑な信託については、信託自体に課税する代替として受託者に課税するという、代替策・補完措置として受託者へ課税するという考え方であろう。

一方、代替策・補完措置としての受託者課税ではなく、原則を受託者課税とするという提言もある。それは、喜多綾子氏の提言であり、「原則を受託者課税とし、受益者が明らかに受益権に基づき受託者を介さずに所得が帰属する場合のみ受益者等課税信託にすべきである」⁸⁴という提言である。この提言の根拠は、「法的には受託者が収益等の請求権を有しているのである」⁸⁵から信託における納税の主体として受託者を捉えるというものである。なお、受益者課税と受託者課税を併用する点では、前述の占部裕典教授の提言や佐藤英明教授の提言と同様である。

具体的な課税方法については、主に裁量信託における相続税・贈与税の取扱いについて、以下のような提言をしている。

「委託者が生存中は、受益者に信託財産が分配された時に贈与税を課税し、信託が終了する前に委託者が死亡した場合には、未分配財産は相続財産に含めて相続税を課税する方法である。委託者が死亡後に効力が生じる裁量信託の場合には、受託者において信託財産から相続税を支払い、受益者に分配された時には、すでに相続税は課税済みであるから、受益者に対して何ら課税しないという受託者課税方式であれば、およそ受けるはずのない信託の利益や財産に対する相

⁸⁴ 喜多綾子「信託税制の法的構造の研究－信託の利用可能性の拡大と受託者課税方式へ向けての総合的研究－」信託研究奨励金論集第37号49頁(2016)

⁸⁵ 喜多綾子「信託税制の法的構造の研究－信託の利用可能性の拡大と受託者課税方式へ向けての総合的研究－」信託研究奨励金論集第37号50頁(2016)

続税や贈与税は回避できる」⁸⁶。

この提言は、首肯できるが、受益者連続型信託の課税については言及がない点で課題が残る。また、喜多綾子氏は、受託者へ相続税が課税された後は、受益者へは課税しないことを提言している。この提言については、受益者連続型信託の場合は、2次以降の受益者へも課税しないとの趣旨の提言であるのかが不明である点も課題が残る。もし、2次以降の受益者へも課税しないという提言であったとすると、世代跳躍移転による相続税・贈与税の租税回避となる懸念が生じる。ただし、この点について喜多綾子氏は、相続税・贈与税の世代跳躍移転による租税回避の防止策として、受託者への相続税を2割加算する規定（相続税法18条）を適用することを提言している⁸⁷。この提言は、1次相続時における世代飛ばしの財産承継の場面を想定しているようであるが、この考え方を踏襲すれば、受益者連続型信託における2次以降の受益者へも課税しないことを前提とした提言であるとも考えられる。

しかし、一方で、「受益者に信託財産が分配された時に贈与税を課税する」と述べており、2次受益者については、贈与税を課税するという提言であるようにも理解できる。この場合は、現行の受益者連続型信託の取り扱いと同様に考えていることになる。いずれにしろ、喜多綾子氏の提言は、受益者連続型信託の課税のあり方については、明確な提言はなされていない。

（オ）受託者課税における相続税の課税方法

喜多綾子氏は、委託者の死亡後に効力が生じる裁量信託では、受託者において信託財産から相続税を支払うとの提言をしているが、相続税の計算の仕方がどうなるのかまでは言及がない点も課題が残るものと思われる⁸⁸。すなわち、受託者へ直接的に課税する場合は、受託者の属性に応じて相続税を課税するのか、あ

⁸⁶ 喜多綾子「信託税制の法的構造の研究－信託の利用可能性の拡大と受託者課税方式へ向けての総合的研究－」信託研究奨励金論集第37号50頁－51頁（2016）

⁸⁷ 喜多綾子「信託税制の法的構造の研究－信託の利用可能性の拡大と受託者課税方式へ向けての総合的研究－」信託研究奨励金論集第37号51頁（2016）では、「受託者に対して相続税を課税する際には、その算出税額の2割を加算する規定（相税18）を適用することにより、受益者が孫になり、世代を1代飛ばすような場合にも対応できると考えられる」と述べている。

⁸⁸ とはいえ、相続税の課税の仕方は、1次受益者が信託財産を取得したものとみなして、通常の相続・遺贈と同様に相続税の総額を計算し、その相続税の総額が、受託者が納付すべき相続税の納税額であると考えられることはできるだろう。しかし、その場合でも、例えば、受託者に対して配偶者の税額軽減が適用できるのか、小規模宅地の特例が適用できるのか等の問題があるものとする。

るいは、受益者の属性に応じて課税するのか、という問題があるものとする⁸⁹。この点は、受益者が存在する信託では、受益者の属性に応じて課税すべきと考えることが自然と思われる。ただし、そうなると、現行の受益者連続型信託の課税方法とほとんど変わらない。単に、納税義務者を受益者から受託者へ変更しただけのことであり、受託者課税とする意義が不明となる。

受益者連続型信託において受託者課税とするのであれば、受託者へ相続税を課すのではなく、受託者を法人とみなし、法人税を課すという現行の法人課税信託の制度を適用することが、理論的であり、妥当な課税方法であるとする。

(カ) 法人課税信託の問題点

しかし、法人課税信託を採用するにしても、問題がある。委託者が個人であり、受益者も個人である場合においては、受益者連続型信託を活用しないときの財産の承継は、贈与税や相続税が課税されるのに対して、受益者連続型信託を活用するときの財産の承継は、法人税が課税されるという問題である。すなわち、課税の公平性の確保が問題となるだろう。法人税は、累進課税ではないが、贈与税や相続税は、累進課税であるため、信託を活用しない場合との比較において、税額が多くなる場合も少なくなる場合もある。

また、法人税課税と贈与税・相続税課税の税率の差を利用した租税回避に受益者連続型信託が利用される懸念も生じる。このような租税回避を防止するために、現行の法人課税信託では、受託者への受贈益課税に加えて、受益者が信託から信託財産の給付を受けた場合に、受益者に贈与税を課していると考えられる。しかし、このような現行の信託課税の取扱いは、税負担がかなり重くなる。現行の税制は、信託の利用を税制が阻害する結果となっているのは明らかである。

(キ) 残された課題

以上、先行研究の検討を進めた結果をまとめると、以下のとおりである。

受益者連続型信託における課税方法として、受益者課税を維持する場合は、事後調整をするべきとする提言が首肯できる提言である。しかし、受益者連続型信託では、長期間に渡る事後調整が必要であり、課税処理の複雑化等の課題が残る。

一方、受益者連続型信託における課税の方法として、受託者課税（法人課税信託）とすることが理論的にも妥当であり、受益権の評価の困難性が生じない点で改革の方向性として妥当であるとする。しかし、世代跳躍移転による租税回避や法人税課税と贈与税・相続税課税の税率の差を利用した租税回避に受益者連

⁸⁹ 例えば、受託者の属性に応じて課税するとしたら、受託者に対しては、配偶者の税額軽減が適用できなくなる場合もあるだろう。また、小規模宅地の特例が適用できる範囲が、受益者の属性に応じた課税と異なってしまう場合もあるだろう。このように考えると、信託を活用した場合と活用しない場合との間で課税の公平性に問題が生じることが想定される。

続型信託が利用される懸念ある点が問題である。

このように先行研究における提言では、まだ解決されていない課題が多く残されている。そこで、次にイギリスの信託税制を概観し、そこから示唆を得ることで、解決策を模索したい。

第4章 イギリスの信託税制の概要

税制は各々の国に根付いている土壌と密接に結びついているものであり、ごとくに税制の基本的枠組みが異なる。例えば、相続税の課税方式については、イギリスは、遺産課税方式であるが、わが国は遺産課税方式と遺産取得課税方式との併用である法定相続分課税方式である⁹⁰。我が国の税制とイギリスの税制を比較するとしても、比較の土台が異なる。したがって、イギリスの信託税制から示唆を得ることは意味がないとの見解もあるだろう。確かに、イギリスの信託税制をそのまま我が国へ導入することはできないものと思われる。しかし、イギリスの信託税制のすべてではなく、その一部分だけを導入することはできるだろう。その一部分を導入することにより、我が国の信託税制による信託活用の阻害要因が取り除かれる可能性が少しでもあれば、イギリスの信託税制から示唆を得ることは十分意義があることと考える。

4-1 相続税・贈与税の概要

(ア) 相続税の課税方式・納税義務者・課税物件

イギリスの信託税制について概観する前に相続税・贈与税について概観する。

相続税の課税方式については、イギリスは、遺産課税方式である⁹¹。納税義務者については、贈与税の主たる納税義務者は原則として贈与者等であり (IHTA1984§199)⁹²、相続税の納税義務者は、被相続人である (IHTA1984§4(1)) が、被相続人に代わって人格代表者 (personal representative) が納税義務者とな

⁹⁰ 内閣府ホームページ「3. 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較」45頁
(chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/zeicho/2018/_icsFiles/afieldfile/2018/10/16/30zen18kai2-2.pdf)

⁹¹ 中小企業庁「諸外国の相続税・贈与税・事業承継税制等」
(http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/jigyousyoukei/2014/140331sk3.pdf)

⁹² IHTA1984§199 では、納税義務者について (a) 譲渡人 (the transferor) (b) 譲渡によってその財産が増加した者 (any person the value of whose estate is increased by the transfer) (c).....」と規定する。

る⁹³。課税物件については、イギリスの相続税は、課税対象移転 (chargeable transfer) によって移転された価値 (value) に対して課される (IHTA1984§1)⁹⁴。かつ、個人によってなされた価値の移転は、一部の非課税の取扱いがなされる場合を除いて、原則としてすべて課税対象とされる (IHTA1984§2(1))⁹⁵。価値の移転とは、譲渡者の遺産 (estate) を減ずるような譲渡を広く課税対象とし (IHTA1984§3(1))⁹⁶、生前における移転 (贈与) も、原則として相続税の対象となる⁹⁷。つまり、イギリスの税法では、もはや相続税と贈与税という区別は無くなって相続税一本で統一されているのであり⁹⁸、生前の移転が、即時に相続税の納税義務を生じさせる場合がある。これを課税贈与 (chargeable transfer) という。ただし、生前贈与に対する課税は、1 人の贈与者につき年間 3,000 ポンドの基礎控除があるので、実質的には当該基礎控除までは非課税となる (IHTA1984§19(1))⁹⁹。

⁹³ IHTA1984§4(1)では、「何人の死亡についても、死亡の直前に、被相続人が価値の移転を行い、それによって移転された価値は被相続人の死亡直前の遺産の価値と等しいものとして課されるものとする。(“On the death of any person tax shall be charged as if, immediately before his death, he had made a transfer of value and the value transferred by it had been equal to the value of his estate immediately before his death.”)」と規定していることから、人格代表者 (personal representative) は被相続人に代わって納税義務を負っていると解される (高野幸大「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集第 56 号 109 頁参照 (2004))。

⁹⁴ IHTA1984§ 1 では、相続税の課税対象を「課税贈与による価値の移転(charged on the value transferred by a chargeable transfer)」と規定する。

⁹⁵ IHTA1984§2(1)では、課税贈与は、個人に対して課税し (transfer of value which is made by an individual) 非課税譲渡に対しては課税しない (not ……an exempt transfer.)」と規定する。

⁹⁶ IHTA1984§3(1)は、「この法律のこの条文の以下の規定を条件として、価値の移転とは、被相続人 (譲渡者) が行った処分であり、その処分によって、処分直後の譲渡者の遺産を減少させた価額である。(“Subject to the following provisions of this Part of this Act, a transfer of value is a disposition made by a person (the transferor) as a result of which the value of his estate immediately after the disposition is less than it would be but for the disposition; and the amount by which it is less is the value transferred by the transfer.”)」と規定する。

⁹⁷ 海外住宅・不動産税制研究会『相続・贈与税制再編の新たな潮流～イギリス・アメリカ・ドイツ・フランス・スイス・カナダ・オーストラリア・日本』12 頁 (日本住宅総合センター、2010)。イギリスにおける相続税は、1894 年に導入された遺産税 (Estate Duty) に始まり、その際は相続による財産の移転に限り課税の対象としていたが、1974 年のキャピタル移転税法がそれにとって代わり、相続による移転だけでなく、生存者間における財産の移転 (贈与) も課税対象となった経緯がある (イギリス住宅税制研究会『イギリスの住宅・不動産税制』106 頁 (日本住宅総合センター、2007))。

⁹⁸ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』315 頁 (清文社、1994)

⁹⁹ IHTA1984§19(1)では「譲渡人が 1 年間に行った価値移転は、譲渡された価値 (税金が課さ

前述のように、課税物件は、移転された価値 (value) であるが、当該価値の算定に当たっては、財産の評価が必要となる。イギリスの相続税において、財産評価は公開市場価値 (open market value) で評価される (IHTA1984§160)¹⁰⁰。すなわち、「課税時期 (at that time) において公開市場で取引された場合に成立すると合理的に推認できる価値」¹⁰¹に対して課税される。

信託課税について留意すべきは、イギリスにおける課税物件は、信託により移転された財産の価値 (value) であり、受益権ではない点である。移転された価値とは、譲渡者の遺産の価値をベースにして計算され、譲受人の資産の増加額ではない¹⁰²。しかも、遺産税方式の下では信託財産そのものを遺産として課税することから、個々の受益権を評価する必要はない¹⁰³。課税物件の評価において、受益権の評価は問題とならない点は留意すべきである。

(イ) 贈与税

相続と贈与が一体として課税される点について、その仕組みをさらに詳しくみてゆく。生前の移転 (生前贈与) の課税上の取扱いについては、課税贈与 (chargeable transfer) 以外に、免税贈与 (exempt transfer) および潜在的免税贈与 (potentially exempt transfer=PET) の3つに区分される。

まず、免税贈与 (exempt transfer) では、例えば、ある年度に同一の者に対する贈与が 250 ポンド以下にとどまる場合 (Small gifts : 少額贈与) は非課税とされる (IHTA1984§20(1))¹⁰⁴。また、夫婦間の贈与は、当該夫婦がイギリスに本居を有する場合、非課税とされ、限度額もない (IHTA1984§18(1))¹⁰⁵。その他、慈善活

れない額として計算される) が 3,000 ポンドを超えない限り、非課税とされる。 (“Transfers of value made by a transferor in any one year are exempt to the extent that the values transferred by them (calculated as values on which no tax is chargeable) do not exceed £3,000.”) と規定する。

¹⁰⁰ IHTA1984 § 160 では、相続税の課税価額について、課税時期 (at that time) に公開市場で売却されたときに (if sold in the open market)、その財産を取得する場合に合理的に予想される価格 (price which the property might reasonably) と規定する。

¹⁰¹ 高野幸大「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集第 56 号 130 頁

¹⁰² イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』113 頁 (清文社、1994)

¹⁰³ 渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』日税研論集第 62 号 215 頁 (2011)

¹⁰⁴ IHTA1984§20(1)では、「譲渡人が任意の一人に贈与した一年の譲渡人が譲渡した価値が£250を超えない場合は、非課税とされる (税金が課されない額として計算される)。(“Transfers of value made by a transferor in any one year by outright gifts to any one person are exempt if the values transferred by them (calculated as values on which no tax is chargeable) do not exceed £250.”) と規定する。

¹⁰⁵ IHTA1984§18(1)では、移転された価値が譲渡人の配偶者の遺産に含まれる場合 (estate of the transferor’s spouse) 非課税贈与 (exempt transfer) であると規定する。

動に対する贈与 (IHTA1984§23(1))¹⁰⁶、政党に対する贈与 (IHTA1984§24)¹⁰⁷、住宅関連会社に対する贈与 (IHTA1984§24A(1))¹⁰⁸、なども非課税とされる¹⁰⁹。さらに、事業用資産 (IHTA1984§103-114) や農業用資産 (IHTA1984§115-124) は、事業や農業の承継を阻害しないことを目的として、その資産の移転された価値の 100%又は 50%が控除され、主要な資産については、相続税がかからない制度となっている¹¹⁰。

(ウ) 潜在的免税贈与 (potentially exempt transfer)

次に、潜在的免税贈与 (potentially exempt transfer) とは、贈与者が 7 年以内に死亡しない限り、贈与の累積額に含められることはない制度である。また当該贈与の時点で課税されることもない。ただし、7 年以内に死亡した場合は、潜在的免税贈与は遡及的に課税される (IHTA1984§3A(4))¹¹¹。つまり、死亡時の課税との累積課税となる¹¹²。

また、潜在的免税贈与とされるには、(a) 2006 年 3 月 18 日以降に個人によってなされたもの、(b) 潜在的免税贈与の適用がない場合、課税対象移転となること、(c) 他の個人に対する贈与または特定の種類の信託に対する贈与であることが必要とされる (IHTA1984§3A(1))¹¹³と規定されている。ただし、その贈与

¹⁰⁶ IHTA1984§23(1)では、移転された価値が、慈善団体または登録された団体 (charities or registered clubs) に贈与された財産である場合は非課税 (exempt) である旨規定する。

¹⁰⁷ IHTA1984§24 では、移転された価値が政党 (political party) の財産に贈与された場合は、非課税 (exempt) であると規定する。

¹⁰⁸ IHTA1984§24A(1)では、移転された価値が英国の住宅協会 (land in the United Kingdom) に贈与された財産である場合は、非課税 (exempt) であると規定する。

¹⁰⁹ 贈与税の非課税の取扱いに関するイギリスの規定については、わが国の贈与税の非課税の規定と類似している (相続税法 21 条の 3)。

¹¹⁰ このような規定は、我が国の事業用資産に対する小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例 (租税特別措置法第 69 条の 4) 、および、農地等についての相続税の納税猶予等 (租税特別措置法第 70 条の 6) の規定に類似しているものと考えられる。

¹¹¹ IHTA1984 § 3A(4)では、「譲渡人の死亡前に 7 年以上に贈与された潜在的免税贈与であり、他の潜在的免税贈与は課税贈与である。 (“A potentially exempt transfer which is made seven years or more before the death of the transferor is an exempt transfer and any other potentially exempt transfer is a chargeable transfer.”)」と規定する。

¹¹² 高野幸大「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集第 56 号 104 頁

¹¹³ 海外住宅・不動産税制研究会『相続・贈与税制再編の新たな潮流～イギリス・アメリカ・ドイツ・フランス・スイス・カナダ・オーストラリア・日本』13 頁 (日本住宅総合センター、2010)。また、IHTA1984§3A(1)では、「潜在的免税贈与とされるには、(a) 2006 年 3 月 18 日以降に個人によってなされたもの、(b) 潜在的免税贈与の適用がない場合、課税対象移転とな

について上記以外に特別な制限は設けられていない。したがって、大部分の生前贈与に関しては、潜在的免税贈与となる¹¹⁴。このような潜在的免税贈与の制度から、相続税の回避を目的として生前贈与が恣意的になされているとの指摘がある¹¹⁵。すなわち、生前贈与に対する年 3,000 ポンドの基礎控除がとられていることにより、7年で 21,000 ポンドとイギリスの相続税の基礎控除 42万 5,000 ポンド¹¹⁶と併せて、親 1 人当たり 44万 6,000 ポンド、両親併せて 89万 2,000 ポンドを 7 年ごとに非課税で移転することができる制度となっている¹¹⁷。イギリスの相続税の制度においては、潜在的免税贈与の制度が特徴的であるといえる¹¹⁸。

これまでにみてきた潜在的免税贈与は、生前贈与に対する取扱いであるが、個人の死亡時には、遺産に対する相続税も課され、潜在的免税贈与が死亡時に課税

ること、(c) 他の個人に対する贈与または累積扶養信託に対する贈与であること (“Any reference in this Act to a potentially exempt transfer is a reference to a transfer of value— (a)which is made by an individual on or after 18th March 1986 but before 22nd March 2006]; and(b)which, apart from this section, would be a chargeable transfer (or to the extent to which, apart from this section, it would be such a transfer); and(c)to the extent that it constitutes either a gift to another individual or a gift into an accumulation and maintenance trust or a disabled trust.”)と規定する。

¹¹⁴ 高野幸大「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集第 56 号 113 頁

¹¹⁵ 高野幸大「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集第 56 号 106 頁

¹¹⁶ 基礎控除の金額は、中小企業庁「諸外国の相続税・贈与税・事業承継税制等」によると、(<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/jigyousyoukei/2014/140331sk3.pdf>) 32万 5,000 ポンドと記載されているが、2017 年 4 月 6 日以降の相続では、相続時に被相続人が直系子孫に主要住居を遺す場合は、基礎控除額は 10 万ポンド増額され、42万 5000 ポンドとなる。

¹¹⁷ 高野幸大「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集第 56 号 106 頁。なお、潜在的免税贈与の制度と、わが国における贈与税の制度を比較するとその違いは大きい共通点も見受けられる。我が国では、2023 年の税制改正により、死亡前 3 年前までの生前贈与が相続税における加算の対象だったが、この期間が 7 年間に延長された。ただし、暦年贈与については、贈与税の基礎控除は我が国では年 110 万円（租税特別措置法第 70 条の 2 の 4）であり、イギリスの生前贈与に対する年 3,000 ポンド（約 60 万円）の基礎控除より多い金額となるものの、この基礎控除の範囲内では、生前に移転できる額は限られている。生前に多くの額を移転できる制度としては、我が国では相続時精算課税制度がある。この相続時精算課税制度は、贈与税と死亡時の課税との累積課税という点で、潜在的免税贈与と類似の制度であるともいえる。しかし、潜在的免税贈与の制度では、贈与者が 7 年以内に死亡しない限り、贈与の累積額に含められることはなく、この点は、生前贈与のすべてを相続財産に含める相続時精算課税制度とは大きく異なっている。

¹¹⁸ 藤谷武史「イギリス信託税制」信託 243 号 29 頁（2010）では、「潜在的免税贈与（potentially exempt transfer：PET）等のルールが、他国の税制にはない複雑さをイギリスの個人信託税制に付け加えている」と述べている。

される相続税にも係ってくる。以下、潜在的免税贈与と相続税について概観する。

(エ) 贈与と相続の一体課税

個人が死亡した場合、死亡の直前に、その有する遺産の価値に等しい価値の移転がなされたものとして相続税が課される¹¹⁹ (IHTA1984§4(1))。この価値の移転が死亡の直前になされたものとして取り扱うというルールは、その遺産の移転が誰になされたか明確でないという問題が生じるのを、死亡時の譲渡はまさに死亡の『直前に』なされたものであるとして、そのような問題を回避していると説明される¹²⁰。

死亡時における税率は、基礎控除額を控除した評価額に対し、単一税率 40% が適用される (IHTA1984§7(1)、Sch1)。これに対して、生前贈与 (即時課税) に対する税率は 20% である¹²¹ (IHTA1984§7(2))¹²²。生前贈与 (即時課税) の場合、その譲渡者 (贈与者) がその後 7 年以内に死亡すれば、贈与者は生前税率に代えて死亡税率で課税されるので、追加税 (相続税) が課せられる。また、潜在的免税贈与による生前贈与に対しても、死亡前 7 年以内に存していた潜在的免税贈与が課税対象移転に転換されることから、その贈与と死亡前 7 年以内に行われたすべての生前贈与 (即時課税) を累積して同時に付加的な課税 (相続税) がもたらされることになる¹²³。ただし、イギリスの潜在的免税贈与では贈与者の死亡が贈与から 3 年を超える日以降において生じた時は、その贈与に対する適用税率が低減されることが定められており、3 年を経過時点において 20%、次いで 1 年経過する毎に 20% ずつを加えた割合が減じられる (IHTA1984§7(4))¹²⁴。また、

¹¹⁹ 海外住宅・不動産税制研究会『相続・贈与税制再編の新たな潮流～イギリス・アメリカ・ドイツ・フランス・スイス・カナダ・オーストラリア・日本』14 頁 (日本住宅総合センター、2010)

¹²⁰ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』120 頁 (清文社、1994)

¹²¹ 海外住宅・不動産税制研究会『相続・贈与税制再編の新たな潮流～イギリス・アメリカ・ドイツ・フランス・スイス・カナダ・オーストラリア・日本』14 頁 (日本住宅総合センター、2010)

¹²² IHTA1984§7(2)では「以下の (4) に規定されている場合を除き、譲渡人の死亡前に行われた潜在的免税贈与に課される税率は、死亡時の(1)の税率の 2 分の 1 である。 (“Except as provided by subsection (4) below, the tax charged on the value transferred by a chargeable transfer made before the death of the transferor shall be charged at one-half of the rate or rates referred to in subsection (1) above.”)」と規定する。

¹²³ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』120 頁 (清文社、1994)

¹²⁴ 海外住宅・不動産税制研究会『相続・贈与税制再編の新たな潮流～イギリス・アメリカ・ドイツ・フランス・スイス・カナダ・オーストラリア・日本』15 頁 (日本住宅総合センター、2010)。また、IHTA1984§7(4)の規定では、7 年以内に行われた贈与に関して、贈与時から相続

死亡税率が既に課せられた生存税率よりも低い場合には生存税率がそのまま存続する (IHTA1984 § 7(5))¹²⁵。もっとも、生前贈与の日と死亡時で税率が変化しているときは、死亡時の現行税率で付加税率が計算されるが、現実に支払った生前税額について税額控除が行われる¹²⁶。

以上のように、イギリスでは、潜在的免税贈与の制度により、被相続人の死亡前7年以前の贈与は、相続税の課税をあきらめているといえる。

4-2 信託税制の基本的考え方

イギリスの信託課税の課税方式は受託者課税が原則であり¹²⁷、例外として受益

時までの期間に応じて、以下の税率で相続税が課税される旨規定する。

- ・ 3年未満 40%
- ・ 3年以上 4年未満 32%
- ・ 4年以上 5年未満 24%
- ・ 5年以上 6年未満 16%
- ・ 6年以上 7年未満 8%
- ・ 7年以上 0%

なお、IHTA1984§7(4)の規定の原文は、以下のとおり。

“Subject to subsection (5) below, subsection (2) above does not apply in the case of a chargeable transfer made at any time within the period of seven years ending with the death of the transferor but, in the case of a chargeable transfer made within that period but more than three years before the death, the tax charged on the value transferred shall be charged at the following percentage of the rate or rates referred to in subsection (1) above—

(a) where the transfer is made more than three but not more than four years before the death, 80 per cent;
(b) where the transfer is made more than four but not more than five years before the death, 60 per cent;
(c) where the transfer is made more than five but not more than six years before the death, 40 per cent; and
(d) where the transfer is made more than six but not more than seven years before the death, 20 per cent.”

¹²⁵ IHTA1984 § 7(5)では、「譲渡人の生前に行われた課税贈与の場合において、上記(4)項に従った税率の方が、上記(2)項に従って賦課されるその税率よりも低い場合には、上記

(2)項に従った税率が適用される。譲渡人が譲渡日から7年以内に死亡しなかった場合には、その課税贈与は上記(4)項は適用されない。(“If, in the case of a chargeable transfer made before the death of the transferor, the tax which would fall to be charged in accordance with subsection (4) above is less than the tax which would have been chargeable (in accordance with subsection (2) above) if the transferor had not died within the period of seven years beginning with the date of the transfer, subsection (4) above shall not apply in the case of that transfer.”)」と規定する。

¹²⁶ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』119頁(清文社、1994)

¹²⁷ Matthew Hutton, Tolley's UK Taxation of Trusts, (19th ed. 2009)p62.では、「収益を受取る権利があるのは受託者であるため、受託者課税の原則は所得税以外の他の税目においても見出すことができる。この原則は、信託課税における一般的な原則であり、税目によって異なることはない(“Other sections can be found which repeat this general rule, namely, that whoever is the recipient of income is assessable. It is this general rule which makes trustees assessable and there is no code for them.”)」と述べている。つまり、イギリスの信託課税においては、受託者課税が原則的な取扱いであると説明されている。

者に対して課税される (IHTA1984 § 201(1) (a) (b))¹²⁸ものと考えられる。イギリスが受託者課税を原則としている根拠は「受託者がその所得を法的に取得し得る権利を持っているということであり、受託者のフィデューシャリー的な能力によりそれを受領することができるということである」¹²⁹とされている。

ただし、イギリスでは、受益者課税と受託者課税を併用している。イギリスにおいて、2006年の財政法改正前では、受益者が信託に対して完全に支配し、受託者は形の上で財産の名義人となり管理をしているだけの受働信託 (bare trust) では、「所得税・キャピタル・ゲイン税は実質的に信託財産を支配している者に課されることになり、相続税法上もその者の遺産に含まれるものとして扱われる」¹³⁰。つまり、受働信託は、受益者課税として扱われる。

また、受益者が信託に対して完全な支配をしているとまではいえないが、信託収益に関する確定的な権利を有する受益者が存する収益保有信託 (interest in possession trusts) では、収益受益者が信託財産を有するものとみなして課税を受ける (IHTA1984 § 49(1)) ので、受益者課税として扱われる。ただし、相続税に関して内国歳入庁に申告を行い納税するのは、受託者の義務である (IHTA1984 § 201(1) (a) (b))。

しかし、信託収益の払い出しや金額等が受託者の裁量的判断に委ねられている裁量信託 (discretionary trusts) などにおいては、受託者へ課税される。これは、イギリスの信託法上、信託財産は法的主体 (legal entity) とはされていないので、課税上は、受託者課税の形式をとっているとされる¹³¹。このように、信託の種類によって、課税主体が異なるが、それを分けているメルクマールは、受託者の所得蓄積権限の濃淡であると考えることが妥当な分析であろう¹³²。この点、具体的に信託の種類について確認すると、次のように考えられる。

まず、受働信託は、受益者が信託を完全に支配している類型であり、受託者に所得蓄積権限は全くない。次に、収益保有信託は、受託者に所得蓄積権限がある

¹²⁸ IHTA1984 § 201(1)(a)(b)では、「本法第3章に基づいて課税譲渡によって移転された価値に対する納税義務者は、(a) 信託の受託者。(b) 承継的財産処分における承継財産の所有権を有する者 (収益を享受するか否かにかかわらず)。“The persons liable for the tax on the value transferred by a chargeable transfer made under Part III of this Act are—(a)the trustees of the settlement;(b)any person entitled (whether beneficially or not) to an interest in possession in the settled property.”)」と規定する。

¹²⁹ 占部裕典「信託課税における受益者課税・委託者課税の再検討」総合税制研究 (No.2) 26頁 (1993)

¹³⁰ 藤谷武史「イギリス信託税制」信託 243号 36頁 (2010)

¹³¹ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』53-54頁 (清文社、1994)

¹³² イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』324頁 (清文社、1994)

程度はあるが、信託財産から生じた収益を自らの裁量により蓄積する権限はなく、基本的にすべての収益を受益者に渡さなくてはならない¹³³。受託者の所得蓄積権限は限定されたものであり、受託者が所得を蓄積する期間があつたとしても、それは一時的なものに限られる。他方、裁量信託は、信託から生じる収益を受託者の裁量により受益者に配分することが大きな任務であるため、完全に所得蓄積権限が与えられている。したがって、受託者の所得蓄積権限の濃淡によって、課税上の信託の類型が受益者課税と受託者課税に区分されると考えれば、その類型の区分の基準が簡潔に説明できるのである。

以上の分析によれば、イギリスにおける課税主体の基本的な考え方は、受託者に軸に置いていると考えてよいだろう。そして、受託者の所得蓄積権限の濃淡をメルクマールとして、課税主体を受託者とするか受益者とするかを判断し、受託者課税の例外として、受益者課税があると分析できるものとする。

4-3 信託税制の内容

イギリスの信託税制は、2006年の財政法の改正により大きく変化したが、税制全体を理解するために財政法改正前後の双方の税制を概観する。

(ア) 2006年財政法改正前の分類による課税上の取扱い

イギリスでは、自ら権利を有する財産について、信託を利用してこれを将来の権利者に順次承継させる仕組みが発達している¹³⁴。その仕組みとは、主に信託行為により受託者に財産を移転して、同時にその財産を信託目的に従って受益者のために管理を行うものである¹³⁵。この将来の権利者に財産を引継ぐために受託者に対して行う財産の処分を承継的財産処分またはセツルメント (settlement) という。承継的財産処分の意義は、信託のみを対象としたものではなく、贈与、和議等を含む財産処分を意味するが¹³⁶、イギリスでは、信託を利用した承継的処分が多く行われている。最もポピュラーな信託の利用形態の一つは、家族財産の承継のための信託であるとされる¹³⁷。また、承継的財産処分により受託者に託し

¹³³ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』325頁(清文社、1994)

¹³⁴ イギリス住宅税制研究会『イギリスの住宅・不動産税制』109頁(日本住宅総合センター、2007)

¹³⁵ イギリス住宅税制研究会『イギリスの住宅・不動産税制』133頁(日本住宅総合センター、2007)

¹³⁶ 占部裕典「信託課税における受益者課税・委託者課税の再検討」総合税制研究(No.2)35頁(1993)。

¹³⁷ 植田淳「イギリス法における受益者連続と受託者の行動基準」『財産管理における受託者及びそれに類する者の行動基準』123-124頁(財団法人トラスト60、2005)

た財産を承継財産 (settled property) という¹³⁸。相続税における信託の課税上の取扱いは、この承継的財産処分に係る課税上の取扱いに含めて規定されている。

承継的財産処分の意義は、IHTA1984§43(2)において定義されており¹³⁹、その定義から承継的財産処分は3つに分類できる。それらの分類が、およそ受働信託・収益保有信託、累積保有信託または裁量信託の区分に従っている¹⁴⁰。そこで、信託におけるイギリスの税制を概観するにあたって、承継的財産処分の3つの分類とその課税上の取扱いを順次確認してゆくこととする。その分類とは、i) 収益保有権を有する承継的財産処分 (受働信託・収益保有信託)、ii) 収益保有権のない承継的財産処分 (裁量信託)、iii) 特別に優遇されている信託 (累積扶養信託) の3つである。

まず、1つめの収益保有権の有する承継的財産処分については、この信託に分類されるものとして、受働信託、収益保有信託がある¹⁴¹。この類型における承継財産に係る受益権を有する者は、その承継財産を所有するものとしてとして取扱われる (IHTA1984§49(1))¹⁴²。したがって、「承継財産は受益権の設定者から

¹³⁸ イギリス住宅税制研究会『イギリスの住宅・不動産税制』109頁 (日本住宅総合センター、2007)

¹³⁹ IHTA1984§43(2)では、「承継的財産処分が、証書、財産の契約証書、口頭、法律の規定、のいずれかによりなされようとも、または、処分が一つまたは複数の異なる方法によりなされようとも、次の期間は承継的財産処分を構成する。(a) 財産を承継する者または一定の条件に服する者のために信託においてその財産が保有されている期間、(b) その財産のすべてまたは一部を累積するため、または余剰所得を累積する権限の所有にかかわらず、その信託所得から払い出す権限を有して、信託において受託者がその財産を保有する期間、(c) 生涯あるいは一定の期間の年金又は定期的な支払い (自己使用のため、あるいは処分を行う者への便益のために支払われる金銭若しくは金銭的価値のすべての支払いを除く) を行わなくてはならないという負担を負っている期間 (“Settlement” means any disposition or dispositions of property, whether effected by instrument, by parol or by operation of law, or partly in one way and partly in another, whereby the property is for the time being—
(a) held in trust for persons in succession or for any person subject to a contingency, or
(b) held by trustees on trust to accumulate the whole or part of any income of the property or with power to make payments out of that income at the discretion of the trustees or some other person, with or without power to accumulate surplus income, or
(c) charged or burdened (otherwise than for full consideration in money or money’s worth paid for his own use or benefit to the person making the disposition) with the payment of any annuity or other periodical payment payable for a life or any other limited or terminable period.”)」と規定する。

¹⁴⁰ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』294頁 (清文社、1994)

¹⁴¹ 収益保有信託に類似する我が国の信託の類型としては、受益者課税信託および生涯権が付された信託などの受益者連続信託が該当する。

¹⁴² IHTA1984 § 49(1)では、「収益保有信託において確定的な収益を受ける権利を有する者

受益者に贈与したものととして扱われる。……承継財産に係る受益権が終了する場合（その終了により受益者が本来の所有者になる場合を除く）には、受益者から新たな権利者に権利が移転されるので、承継財産は受益者から新たな権利者として贈与されたものとして取り扱われる¹⁴³。つまり、受益者課税として取り扱われる。具体的な取扱いとしては、例えば、信託に付された財産について生涯権がAに付与されており、残余権はBに付与されているとした場合、Aは確定権を有しており、Bは復歸的権利（**Reversionary interest**）を有していると扱われる¹⁴⁴。しかし、「この場合、Aが承継的財産設定に付された財産そのものの所有者とみなされ、Bに対しても復歸的権利について課税すると二重課税の状態になる」¹⁴⁵。そこで、二重課税を避けるために、イギリスでは、このような復歸的権利を非課税財産（**excluded property**）¹⁴⁶としている（**IHTA1984§48(1)**）¹⁴⁷。ただし、この類型の信託は、潜在的免税贈与が適用される。したがって、委託者から財産の信託への移転後、委託者が7年間生存していた場合は、潜在的免税贈与の制度により、相続税の課税関係が生じない¹⁴⁸。

次に、2つめの収益保有権のない承継的財産処分であるが、この信託に分類されるのは、裁量信託等である¹⁴⁹。この類型の課税上の取扱いは、受動信託、収益保有信託の取扱いと大きく異なり、受託者課税として扱われる。すなわち、信託の設定時に受託者に相続税の課税がなされる¹⁵⁰。この場合の相続税の税率は、生前贈与に対する課税となるため、死亡の場合の税率である40%の半分である20%である¹⁵¹。さらに、委託者が設定後7年以内に死亡すると、追加の相続税が

は、この法律の目的上、承継財産を所有するものとして扱われる。（“A person beneficially entitled to an interest in possession in settled property shall be treated for the purposes of this Act as beneficially entitled to the property in which the interest subsists.”）」と規定する。

¹⁴³ イギリス住宅税制研究会『イギリスの住宅・不動産税制』135頁（日本住宅総合センター、2007）。このような、課税上の取扱いは、我が国における受益者連続信託の類型の信託についての課税上の取扱いと同様である。

¹⁴⁴ 高野幸大「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集第56号140頁

¹⁴⁵ 高野幸大「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集第56号140頁

¹⁴⁶ Ian Maston、Tolley, s UK Taxation of Trusts, (25th ed, 2016)at130では「復歸的権利は承継的財産処分の下では、非課税財産である（“Reversionary interest under settlement are also usually excluded property”）」と述べている。

¹⁴⁷ IHTA1984 § 48(1)では、「(1)復歸的権利は例外を除いて、非課税財産である（“(1)A reversionary interest is excluded property unless……”）」と規定している。

¹⁴⁸ 高橋里枝「英国における信託税制」月刊税務事例通巻576号73頁（2017）

¹⁴⁹ この類型は、裁量信託および受益者指定権付信託が該当する。

¹⁵⁰ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』323頁（清文社、1994）

¹⁵¹ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』323頁（清文社、1994）

課されるが、その率は最高 20%で、死亡時が 7 年後に近くなるほど低くなるように設定される。仮に、委託者が 7 年間を超えて生存した場合は、10 年ごとに相続税の定期的見直しがあり、このタイプの税率である 20%の 3 割、すなわち 6%の課税がなされる (IHTA1984§66)¹⁵²。これを 10 年周期課税 (Ten-year anniversary) という (IHTA1984§61)。

このように、収益保有権のない承継的財産処分 (裁量信託) において、設定時に相続税が課される理由は、「裁量信託の場合には、受託者の裁量によって所得が蓄積され、受益者に配分されないまま資本に転嫁する可能性があるので、あらかじめ相続税を課税しておく必要がある」¹⁵³と説明されている。また、設定時に相続税の課税がなされるのは、一種の相続税の前払いとも考えられることから、相続税本来の税率より低くすべきとの配慮により 20%の税率にしたものと思われる¹⁵⁴。さらに、10 年周期課税 (Ten-year anniversary) がなされるのは、たとえ、設定時に 20%の相続税が課されたとしても、通常の 40%相続税との比較においては、実質的に相続税の繰延べがなされていることになるため、そのギャップを埋める役割が 10 年周期課税 (Ten-year anniversary) による 6%の課税であると考えられる¹⁵⁵。

最後に、3 つ目の特別に優遇されている信託 (累積扶養信託) であるが、この信託は裁量信託の一種であるものの、設定時に相続税は課税されない (IHTA1984§71(4))¹⁵⁶。したがって、10 年周期課税 (Ten-year anniversary) も行われぬ。累積扶養信託への個人による譲渡は最初から潜在的免税贈与である

¹⁵² イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』323 頁 (清文社、1994)。また、IHTA1984§66(1)では「下記 (2) に従うことを条件として、上記第 64 条 (筆者追記：10 年周期課税) に基づいて課税される税率は、実効税率 (筆者追記：相続時の税率) の 3 割とする (“Subject to subsection (2) below, the rate at which tax is charged under section 64 above at any time shall be three tenths of the effective rate”)」と規定する。

¹⁵³ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』323 頁 (清文社、1994)

¹⁵⁴ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』324 頁 (清文社、1994) では、「(裁量信託設定時に課税される相続税は) 一種の相続税の前払いあるから、税率は軽減されなければならない。それが裁量信託設定時の 20%税率の意味であろう。」と述べている。

¹⁵⁵ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』324 頁 (清文社、1994)

¹⁵⁶ IHTA1984§71(4)では、「次の場合はこのセクション (筆者追記：累積扶養信託の規定) に基づいて課税されないものとする。(a) 特定の年齢に達する前に、または承継財産設定時に、当該承継財産に係る所有の権益に対して、受益的な適格性を有すること、または確定的な受益権を有すること、または (b) 特定の年齢に達する前に受益者が死亡したこと。 (“Tax shall not be charged under this section—(a) on a beneficiary’s becoming beneficially entitled to, or to an interest in possession in, settled property on or before attaining the specified age, or (b) on the death of a beneficiary before attaining the specified age.”)」と規定する。

(IHTA1984§3A(3))¹⁵⁷。ただし、受益者が一定の年齢に達する前に死亡した場合は、相続税の課税が生じる (IHTA1984§4(1))。

(イ) 2006年財政法改正後の分類による課税上の取扱い

2006年財政法改正により、ごく限定された「適格収益保有 (qualifying interest in possession)」というタイプの信託についてのみ従前の取扱いを維持し、それ以外のタイプの信託については、特定財産 (relevant property) の課税制度の対象として、従来の裁量信託等と同じ扱いとすることとなった¹⁵⁸。つまり、適格収益保有信託と適格収益保有信託以外の信託の2つのタイプによって取扱いが異なることとなった。以下、その2つのタイプごとの課税上の取扱いを概観する。

まず、適格収益保有信託に係る相続税の取扱いについては、受益者課税として扱われ、また、従来通り受益者に対する潜在的免税贈与として取扱われる。例えば、IHTA1984§49A に規定する死亡直後設定信託受益権 (immediate post-death Beneficial interest) は、適格収益保有を構成し (IHTA1984§59(1)(a))¹⁵⁹、裁量信託と同様の信託設定時に相続税課税の対象とはされず¹⁶⁰、潜在的免税贈与の対象となる。ただし、受益権が終了した場合の取扱いは、その終了の態様によって異なる。受益権の終了が受益者の死亡による場合は、受益者が信託財産を直接所有しているものとみなされることから (IHTA1984§49(1))、信託財産の価値が受益者の遺産を構成するものとして、受益者が当該信託財産を無償移転されたものと

¹⁵⁷ IHTA1984§3A(3)では「下記の (6) に従うことを条件として、価値の移転は、上記の(1)(c)項 (筆者追記：(1)(c)項とは潜在的免税贈与の適用規定) に含まれるものとみなし、累積扶養信託または障害者信託への贈与として譲渡する譲渡により、本法第71条または第89条 (筆者追記：71条は遺児のための信託規定、89条は障害者のための信託規定) の規定が適用される確定財産となる。(“Subject to subsection (6) below, a transfer of value falls within subsection (1)(c) above, as a gift into an accumulation and maintenance trust or a disabled trust, to the extent that the value transferred is attributable to property which, by virtue of the transfer, becomes settled property to which section 71 or 89 of this Act applies.”)」と規定する。

¹⁵⁸ 藤谷武史「イギリス信託税制」信託243号34頁(2010)

¹⁵⁹ IHTA1984§59(1)(a)では、「(1) この章において、「適格保有権益 (qualifying interest in possession)」とは、(a) 収益保有受益権ことであり (i) 個人が収益受益権有し、かつ、(ii) 個人が2006年3月22日以降に死亡直後設定信託受益権を有する場合、もしくは、障害者のための収益受益権または過渡的な収益保有にかかる収益受益権を有する場合である (“(1) In this Chapter “qualifying interest in possession” means—(a) an interest in possession—(i) to which an individual is beneficially entitled, and (ii) which, if the individual became beneficially entitled to the interest in possession on or after 22nd March 2006, is an immediate post-death interest, a disabled person's interest or a transitional serial interest.”)」と規定する。

¹⁶⁰ 藤谷武史「イギリス信託税制」信託243号40頁(2010)

みなされ (IHTA1984§52(1))¹⁶¹、受益者の他の遺産と合算して相続税が課される¹⁶²。他方、受益者の生存中に受益権が終了する場合は、死亡の場合と同様に信託財産が後続受益者等に無償移転されたものとみなされるが、後続の受益者も個人の場合は、この無償移転は再び潜在的免税贈与として取扱われる¹⁶³。ただし、信託財産が裁量信託に移転する場合は、直ちに相続税の課税対象となる。

次に、適格収益保有信託以外の種類の信託に係る相続税の取扱については、基本的に裁量信託の税制と同じである。つまり、受託者課税として扱われるが、2006年の改正で新たに設けられた特定財産信託 (relevant property settlement) というカテゴリーで課税上の取扱いがなされる¹⁶⁴。特定財産 (relevant property) とは、適格収益保有 (qualifying interest in possession) を含まない信託財産として定義され (IHTA1984§58(1))¹⁶⁵、特定財産への出捐は、課税対象移転として即時に相続税の課税対象となる¹⁶⁶。さらに、特定財産信託の設定から10年ごとに、特定財産の価値に対して課税が行われる。すなわち、2006年財政法改正前の裁量信託等への課税と同様に10年周期課税が行われる。10年ごとの課税 (Ten-year anniversary) の税率は、改正前と同様に10年周期課税の税率である20%の3割、すなわち6%の課税がなされる (IHTA1984§66)。

以上のように、現在のイギリスの信託税制は、適格収益保有信託という限定された種類の信託以外の多くの種類の信託が受託者課税として扱われ、2006年財政法改正前における裁量信託等における取扱いと同じとなった。

4-4 キャピタル・ゲイン税の概要

イギリスの課税上の取扱いについて、最後にキャピタル・ゲイン税について概観する。信託課税においては、キャピタル・ゲイン税の関係は密接であり、また、キャピタル・ゲイン税と相続税の関係も密接であるからである。

¹⁶¹ IHTA1984§52(1)では、「(1) 承継財産の収益受益権を有する者が死亡した場合、収益の受益は終了し、下記の第53条に従って、その時点で価値が移転して、移転された価値は、その死亡した者の収益受益権の価値に等しいものとして課税される。 (“(1)Where at any time during the life of a person beneficially entitled to an interest in possession in settled property his interest comes to an end, tax shall be charged, subject to section 53 below, as if at that time he had made a transfer of value and the value transferred had been equal to the value of the property in which his interest subsisted.”)」と規定する。

¹⁶² 藤谷武史「イギリス信託税制」信託243号34頁(2010)

¹⁶³ 藤谷武史「イギリス信託税制」信託243号34頁(2010)

¹⁶⁴ 藤谷武史「イギリス信託税制」信託243号34頁(2010)

¹⁶⁵ IHTA1984§58(1)では、「(1)一定の場合を除き、本章において「特定財産」とは、適格収益保有を除く承継財産である (“(1)In this Chapter “relevant property” means settled property in which no qualifying interest in possession subsists, ….”)」と規定する。

¹⁶⁶ 藤谷武史「イギリス信託税制」信託243号34頁(2010)

(ア) キャピタル・ゲイン税

イギリスでは、所得税とは別枠で、キャピタル・ゲインに対してはキャピタル・ゲイン税を課するという二元的な制度が採られている¹⁶⁷。「イギリスは、一時的な利得、偶発的な利得を所得の範囲に含めないという理解にたち、キャピタル・ゲインについても所得の範囲から除外してきたため、キャピタル・ゲインに対する課税は比較的近年になって行われ」¹⁶⁸、1992年に制定されたキャピタル・ゲイン課税法（TCGA1992）によって、現行の規定となった。

信託に関しては、信託の設定により、キャピタル・ゲインの実現を認識し、信託財産全体がキャピタル・ゲイン税の課税対象である（TCGA1992§70）¹⁶⁹。キャピタル・ゲイン税の課税原因は資産の譲渡であり¹⁷⁰、信託の設定は、委託者から信託（あるいは受託者）への資産の譲渡となるからである¹⁷¹。また、信託財産全体がキャピタル・ゲイン税の課税対象であると規定する点については、信託の設定による資産の譲渡が、財産権の一部にすぎないと解される場合にも、当該信託財産全体（entire property）の価額に基づいて課税される。換言すれば、キャピタル・ゲイン税は、受益権の移転ではなく、信託財産全体の移転として認識するものと扱われる。

キャピタル・ゲイン税の課税原因である資産の譲渡の意義については、定義規定は置かれていないが、所有権が移転する場合には譲渡と解されている¹⁷²。そのため、相続との関係では、死亡に伴う所有権の移転もキャピタル・ゲイン税の課

¹⁶⁷ なお、イギリスでは一時期、所得税とキャピタル・ゲイン税の統合が検討されたが、現在までその実現には至っていない。

¹⁶⁸ 高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の概要」早稲田法学 81巻3号257頁（2006）

¹⁶⁹ TCGA1992 § 70 では、「承継的財産処分は、取消不能か否か、譲渡人が承継的財産処分の受益者としての利益を有するか否か、委託者が受託者であるか又は承継的財産処分の唯一の受託者であるか否にかかわらず、財産全体を処分することである。（“A transfer into settlement, whether revocable or irrevocable, is a disposal of the entire property thereby becoming settled property notwithstanding that the transferor has some interest as a beneficiary under the settlement and notwithstanding that he is a trustee, or the sole trustee, of the settlement.”）」と規定する。

¹⁷⁰ 高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の概要」早稲田法学 81巻3号261頁（2006）

¹⁷¹ 占部裕典「信託課税における受益者課税・委託者課税の再検討」総合税制研究（No.2）54頁（1993）

¹⁷² 高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の概要」早稲田法学 81巻3号262頁（2006）

税原因となる場合がある¹⁷³。そこで、次にキャピタル・ゲイン税と相続税の関係を概観する。

(イ) キャピタル・ゲイン税と相続税の関係

前述のとおり、死亡に伴う所有権の移転もキャピタル・ゲイン税の課税原因となるとの考え方が基本である。したがって、被相続人が処分する権限を有する資産については、その死亡の際に、人格代表者又は人格代表者から当該資産を取得した者が、当該死亡の日の市場価格でこれを取得したものとみなされる。しかし、一方で、被相続人についてはその死亡のときに当該資産を譲渡したものとみなされることはない¹⁷⁴ (TCGA1992§62(1))¹⁷⁵ものと定められている。この規定は、当該資産の取得費は、被相続人の取得価額を引き継ぐのではなく、死亡時の時価にまで引き上げられることを意味している。つまり、イギリスでは、相続による所有権の移転には、キャピタル・ゲイン税の課税問題は発生しないのである。この理由について、高野幸大教授は次のように述べている。

「例えば、50,000ポンドで資産を取得したAが死亡したときに、当該資産の市場価格が60,000ポンドであったとすると、当該資産の人格代表者から当該資産を取得したBが65,000ポンドでこれを譲渡した場合に譲渡益は5,000ポンド(=6,500-60,000)となる。それゆえ、10,000ポンド(=60,000-50,000)の利得はないものとなるが、Aが死亡したときに、60,000ポンド全額に相続税が課税される(あるいはその可能性がある)ので、二重課税を避けるためにキャピタル・ゲイン税については取得費を引き上げることとされている」¹⁷⁶。

このように、イギリスでは、被相続人の所有期間中に生じたキャピタル・ゲインは相続税によって課税関係を完了させている。この点で、相続税とキャピタル・ゲイン税は補完関係にあるといえよう。

¹⁷³ 高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の概要」早稲田法学 81巻3号261頁(2006)

¹⁷⁴ 高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の概要」早稲田法学 81巻3号262頁(2006)

¹⁷⁵ TCGA1992§62(1)では、「(1)本法の目的上、死亡した者が処分する権限がある資産は (a) 人格代表者又は人格代表者から当該資産を取得した者が、当該死亡の日の市場価格でこれを取得したものとみなされるが、(b) 死亡したとき(遺言状の対象であるか否かに関わらず)に処分されたものとはみなされない。(“(1)For the purposes of this Act the assets of which a deceased person was competent to dispose—(a)shall be deemed to be acquired on his death by the personal representatives or other person on whom they devolve for a consideration equal to their market value at the date of the death, but(b)shall not be deemed to be disposed of by him on his death (whether or not they were the subject of a testamentary disposition).”)」と規定する。

¹⁷⁶ 高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の概要」早稲田法学 81巻3号265-266頁(2006)

一方、死亡による資産の譲渡ではなく、生前の信託の設定等による資産の譲渡により相続税が課される場合（つまり、主に裁量信託等の適格収益保有信託以外の設定の場合）は、譲渡時にキャピタル・ゲイン税の課税が繰り延べされるが、取得費は引き継がれる仕組みとなっている（TCGA1992§260(1)）¹⁷⁷。この取得費の引き継ぎは、キャピタル・ゲインの額を取得者の取得費である死亡時の時価から控除するという規定の仕方である。これを繰延控除と呼ぶが、この規定について、高野幸大教授は次のように説明している。

「例えば、Aが10,000ポンドで取得した資産をBに15,000ポンドで譲渡した場合、……、Aは5,000ポンドの利得を獲得することになる。繰延控除が適用されると、Bは10,000ポンド（=15,000-5,000）で当該資産を取得したものとみなされる。その後、BがCに対して20,000ポンドで譲渡した場合には、…Bには10,000ポンド（=20,000-10,000）の利得が発生したことになる」¹⁷⁸。

なお、この繰延控除の取扱いは、潜在的免税贈与には適用されない（TCGA1992§260(2)）¹⁷⁹。すなわち、潜在的免税贈与の場合は、相続税は課税が留保され、7年以内に譲渡者が死亡しない限り課税されないが、キャピタル・ゲイン税は課税されるのである。ここでも、相続税とキャピタル・ゲイン税は補完関係にあることが見受けられる。

これまでに述べたキャピタル・ゲイン税の取扱いをまとめると、以下のとおり特徴点が2点ある。

¹⁷⁷ TCGA1992§260(1)では「(1) (a) 個人または承継的財産処分における信託の受託者（「譲渡人」）が、(2) 項の範囲内で財産の処分を行い (b) 財産が個人または承継的財産処分における信託の受託者（「譲受人」）によって取得され、および (c) 譲渡人および譲受人、または承継的財産処分における信託の受託者が譲受人である場合、譲渡が譲渡人のみによって行われる場合は、(6) 項及び第261条に従うことを条件として、第261条および以下の(3)項の処分に関連して、本条を適用するものとする。（“(1)If—(a)an individual or the trustees of a settlement (“the transferor”) make a disposal within subsection (2) below of an asset, (b)the asset is acquired by an individual or the trustees of a settlement (“the transferee”), and(c)a claim for relief under this section is made by the transferor and the transferee or, where the trustees of a settlement are the transferee, by the transferor alone, then, subject to subsection (6) below and section 261, subsection (3) below shall apply in relation to the disposal. ”）」と規定する。

¹⁷⁸ 高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の概要」早稲田法学 81巻3号289-290頁（2006）

¹⁷⁹ TCGA1992 § 260(2)では「(2) 課税の繰延は (a) は、相続税法1984（または、その法律第19条）における潜在的免税贈与には適用しない…（“(2)A disposal is within this subsection if it is made otherwise than under a bargain at arm’s length and—(a)is a chargeable transfer within the meaning of the Inheritance Tax Act 1984 (or would be but for section 19 of that Act) and is not a potentially exempt transfer …”）」と規定する。

1点目は、キャピタル・ゲイン税と相続税には補完関係が見受けられる点である¹⁸⁰。このような補完関係によって、相続による所有権の移転には、キャピタル・ゲイン税の課税は発生しない。

2点目は、信託に関する資産の譲渡において、移転しているのは受益者の受益権である場合でも、信託財産全体（信託財産そのもの）の移転と同視して課税する点である。この点については、キャピタル・ゲイン税は、資本の移転のみ着目しているのであって、受益権の移転に係っているのではない、と説明できる¹⁸¹。

なお、キャピタル・ゲイン税と相続税の関係における我が国の学説では、「相続によって得た財産で相続税の課税対象とされたものを譲渡した場合における譲渡所得課税においては、被相続人の所有期間中に生じたキャピタル・ゲインは、すでに課税済みであるから、相続人の所有期間中に生じたキャピタル・ゲインに対してのみ課税すべき」¹⁸²との見解がある。つまり、被相続人の所有期間中に生じたキャピタル・ゲインに対して譲渡所得税を課税することは、相続税と所得税の二重課税であるとの考え方である。イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税と相続税の取扱いは、この学説の見解と同様の考え方によるものと考えられる。イギリスの取扱いは、課税理論上妥当な取扱いであるだろう。

第5章 イギリスの信託税制からの示唆と改革への提言

前章で概観したイギリスの信託税制から得られる示唆としては、以下の4点が挙げられる。

1点目は、イギリスでは、受託者課税を原則としている点である。受託者課税であれば、課税物件は受益権ではなく、信託財産であると考えられるため、受益権の評価は問題にならない。

2点目は、課税主体を受託者とするか受益者とするかの判断基準として、受託者の所得蓄積権限の濃淡をメルクマールとしている点である。

3点目は、10年周期課税という独特の制度がある点である。

4点目は、キャピタル・ゲイン税と相続税、信託設定時の課税の取扱いである。

なお、イギリスの相続税における大きな特徴として、潜在的免税贈与という制度が挙げられる。この制度により、イギリスでは、生前贈与を活用した相続税の節税（もしくは、相続税の回避）のために信託が活用され、「全信託の90%が、

¹⁸⁰ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』322頁（清文社、1994）

¹⁸¹ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』322頁（清文社、1994）

¹⁸² 金子宏『租税法〔第22版〕』289頁（弘文堂、2017）

節税目的でファミリー資産を維持・配分するために利用されているといわれている」¹⁸³。このような背景から、2006年の財政法改正に伴って、多くの信託が免税贈与の対象から除外され、課税贈与（chargeable transfer）として、裁量信託等と同様に相続税の課税対象となったと考えられる。このような状況を勘案すると、潜在的免税贈与の制度は示唆される点はないものとする¹⁸⁴。

イギリスの税制と我が国の税制を対比すると、以下の表のとおりである。

	日 本	イギリス
課税方式の原則	受益者課税	受託者課税
相続税と贈与税の関係	贈与税は相続税の補完	相続税と贈与税の一体課税
生前贈与の取扱い	生前贈与の全てが相続税の対象（相続時精算課税制度）	死亡前7年以前の生前贈与について相続税が課されない（潜在的免税贈与）
課税のタイミング	信託設定時	信託設定時
課税物件	受益権	移転された価値（信託財産）
信託課税独自の制度	法人課税信託の制度がある	10年周期課税の制度がある
キャピタル・ゲイン税（相続時）	被相続人の取得価額を引き継ぎ、課税が繰延べられる	被相続人の死亡時の時価まで取得費は引き上げられ、相続時に課税されない
キャピタル・ゲイン税（信託設定時）	受託者（法人）への時価による譲渡として課税される（法人課税信託における信託設定時）	受託者が取得価額を引き継ぎ、課税が繰延べられる（適格収益保有信託以外）

5-1 受託者課税

1点目の受託者課税を原則としている点について述べる。

前述のとおり、イギリスでは、2006年財政法改正後、ごく限られた種類の信託（適格収益保有信託）以外の多くの信託の類型が、受託者課税として取り扱われている。イギリスにおいて、多くの信託の類型を受託者課税としているのは、

¹⁸³ イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』56頁（清文社、1994）

¹⁸⁴ もっとも、高齢化が進む我が国で、高齢者から次世代への資産の移転を促進し、経済活性化等の目的から、潜在的免税贈与の制度を参考にするという選択肢はあってしかるべきという考え方もあるだろう。しかし、そのような制度導入の是非は、税収の減少と経済活性化のどちらを優先すべきか等という課税理論とは離れた政策的な議論となるため、本稿とは異なる議論である。

多様な類型がある信託に対して適正に課税する方法は、受益者課税ではなく、受託者課税であると考えている証左ではないかと考える。

受託者課税が信託課税において適切であると考えられる理由は、2点ある。1点目は、受益権の評価の困難性を回避できる点である。2点目は、我が国の課税理論において支持されている法律的帰属説を根拠とすれば、受託者課税が妥当という結論になる点である。

(ア) 受益権の評価の困難性を回避できる点

受託者課税を原則とした場合、その課税物件は、受益権ではなく信託財産自体になると考えられる。信託財産自体に課税することであれば、受益権の評価の問題は原則として生じない。本稿では、受益者連続型信託の課税の困難性は、受益権の評価の困難性にあると述べた。受託者課税を原則とした場合、受益権の評価をする必要性がなくなるので、受益者連続型信託の課税の困難性の問題は回避できる。多様な類型がある信託に対する適切な課税方式は、受託者課税ではないかと考える。

(イ) 法律的帰属説

イギリスが受託者課税を原則としている根拠は、「受託者がその所得を法的に取得し得る権利を持っているということ」¹⁸⁵とされている。これを我が国の課税理論に当てはめれば、法律的帰属説に基づいた考え方である。我が国の学説においては、法律的帰属説から離れて所得や財産の帰属を判定することは、納税者の法的安定性と予測可能性が害されることになりやすいと考えの下、法律的帰属説を堅持する必要があるとの見解がある¹⁸⁶。受託者課税は、課税理論上も妥当な課税方式であるといえるだろう。

(ウ) 受益者連続型信託における課税方法と課題

受益者連続型信託において、受託者課税を採用する場合は、我が国で受託者課税の制度として既に存在する法人課税信託として取り扱うことが、一つの方法であると考えられる。すなわち、法人格が受託者にあるものとして、受託者へ法人税を課税することである。しかし、受益者としての権利を現に有する者が存在した場

¹⁸⁵ 占部裕典「信託課税における受益者課税・委託者課税の再検討」総合税制研究（No.2）39頁（1993）

¹⁸⁶ 金子宏『租税法理論の形成と解明 上巻』542頁（有斐閣、2010）では、「いったん経済的帰属説に即した帰属の判定を認めると権力の乱用に対する歯止めがなくなり、法的安定性と予測可能性が害されることになりやすい」と述べている。また、金子宏『租税法〔第22版〕』174頁（弘文堂、2017）では、「経済的帰属説をとると、所得の分割ないし移転を認めることになりやすいのみでなく、納税者の立場からは、法的安定性が害されるという批判がありうるし、税務行政の見地からは、経済的に帰属を決定することは、實際上多くの困難を伴う、という批判がありうる。その意味で、法律的帰属説が妥当である」と述べている。

合において、受託者へ課税するとしたら、存在する受益者への課税はどうなるかという問題がある。この問題に対しては、受益者へ課税する必要はないものと考え¹⁸⁷。なぜなら、受託者への法人税課税は、実説的には信託財産に対する課税と考えられるため、受託者へ法人税を課税した後にさらに受益者へ課税すると、一つの信託行為（法律行為）により、同じ信託財産に対して2度課税することになると考えられるからである。受託者への法人税課税により、課税関係は完結しているものと考えべきであろう。

しかし、受益者連続型信託において、後順位の受益者を含めて、全ての受益者に課税しないことは、世代跳躍移転による租税回避につながる。また、受託者へ法人税を課税し、相続税・贈与税を課税しないとすると、法人税と相続税・贈与税の税率差を利用した租税回避につながる。したがって、その租税回避防止策は必要である。有効な対策としては、イギリスの信託税制における独特の制度である10年周期課税から示唆を得るべきと考える。この点は、後述する。

5-2 課税主体の判断基準

2点目の課税主体の判断基準として、受託者の所得蓄積権限の濃淡をメルクマールとしている点について述べる。

(ア) メルクマールとしての受託者の所得蓄積権限の濃淡

上記5-1では、受託者課税を原則とすることが妥当であると述べた。ただし、すべての信託の類型に受託者課税を行うことは、納税者に不都合が生じる可能性がある。

信託の受託者は、信託からの所得を自ら享受する権利はない。したがって、受託者に課税される場合、受託者は、自らの固有資産から納税資金を支出することはないだろう。納税資金は、信託財産から支出されることが通常である。そして、信託財産からの納税資金の支出は、最終的には受益者に転嫁されることが通常である。そうすると、受託者に所得蓄積権限がない信託について、受託者へ課税することは、合理的とはいえない。受託者に課税するのではなく、受益者へ直接的に課税する方が合理的である。その方が納税者にとって回りくどい課税とならない。イギリスでは、受益者へ課税する信託の類型は、適格収益保有信託のみである。この類型の信託は、受託者が信託の所得を蓄積する権限がない信託の類型である。このような単純な信託の類型のみ、受託者課税の例外として、受益者に課税している。このようなイギリスの取扱いは、合理的な課税方法といえる。

一方、裁量信託を代表例とする受託者が信託の所得を蓄積できる信託の類型の場合は、受託者に課税する方が合理的な課税といえる。納税資金を手許に蓄積

¹⁸⁷ 喜多綾子「信託税制の法的構造の研究－信託の利用可能性の拡大と受託者課税方式へ向けての総合的研究－」信託研究奨励金論集第37号51頁（2016）に同旨の記載がある。

しているのは、受託者であると考えられるからである。このように考えると、受益課税と受託者課税を分けるメルクマールとして、受託者の所得蓄積権限の濃淡としているイギリスの信託課税は、合理的な課税方法といえる。

ただし、受益者連続型信託の課税上の信託の類型を考える場合は、受託者の所得蓄積権限の他に考慮すべき点があるものとする。受益者連続型信託は、一つの信託行為により、将来の受益者（後順位の受益者）が指定され、それにより時間軸が異なる複数の受益者が指定される信託であり、単純な類型の信託ではない。このような点を考慮すると、受益者連続型信託は、受益者課税することは適切ではなく、受託者課税とすべき信託の類型であるとする。

（イ）受託者課税と受益権の評価

本稿では、我が国の受益者連続型信託における課税上の受益権の評価方法は、妥当ではないと批判した。この批判は、受益者課税を原則とすることを前提としている。受益者課税を原則とする場合、厳格に受益権の適正な評価をすることは必然である。しかし、受託者課税を原則とすれば、厳格に受益権の適正な評価をすることが必然ではなくなる。受託者課税の場合の課税対象は、信託財産と考えることが自然であるからである。課税対象が信託財産であれば、受益権の評価は問題にならない。

一方、受託者課税の例外として受益者へ課税を行う場合は、課税の対象は受益権とすることが自然である。そのため、受益権の評価が問題となる。本稿のこれまでの主張は、受益者に課税するならば、厳格に受益権の時価を評価すべきとした。しかし、受託者課税とする場合は、厳格に受益権の時価を評価すべきとする理屈は通りくいものとする。つまり、受益権の評価額は、その受益権の対象となった信託財産の価額と同額とする現行の我が国の取り扱いを踏襲すれば良いものとする。原則が受託者課税であるから、その原則的な課税方法と例外的な課税方法としての受益者課税の間で、財産の評価方法を整合させる方を優先すべきとするからである。その方が課税の公平性が確保しやすくなるだろう。

5-3 10年周期課税

3点目の10年周期課税という独特の制度がある点について述べる。

この制度は、信託設定時の税負担を相続税の税率40%より低い20%としつつ、信託設定後は10年ごとに相続税を追加課税する制度である。信託設定時の税負担を緩和しているため、税制による信託活用の阻害要因が一定程度取り除かれている。一方で、信託設定時に通常の相続税の税率より低くしていることが、実質的に相続税の課税の繰り延べによる利益を納税者に与える結果となり、課税の公平性の面で問題がある。このため、10年ごとに相続税を追加課税することで事後調整し、課税の公平性を確保している。かつ、10年という定期的な事後調整を行うことにより、課税処理の複雑化や煩雑さを少しでも回避する工

夫が見受けられる。

(ア) 受益者連続型信託における受託者課税と10年周期課税

上記5-2(ア)では、受益者連続型信託は、受託者課税とすべき信託の類型であると述べた。受託者課税の場合、信託財産に対する課税とすることが自然である。ただし、このような課税は、第1章で述べたとおり、受益者連続型信託の受益者が享受する経済的利益以上の課税となる可能性がある。なぜなら、前述したとおり、受託者に課税されると、納税資金は信託から支出され、その支出は、最終的には受益者に転嫁されることが通常であるから、信託財産の価額に対して課税されると、受益者が享受する経済的利益を超えて課税される場合があるからである。これは、担税力に応じた課税をすべきとする課税の原則に反する。また、税制が信託の活用を阻害する要因となる。そこで、受益者が享受する経済的利益以上の課税への緩和措置が必要であると考え。その緩和措置の具体的方法として、信託設定時の税率を通常の相続税の税率より低減しているイギリスにおける10年周期課税は、示唆に富むものである。

(イ) 租税回避防止策としての10年周期課税

受益者連続型信託について受託者課税を採用する場合は、我が国で既に制度として存在する法人課税信託の類型に含めることが一つの方法であると述べた。つまり、受託者を法人とみなして、受託者へ法人税を課税する取扱いとすることである。そして、受益者連続型信託の場合、受託者への法人税の課税で課税関係は完結し、受益者への課税は不要と考えるべきであるとも述べた。

しかし、受益者連続型信託では1次受益者だけでなく、2次受益者以降の後順位の受益者も存在する。したがって、受託者への課税で受益者連続型信託の課税関係は完結し、1次受益者だけでなく、2次受益者以降の後順位の受益者へも課税されないとなると、世代跳躍移転による相続税・贈与税の租税回避のために信託が利用される可能性が大きい。その対応策としては、イギリスの10年周期課税から示唆を受けるべきと考える。すなわち、10年毎に(あるいは、課税の間隔をもっと短期間にして)追加課税をすることが、世代跳躍移転による相続税・贈与税の租税回避への防止策として有効と考えられる。

また、受益者連続型信託において、受託者への法人税の課税で、課税関係は完結すると考えた場合、法人税と相続税・贈与税の税率の差を利用した租税回避につながる可能性も大きい。この租税回避の防止策としても、10年周期課税から示唆を受けるべきである。すなわち、10年毎に(あるいは、課税の間隔をもっと短期間にして)追加課税をすることが租税回避の防止策として有効であるものとする。

なお、前述の喜多綾子氏の先行研究では、受託者課税の場合、受託者へ法人税ではなく、相続税を課税することを提言している。しかし、このような提言では、

受託者の属性に応じて相続税を課税するのか、あるいは、受益者の属性に応じて相続税を課税するのか、という問題が残る。このような問題に対する対応策としても、受託者に対して法人税を課税することの方が望ましいものとする。受益者連続型信託については、他の信託の類型とは異なる種類の信託として課税上の信託の類型を整理すべきと考える。そして、その整理の結果として、受益者連続型信託については、法人税を課税する信託の類型とすることが妥当と考える。とはいえ、このような提言に対して異論が出ることは十分考えられる。

(ウ) 先行研究の提言と10年周期課税

受益者連続型信託において受託者課税（法人課税信託）とした場合、委託者が個人であり、受益者も個人である場合において、信託を活用しないときの財産の承継は、贈与税や相続税が課税されるのに対して、受益者連続型信託を活用するときの財産の承継は、法人税が課税されることとなる。こうなると、課税の公平性の確保が問題となる。法人税は、累進課税ではないが、贈与税や相続税は、累進課税であるため、信託を活用しない場合との比較において、税額が多くなる場合も少なくなる場合もある。このように考えると、やはり、受託者課税（法人課税信託）とすべきではない、との見解が出ることは十分に予想される。そうであれば、現状の受益課税の原則を維持する（受益権の評価方法も現状を維持して、受益権の評価額は、信託財産の評価額と同じと扱う）という選択肢も検討すべきである。とはいえ、本稿でこれまで述べてきたように、現状の税制を維持すると、受益者連続型信託における1次受益者は、課税され過ぎとなる。この点が受益課税の原則を維持する場合の大きな問題である。

そこで、受益者連続型信託において、受託者課税（法人課税信託）とするのではなく、現状の税制である受益者課税を維持したうえで、上記の問題に対する対応策を検討する必要がある。その有効な対応策は、第3章において検討した先行研究における提言であると考えられる。つまり、2次以降の受益者が受益権を取得した時に、1次受益者への課税について、課税され過ぎた税額を事後調整する（更正の請求などによる税額の還付などをする）提言である。

しかし、このような事後調整をすべきとする提言については、事後調整すべき税額をどのように計算するのかといった問題がある。また、受益者連続型信託の場合には、繰り返し事後調整しなければならないため、課税処理の複雑化や煩雑さが問題となる。そのような問題点に対する解決策としては、イギリスの信託税制における10年周期課税から示唆を受けるべきと考える。

受益者課税を維持した場合の受益者連続型信託における具体的な課税方法としては、10年周期課税のように信託設定時の当初の税率を通常の贈与税や相続税の税率より低い税率（例えば、通常の贈与税や相続税の税率の5割）とし、信託設定後は、一定期間経過後（例えば、5年経過毎）に、受益者に追加課税す

ることが考えられる。このような課税方法が、先行研究における事後調整の提言の改良案として考えられるのではないだろうか。

5-4 キャピタル・ゲイン税

最後に4点目のキャピタル・ゲイン税の取扱いについて述べる。

既に述べたとおり、受益者連続型信託について受託者課税を採用する場合は、我が国で既に制度として存在する法人課税信託の類型に含めることが、一つの方法であるように思われる。この場合、現状の我が国の税制では、信託財産が委託者から受託者へ移転した時に、信託財産が委託者から法人への譲渡と扱われるため、委託者の信託財産の保有期間中のキャピタル・ゲインに対して譲渡税が課税（みなし譲渡所得課税）される。この税負担が信託活用の阻害要因となる。この点、イギリスから示唆される点は2点ある。

1点目は、信託の委託者死亡時のキャピタル・ゲイン税の取扱いである。すなわち、イギリスでは、委託者（被相続人）から財産を承継した者は、委託者（被相続人）の取得価額を引き継ぐのではなく、死亡時の時価にまで引き上げられる。これにより、相続による所有権の受託者への移転には、キャピタル・ゲイン税の課税問題は発生しない。これは、相続税と所得税の二重課税を避けるためであるとされている。

一方、我が国では、被相続人の取得費を相続人等が引き継ぐものとされる（所得税法60条1項1号）。したがって、相続人が被相続人から相続を受けた財産を譲渡すると、譲渡税（キャピタル・ゲイン税）が課税される場合がある。キャピタル・ゲイン税の取扱いについて、我が国とイギリスの取扱いを比較すると、我が国の取り扱いは、被相続人の財産に対して相続税が課税されている場合、所得税と相続税の二重課税になっているとの結論になるだろう。

我が国の所得税法60条1項1号の制定の根拠は、清算課税説である。譲渡所得税の課税理論としては、納得できる理論である。しかし、被相続人の保有期間中のキャピタル・ゲインに対して、相続税が課税されている場合は、相続税と所得税の二重課税になっていると解釈することが妥当であろう。つまり、イギリスの税制の方が課税理論として妥当といえる。

2点目は、信託設定時の課税対象価額の取り扱いである。イギリスでは、信託の設定によりキャピタル・ゲインの実現を認識するが、信託の設定による資産の譲渡が、財産権の一部にすぎないと解される場合にも、当該信託財産全体（entire property）の価額に基づいて課税される。この点は、イギリスにおける受託者課税の課税方式として信託全体を課税物件としていることと整合的である。ただ、課税対象価額を信託財産全体（entire property）とした場合、過大な価額に課税されているとの懸念が生じる。

しかし、イギリスでは、信託の設定時の受託者への資産の譲渡により、生前に

相続税が課される場合（つまり、主に裁量信託等の適格収益保有信託以外の設定の場合）は、委託者の取得費は、受託者へ引き継がれる。そのため、委託者から受託者への信託財産の譲渡時には、キャピタル・ゲイン税の課税は繰り延べされる。これにより、税制が信託の活用を阻害する要因は取り除かれている¹⁸⁸。

以上のように、イギリスでは、相続税とキャピタル・ゲイン税の関係およびイギリスの信託税制とキャピタル・ゲイン課税の関係は、示唆に富むものであると考える。

おわりに（結論）

本稿の目的は、受益者連続型信託における相続税・贈与税の課税の望ましいあり方を検討することであった。以下、その検討内容を要約する。

第1章では、相続税法に定める受益者連続型信託の課税の特例について検討した。検討により、現行の相続税法が定める受益者連続型信託の課税の特例は、受益者の享受する経済的利益以上の課税がされていることを問題点として指摘した。その問題点の改善のためには、受益権の適正な時価に対して課税すべきである。ただし、適正な時価の算定の困難性が大きな問題となる。この問題を解決しない限り、受益者連続型信託の課税上の問題は、解決できないと結論付けた。

第2章では、第1章における結論を受けて、現行税制の改革の方向性を検討した。検討の結果、受託者へ課税することが解決策であると結論付けた。

第3章では、先行研究における種々の提言を検討した。しかし、それらの提言では、未だ課題が残されていることが明確となった。

第4章では、第3章を受けて、その課題解決方法の示唆を得るために、イギリスの信託税制について概観した。

最後に、第5章では、イギリスの信託税制から得られた示唆を基に受益者連続型信託に関する信託税制の改革案を示した。改革案としての本稿における結論は、次のとおりである。

（1） 信託課税は、受託者課税を原則とすべきである。

受益者連続型信託における課税の困難の原因は、後順位の受益者を含めた各受益者の受益権の評価の困難性である。この困難性を解決する手段は、現状の受益者課税の原則を改めて、受託者課税を原則とすることである。

¹⁸⁸ 佐藤英明『新版 信託と課税』596頁（弘文堂、2020）では、「信託設定時の委託者から受託者への資産移転を、みなし譲渡の対象とする必要はない。受託者が委託者の取得費を引き継げば足りる」と述べている。

(2) 受益者連続型信託は、受託者課税とすべきである。

信託課税は、受託者課税を原則とすべきとしても、すべての信託の類型に受託者課税を行うことは、納税者に不都合が生じる可能性がある。受託者課税を原則としたうえで、受託者の所得蓄権限の濃淡をメルクマールとして、受託者課税の例外として、受益者課税を採用すべき信託の課税上の類型もあるべきである。

ただし、受益者連続型信託の課税上の信託の類型を考える場合は、受託者の所得蓄積権限のみをメルクマールとするだけでなく、他に考慮すべき点もある。受益者連続型信託は、一つの信託契約により、将来の受益者（後順位の受益者）を含めて複数の受益者が指定されるなど、より複雑な信託の類型と考えるからである。そのような点を考慮すると、受益者連続型信託は、受益者課税することは適切ではなく、受託者課税とすべき信託の類型である。

(3) 受益者連続型信託を受託者課税とする場合、法人課税信託の類型に含めて取扱い、イギリスの10年周期課税から示唆を受けるべきである。

受益者連続型信託について受託者課税を採用する場合は、我が国で既に受託者課税の制度として存在する法人課税信託の類型に含めることが一つの方法として考えられる。既に存在する制度であるため、新たに制度を創設するより現実的と考えるからである。法人課税信託とした場合、受託者を法人とみなして、受託者へ法人税を課税する取扱いとなる。そして、受益者連続型信託の場合、受託者への法人税の課税で、課税関係は完結すると考えるべきである。受託者へ法人税を課税するのであれば、受益者への課税は不要である。

しかし、2次受益者以降の後順位の受益者へも課税されないとなると、世代跳躍移転による相続税・贈与税の租税回避のために信託が活用される可能性がある。また、法人税と贈与税・相続税の税率の差を利用した租税回避にもつながる。その対応策としては、イギリスの10年周期課税から示唆を受けるべきと考える。すなわち、10年毎など一定期間経過後に受託者へ追加課税をすることが、世代跳躍移転による相続税・贈与税の租税回避への防止策および法人税と贈与税・相続税の税率の差を利用した租税回避への防止策として有効と考えられる。

(4) 受益者連続型信託について受益者課税を維持する場合は、先行研究における事後調整の提言を採用すべきであるが、イギリスの10年周期課税からの示唆により、その提言は改良されるべきである。

受益者連続型信託について受託者課税を採用する場合は、我が国で既に制度として存在する法人課税信託の類型に含めるとしても、信託を活用する場合は法人税課税となり、信託を活用しない場合は、贈与税・相続税課税となる。このような取扱いは、課税の公平性の点で問題がある。

そこで、現状の税制である受益者課税を維持したうえで（受益権の評価方法も現状を維持して、受益権の評価額は信託財産の評価額と同じと扱ったうえで）、

上記の問題に対する対応策を採ることも検討の必要がある。その有効な対応策は、先行研究における提言であると考えられる。その提言とは、2次以降の受益者が受益権を取得した時に、1次受益者への課税について、課税され過ぎた税額を事後調整する（更正の請求などによる税額の還付などをする）提言である。しかし、この事後調整する提言については、課税処理の複雑化や煩雑さが問題点となる。この問題点に対する解決策として、イギリスの信託税制における10年周期課税は示唆に富むものであると考える。

先行研究で提言されている方法は、通常の税額で課税し、事後的に更正の請求などによる税額の還付などをする方法である。そのような課税方法ではなく、受益者連続型信託においては、当初の税率を通常の贈与税や相続税の税率より低い税率（例えば、通常の贈与税や相続税の税率の5割）とし、信託設定後の一定期間経過後（例えば、5年経過後毎）に、受益者に定期的に追加課税してゆくという10年周期課税にならせた課税方法が考えられる。そして、一定期間（例えば、30年）が経過したら、追加課税はストップされるなどという制度が考えられるのではないだろうか。

（５） 受益者連続型信託について、受託者課税を採用する場合であっても受益者課税を維持する場合であっても、イギリスの10年周期課税からの示唆を受けるべきである。

受益者連続型信託を受託者課税した場合、その課税対象は、信託財産自体になるだろう。そして、受託者課税を採用するとしても、最終的な税負担者は受益者になるものと考えられる。そうすると、受益者が享受する経済的利益以上の課税となる可能性がある。あるいは、上記（４）で述べたように、受益者連続型信託に関して、受益者課税を維持することも選択肢としてあり得るが、その場合、受益権の評価を信託財産の価額と同じと取り扱うとしたら、受益者が享受する経済的利益以上の課税となる可能性がある。このような状況は、担税力を越えた課税となり、課税の原則に反する。そこで、受益者が享受する経済的利益以上の課税への緩和措置として、イギリスにおける10年周期課税は示唆に富むものであると考える。すなわち、信託設定時に課税するときは、通常の税率より低い税率とするが、信託設定後の一定期間経過後に追加課税し、信託を活用しない場合の課税とのギャップを埋めてゆく方法を検討すべきである。これにより、課税の公平性を確保できるものと考えられる。

（６） 受益者連続型信託について、法人課税信託の類型に含めることを採用する場合は、イギリスのキャピタル・ゲイン税の取扱いと同様とすべきである。

受益者連続型信託について、受託者課税とした場合、我が国の現状の税制を踏襲すると、法人課税信託の類型に含めることが考えられる。この場合、信託設定

時に、委託者が拠出した信託財産の含み益に対して、みなし譲渡所得税（キャピタル・ゲイン税）が課税され、それが信託活用の阻害要因となる。この点（キャピタル・ゲイン税）について、イギリスから示唆される点は2点ある。

1点目は、相続による所有権の移転には、キャピタル・ゲイン税の課税問題は発生しない点である。これは、相続税と所得税の二重課税を避けることが趣旨であるとされている。我が国の現状の取扱いは、二重課税と考えるべきである。

2点目は、信託の設定による委託者から受託者への信託財産の譲渡について、キャピタル・ゲインの実現を認識するが、信託の設定等による資産の譲渡により生前に相続税が課される場合（つまり、主に裁量信託等の適格収益保有信託以外の設定の場合）は、委託者の取得価額は引き継がれるので、譲渡時にキャピタル・ゲイン税の課税が繰り延べされる。これにより、税制が信託の活用を阻害する要因は取り除かれている。

このように、イギリスにおける相続税とキャピタル・ゲイン税の関係および信託税制とキャピタル・ゲイン税の関係は、示唆に富むものである。

以上

参 考 文 献 (順不同)

- ・新井誠『信託法[第4版]』(有斐閣、2014)
- ・渡辺忠嗣「資産承継の多様化に対応する法形式ー遺言による信託設定の有効性」新井誠編『高齢社会における信託と資産承継【トラスト60 研究叢書】』(日本評論社、2006)
- ・伊藤英之「事業承継目的の信託と遺留分」信託フォーラム Vol.17(2022)
- ・新井誠＝大垣尚司『民事信託の理論と実務』145-146 頁(日本加除出版、2016)
- ・大村敦志『「後継ぎ遺贈」論の可能性』道垣内弘人ほか『信託取引と民法法理』(有斐閣、2003)
- ・佐久間毅「人の死亡による財産承継と信託」報告書『資産の管理運用制度と信託』(公益財団法人トラスト60、2002)
- ・米倉明「後継ぎ遺贈の効力について」法学雑誌第3号(1999)
- ・稲垣明博「いわゆる「後継ぎ遺贈」の効力」判例タイムズ 662号 40頁以下(1989)
- ・田中亘「後継ぎ遺贈ーその有効性と信託による代替可能性について」米倉明編『信託法の新展開ーその第一歩をめざして』(商事法務、2008)
- ・金子順一「民事信託と任意後見に関する公証実務」日本弁護士連合会第22回弁護士業務改革シンポジウム 第6分科会「民事信託と後見制度」
- ・渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」『信託税制の体系的研究ー制度と解釈ー』日税研論集第62号(2011)
- ・占部裕典「高齢社会における信託税制・相続税制のあり方」新井誠編『高齢社会における信託と資産承継【トラスト60 研究叢書】』(日本評論社、2006)
- ・中里実「信託法理の生成」トラスト60 研究叢書『金融取引と課税(2)』(公益財団法人トラスト60、2010)
- ・成瀬紘介他「受益者連続型信託の活用」資産承継 2019 春号(2019)
- ・菅野真美「複層化受益権の個人課税の考察」(東京税理士会研究報告書(第53回)、2017)
- ・高橋倫彦編著『受益権複層化信託の法務と税務』3(日本法令、2020年)
- ・喜多綾子「信託税制の法的構造の研究ー信託の利用可能性の拡大と受託者課税方式へ向けての総合的研究」(信託研究奨励金論集第37号、2016)
- ・中里実「fideicommissum と信託法理の生成」能見義久ほか編『信託法制の新時代ー信託の現代的展開と将来展望』(弘文堂、2017)
- ・道垣内弘人『信託法』(有斐閣、2017)

- ・四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣、1989）
- ・米倉裕樹『税理士が実際に悩んだ相続問題の法務と税務』（清文社、2014）
- ・能見義久＝道垣内弘人編『信託法セミナー(3)受益者等・委託者』（有斐閣、2015）
- ・遠藤英嗣『全訂 新しい家族信託 遺言相続、後見に代替する信託の実際の活用法と文例』（日本加除出版、2019）
- ・加藤祐司「後継ぎ遺贈型受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」判例タイムズ 1327 号(2010)
- ・神田秀樹＝折原誠『信託法講義』（弘文堂、2014）
- ・寺本昌弘『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008）
- ・佐藤英明『信託と課税』（弘文堂、2000）
- ・山口恵子『家族形態の変化と信託税制』日税研論集 Vol 81(2022)
- ・笹島修平『5訂版 信託を活用した新しい相続・贈与のすすめ』（大蔵財務協会、2020）
- ・佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第 733 号(2010)
- ・占部裕典「高齢社会における信託税制・相続税制のあり方」新井誠編『高齢社会における信託と資産承継』【トラスト 60 研究叢書】（日本評論社、2006）
- ・渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』日税研論集第 62 号(2011)
- ・岡村忠生「不完全移転と課税(序説)」法学論叢 164 卷 1-6 号(2009)
- ・橋本康平「受益者連続信託における資産税課税の検討—後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を中心に—」立命館法政論集第9号(2011)
- ・金子宏『租税法 第二十一版』（弘文堂、2016）
- ・武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法』（第一法規）
- ・一高龍司「相続税における財産評価の今日的問題—事業承継と種類格式」日税研論集第 68 号(2016)
- ・藤谷武史「受益者連続型信託に対する資産移転税の課税方式に関する一考察」トラスト 60 研究叢書『金融取引と課税(1)』（公益財団法人トラスト 60、2010）
- ・谷口勢津夫『税法基本講義〔第 5 版〕』（弘文堂、2016）
- ・佐藤英明『スタンダード所得税法〔第 2 版〕補正 2 版』298 頁(弘文堂、2020)
- ・川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」(税務大学校論叢 57 号、2008)
- ・松田淳「相続税法等の改正」『(平成 19 年度版)改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2007）
- ・藤谷武史「税の観点から見た信託と類似制度」『信託その他制度における財産管理継承機能』（トラスト未来フォーラム研究叢書、2021）
- ・藤谷武史「受益者連続型信託に対する資産移転税の課税方式に関する一考察」中里実編『信託税制研究の道標』（有斐閣、2019）

- ・寺本昌弘『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008）
- ・後藤元「目的信託の存続期間の制限とその根拠の再検討」（信託研究奨励金論集第34号、2013）
- ・渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」（日税研論集 第62号、2011）
- ・占部裕典「信託税制への提言」新井誠ほか編『信託法制の展望』（2011）
- ・藤谷武史「受益者連続型信託に対する資産移転税の課税方式に関する一考察」トラスト60 研究叢書『金融取引と課税（1）』（公益財団法人トラスト60、2010）
- ・岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集第31号（2010）
- ・藤谷武史「所得課税における法的帰属と経済的帰属の関係・再考」金子宏ほか『租税法と市場』（有斐閣、2014）
- ・佐藤英明「他益信託と課税—平成19年改正後の信託課税」税務事例研究第109号（2009）
- ・水野恵子『金融資産・信託財産の課税と理論』（中央経済社、2017）
- ・佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第733号（2010）
- ・金子宏『租税法理論の形成と解明 上巻』（有斐閣、2010）
- ・増井良啓「組織形態の多様化と所得課税」租税法研究第30号（2002）
- ・佐藤英明「収益留保型信託等について」租税研究第733号（2010）
- ・佐々木浩「信託の税制について～信託税制の基本的考え方について～」信託239号（2009）
- ・水野忠恒『体系租税法』376頁（中央経済社、2015）
- ・渡辺徹也「受益者等が存しない信託に関する課税ルール」日税研論集第62号（2011）
- ・佐藤英明『新版 信託と課税』（弘文堂、2020）
- ・首藤重幸「高齢社会と信託税制」日税研論集第72号（2017）
- ・渕圭吾「民事信託をめぐる相続税・贈与税課税のタイミングと『受益者等』の範囲について」学習院大学法学会雑誌48巻1号（2012）
- ・占部裕典「信託税制への提言」新井誠ほか編『信託法制の展望』（日本評論社、2011）
- ・海外住宅・不動産税制研究会『相続・贈与税制再編の新たな潮流～イギリス・アメリカ・ドイツ・フランス・スイス・カナダ・オーストラリア・日本』（日本住宅総合センター、2010）
- ・イギリス住宅税制研究会『イギリスの住宅・不動産税制』（日本住宅総合センター、2007）
- ・イギリス信託・税制研究会『イギリス信託・税制研究序説』（清文社、1994）
- ・高野幸大「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」日税研論集第56号

- ・占部裕典「信託課税における受益者課税・委託者課税の再検討」総合税制研究(N o.2) (1993)
- ・藤谷武史「イギリス信託税制」信託 243 号(2010)
- ・イギリス住宅税制研究会『イギリスの住宅・不動産税制』109 頁(日本住宅総合センター、2007)
- ・古賀敬作「租税法域からみる福祉型信託の有用性を探る」大阪経大論集 第 71 巻 第 5 号(2021)
- ・植田淳「イギリス法における受益者連続と受託者の行動基準」『財産管理における受託者及びそれに類する者の行動基準』(財産法人トラスト 60、2005)
- ・高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の概要」早稲田法学 81 巻 3 号(2006)
- ・中里実他『信託課税研究の道標』(有斐閣、2019)
- ・Matthew Hutton, Tolley,s UK Taxation of Trusts, (19th ed. 2009)
- ・Ian Maston, Tolley,s UK Taxation of Trusts(25th ed. 2016)
- ・Trusts and taxes: Overview – GOV.UK (www.gov.uk)
- ・Butterworths UK TAX GUIDE 1992-93(1992)

以上

はじめに

1. 配偶者居住権と配偶者居住権類似の収益受益権の比較
 - 1) 配偶者居住権の概要・特長、課題
 - 2) 配偶者居住権、配偶者居住権類似の収益受益権の法・実務比較
- (ア) 配偶者居住権と類似の収益受益権の特徴、長短
- (イ) 配偶者居住権、配偶者居住権類似の収益受益権の相続税法上の評価額の比較
2. 遺言信託と遺言代用信託の 2 つのケースの相続税課税の取扱いの確認
 - 1) 遺言信託により（委託者死後に）配偶者居住権類似の収益受益権と残余財産受益権を組成した場合（ケース 1）
 - 2) 遺言代用信託により委託者死亡後受益者として同様の 2 つの受益権を組成した場合（ケース 2）
 - 3) 2 つの信託について異なる相続税課税となる経済合理性の相違はあるか、また合理的理由は何か
3. 相続税法 9 条の 3 の条文の解釈
 - 1) 受益者連続型信託とは。9 条の 2 と 9 条の 3、同施行令 1 条の 8 の定め
 - 2) 受益者連続型信託以外の信託とは。相続税法基本通達 9-13 の情報の記載
 - 3) 元本受益権、残余財産受益債権とは。財産評価基本通達 202 項、登免税の定め
 - 4) 平成 19 年税制改正による 9 条の 3 の創設の趣旨
 - 5) 9 条の 3 の文理解釈（取得者課税から解釈する）
 - 6) ケース 1 及びケース 2 の相続税課税の結論

おわりに際して

はじめに

本稿では、遺言信託により、配偶者居住権類似の収益受益権と残余財産受益権を組成した場合（ケース 1）と、遺言代用信託により、委託者死亡後受益者として同様の 2 つの受益権を組成した場合（ケース 2）の 2 つのスキームの課税の取扱いを確認し、また信託税制（9 条の 3）の趣旨を確認し、その文理と趣旨解釈から表題の結論に至ることを論ずるものである。

（参考）

※年度別第 5 表種類別不動産登記の件数及び個数（民法 1031、不登法 3⑨）ほか

	配偶者居住権の登記件数	信託、建物登記件数	民事信託公正証書件数
令和2年	129 (個数 133) 4月～	2,505 (個数 22,515) 年間	2,924 (うち遺言 65,自己 91)
令和3年	880 (個数 900)	3,219 (個数 35,205)	3,200 (うち遺言 87,自己 75)
令和4年	892 (個数 922)	3,786 (個数 42,599)	3,960 (うち遺言 94,自己 113)
令和5年	911 (個数 920)	3,724 (個数 45,687)	4,434 (うち遺言 150,自己 105)

※日本公証人連合会の集計 (信託法学会杉山弁護士報告)

※[https://www.e-stat.go.jp/stat-](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250002&tstat=000001012460&cycle=7&year=20230&month=0&tclass1=000001012461&result_back=1&tclass2val=0)

[search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250002&tstat=000001012460&cycle=7&year=20230&month=0&tclass1=000001012461&result_back=1&tclass2val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250002&tstat=000001012460&cycle=7&year=20230&month=0&tclass1=000001012461&result_back=1&tclass2val=0)

※年度別相続税申告統計 (配偶者居住権の申告・課税状況)

	申告状況；被相続人 (金額)		課税状況；被相続人 (金額)	
	敷地利用権	家屋配偶者居住権	土地敷地利用権	家屋配偶者居住権
2年分	993 (6,988M)	1,222 (4,487M)	847 (5,789M)	1,005 (3,773M)
3年分	1,312 (7,585M)	1,599 (5,767M)	1,055 (5,899M)	1,231 (4,582M)
4年分	1,257 (7,206M)	1,547 (5,973M)	1,009 (5,510M)	1,184 (4,751M)

※<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/sozoku2021/sozoku.htm>

※

https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/sozoku2022/pdf/05_kazeijokyo.pdf ?申告と登記の数値、年度ずれ故なのかあまりにも違う!

1. 配偶者居住権と配偶者居住権類似の収益受益権の比較

まず、配偶者居住権の法制を確認する。そのうえで、配偶者の老後の居住を含めた安定した生活を守るとともに、居住用不動産の維持管理、所有者との良好な関係を維持して趣旨を全うできる、「配偶者居住権に匹敵する民事信託」のスキームを提案し、その場合の課税関係及び財産評価額について比較する。

1) 配偶者居住権の概要・特長、課題

配偶者居住権の概要・特長は次のように整理できる。¹

⑦基本的に従前の居住環境で継続して居住建物を(終身又は存続期間を定めて)無償で使用する権原のみを有し、他人に賃貸する、処分することはできない法定の権利である。所有者は登記の義務があり登記後は第三者対抗力を取得する(民1031I,準用605,不登63I)、このことは使用貸借権、賃借権とも異なる独自の性質がある。なお、特定遺贈の一部の放棄が可能なので終身ではなく存続期間を定めた権利にして取得することができる。

¹ 配偶者居住権、その課税上の取扱いについては、日税研の「配偶者居住権の現状と課題」ZEIKEN225Vol38No3の35頁以下堂園・水野・坂田・松本を引用し参考とする。

④居住建物の所有権を取得する場合よりも低廉な価額で居住する配偶者に限定された法定の一身専属の権利で、(制度趣旨との整合性を欠くので)譲渡できず、死亡により消滅し相続の対象にならず、期間の延長・更新はできない(民1032 I 但書II,1036,準用597 I III,1030)。配偶者は一部しか居住していなくても使用権原がおよぶ範囲は全体なので全部を居住使用でき、必要な限度で敷地を利用できる。

⑤相続開始時に(建物の一部であっても)生活の本拠として居住していたこと(制度趣旨の保護要件)、発生原因の法律行為として遺産分割(合意の協議・調停、希望し必要と認めた審判)、遺言(遺贈又は遺贈と解釈される特定財産承継)又は遺贈が準用される死因贈与により配偶者居住権を取得させる旨が定めている3つの方式が発生要件である。死因贈与は性質に反しない限り遺贈の規定が準用されるとの規定があるので、あえて明記されていない。

なお、配偶者以外の者と共有していた場合は適用されない(民1028 I 但書・2号,554,1029,1014 II)。また、従前は居住して家具衣類が残されていても既に長期間老人介護施設等での生活が継続していると生活本拠が施設に移っていたものと認められる場合は、要件を満たさない。

⑥所有者は、賃貸借契約の賃貸人とは異なり、配偶者には居住使用に適した状態にする義務(修繕義務等)を負っておらず、配偶者が無償で使用することを受忍すれば足りる。配偶者は、善管注意義務により使用等しなければならず(民1032 I)、必要な修繕はまず配偶者ができ、相当の期間内に必要な修繕をしないときに所有者が修繕することができる(民1033 I II)。建物の保存のため修繕を要する状態のときに、所定の例外を除き、所有者に修繕機会を与えるために遅滞なくその旨を通知しなければならない(同III)。

⑦居住建物の使用・収益に通常必要な費用(ex 経年劣化に伴う現状保存的な修繕費等、固定資産税等・最判S36.1.27集民)は、配偶者の負担(民1034 I)とし、所有者が支出しても償還請求できる。不慮の風水害の家屋修繕費の臨時費も配偶者が負担すると考えられる。

⑧配偶者は、使用貸借契約の借主等と同様(民594 II)に、建物所有者の承諾を得なければ、第三者に建物を使用又は収益させることはできない、また建物の増改築ができない(民1032 III)。第三者に使用させたとは、配偶者の意思に基づき現実の使用開始が必要である。第三者が配偶者の占有補助者に当たれば使用収益させたとは解すべきでなく、親族等が生活を共にしているなら違反にならない(39頁右欄・堂園)。

なお、承諾を得て賃貸した場合、収益権原を取得した配偶者に賃料債権が帰属することになるが、所有者との協議により内部的な取得割合等を定めることも可能である(39頁左欄・堂園。課税については後述)。

⑨配偶者居住権は、要件(用法遵守、善管注意の義務、承諾得て第三者に/増改築)違反による所有者からの相当期間の是正催告・消滅請求、全部滅失等(民1032 I IIIIV,616の2)により消滅し、配偶者は返還義務を負う(民1035 II)が、共有持分を有すれば共有持分に基づく占有ができ、附属物の収去する権利を有した義務を負い(民1035 II,準用599 I II)、

相続開始後の損傷は、通常の使用による損耗、経年劣化を除き、原状回復義務を負う（準用民 621）。

配偶者居住権のこれらの要件、権利等に相当する類似の信託の受益権を構築できるものと考えられる。たとえば、遺贈に準ずる遺言信託、又は死因贈与に準ずると解されている（準ずる余地があると解される）遺言代用信託による収益受益権を設けることができる。なお、根本的に異なる点として、法定の権利であるか否か、登記して第三者に対抗できるか否か、持戻し免除が推定されるか否か、相続税上の評価額が法定されているか否か、譲渡ができない（所有者との協議により放棄に代わり金銭取得ができるようあらかじめ定めることも可能）か否か、がある。しかし、経済的価値としてどれほどの合理的評価ができるだろうか。

2) 配偶者居住権、配偶者居住権類似の収益受益権の法・実務の比較

(ア) 配偶者居住権と類似の収益受益権の特徴、長短

配偶者居住権の権能は法令に規定されている。類似の収益受益権を創り出すには、その権能を信託行為に明確に定める必要がある。その定めを前提として課税を比較する。

配偶者居住権の法令の定めと、権利と義務が類似する収益受益権についての信託行為等の定めを下記のように一覧表にて整理し比較する。

遺言代用信託では委託者の死亡による、又は遺言信託の設定による受益権の取得（移転）は、相続税法ではいずれも遺贈とみなされ（相法 9 の 2①②）るが、信託法の解釈としても死因贈与、遺贈に関する判例法理、民法 899 条の 2（共同相続における権利の承継の対抗要件）を類推して適用されると解される（道垣内・二版 63,68(ウ)）。

なお、本稿では、所有者の承認、との協議による収益権原の取得（賃貸による賃料債権の帰属）について、また共有者が第三者の事案（民 1028 I）については、検討から除く。

(配偶者居住権の特色・課題と民事信託の特徴・デメリット（未定稿）)

	配偶者居住権の特色・課題（民法条文）	民事信託の特徴・デメリット
法的性質 ※	配偶者の下でしか発生しない賃借権類似（財産価値・登記対抗可）の法定の権利（債権） 一種の対価・価値があるので居住できない場合の調整が将来起こりうる	債権(通説)、使用貸借類似債権 信託行為次第（配偶者居住権と同等のスキーム、必要費なし無償スキーム(使用貸借：居住する必要がなくなれば終了) か、その他効用の違う仕組みが可能)
成立(発生)原因	遺産分割、遺贈（死因贈与を含む（1028 I 2 号により 554 が準用される））に限る	遺言信託、遺言代用信託、 <u>生前贈与契約、遺産分割協議後も可能</u>
受益者	配偶者のみ	目的に沿う配偶者等特定の者
存続期間	配偶者の終身か一定期間（1030）	基本は終身、又は一定期間（合目的期間）

第三者対抗	借地借家法上の対抗要件(引渡しだけで対抗)の規定の適用はない(1031 I,605、不登法 63 I) 賃借権と違って、所有権を後日取得/建物差押した者は賃料を取得できない(賃借権よりも更に権利内容を適切に公示すべき必要性が高い)	<u>信託登記・信託目録(信 14)</u> <u>信託債権者には対抗できない</u>
登記請求権	所有者は設定の登記を備えさせる義務を負う	<u>ない</u>
使用利用目的	<u>所有者の承諾あれば改築・増築・第三者に使用収益させること可能(1032 III,594 II)</u>	信託行為次第。 <u>難しい!!</u> (配偶者の親族同居を可能とする定めは可)
対象範囲	建物全部の配偶者の居住権(居住としての使用と収益権)、建物に係る敷地利用	信託行為次第 金銭も可能(収益受益権として)
譲渡(担保)	譲渡を認めると居住権の価値は上がるので買取請求権のようなものを認めず(1032 II III)	受益権の性質から不可 (受益権の内容次第)
消滅原因	滅失、死亡、期間満了、用法遵守・善管注意義務違反で所有者消滅請求・催告(1036・597 I III 準用・616 の 2 準用、1032 I III IV,1030、動産も撤去義務) 配偶者が共有者の場合は返還を求めることができない(被相続人と配偶者が共有の場合も居住権は成立する(使用の対価は不要。但し遺産分割の対象)が、共有持分に基づき占有する権原があるので居住権消滅を理由に返還を求めることはできず、共有法理の処理に委ねる)	信託行為次第(用法違反等終了事由を定めることが可能)
義務 (事務委託)	従前の用法通りに、善管注意義務(1032、返還義務,附属物も 1035 I II・599)	受益者としての「義務」はあり得ない(受託者の義務)。受益権の内容を超えることはできないが、費用弁償の条件付受益債権/負担付の契約が可能。受益権としての使用等する使用借権類似の権利に内在する義務と解する/定めること、さらに、受益者と個別に賃借権類似/使用借権類似の契約締結も可能。原状回復義務引渡しの定めも。
通常管理	通常管理は配偶者自ら善管注意義務(認知症等になれば別途の対応が必要)	受託者の義務。収益受益者の管理(管理委託、信 28)にするか
費用負担 (通常必要)	必要費は居住権に伴う(付随する)配偶者自らが負担すべき費用(認知症等になると)	信託行為の定め次第(必要費を、信託財産に係る費用とする、又は

費)	所有者は使用に適状にする義務はない	使用するという受益債権に内在する費用、受益者が償還すべき費用の定め)
通常修繕	自ら負担し修繕（修繕しない場合、通知して所有者対応可能。1033 I II III。認知症等になれば別途の対応が必要）（賃貸借は賃貸人の義務）	通常修繕について、上記に同じ。費用等も無償と定めても使用貸借
賃料等	賃料等の支払義務はないが、使用収益できるといふ権利を取得すること自体が有償の理由	目的から信託行為では請求しない。
大修繕・改築・増築	所有者の承諾必要	受託者の判断(別段の定め)及び帰属等の条項要
造作買取請求権（終了時手続）	なし（返還時原状回復義務。1035 II ,599・621 準用）	信託行為の定め(解釈)次第 動産引渡し等の条項要
遺産分割計算考慮	（規定ないが）法的財産権として協議	権利・価値は使用貸借等の判例次第（受益権、管理方法等の内容(費用等負担も)次第。条項明記。
特別受益（持戻）	持戻し免除の意思が推定される（1028III）※あ	免除対象にするなら、信託行為か、遺言等にて明示の意思表示必要
財産評価 （小規模宅地等の特例の適用）	制限（負担付き）所有権の評価を算出してから居住権の評価を算定する。 財産評価基本通達 202 との違いは何処か。 配偶者にも小規模宅地等の特例が適用される。	信託行為の内容次第（使用貸借類似か賃貸借類似か。いずれも将来賃料等の現在価値相当の評価、費用等負担の違いの差が生じるか。 財産評価基本通達 202)
利用ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの選択肢として認められた ・二次相続まで暗黙の了解が得られるか、遺産分割せず居住し続けられるか不安である ・老後生活資金がいる ・所有権は血族に承継させたい ・共有(持分譲渡可,賃料要)だと解消等諸問題のこる(分割方法の柔軟な選択肢を広げた。建物持分半分以上あればよいが)。 ・相続税を節税できる ・残存価値を回収するには、放棄を条件に所有者から金銭を取得する（予めの定め可能） 	<ul style="list-style-type: none"> ・信託により確実・安全な財産管理、承継をしたい ・所有者・使用者の2者に任せず受託者が管理（受託者として建物使用状況、生活状況が管理）でき、双方が安心できる ・管理に要する金銭の管理も併せてでき、必要な修繕等が速やかに対処できる ・信託により、当事者の管理等の権利義務を明確化できる ・債権債務を分離独立させ、配偶者保護、所有権帰属を確保する

※ 法的性質について、沖野、堂園の解説等を参考にする（ジュリ 2018.12・1526 の 26,

(イ) 配偶者居住権、配偶者居住権類似の収益受益権の相続税法上の評価額の比較

配偶者居住権と類似の信託（収益）受益権の法律上の権利は異なる。登記にかかる権利の違いがあり、受益権の法的性質が明確でなく、配偶者居住権が賃貸借に類似する権利と解釈されているが実務においてどれほどの権利の差が生じるかは明らかではない。しかしながら、限りなく類似の権利と条件としての義務を負う受益権の仕組みは実務的には可能と考えられる。また、収益受益権の内容として配偶者居住権を与えるという仕組みも可能と考えられる。このような収益受益権を作出できれば配偶者居住権と同様の経済的価値となるのが合理的である。

信託の収益受益権、すなわち将来受けるべき利益の価額の評価算定の方法として、将来賃料の現在価値相当の評価、固定資産税評価額又は耐用年数等に基づき算定する評価、その他合理的方法は何かを改めて検証する必要がある。経済的利益から限りなく同等の配偶者居住権の算定方法を参考に算出することが合理的と解される。しかしながら、配偶者居住権と異なる権利義務が生じる仕組みの信託ならば、異なる課税、異なる評価は当然にありうる。

配偶者居住権と信託収益受益権の相続税法上の評価について比較すると次の表のようになる。

(配偶者居住権と信託収益受益権の相続税法上の評価の比較)

	配偶者居住権に係る相続税法令	信託受益権にかかる相続税法令
相続税等の課税	相続（遺贈、死因贈与）による取得財産 設定時：相 23 条の 2（相令 5 の 7、相規 12 の 3）、措法 69 の 4（措令 40 の 2⑥、措通 69 の 4-1 の 2） 消滅時：合意等の事由・対価有無により異なる（相基通 9-13 の 2）	みなし贈与・相続・遺贈 設定時：9 条の 2, 9 条の 3、措法 69 の 4（措令 40 の 2⑦） 消滅時：合意等の事由・対価有無により異なる（相基通 9-13）
相続税評価額（≠民事上の鑑定評価とは異なる）	相法 23 の 2（法定されている ※） 設定時：相基通 23 の 2-1～ 23 の 2-5 消滅時：相基通 23 の 2-6 <u>配偶者居住権の設定後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該配偶者居住権の目的となっている建物及び当該建物の敷地の用に供される土地の当該取得の時の価額</u>	設定時：信託行為が定める受益権の内容に基づき財産基本通達の定めにより評価（財基通 202） 消滅時：合意等の事由・対価有無により異なる（相基通 9-13）

※ 財産評価（相 23 条の 2）

配偶者居住権の評価計算 次の 2 ステップで算定する

⑦配偶者居住権の評価額＝建物固定資産税評価額－配偶者居住権付建物評価額

<p>①配偶者居住権付建物評価額＝建物固定資産税評価額× (耐用年数×1.5－築後経過年数－完全余命年数)÷残存耐用年数×法定利率の複利現価率</p>
<p>配偶者の敷地利用権の評価計算 次の2ステップで算定する</p> <p>⑦配偶者の宅地利用権評価額＝宅地自用地評価額－配偶者居住権付宅地の評価額</p> <p>⑧配偶者居住権付宅地の評価額 ＝宅地自用地評価額×完全余命年数×法定利率の複利現価率</p>

一方、信託受益権の場合は、その相続税評価額については、原則として財産基本通達 202 項の定めに基づき次のように算定されるものと解される。しかしながら、まったく具体的になく、受益権の評価としながらも課税時点の信託財産となる合理的根拠は見出しがたい。

<p>(3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価する。</p> <p>イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額</p> <p>ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額</p>
--

なお、配偶者居住権等の民事上又は課税上の価額については、次のような資料がある。

⑦当初は鑑定士協会連合会の適正な賃料額、平均余命、中間利息との考え方でしたが、法務省が相続人全員合意なら簡易な方法を提示した。部会資料 14「今後の検討の方向性について」3 頁では、賃借権類似の法定債権と位置付け存続期間中の賃料総額として評価する「(建物の賃料相当額)×(存続期間)－(中間利息額)」(権利自体の価値を評価していないが、算定の簡素化の観点、相続税課税実務、借家権が取引される慣行のある地域を除き借家権に課税しない取扱い(評基通 94 但書)を参考にしてしている。なお、賃料の相当額は、存続期間をどの程度と算定するか個別事案では難しい判断が求められる(信託の収益受益権も同様)。

⑧部会資料 19-2「長期居住権の簡易な評価方法について」(29・3・28 第 19 回)では、賃料相当額の算定には専門的知見が不可欠で国民が算定するのは困難なことから、簡易な方法を用いることに相続人全員の合意がある場合に利用することを想定し、固定資産税評価額が広く利用され、相続税評価でも家屋の評価額としている(評基通 89)ことから、

<p>簡易な評価の計算式として、</p> <p>建物は、配偶者居住権＝固定資産税評価額－配偶者居住権(負担)付所有権(居住権消滅時点の居住建物(存続期間の減価償却後の残存価額))。</p> <p>そして、配偶者居住権付き所有権の価額＝固定資産税評価額×〔法定耐用年数－(経過年数＋存続年数)〕÷(法定耐用年数－経過年数)×ライブニッツ係数)。</p>

当初法務省は敷地について言及しなかったが、その敷地の負担付き所有権の価額を現在価値に引きなおした価額が示される。

専門家の鑑定評価では合計 1 にならないとの考え方があるが、建物を合計 1 とすることに、不動産鑑定士協会から一定の合理性があるとの評価を受けている（法務省ウェブサイトのリリース、審議会第 19 回部会会議資料。週刊税務通信 3526・13 神吉）。換価を念頭に置いていないので足しても住宅価格を下回る居住権の譲渡性が否定されているので、敷地の売却は難しい（加藤・14）なお、合意がない場合は、会議資料 19-1 の 11 頁参照。

無償で使用収益できる配偶者居住権を認めることから所有権の財産価値が減少する（本来使用収益できる権利を負担の消滅時まで所有者は利用できない）ので、その消滅時点での建物敷地の価値を算定し現在価値に引き直して（つまり、その間の制約された収益可能性を割り引き）求める。平均余命に基づき評価を計算（鑑定評価さまざまな方式（建物賃料相当額から負担必要費控除の価額に存続期間対応する年金現価率を乗じるなど）あり）する。

所有者にとって、通常の賃借権を設定するよりも所有権を制限する程度が大きく、建物を売却することは困難になり、担保に融資を得ることも制約されると予想される。一方、配偶者にもリスクがある。施設入所が必要なときに譲渡性がない。双方にリスクがある。パブコメでも賛否の意見が分かれていた。

⑦税務上では、H31 年度税制改正の大綱(301221 閣議決定)の自民税調資料に記載がある。

① 配偶者居住権(建物) (2020 年 4 月 1 日債権法改正とともに施行)

建物の相続税評価額一下記②

② 建物所有権

建物の相続税評価額×(分子) {居住用法定耐用年数×1.5－築年数－居住権の存続年数} / (分母) {居住用法定耐用年数×1.5－築年数} ×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

③ 配偶者居住権(敷地に対する権利)

土地の相続税評価額一下記④

④ 土地所有権

土地の相続税評価額 ×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

⑧H31 年度税制改正の大綱(301221 閣議決定－41－5 その他 (国税))に記載されている。

－41－5 その他 (国 税)

(1) 相続税の未成年者控除、(2) 受贈者の年齢要件を 18 歳以上に引下げる ① 相続時精算課税制度 ② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税 ③ 相続時精算課税適用者の特例 ④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度 (再掲) (注) 略

(3) 民法 (相続関係) の改正に伴い、次の措置を講ずる。(2020 年 4 月 1 日施行)

① 相続税における配偶者居住権等の評価額を次のとおりとする。

イ 配偶者居住権 建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数) / 残存耐用年数 ×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

ロ 配偶者居住権が設定された建物 (以下「居住建物」という。) の所有権

建物の時価－配偶者居住権の価額

ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利 土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

ニ 居住建物の敷地の所有権等 土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

(注1) 上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とする。

(注2) 上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。

(注3) 上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。

(イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合 配偶者の平均余命年数
(ロ) (イ)以外の場合 遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数
(配偶者の平均余命年数を上限とする。)

(注4) 残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が零以下となる場合には、上記イの「(残存耐用年数－存続年数) / 残存耐用年数」は、零とする。

② 物納劣後財産の範囲に居住建物及びその敷地を加える。

③ 配偶者居住権の設定の登記について、居住建物の価額(固定資産税評価額)に対し1,000分の2の税率により登録免許税を課税する。

配偶者居住権の評価計算 次の2ステップで算定する

⑦ 配偶者居住権の評価額＝建物固定資産税評価額－配偶者居住権付建物評価額

⑧ 配偶者居住権付建物評価額＝建物固定資産税評価額×

(耐用年数×1.5－築後経過年数－余命年数) ÷ 残存耐用年数×法定利率の複利現価率

配偶者の敷地利用権の評価計算 次の2ステップで算定する

⑦ 配偶者の宅地利用権評価額＝宅地自用地評価額－配偶者居住権付宅地の評価額

⑧ 配偶者居住権付宅地の評価額

＝宅地自用地評価額×余命年数×法定利率の複利現価率

* 存続年数は、財産評価基本通達 200-3 (完全生命表) の配偶者の平均余命年数を上限とする。

* 残存耐用年数 又は (残存耐用年数－存続年数) ≤ 0 の場合、「0」とし、配偶者居住権＝建物固定資産税評価額となる。

* 配偶者の敷地に対する権利は、小規模宅地等の評価の特例の適用となる。

(小括)

相続税法に法定された配偶者居住権の評価額は、居住権の制約のある所有権を求めてから、居住権を評価している。対して信託受益権は、まず収益受益権を算定し信託財産から控

除した額を元本受益権の価額としている（元本の複利現在価値を算定していない）。

信託収益受益権においても、委託者死亡時の相続税の課税価格算定には、配偶者居住権と同様に小規模宅地等の特例はその要件を満たせば適用されるものと規定される（措令 40 の 2^⑦「相続税法第 9 条の 2 第 6 項の規定を準用する」）。

2. 遺言信託と遺言代用信託の 2 つのケースの相続税課税の取扱いの確認

配偶者居住権の要件を満たす限りなく類似の収益受益権を前提とした民事信託スキームを 2 つ検討する。すなわち、収益受益権の内容は、民法 1028 条から 1036 条（1031 条を除く）に定める配偶者居住権の権利、管理等の規定どおりのものである旨を信託行為に明らかにする。元本受益権の内容は、信託行為において収益受益権（本稿においては上述のように配偶者居住権相当の経済的権利）として収益受益者に与えた信託に係る利益を差し引いた信託財産に関する権利、いわゆる残余財産受益者が有する終了時における清算後の残余の信託財産に関する権利と定義する（信託 182 I ①）。

なお、収益受益権を生前信託契約で贈与するスキームも考えられる（居住用不動産の贈与の特例が適用できるかの検討も含む）が、本稿では検討しない。

また、配偶者居住権そのものを受益権として交付する信託行為も可能と解されるが、可能ならば信託登記とともに登記は受理されるか、また登録免許税の扱いも別稿にて検討する。

1) 遺言信託により（委託者死亡後に）配偶者居住権類似の収益受益権と残余財産（元本）受益権を組成した場合（以下、ケース 1 による本事案という）

遺言によって委託者死亡時に、委託者の配偶者には収益受益者として終身にわたり居住する権利を内容とする収益受益権を取得させるとともに、委託者の直系卑属・子 1 には残余財産受益者として収益受益者死亡時（信託終了時）に当初信託財産である居住用不動産の残余の所有権を取得する権利を与えるスキームの遺言信託を設定する（2 つの受益権に分けて権利を取得させる）。ケース 1' として「遺言によって配偶者居住権を遺贈する」場合の相続税課税を比較する。

2) 遺言代用信託により委託者死亡後受益者として同様の 2 つの受益権を組成した場合（以下、ケース 2 による本事案という）

遺言代用信託の契約締結により、委託者の生前は兼受益者として信託財産の利益を享受する（配偶者を同居者とする）とともに、委託者死亡後は、委託者の配偶者には収益受益者として終身にわたり居住する権利を内容とする収益受益権を取得させるとともに、委託者の直系卑属・子 1 には残余財産受益者として収益受益者死亡時に当初信託財産である居住用不動産の残余の所有権を取得する権利を与えるスキームの遺言代用信託を設定する（委託者死亡後は 2 つの受益権に分けて権利を取得させる）。信託終了事由は収益受益者（配偶者）の死亡とする。ケース 2' として「死因贈与契約によって配偶者居住権を贈与

する」場合と相続税課税を比較する。

- 3) 2つの信託について異なる相続税課税となる経済合理性の相違はあるか、
また合理的理由は何か

(遺言信託と遺言代用信託 2つの信託の比較)

	遺言信託 (ケース 1)	遺言代用信託 (ケース 2)
委託者	遺言者	契約者
受益者	収益受益者：配偶者 残余財産 (元本) 受益者：子 1	生前受益者：委託者本人 第 2 収益受益者：配偶者 第 2 残余財産 (元本) 受益者：子 1
信託目的	配偶者の終生の居住確保 + 管理* 所有権の承継	本人夫婦の終生の居住確保 + 管理* 所有権の承継
受益債権の内容	収益受益権：配偶者居住権相当 残余財産受益権：終了時所有権	生前の受益権：本人等の居住権相当 収益受益権：配偶者居住権相当 残余財産受益権：終了時所有権
信託財産	居住用家屋とその敷地 + 金銭* 金銭：管理の通常費用、修理費	居住用家屋とその敷地 + 金銭* 金銭：管理の通常費用、修繕費充当
信託期間 (終了事由)	収益受益者の死亡	委託者死亡後収益受益者の死亡
管理方法	居住のための管理と必要費、 維持のための修繕と費用の支払	居住のための管理と必要費、 維持のための修繕と費用の支払

① ケース 1 の場合の相続税の適用について

ケース 1 においては、次の相続が想定されていないことからおおよそ相続税法 9 条の 3 に定める条件に該当しないものと判断されると考えられる。また、ケース 1 も「連続型以外の信託」のように、配偶者居住権と制限 (負担付き) 所有権に分けて課税価格が算定され課税されるものと考えられる。

ケース 1 では、相続基本通達 9-13 のような受益権複層化信託と認められるスキームに相当することから、収益受益権と元本受益権を別々に評価して、課税価格が算定されると解するのが妥当と考えられる。

また、その評価額の算定方法として、配偶者居住権と限りなく類似の権利であれば、相続税法 23 条の 2 に準じて算定するのが合理的であるとの解釈の余地もある。しかしながら、課税の公平 (最判 R4.4.19) から 202 項 (3) を適用すべきとの解釈はありえる。

では、居住権類似の収益受益権を具体的にどのように評価するか、固定資産税評価又は減価償却費相当を基に算定するか、賃貸した場合の合理的な賃料の複利年金現価を算定する方法も考えられる。今のところ明確ではないが、配偶者居住権に準ずる、類似の権利といえるかにより経済的利益が同等のものと解するのが合理的であり相当ではないかと考えられ

る。

② ケース 2（遺言代用信託）の場合の相続税の適用について

ケース 2 においては、信託行為が相続税法 9 条の 3 に定める条件に当てはまるか否かにより、受益者連続型信託か「連続型以外の信託」のいずれかとなり、課税価格は異なるものと解される。ケース 2 は「連続型以外の信託」のように、配偶者居住権と制限所有権に分けて課税価格が算定され課税されるものと考えられる。

ケース 2 では、相続税法 9 条の 3 の「第九十一条（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例）に規定する信託、同法第八十九条第一項（受益者指定権等）に規定する受益者指定権等を有する者の定めのある信託その他これらの信託に類するものとして政令で定めるもの」、9 条の 2 第 2 項「新たなる存するに至った」、及び同施行令 1 条の 8 の定め、一号「新たな権利を取得する旨」から、委託者の死亡により新たな受益者である配偶者が新たな受益権を取得する旨を信託行為に定めていることから、全ての信託財産を有するものとして課税するのが、一般的な解釈のようである（筆者は後述するようにそのように解することは合理的でないと考えている）。

なお、信託財産の通常必要とする費用等については、信託金銭から支払う旨を信託行為に定め、予備的に収益受益権に費用償還請求（信 52）ができる旨を定める。

（小括）

ケース 1 ケース 2 の 2 つの信託は、相続税法の 9 条の 3 の規定の法文から適用があるか否かにより、異なる取扱いがなされるものと考えられる。しかしながら、上述のように、配偶者居住権が遺贈、遺産分割協議又は死因贈与により与えられた場合と比較して、その経済的利益・効果、権利の内容は、2 つの信託の委託者死亡後の配偶者が得られる収益受益権、また子 1 が得られる残余財産受益権の経済的利益の違いは見当たらない。

3. 相続税法 9 条の 3 の条文の文理解釈の検討

受益者の定めがあれば、受益者連続型信託か「連続型以外の信託」のいずれかとなる。

改めて、相続税法の条文の内容を整理して、複層化信託でも連続型とそれ以外の信託の違いは何かについて、まず確認する。

1) 受益者連続型信託とは。9 条の 2 と 9 条の 3、同施行令 1 条の 8 の定め

（ア）相続税法 9 条の 3 に定める信託は次の 3 つである。

⑦信託法 91 条に規定する「受益者等の死亡その他の事由により他の者が新たな受益権を取得する旨の定めのある信託」

信託法 91 条ではさらに「受益者等の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む」と規定している。信託行為に「死亡により新たな受益権が取得する」旨の定めがあれば、91 条に該当することになる。

⑧信託法 89 条第一項に規定する受益者指定権等を有する者の定めのある信託

同条 2 項では、指定権等の行使は遺言によっても可能としている。

⑦ 上述の⑦⑧の他これらの信託に類するものとして政令で定める信託（政令については後述する）

なお、90 条は、「委託者が受益者を変更する権利を有する」「委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する」、「委託者の死亡時以後に受益者が給付を受ける旨の定めがある」と規定して、89 条の指定権等の一つの活用方法として定められていると解されるが、相続税法 9 条の 3 には 90 条についての記載はない。

では、委託者が同変更権を有しない旨の定め（同条 I 但書）がある場合はどうか。89 条に当たらなくても 91 条の定め「委託者が受益者であれば、委託者の死亡により新たな受益権を取得する」に該当して同法 9 条の 3 が適用されることになると一般的に解されている。しかし、90 条の遺言代用信託には 2 次 3 次の受益者の定めがあるもの、本件のように 2 次受益者の定めがないものがある。次に同法施行令 1 条の 8 の定めから確認する。

(イ) 相続税法施行令 1 条の 8 の定め

気になる点は、⑦相続税法施行令 1 条の 8 の規定には信託法 90 条はなぜ明記されていないのか？⑧同 1 条の 8 の「類する信託」とはどのような信託を指すのか？である。

相続税法施行令 1 条の 8 においては、次の 4 つを政令で定めている。

イ 死亡その他の事由により、受益者等の有する信託に関する権利が消滅し、他の者が新たな信託に関する権利を取得する旨の定め（受益者等の死亡その他の事由により順次他の者が信託に関する権利を取得する旨の定めを含む。）のある信託（信託法 91 条（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例）に規定する信託を除く。）

この規定から信託法 91 条に規定する以外の、死亡その他の事由によりに他の者が新たな受益権を取得する定めのある信託ということと解する。しかし、どのような場合を想定されているかは明らかではない。

ロ 死亡その他の事由により、受益者等の有する信託に関する権利が他の者に移転する旨の定め（受益者等の死亡その他の事由により順次他の者に信託に関する権利が移転する旨の定めを含む。）のある信託

この規定から信託法 89 条等に規定する以外の、死亡その他の事由によりに他の者に（新たな受益権ではなく既存の）受益権が移転する（贈与又は譲渡等できる）定めのある信託と解される。が、イと同様にどのような場合を想定されているかは明らかではない。

ハ 信託法 91 条の信託及び同法 89 条 1 項の受益者指定権等の定めのある信託

ニ 上述のイからハに掲げる信託以外の信託でこれらの信託に類するもの

これらの記述からは、これらの信託に類する信託とは、「死亡その他の事由により」、「新たに受益権を取得又は受益権が移転」についての「定め」が明らかである信託を言うと解される。

信託法の受益者等とは、現に権利を有する受益者だけではなく、将来において受益者としての新たな権利を取得（又は権利が移転）する未だ受益者としての権利を有していない者（現に受益者でない）も含むと解されるが、相続税法では、受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者としている（同法 9 の 2①、相基通 9 の 2-1）。

なお、最後の受益者から清算手続きを経ての残余財産の帰属権利者への帰属は、「類する信託」に該当するのだろうか。残余財産受益者であれば指定の効力が生じた時から現に存する受益者として権能を有する。一方、帰属権利者（相法 9 の 2④、信託 182 I）は、信託終了により信託財産を清算した残余財産の帰属者となるべき者として指定された者で終了・清算中は受益者とみなされる旨が信託法 183 条 6 項に規定している。最後の受益者と帰属権利者が異なる場合には課税関係は生じるが、「受益者等」（相令 1 の 8）と規定され、帰属権利者には言及されていないので適用外とも解されるが、その解釈が適切なのだろうか。相続税法 9 条の 3 の趣旨からみなし受益者ゆえに信託行為の定めによる移転に含まれると解するのが妥当と考えられる。

以上のことから、「類する信託」とは、受益者等の死亡その他の要因で、受益者等が移転又は新たに取得（帰属権利者の取得も）する旨の定めのある信託行為が連続型信託と解することが合理的と考えられる。

ところで、大阪国税局審理課の課税第一情報（平成 20 年 5 月 28 日第 32 号審理課インフォメーション（第 115 号）「信託受益権を元本受益権と収益受益権に分割した場合の信託の課税関係について【情報公開法第 9 条第 1 項による開示情報】」がある。

記載の照会事項と回答要旨の概要は、次のとおりと解する。

照会事項「扶養給付信託に対するニーズの高まりを受け、次のような信託の設定を検討しているが、課税上、どのように取り扱われるか。① 信託受益権を元本受益権及び収益受益権に分割する。② 収益受益者が死亡したときに信託は終了するが、元本受益者が死亡したときには信託は終了せず、元本受益権は元本受益者の相続人が相続により承継取得する。」、回答要旨「本信託は受益者連続型信託（相法 9 の 3①）に該当し、次のような課税関係になる。 1 本信託の設定時 最初の元本受益者は元本受益権を、収益受益者は収益受益権をそれぞれ委託者から贈与又は遺贈により取得したものとみなされ、贈与税又は相続税が課税される。この場合の収益受益権の価額は信託財産の全部の価額、元本受益権の価額はゼロとなる。 2 元本受益者の死亡時 元本受益者の相続人は、元本受益権を元本受益者から遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税される。この場合の元本受益権の価額はゼロとなる。 3 信託終了時 元本受益者は、その残余財産を収益受益者から贈与又は遺贈により取得したものとみなされ、贈与税又は相続税が課税される。」、検討内容「1 受益者連続型信託に係る課税の特例（1）受益者連続型信託の概要 ……。受益者連続型信託とは、受益者の死亡その他の事由により、受益者が順次入れ替わる信託をいい、…」

照会事項に記載の「相続人が相続により承継取得する。」とは、信託行為の定めなのか？どのような方法で「相続により承継取得する」というのであろうか。信託法による受益権の「相続」はあり得ず、遺産分割協議か、遺言によると考えられる。「遺贈により取得したものとみなされ」ではなく、「遺贈により取得した」のであるから、相続税法9条の3及び同法施行令1条の8の定めは、信託行為の定めのある場合をいうのであり、また信託を活用しない民法による「受益権」の相続も含むと解することは同条の法意（後述）からあり得ず、照会・回答に食い違いが生じている。

2) 受益者連続型信託以外の信託とは。相続税法基本通達9-13の情報の記載

(ア) 9-13の前提となるスキームとは

相続税法基本通達9-13に係る資産課税課情報14号【第9条((その他の利益の享受))関係】(平成19年7月4日)の記載が示す「受益者連続型信託以外の信託」のスキームを確認する。受益権が複層化されていても連続型信託以外の信託が存在することを前提としている²。

この情報では、相続税法第9条の規定により、「受益者連続型信託以外の信託で、収益受益権（信託に関する権利のうち信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受ける権利をいう）を有する「収益受益者」と信託に関する元本受益権（信託に関する権利のうち信託財産自体を受ける権利をいう）を有する「元本受益者」とが異なる「受益権が複層化された信託」が、信託法第164条（委託者及び受益者の合意等による信託の終了）の規定により終了した場合には、原則として、元本受益者が終了直前に収益受益者が有していた収益受益権の価額に相当する利益を収益受益者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。（平19課資2-5、課審6-3追加）との記述がある。また、この情報の図に掲げる具体的な例は、「貸地を30年間信託し、収益受益権（年間2,000万円の給付）は父、元本受益権（信託終了時に貸地の給付）は子が取得した場合の5年後の合意終了した場合」の同9条がどのように適用されるかを示した設例である。

この設例は、現に権利を有する受益者として委託者である父と子を明確に定めている。子は受益権を受益者である父の死亡その他の事由（相続/贈与等）により移転する定めもなく、また子が受益者としての父の死亡等により新たに取得する定めもない事例である。子を信託終了時に残余財産を享受する残余財産受益者とするいわゆる「受益権が複層化された信託」が記載されている、と解される。

このように解さなければ情報の設例は連続型信託になると考える。上述3.1)(イ)の大阪国税局の情報では、この設例の信託期間30年の間に相続が開始され、その収益受益権が、又は元本受益権が遺産分割、又は遺言にて受益権が相続される場合には、連続型信託に該当すると解するならば、複層化の連続型以外の信託はあり得ないことになる。

² 山本和義税理士著『タイムリミットで考える 相続税対策実践ハンドブック』（清文社2011.7）の49、50頁では、遺言代用の信託の例も非連続型信託として記述している。

3) 元本受益権、残余財産受益債権とは。財産評価基本通達 202 項、登免税の定め

信託法では、182 条 1 項 1 号として、「残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者」として残余財産受益者とし、同項 2 号として、「残余財産の帰属すべき者」として帰属権利者と定めている。「元本受益者」の定めはなく、収益受益者の定めもない。

また、租税においても定義はないが、基本通達 9-13 には「法第 9 条の 3 第 1 項に規定する受益者連続型信託以外の信託」、「収益受益権（信託に関する権利のうち信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受ける権利をいう。）を有する者を「収益受益者」という。」、「元本受益権（信託に関する権利のうち信託財産自体を受ける権利をいう。）を有する者を「元本受益者」という。」「とが異なるもの（通達 9 の 3-1 において「受益権が複雑化された信託」という）」と記述されている。基本通達 9 の 3-1（受益者連続型信託に関する権利の価額）にも、(2) に収益受益権、(3) に元本受益権の記述がある。

さらに、財産評価基本通達の 202 項 (3) には「元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合」、「元本を受益する場合は、信託財産の価額から、収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額」、「収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額」との記述がある。

加えて、登録免許税法 7 条（信託財産の登記等の課税の特例）には「信託財産の元本の受益者」の記載がある。しかし、元本とは何かは示されていない。

「信託財産自体を受ける権利」は、どのような状態かは信託目的及び管理方法等により異なり、目的に従い増減した終了時の現況は推定しがたい。税法に定義がなければ借用される信託法、信託行為に定める「残余財産受益者」「残余財産受益債権」と規定するのが合理的ではないだろうか。また、キャピタルゲイン、火災保険金等はいずれに帰属するのかなど、受益権の内容は信託目的を踏まえて明確に定めておくべき事項と考えられる。

4) 平成 19 年税制改正による 9 条の 3 の創設の趣旨

受益者連続型信託の特別な課税関係を制定した理由について、『平成 19 年 改正税法のすべて』³の記載内容を確認する。

「3 改正後の相続税・贈与税における信託 課税の特例 (1) 受益者連続型信託 ① 特例創設の趣旨 受益者連続型信託とは、いわゆる後継ぎ遺贈型信託のことであり、代表例としては、委託者 A の相続人である受益者 B、C、D が順番に受益権を取得する信託を

³ 平成 19 年度 税制改正の解説 相続税法等の改正
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P469-P499.pdf
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/index.html

いいです。この場合において、信託の受益権でなく他の財産（100）を相続人 B、C、D が順番に相続したとすると、先ず B は 100 の財産を相続し、その後 C は B が費消しなかった 50 を相続し、最後に D は C が費消しなかった 20 を相続することになります。同様のことを信託法第 91 条に規定する信託により行うとすると受益者 B は一旦は 100 の受益権を取得しますが、その死亡とともに受益権は消滅してしまうことから受益者 B が取得した受益権の価額が 100 となるかが問題となります（受益者 C についても同様です）。相続税では受益者 B が相続した財産の価額に基づき相続税課税が行われており、その後受益者 B が財産をいくら残そうと相続税の負担は変わりません。そこで、この受益者連続型信託についても、他の相続財産と同様の課税とするためには、受益者 B、C が取得する信託の受益権を消滅リスクを加味しない価額で課税する必要があることから本特例が措置されました。 これにより、上記の例で言えば、委託者 A から受益者 B に 50、受益者 C に 30、受益者 D に 20 の受益権をそれぞれ取得したものとして相続税が課されるのではなく、受益者 B が 100、受益者 C が 50、受益者 D が 20 の受益権を取得したものとして課税されることとなります。」（相続税法等の改正 477 頁）なぜ、A の相続人間の財産の移転の例なのか不明です。

また、「残余財産受益者であっても信託が終了し、残余財産に対する権利が確定するまでは残余財産の給付を受けることができるかどうかわからないような場合には、信託が終了し、残余財産に対する権利が確定するまでは「受益者等」には含まれないこととなる時もあります。」（相続税法関係：477 頁）との記述がある。

信託法改正により、民法の定める所有権では不可能な期限付き所有権に代わって期限付きの受益権の取得・移転という債権スキームを創設・可能にしたものである。課税においては、その公平・中立性の確保、相続税等の租税回避の防止の観点から改正された。従前どおりの所得税法、相続税法によって誰が信託財産を有するかを前提にして課税関係を整理された。しかし、課税の公平を念頭においたが、かえって、社会ニーズが求める新たなスキームを阻害する不公平な、また信託財産に明確に帰属すると置き直すことが不可能な仕組みもあり、結果として不合理な税制の面が生じている。

5) 9 条の 3 の文理解釈（取得者課税から解釈する）

昭和 13 年の相続税の改正では受益時課税（遺産税）、昭和 22 年では贈与税が導入され贈与者課税として信託行為時課税に変更され、昭和 25 年の取得者課税に改正（贈与税も贈与者課税から受贈者課税）されたが信託行為時課税は維持された（維持された経緯の文献はない）。信託行為時課税方式となった趣旨・目的が相続税等の回避防止、課税の公平として考えられている⁴。背景には、相続税制度が、明治 38 年に始まり、シャープ勧告を経て昭和 25 年に遺産取得者課税が採用され、8 年後に見直され法定相続分課税方式が今も維持されていることが底流にあると思われる（税制ムカガ 161,2023.4.5 連続コラム岡崎補

⁴ 谷口勢津夫「税法の基礎理論－租税法律主義論の展開－」清文社 64 頁

佐)。

本稿では、遺言代用信託⁵のうち、委託者死亡後に第2受益者になるべき者の指定又は委託者死亡時以後に受益者が給付を受ける旨のある信託(90 I ①②)、かつ第3(次の)受益者等の定めのない信託は、相続税法が定める受益者連続型信託に該当しないことを述べる。

上述のように、相続税法が取得者課税であることから、同条項の要件を満たすか否かは、信託行為全体の構成から判断するのではなく、課税される納税者の立場から、つまり新たに/新たな受益権を取得する納税者にとって9条の3の条文に当てはまるか否か、適用されるか否かは、取得者課税の趣旨からその納税者にとって連続型か否かにより適用するのが課税の公平から合理的である。信託行為の前の受益者等に係る定めを新たな受益者の課税関係に影響を与える必然性はなく、信託行為の定めから過去の課税状況を新たな納税者に当てはめることは取得者課税に反するものと解するのが、制定の法意(二度の相続税課税を回避させない)から合理的である。また、条文「受益者連続型信託(略)に関する権利を受益者(略)が適正な対価を負担せずに取得した場合において、当該受益者連続型信託に関する権利」から、取得した受益権が連続型信託である場合に適用されると解するのが、妥当であると考えられる。

つまり、過去に連続する受益者等であったとしても、最後に取得する受益者等にとっては、以後において死亡等により移転する定めがないのであれば、もはや非連続の信託として認識できる。また受益者は信託行為の当事者ではないので、信託行為全体を把握することはできない。

信託法90条のうち、同条により委託者死亡後の受益者等にとっては、以後において91条又は89条が定める新たな受益者の指定がない場合、すなわち相続税法9条の3及び同条施行令1条の8が規定する、受益者等が変更、新たに取得する信託行為の定めがなければ、わざわざ同9条の3を適用しなければならない合理的根拠はなく、法意に反せず執行実務も簡便である。

(受益者連続型信託の特例) 第九条の三 受益者連続型信託 (信託法(平成十八年法律第百八号)第九十一条(受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例)に規定する信託、同法第八十九条第一項(受益者指定権等)に規定する受益者指定権等を有する者の定めのある信託その他これらの信託に類するものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)に関する権利を受益者(受益者が存しない場合にあっては、前条第五項に規定する特定委託者)が適正な対価を負担せずに取得した場合において、当該受益者連続型信託に関する権利(異なる受益者が性質の異なる受益者連続型信託に係る権利(当該権利のいずれかに収益に関する権利が含まれるものに限る。)をそれぞれ有している場合にあっては、収益に関する権利が含まれるものに限る。)で当該受益者連続型信託の利益を受ける期間の制限その他の当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用

⁵ 信託法90条の死亡後受益者を信託行為に定めず帰属権利者を定めた信託契約を含む。

する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。ただし、当該受益者連続型信託に関する権利を有する者が法人（代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団を含む。以下第六十四条までにおいて同じ。）である場合は、この限りでない。

2前項の「受益者」とは、受益者としての権利を現に有する者をいう。

（小括）「平成 19 年度信託税制の改正のあらまし」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/shintaku.pdf> の記述に対し

上記のあらましの 7 頁には、「受益者連続型信託等の受益者等となる者があるときは、受益者等となった時において…」と記述されているが、しかし、法文では、「受益者連続型信託に関する権利を受益者取得した場合」とだけを規定しており、設定時にすべての受益者に連続型の課税が適用されるような定は置いてない。

将来を確実に予測できないことから、信託法 89 条から 91 条の定めがある。いつ受益者に変更されるか、得られた信託利益の全部が給付されるか、給付額が増減若しくはなくなるか、開始されるかなど全く見えない定めも可能であり、多様である。民事信託の特徴である事情変更に対応できる柔軟性が発揮されているといえる。一方、裁量信託、受益者指定権等不確定な信託がどのように利用されるかも推し量れない。それゆえ税法も包括的な規定を、例えば相続税法では 9 条の 3、9 条の 4、9 条の 5 を規定している。

しかしながら、信託が設定された時点で受益者連続型か否かを判断されるのではなく、取得者課税ゆえに以後受益者の移動等において、その都度、その受益者にとって連続型信託であるか否かにより課税関係が決まるものと解するのが、法意から妥当であり合理的である（設定時の定めだけで将来の課税関係を固定するのは課税の公平を害し、同法 9 条の 2 の各項、9 条の 3 等を定めた意義が失われる）。本稿のようなシンプルな場合は、税法の趣旨、条文解釈から合理的な解釈は可能である。

7) ケース 1 及びケース 2 の相続税課税等の結論

遺言代用信託及び遺言信託のいずれのケースも、委託者の死亡時において配偶者と子 1 が各々受益者になり相続・遺贈の関係とみなされる。

1) から 6) にて述べたことから、ケース 1 及びケース 2 の本事案について、配偶者居住権類似の受益権を、遺言信託で組成する場合と遺言代用信託による組成の場合の課税、またその評価額について述べる。

① ケース 1 について

遺言信託ゆえに遺言者である委託者の死亡時には受益者連続型信託に該当しないので、委託者死亡により受益権を取得した配偶者と子 1 は各々の複層化された受益権を評価して、委託者に係る相続税の課税価格を算定することになる。

② ケース 2 について

遺言代用信託により本事案を設定した場合、委託者の生存中は受益者連続型信託に該当するが、委託者の死亡した時点では配偶者が収益受益者として、また子1が残余財産受益者として各々確定した（各受益権が死亡等により次に移転又は新たに取得するものではない）ことから、各々受益権を取得して後の新たな行為の定めはないので、上述6）の納税者の取得者課税からの解釈では、委託者死亡から受益者が連続された信託の最後の受益者にとっては、連続型信託ではなく、配偶者、子1には基本通達9-13が示す非連続型信託と解される。

もし、ケース2が一般的な受益者連続型信託と解されれば、相続税は、一旦配偶者が信託財産を有するものとみなされ信託財産全額を委託者の相続にかかる課税価格に算入される。配偶者死亡時には信託財産が子1の課税価格に算入されることになる。そうなれば、信託の設定方法（ケース1とケース2）が異なることだけで、課税が異なることになり、実質主義を基に構築した信託課税は瓦解する。

③ ケース1' ケース2' の場合との比較について

配偶者居住権を遺贈、死因贈与（ケース1'、ケース2'）により設定する場合と限りなく類似の収益受益権であれば、ケース2の遺言代用信託の場合も、委託者が死亡し配偶者に配偶者居住権類似の収益受益権が、また子1には制限所有権に相当する残余財産受益権が取得するときには、それぞれが納税義務者として各課税価格に応じて相続税が課されるものと解するのが、合理的である。

その趣旨は、死因贈与に類すると解されうる遺言代用信託が、連続型信託か、それ以外の信託か否かは、納税義務者となりうる受益者ごとに判断するものと解するのが9条の3の最も合理的な趣旨であるからである。また、遺言信託の場合においても同様に課税価格を算定することができるものと解される。

④ 受益権の評価について、

原則として財産評価基本通達202項により評価される。しかしながら、収益受益権の具体的評価方法は示されていない。同通達9-13の場合は、信託期間が30年と明確に定まっているので、途中で収益受益者が死亡すれば、その残存期間に係る収益受益権は相続（相続税の課税価格）の対象となる。ケース2の本事案では信託期間を配偶者等の「終身」又は「特定の期間」で収益受益権及び信託そのものも終了する。配偶者居住権の場合も、配偶者の死亡又は死亡前の定めた期間経過により権利は消滅し終了する。このことから、配偶者居住権に準ずる評価計算も合理的でかつ妥当と解される。

おわりに際して

一代限りの遺言代用信託の設定が一般に活用されるスキームでなくても課税回避行為に当たらず不公平とは直ちに言えない。連続型信託が一般的に利用されない、他の方ができない手法だから回避行為に直ちに当たるとはいえず、相続法と異なり不公平となるか否かは個別に実質的に検討されるべきである。相続税法9条の3が適用されるか否かは、取得

者課税を前提にした課税の仕組みであることから、権利を新たに取得した受益者にとって、その信託の以後の個人の受益者等の定めがあるか否かにより判断されるものと解するのが、法文及びその趣旨から合理的な解釈と考えられる。受益権を取得する前の状況（信託行為の定め）は考慮すべきではない。

民事信託の場合、合理的なニーズなら工夫の余地がある。どのような受益権又は収益受益権とするかにより、信託財産、管理方法も含め多様なスキームができる。

金融資産のすべてが遺産分割手続きを要するとの判例及び相続法改正に伴い、遺言に比しても原始的に取得させることができることから、一代限りの「遺言代用信託」の事実上の承継効果が一層期待される。また、不動産について相続・遺贈の第三者対抗から速やかな登記手続きが求められ、遺言では一抹の不安は残ることになった。また、受益権なら、法定の配偶者居住権とは多少異なる柔軟な債権的な権利（評価は難しくなる）も信託行為で可能となる。改めて、信託法、信託税制を見つめ直して、未来の世代に役立つ1歩を生成したい。

以上

受益者連続型信託は高齢化社会に於いてなぜ必要なのか、租税回避行為になる
のであろうか、どのように課税すべきか
—特に受益権分割信託に関して—
高橋倫彦

内容

1. 問題提起	1
2. 受益者連続信託の受益権に関する相続税法の特例	9
3. 信託受益権の遺贈と通常の財産の遺贈の比較	13
4. 受益権を収益受益権と元本受益権に分割すると租税回避になるか。	19
5. 条件付き等により評価が困難な受益権を米国ではどう評価しているか	23
6. 受益者連続型信託の特例に関する学説	29
7. 結語	30

1. 問題提起

受益者連続型信託の現行税制は相続税法 9 条の 3 第 1 項に受益者連続型信託の特例として定めがある。この特例について、一方では、この特例は通常の相続と同じ課税にするのであるから問題はない。特例の対象とする収益と元本に分割されている信託（受益権複層化信託）の受益権は租税回避になるから使えないようにすべきである。受益者連続型信託の元本受益権は不確定条件付きで評価が困難であるから、収益受益権に信託財産の全額の課税をすべきであると言われている。

しかし、他方では、特例は収益受益権に信託財産評価額に含まれる元本受益権の評価額まで課税するので、元本受益権が二重に課税され通常の相続より加重な課税となっている。受益権が収益と元本に分割されていても租税回避行為にならない。元本受益権の評価が困難であるからと言って、受益者連続型信託を使えなくするのは行き過ぎではないかと言われている。

このように正反対の議論が発生する原因は理論の対立以前に事実の誤認があるからではないかと思われる。裁判所ではまず原告と被告の主張の争点を絞り事実を認定してその後論点を整理し法律に基づいて判決又は和解する。筆者は訴訟法に疎いが議論の前に事実の検証をすべきであると思う。

本稿では、まず受益者連続型信託の特例の内容を事例に基づいて確認する。その後収益と元本に分割されている受益権が租税回避になるかどうかを、事例に基づき検証する。その場合通常の相続と同じ課税結果になるかどうかを検証の基準とする。紛争の解決策は双方の共通の利益に沿ったものであることが望ましい。税制が何のためにあるかと言えば人々の幸福の為であり、社会問題の解決に資するものでなければならぬ。この共通の利益のための税制を考える。本稿では、受益者連続型信託の税制を単なる受益権課税の理論の問題としてではなく、現在の日本の社会の問題としてあるべき課税方法を考える

1-1 受益者連続型信託の社会的意義

1-1-1 日本社会は高齢化が進んでいるがその対応に遅れている。

本論文は税制がテーマであるが、論文の最初に事実認識として現在の日本の社会の問題がどこにあるのか。気づかないうちに危機的状況に至っているのではないか。その解決の手法として、迂遠なようであるが、信託活用の有用性を指摘しておきたい。国家の経済と財政は税制に係るから、わが国の経済と財政の危機的状況に税制が対応するものでなければならない。

1-1-2 危機意識の共有

わが国の社会は高齢化により若年層が減少し、生産人口が減少し活力を失った。企業が労働生産性引き上げの投資を怠り、賃金が上昇せず消費が低迷する。その結果、経済が低迷し、失われた10年どころか30年経過し、経済力を表す国内生産（GDP）で中国に抜かれて久しい。2024年のIMF統計によれば、豊かさの指標である1人当たりのGDPでも、日本は34ドル世界第34位となり、韓国36ドル31位に抜かれた。日本は今や豊かな国ではなくなった¹。今後も日本の成長率が年1%と停滞し途上国の成長率を年5%と仮定すると、10年後の日本は37ドル49位ぐらゐまで落ちることになる。

高齢者層の増加は社会保障費の増加を招き、国家財政を逼迫させる。高齢者層は国の年金を当てにできない。若年者層は将来に希望を失い、年金制度に不信感を抱き、親からの贈与に頼り、親の財産の相続争いを行う。若年者層は高齢者層の苦境を理解する余裕がない。社会が若年層と老年層の間に分断する危険がある。こうした社会情勢の中でも高齢者層は生きなければならない。老後の生活保障は自助努力で賄う必要性が有る。平成元年（2019年）に金融庁の金融審議会市場ワーキンググループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」によれば、平均的高齢夫婦無職世帯は現役世帯より毎月の支出額は減っているが、年金給付では賄いきれない。月次収支尻は約5万円不足する。この不足額は介護費用や住宅リフォーム費用など特別支出は考慮していない。この不足額を金融資産取り崩して補填する必要がある。現役世代の老後の不安の第一は認知症や健康ではなくお金であると報告されている。これがいわゆる2000万円問題として喧伝された。公的年金給付額はマクロスライドにより物価上昇に遅れるので若年者層の老後の不安が高まる。実際前述の金融審議会の報告書によれば、若年者層の不安の第一は「お金」である。若年者層に対しお金を贈与しても消費の増加にならないので経済の活性化につながらない。しかし家族のきずなを守らなくてはならない。日本の指導層には税務当局を含めてこうした危機意識を共有してほしい。

¹: 世界の1人当たり名目GDP 国別ランキング・推移 (IMF)、グローバルノート・国際統計・国別統計専門サイト、データ更新日 2024年10月28日

1-1-3 家族を守る受益者連続型信託

高齢者層が自分の老後と家族の幸せを守るためにはどうしたら良いか。お金があれば良いというものではない。例えば退職金を貰っても無計画に使えばいずれ霧消する。自分亡き後に高齢の配偶者を保護する必要がある、しかし配偶者に単にお金を相続させても特殊詐欺にあうかもしれない。日本の認知症高齢者の推定数は2012年に462万人であったものが、2025年に675万人、2035年には799万人と予測されている。有病率は2012年に15.0%であったものが、2025年に18.5%、2035年には21.4と予測されている²。遠からず約5人に1人は認知症になる。日本において民事信託の利用が主として認知症対策の為に利用されているのはもったもである。

長寿の時代にはお金は運用し管理し生涯にわたって大切に使うなければならない。子供にお金を贈与しても、孫に財産を残しても、有効に使うとは限らない。お金は一時に渡すのではなく、必要に合わせて給付することが望ましい。単純な贈与や相続は必要ではあるが、まとまった資産の移転には単純な贈与や相続ではなく、自分と家族の全体を保護するためには管理された移転が望ましい。そのためには受益者連続型信託の活用が有用である。現に、信託の先進国の米国では受益者連続型信託が家族のために活用されている。高齢者に安心を、若者に希望を与え、社会の分断を防止する社会的ツールとして信託の活用が期待される。

しかし、日本ではまだ受益者連続型信託の必要性和重要性が認識されていない。受益者連続型信託と言えば、跡継ぎ遺贈型の受益者連続型信託を思い浮かべる人が多いかもしれない。しかし、今時受益者連続型信託を先祖伝来の家産を子孫に残す仕組みと思う人はいないと思う。日本社会の少子高齢化が進むと、配偶者が亡くならないまでも、離婚したり、再婚したり、養子を迎えたりして、家族関係が複雑になる。直系卑属による法定相続分による相続の仕方が理想とは言えなくなる。受益者連続信託による管理された資産承継が求められる時代になった。

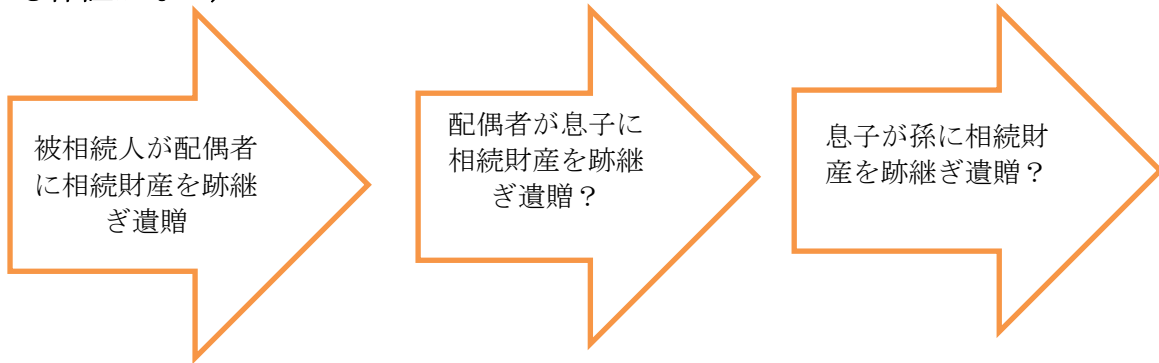
しかしながら、税務当局は受益者連続型信託とは富裕層が節税のために利用するものだとの認識のように見える。営業受託者の信託商品は富裕層が蓄財に利用するものかもしれないが、信託により節税をすることはできない。これに対し民事信託は受託者に信託報酬を支払わなくても良いので、少なくとも米国では庶民の家族のための社会的ツールとして活用されている。一般社団法人信託協会は新年度の税制改正に関する要望に於いて、繰り返し「受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直すこと」を要望している³。日本では長寿が進み人生100年の時代と言われる。今や不動産等に投資して節税する相続対策を行うような時代ではなくなった。老後に取り崩しが必要な金融資産の額は2000万円どころかどんどん高くなってきている。

²：東京都健康長寿医療センター研究所「わが国の独居認知症高齢者数について」

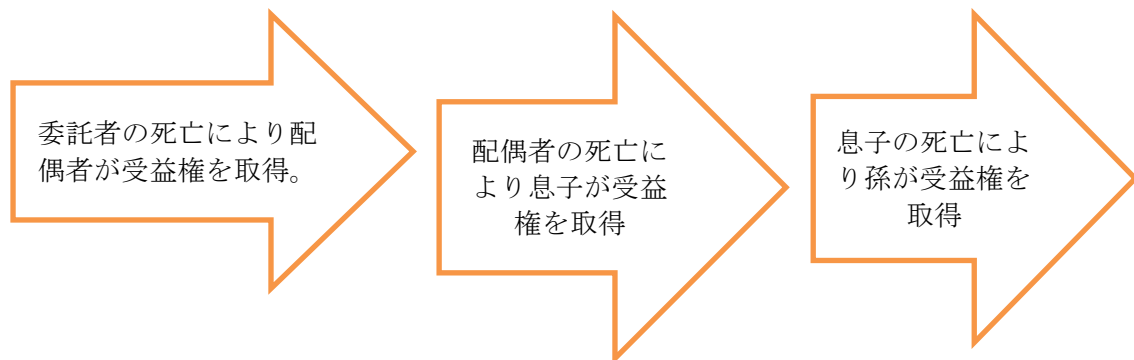
³ 信託協会「令和7年度税制改正に関する要望」Ⅱ一般要望項目（7）

家族の資産承継方法の比較のイメージ図：

①跡継ぎ遺贈による資産承継（受贈者が財産管理、受贈者が更に跡継ぎ遺贈する保証がない）



②受益者連続型信託による資産承継（被相続人（委託者）が相続財産を信託し受託者が財産管理、信託の定めによる受益者の連続）



1-2 現行の受益者連続信託の税制

まず受益者連続型信託の特例の内容を事例に基づいて確認する。

1-2-1 何が受益者連続信託の税制の問題か

受益者連続型信託の税制は相続税法 9 条の 3 第 1 項の受益者連続型信託の特例定めがある。この特例によれば受益者連続型信託の収益受益権の相続税評価額は信託財産の評価額の全額と見なされ、元本受益権の相続税評価額は零と見なされる。財務省の平成 19 年度の税制改正の解説によれば、この特例は受益者連続信託の税制を通常の相続と同じ税制にするために設けられたと説明している。この理由に対し読者も筆者も誰も異存はないであろう。誰も信託を利用して通常の相続より節税したいと思っているわけではないからである。しかしこの説明とは裏腹に、この特例を適用すると課税が通常の相続と同じどころか、非常に加重になる。この問題の深刻さは次の事例により明白であろう。

1-2-2 簡単な事例 1

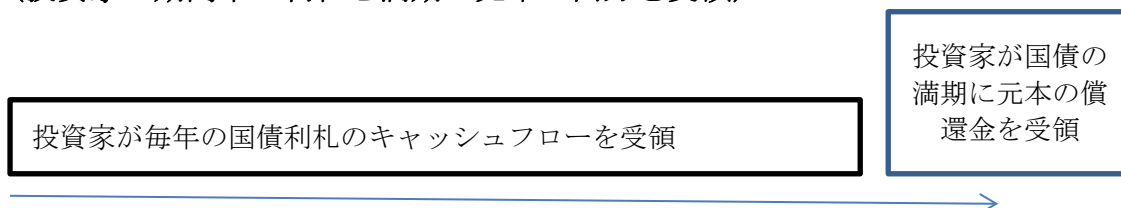
被相続人（委託者）が利付国債 100 百万円に受益者連続型信託を設定し、その

妻に信託収益 1 百万円の受益権を、息子に信託元本 100 百万円の受益権を贈与した。息子が死亡した時には孫が元本受益権を取得するよう定めた。委託者の財産はこの国債のみであり、その推定相続人は妻と息子のみであった。

利付国債投資のキャッシュフローのイメージ図：

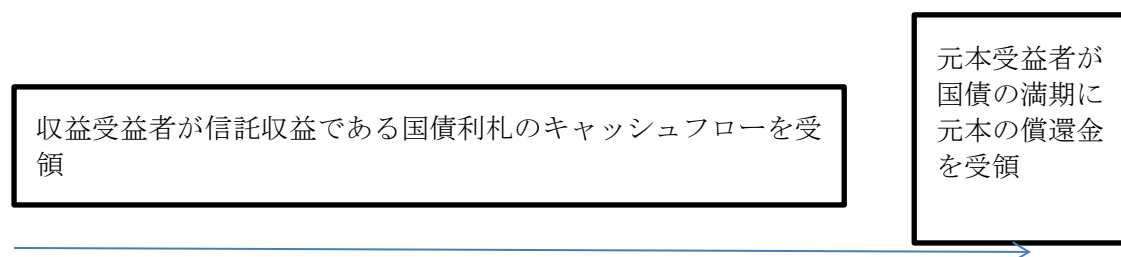
①投資家のキャッシュフロー

(投資家が期間中の利札と満期の元本の両方を受領)

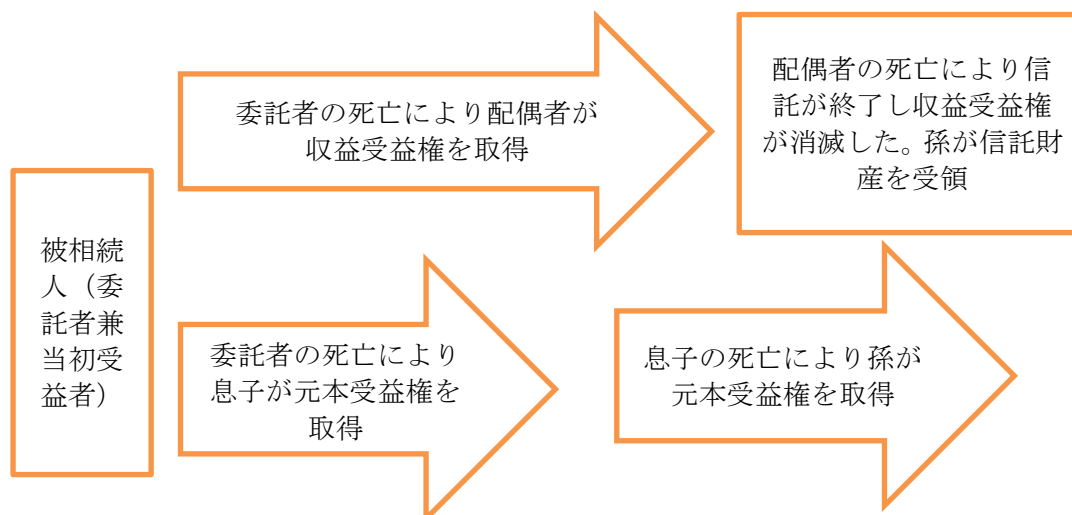


②収益元本分割信託の受益者のキャッシュフロー

(収益受益者が利札を受領、元本受益者が元本を受領)



簡単な信託の事例 1 の収益受益権と元本受益権のイメージ図：



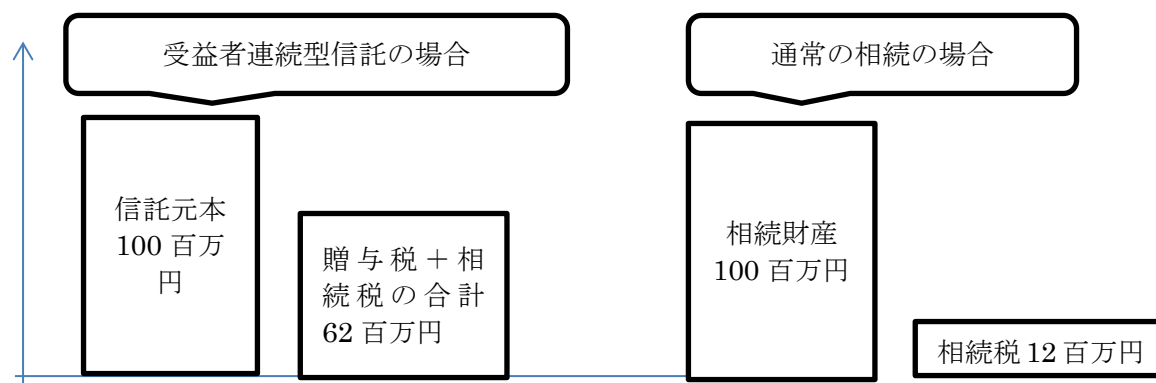
妻が委託者の贈与により取得した収益受益権の評価額は、受益者連続型信託の

特例により 100 百万円と見なされ、その贈与税が基礎控除後約 50 百万円になる。息子の元本受益権の贈与税は評価額が 0 となり課税されない。その後妻が死亡して信託が終了し、息子が元本受益権に基づき信託元本 100 百万円を受領する。息子は妻から相続するわけではなく、当初受益者である委託者から 100 百万円の遺贈を受けたものと見なされる。息子の受贈財産の評価額が基礎控除後 64 百万円になるので、その相続税は約 12 百万円になる。

この事例では、妻の担税力は信託収益 1 百万円しかないが、贈与税を約 50 百万円課税される。信託元本は 100 百万円しかないが、贈与税と相続税の合計約 62 百万円の支払いにより、その大半が失われる。

これに対し、この国債の移転が通常の相続であったなら、妻の 1 百万円の受贈に対する贈与税は基礎控除内のため零であり、息子が委託者から相続した財産 100 百万円に対する相続税は約 12 百万円になる。受益者連続型信託の課税は「通常の相続と同じ税制」どころか非常に加重な課税になっている。この原因は委託者が受益権を収益と元本に分割して、妻と息子にそれぞれの受益権を同時に贈与したにもかかわらず、あたかも委託者がまず妻に財産の全額を贈与し、その後妻が息子に財産の全額を贈与したように課税するからである。税務当局は先行する収益受益者が後行する元本受益者に跡継ぎ遺贈すると考えているようである。しかし、先行する収益受益者が後行する元本受益者に財産を跡継ぎ遺贈するわけではない。相続税法もそのように遺贈するとは見なしていない。元本受益権は給付の時期が信託終了まで待つとしても、元本受益権の取得時に権利が確定し、信託期間中に受益者としての権利を行使できる。

事例 1 の課税結果のイメージ図：



1-2-3 なぜ財務省の説明と特例対象の事例の課税結果が異なるのか

財務省も事例に基づき説明しているが、その事例は受益権が収益と元本に分割されない「通常の信託」の受益権であり、「通常の信託」の受益権の課税結果は「通常の相続」と同じであるからその説明は納得できる。

これに対し、なぜ特例の適用対象の受益者連続型信託の事例の課税結果が「通常の相続と同じ」にならないのか。その原因は、特例の適用対象の信託の受益権が、財務省の説明対象の「通常の信託」の受益権とは異なる「収益と元本に

分割された信託」の収益受益権であるからである。「収益と元本に分割された信託」の収益受益権の課税結果は、前述の「1-2-2の簡単な事例1」で示したように、その税負担額が禁圧的に高い。この課税結果は筆者に限らず多くの読者は納得できないのではなかろうか。

1-2-4 学説はこの特例に対し殆ど例外なく批判的である。

現に租税法学者の殆どが受益者連続型信託の特例に批判的である。佐藤英明教授は近著で「この特例は平成19年度信託税制改正における最も批判されるべき点の一つであることに異論の余地はない」と述べておられる⁴。

その他の論考としては、例えば岡村忠生「不完全移転と課税（序説）」法学論叢164巻1-6号（2008年）、渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」日税研論集62号（2011年）等がある。

渋谷雅弘教授は、結語として、「受益者連続型信託は親族の生活保障等のために有益な法的仕組みである」。同様のことは他の法的仕組みによりある程度は可能であるが、信託は「より複雑できめの細かい取り決めが可能であり」、「専門家である受託者を活用できる」ので、信託を用いる方がより適切である。「しかし現行法においては受益者連続型信託の利用は課税上不利で危険なものと言わざるを得ない」。いわゆる世代飛ばしを含む租税回避のための利用は信託に限らないので「信託のみを規制するのではなく、より根本的な部分にまで遡った議論が必要であろう」と述べている。

学説は受益者連続型信託の特例が後継ぎ遺贈型の受益者連続信託の収益・元本に分割しない通常の受益権の期間制限をないものと見なすことに対しても批判しているが、この論文ではこの問題を検討対象にしない。

1-2-5 本論文の目的と手法

本論文は事例による計数的な問題の把握とその経済合理性を追求するものである。次の五つの論点に絞って検討する

- ① この特例についてまず財務省の説明の内容を確認する。
- ② この特例は、信託による遺贈を遺産の相続と同様の課税をするために設定されたと説明されている。事例に基づき信託による受益権の遺贈と通常の遺産の相続の評価額及び課税価額により比較し、その税負担割合を計算する。
- ③ この特例は、租税回避行為の防止のためと言われているが、果たして受益者連続型信託の分割受益権が租税回避行為になるのかどうか。事例により検証する
- ④ 受益権が不確定、条件付き等の理由によりその評価が困難な場合、米国ではこのような受益権をどう評価しているか。
- ⑤ 多くの専門家からこの特例の改正の提案がなされている。この提案を紹介し本論文の提案を行う。

4：佐藤英明「新版信託と課税」弘文堂2020年

1-2-5 受益者連続型信託の特徴

受益者連続信託とは、委託者が亡くなった後も複数世代にわたって財産をあらかじめ決めた人に承継する長期の信託を言う。その代表例が後継ぎ遺贈型の受益者連続信託である。例えば、委託者がその財産を信託し、委託者の死亡によりその受益権が消滅し、その配偶者が新たに受益権を取得する。配偶者が亡くなったならその受益権が消滅し、その子が新たに受益権を取得する。受益者連続型信託は、このように委託者及びその家族の構成員を後の世代を含め包括的に保護するための財産管理の仕組みであり、家族の断絶と崩壊が進む現在の社会において家族の絆を深める重要な役割を果たす。

国税統計によれば、令和4年(2022年)の相続税の申告は被相続人が189千人、取得財産が24兆1347億円、被相続人1人当たり相続財産127万円、相続財産は不動産と預貯金が中心であった⁵。野村総研調査によれば、純金融資産保有額が30-50百万円の世帯をアップーマス(大衆の上層部)と呼び、その世帯数は726万世帯であった⁶。アップーマスの資産総額は不動産を含めれば100百万円はあろう。1-2-2で取り上げた簡単な事例1の委託者の遺産100百万円は相続財産の平均値に近くアップーマス世帯に近い。民事信託を利用する世帯は一般大衆ではないが、大衆の上層部の家族である。

受益者連続信託には委託者の意思凍結機能、受益者の連続機能、受託者による裁量機能、受益者への利益分配機能がある。遺言等の民法の制度にはこのような機能がない。受益者連続信託は民事信託の歴史の長い米国では広く利用されているが、日本では普及が進んでいない。その普及の障害になっているのが税制であると言われている。

1-2-6 現行の信託税制は信託による移転を直接移転と見なそうとする。

信託による移転は受託者を介入させた間接的な移転である。委託者が受託者に移転した資産は直ちに受益者に移転するわけではない。信託行為の規定に基づき受託者が時期を選んで受益者に移転する。資産を直接移転したいのであれば、直接贈与すればよい。わざわざ信託により受託者を介入させる必要性がない。信託による移転は、受託者を介して委託者の意思に従った柔軟な移転を目的とする。信託による移転は量的にも質的にも、直ちにまたは将来に、無条件に又は条件付きで移転できる。信託は導管と言うよりもむしろ「半導体」に近い。半導体は情報機器やインターネット、AI等の発展の重要な素材である。今日商事信託は資産運用の素材ないし金融インフラとして重要な役割を果たしているが、民事信託の社会インフラとしての役割はこれからである⁷。

しかしながら現行税制は信託による資産の移転を受益者に対する直接的な移

⁵：国税庁統計 5 相続税

⁶：野村総合研究所 2023年3月1日 News Release

⁷ 令和6年3月末の商事信託の信託財産総額は1085億円(再信託を除く)であり、国内銀行の預金(譲渡性預金を含む)の1015兆円を僅かに上回る。

令和6年度信託法学会における弁護士杉山苑子報告によれば、令和5年の公正証書の作成は遺言が11万8981件であったのに対し、信託は4434件と遺言の27分の1に過ぎなかった。

転と見なそうとする。資産を直接移転する信託だけを認めて、それ以外の信託は加重な課税をして使えないようにする意図のように感ぜられる。財産管理と言うと、これを節税の仕組みととらえこれを抑制することがあたかも正義であるかのような議論があることは否めない。しかし、高齢化社会が信託による間接的な移転を必要としている。こうした移転は節税を意図したものではない。税務当局にそうした意図がないと思うが、もしあるとすれば、信託の半導体としての利用価値が半減してしまう。

2. 受益者連続信託の受益権に関する相続税法の特例

相続税法 9 条の 3 の受益者連続型信託の特例は、受益者連続型信託の受益権の内「収益を含む権利」は、利益を受ける期間の制限その他の権利の価値に作用する要因としての「制約はないものと見なす」と規定している。そこで、税務当局は、収益受益権を「収益を含む権利」とみなし、その評価額は信託財産の全額と解している。相続税法 9 条の 3 には、元本受益権の評価について規定がないが、元本受益権の評価額は零と解している（相続税法基本通達 9 の 3-1）。このような条文解釈については税の専門家の間で異論がないわけではない⁸。しかし、受益者連続信託の収益受益権の取得時において、収益受益権の評価額に元本受益権の評価額を加算した信託財産の全額について課税し、元本受益権に基づく信託財産の受領時に再度信託財産の全額について課税することが定着している。

特例の「収益を含む権利」には受益権を収益と元本に分割していない通常の受益権も含まれる。通常の受益権は信託財産と同視できるので、信託財産が土地などの所有権であれば利益を受ける期間の制限はないと考えられる。特例の「期間の制約」とは、このように永久に使用できる財産権の享受を信託受益権で一定期間に限ることを言っているように見える。これに対し、信託財産が減価償却資産であれば利益を受ける期間はもともと償却期間に限られる。収益受益権は減価償却資産に類似の財産権である。こうした財産権はこれに内在する期間の制約がある。信託受益権はこの内在する期間の中でその享受期間を一定期間に限る。しかし、税務当局は内在する期間の制約を含めてすべての制約のないものと解している。

2-1 財務省の税制改正の解説

2-1-1 消滅リスクを加味しない取得価額の全額に課税

解説は受益者連続型信託とは、「いわゆる後継ぎ遺贈型信託（信託法 91 条）のこと」であり、委託者 A の相続人である受益者 B、C、D が順番に受益権を取得する場合、他の相続財産と同様の課税とするためには、受益者 B、C が取得する信託の受益権を、その消滅により費消できなくなるリスクを考慮しないで課

⁸ 渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」日税研論集 62 号（2011 年）の 209—210 頁、橋本守次「ゼミナール相続税法」大蔵財務協会（2015 年）の 677—678 頁等。なお、収益受益権と同様な権利に定期金契約に基づく定期金があり、期間の制約のない無期定期金の課税評価方法は相続税法 24 条 1 項 2 号ハに、定期金の年額を当該契約に係る予定利率で除して得た金額と規定されている。

税する必要があることから本特例が措置されたと説明している。この解説の説明を敷衍すれば、相続の場合は、相続人の相続財産の享受期間は相続人の生涯の期間に限られるが、早死のリスクにかかわらず、取得した相続した財産の全額について課税されるので、信託の場合も同様に、受益者は受益権の享受が受益者の生涯の期間に限られても、取得した受益権の全額について課税されることになる。収益受益権も受益権であるから早死すれば権利が消滅し費消できなくなるので、そのリスクにかかわらず、その権利の取得価額の全額について課税されることになり、元本受益権も同様に早死すれば権利が消滅し費消できなくなるので、そのリスクにかかわらず、その権利の取得価額の全額について課税されることになるはずである。しかし、この解説の説明は受益権が収益と元本に分割されない通常の受益権についての説明であって、分割された受益権についてはではないようである。収益受益権はその権利の取得価額の全額ではなく元本受益権の価額を含む信託財産の全額について課税され、元本受益権はその権利の取得価額ではなく信託財産の全額について課税される。但し、元本受益権の課税は信託終了時に信託財産を受領した時である。

2-1-2 受益者連続型信託の特例の対象は広範囲

解説は受益者連続型信託とは受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する「いわゆる後継ぎ遺贈型信託（信託法 91 条）のこと」とであると言っている。しかしこの受益者連続型信託の特例は後継ぎ遺贈型信託以外の次のような多様な信託に適用を拡大させている（相続税法施行令 1 条の 8）。

- ① 受益者指定権等を有する者の定めのある信託（相続税法 9 条の 3 第 1 項本
- ② 受益者の死亡以外の事由により、他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託（同法施行令 1 条の 8 第 1 号）
- ③ 受益者の死亡その他の事由により、信託に関する権利が他の者に移転する旨の定めのある信託（同法施行令 1 条の 8 第 2 号）
- ④ これらの信託以外の信託でこれらの信託に類するもの（同法施行令 1 条の 8 第 3 号）：

この内、③信託に関する権利が他の者に移転する旨の定めのある信託はいわゆる継傳承継型の信託である。継傳承継型の信託の受益権は通常の評価手法により評価できる。このような評価の容易な受益権を特例の対象とすることは、特例の制定目的が受益権評価の困難性にあるわけではないことを示す。

これに対し、①受益者指定権等を有する者及び、②受益者の死亡以外の事由により新たに受益権を取得する者の定めのある信託の受益権は人口統計など保険数理による客観的な評価を行なえない。このような受益権評価が困難な受益権に対する課税に於いて、なぜ収益受益権に対してだけ課税するのかの理由が分からない。別に理由があるのであろう。

また、④これらの信託に類するものも適用対象になるが、大阪国税局は「元本受益権の相続」を受益権の連続であると拡大解釈している（大阪国税局審理課課税第一情報平成 20 年 5 月 28 日第 32 号）。

受益権の相続は信託行為に受益者が連続する定めがなくとも発生するので、こ

の解釈によれば、受益者の死亡により受益者が連続する定めがない、ごく普通の元本収益分離型の信託であっても、信託満期前に元本受益者が死亡しても信託が終了しない場合、その元本受益権は民法の規定に従って相続されるので、評価特例の適用が及ぶことになる。

2-1-3 見なし相続財産として課税すべきは信託財産か

解説の説明では、受益権は信託財産とイコールであるとみなしているように見える。信託をしないで被相続人 A の遺産 100 をまず相続人 B が 100 相続し 50 消費する。次に B が消費しなかった残りの 50 を相続人 C が相続し 30 消費する。最後に C が消費しなかった残りの 20 を相続人 D が相続する場合、それぞれの相続人の費消額は $50+30+20=100$ であるが、相続税はそれぞれの相続人の相続額に課税し、費消しなかった額を控除しないので、課税額の累計は $100+50+20=170$ になる。信託により委託者 A の相続人である受益者 B、C、D が順番に権利を取得する場合も、信託財産の承継と同義であるから 170 課税するべきであると説明しているからである。収益受益権が信託財産とイコールであるならば、元本受益権も信託財産とイコールであることになるが、ゼロと見なしている。

しかし、そもそも見なし相続財産は受益権であって信託財産ではない。受益権は受託者が受益者に負う債務であり、信託財産の給付に係る受益債権を含む受託者に対する権利である（信託法 2 条 7 項）。

相続税法 9 条の 2 は適正な対価を負担せずに受益権を取得した場合を贈与又は遺贈による取得と見なし、その上で受益権を取得した者は信託財産を取得したものと見なして同法を適用すると規定している。受益権が収益受益権と元本受益権に分割された場合、両受益権がそれぞれの権利の内容に応じて信託財産を合有するが、個々の受益権が個別に信託財産を有するのではない。受益者が 2 名以上ある場合について、所得税法施行令 52 条 4 項はそれぞれの受益者がそれぞれの権利の内容に応じて信託財産を有するものと見なしている。しかし相続税法にはこのような明文の規定がない。

2-1-4 相続財産は分割できないのか。

財務省の説明は相続財産が分割されないで、後の世代に順次承継される場合を想定しているが、相続財産は相続人が 2 名以上あれば、相続人は共同相続し相続財産を分割できる。相続財産の一定割合を包括遺贈することもできるが、相続財産の内の特定財産を特定の相続人に相続させる遺贈（特定財産承継遺言）もできる。相続人は、分割又は特定された相続財産しか費消できない。遺産を分割させた場合、例えば、被相続人 A の遺産 100 を分割して、B に 50 相続させ、C に 30 相続させ、D に 20 相続させる。このように遺産を分割すれば相続発生時点での課税額は、 $B50+C30+D20=100$ となり、被相続人 A の遺産 100 の全額を課税することになり、課税の漏れは生じない。受益権も同様に分割できる。

2-2 受益権は金額でも期間でも分割できる。

信託の受益者は信託財産を直接保有しているわけではない。信託財産は受託者が保有し、受益者は受益権の内容に応じて信託財産に対する権利を有する。

例えば、委託者 A の受益権を分割せず、受益者 B、C、D が順番に分割しない受益権を取得する。それぞれの受益者はそれぞれの受益権の権利の全部を有し、信託財産の全部に権利があるので、包括遺贈と同様に信託財産の全部に課税する。これに対し、委託者 A の受益権を分割し、受益者 B、C、D が、この分割された受益権を取得する。それぞれの受益者は分割された受益権を有し、信託財産の一部に権利があるので、信託財産の全部ではなく一部に課税するのが合理的である。受益権は期間でも分割できる。しかし、A が収益受益権を取得し何年か後に死亡して受益権が消滅し、B が新たに収益受益権を取得した後信託が終了したとする。この場合、A は信託期間の全部を享受できる可能性があったが、死亡したので、残存期間を享受することができなかつた。しかし相続税の課税としては死亡による受益権消滅リスクを考慮しないで、信託終了までの全期間について課税する合理性がある。但し収益受益権は信託終了の後永久に信託収益を享受する権利はない。

2-2-1 期間分割受益権の評価

跡継ぎ遺贈では相続人又は受益者の死亡により他の者が跡を継いで財産又は受益権を取得する。死亡は時期を選ばないが必ず起こるので条件ではなく、不確定期限であると言われている。しかし跡を継ぐ者にとっては長生きが停止条件である。跡継ぎ遺贈でない場合はその他の事由により他の者が権利を取得する場合もある。例えば成人したら、結婚したら、と言った停止条件が付いた権利は不確定である。このような条件付き権利をどう評価し、どう課税すべきであろうか。この問題は受益権を分割しない通常の受益権でも分割する受益権でも変わりはない。この評価の問題は後述のように米国では詳細な受益権評価方法が定められている。

2-2-2 受益権評価の困難性が受益者連続型信託の特例の理由ではない

跡継ぎ遺贈の個人の元本受益者が収益受益者より早死にしたら権利が消滅する。この元本受益者のリスクは収益受益者が個人でも法人でも変わらない。しかし、収益受益者が法人の場合はこの特例の適用がない(相続税法9条の3但し書き)ので、元本受益権を個人が有している場合に元本受益権の価値は零にならない。そうすると、個人保有の元本受益権の価値を零とする理由は、元本受益者のリスクではなく、収益受益者が個人であるためということになる。元本受益権の価値がなぜ収益受益者が個人かどうかで変わるのでしょうか。特例の立法理由は巷間言われているように、個人が収益受益権を取得することが課税回避行為なると考えているためのものである。しかし、個人の収益受益権の取得は果たして課税回避行為になるのでしょうか。この問題の分析は4 「受益権を収益受益権と元本受益権に分割すると租税回避になるか」に於いて詳述する。

2-2-3 不確定で条件付の受益権であってもその評価は必要である。

跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託の受益権は不確定で条件付であるためにその評価が困難である。前述のようにこの受益権評価の困難性は特例制定の理由ではないが、受益者連続型信託の受益者課税を維持するためには受益権の評価が必

要である。受益権に人の生死がかかる場合は人口統計に基づく保険数理による評価が可能であり、米国では受益権評価のための保険数理表が完備している。その詳細は「5 条件付き等により評価が困難な受益権を米国ではどう評価しているか」で述べる。

3. 信託受益権の遺贈と通常の財産の遺贈の比較

3-1 比較する遺産の承継方法

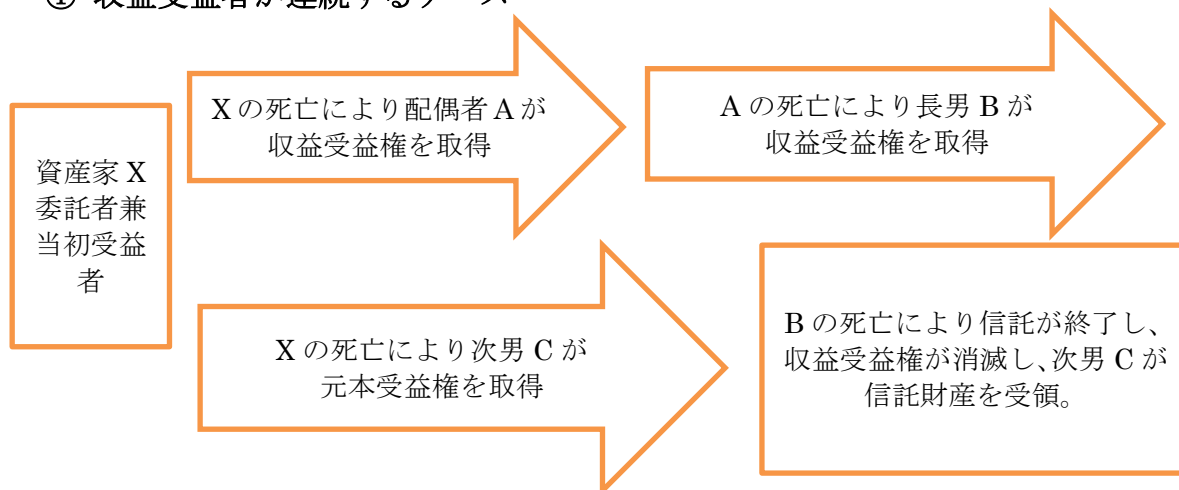
受益者連続型信託の評価特例は遺贈を相続と同様の課税をするために設定されたと説明されている。そこで受益者連続型信託の受益権の遺贈を通常の遺産相続を課税額により比較する。

- ① **受益者連続型信託による受益権の承継**: 被相続人である委託者 X が受益権を収益と元本に分割し、信託の定めにより収益受益権又は元本受益権を委託者の家族に連続して取得させる。信託の終了により収益受益権が消滅し元本受益権に基づき残存する信託元本の全部が元本受益者に償還される。
- ② **遺言による通常の相続**: 被相続人が信託を使わないでその遺産を収益受益権評価額相当額の資産（「**収益遺産**」と言う）と元本受益権評価額相当額の資産（「**元本遺産**」と言う）に分割し、跡継ぎ遺贈によりそれぞれの遺産をその家族に連続して遺贈させる。収益遺産は跡継ぎ遺贈の終了までに費消される予定であるが、跡継ぎ遺贈の終了前に収益遺産の相続人が早死にし、収益遺産が残存する場合は元本遺産の相続人がこれを相続する。

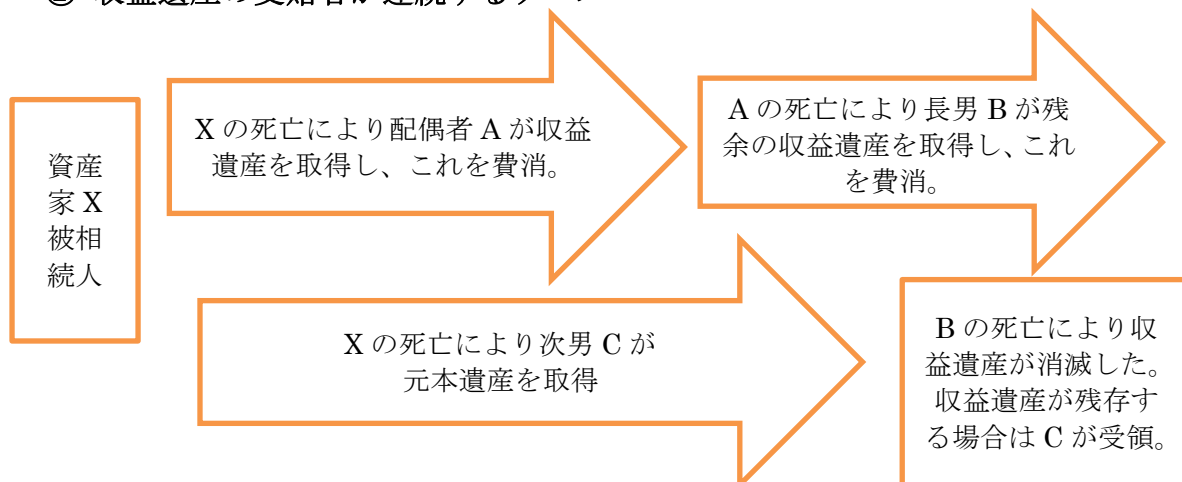
3-2 ケース別の遺贈のイメージ図

3-2-1 収益受益者又は収益遺産の受贈者が連続するケース

① 収益受益者が連続するケース

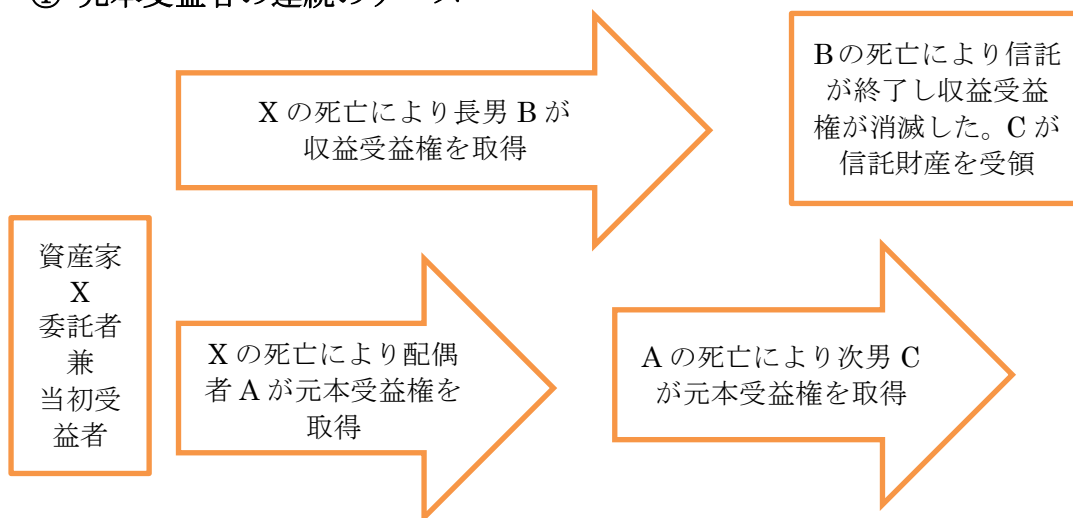


② 収益遺産の受贈者が連続するケース

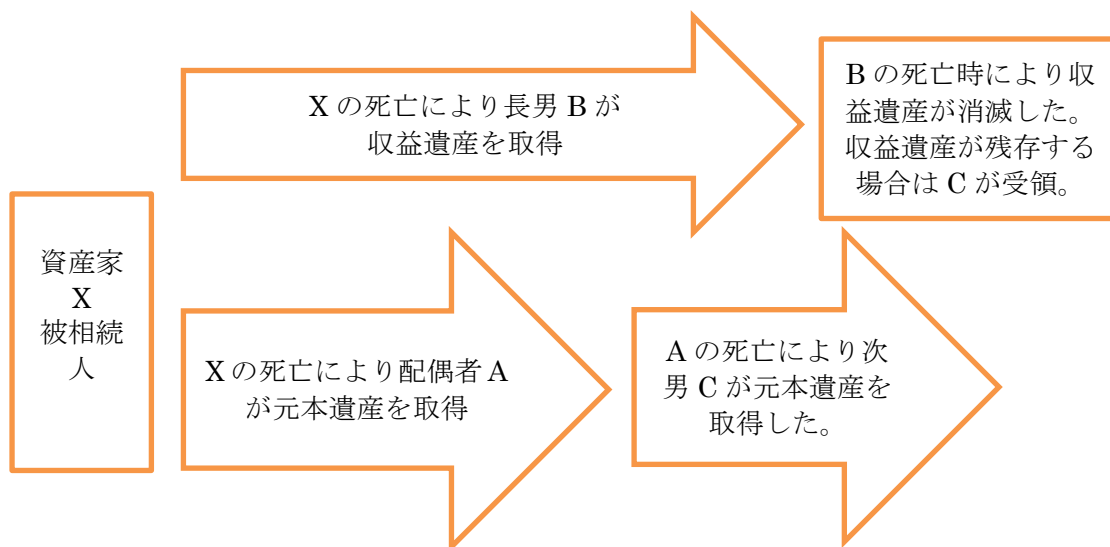


3-2-2 元本受益者又は元本遺産の受贈者が連続するケース

① 元本受益者の連続のケース



② 元本遺産について受贈者が連続するケース



3-3 遺産の承継の種類別の評価額、課税価額及び税負担割合の比較

比較はまず経済的価値を示す**評価額**により行い、次に特例を適用した**課税価額**により行う。その結果から担税力を見るために**税負担割合**を示す。

結果から言えば、

- 評価額については、信託受益権の遺贈と通常の財産の遺贈のそれぞれの評価額に差はなかった。信託受益権の遺贈が通常の財産の遺贈と比べて節税になるわけではないことが分かった。
- 課税価額については信託受益権の遺贈が通常の財産の遺贈を大きく上回った。
- 税負担割合については信託受益権の遺贈が通常の財産の遺贈を大きく上回り、信託受益権の遺贈に加重な課税行われることが分かった。

3-3-1 比較の方法

- 評価額の比較は相続税法評価通達 202 の評価額により行う。
- 課税価額の比較は特例を適用した課税価額により行う。
- 比較は信託設定時の複利現価額により行う。

3-3-2 評価の計算基数

- 信託財産の価額 100、信託収益率年 1.0% = 基準年利率、
- 生死に関する権利の評価には権利者の平均余命を使う。
- 平均余命は、妻 A10 年、長男 B20 年、次男 C20 年と仮定する。
- 期間 10 年の複利現価率 0.9053、複利年金現価率 9.4713
- 期間 20 年の複利現価率 0.8195、複利年金現価率 18.0456
- 相続税率を 50% と仮定する。
- 税負担割合：税額 ÷ 受益権評価額 × 100%

3-3-2 収益受益者が連続するケースと収益遺産の受贈者が連続するケースの比較

連続して取得した受益権又は分割遺産の評価額は次の表のように差がないが、課税価額（現価）は、特例により信託による遺贈が 300（272.48）であるのに対し、遺産の相続は 100（100）と約 3 倍の開きがある。特例がなければ、両者に差がなかったはずである。

時点	委託者又は被相続人 X の死亡時	妻 A の死亡時 (10 年後) (現価)	信託終了又は長男 B 死亡時 (20 年後) (現価)	権利取得評価額合計 (現価)
----	------------------	-----------------------	-----------------------------	----------------

	(現価)		年後) (現価)	価) 合計
信託による遺贈の評価額	妻Aが収益受益権を取得 18.0456 (18.0456)	Aの権利 9.4713 が消滅し、長男Bが新たに収益受益権 9.4713 を取得 (8.5744)	Bの権利が消滅 0 (0)	18.0456 (18.0456)
	次男Cが元本受益権を取得 81.9544 (81.9544)		Cが信託財産を受領 0 (0)	81.9544 (81.9544)
	計 100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
信託による遺贈の課税価額	妻Aによる収益受益権 100 (100) を取得	長男Bによる新たな収益受益権の取得 100 (現価 90.53)	0	200 (190.53)
	次男Cの元本受益権 0 (0) を取得		Cによる信託財産 100 (81.95) を受領	100 (81.95)
	計 100 (100)	100 (90.53)	100 (81.95)	300 (272.48)
遺産の相続の評価額又は課税価額	妻Aが収益遺産を取得 18.0456 (18.0456)	Aの死亡によりAの残存権利 9.4713 が消滅し、長男Bが新たに収益遺産を取得 9.4713 (8.5744)	Bの死亡によりAの権利 9.4713 が消滅した 0 (0)	18.0456 (18.0456)
	次男Cが元本遺産を取得 81.9544 (81.9544)			81.9544 (81.9544)
	計 100 (100)	0 (0)	0	100 (100)

3-3-4 元本受益者の連続のケースと元本遺産の受贈者が連続するケースの比較

連続して取得した受益権又は分割遺産の評価額は次の表のように差がないが、課税価額（現価）は、特例により信託による遺贈が 200 (181.95) であるのに対し、遺産の相続は 100 (100) と約 2 倍の開きがある。特例がなければ、両者に差がなかったはずである。

時点	委託者又は被相続人 X の死亡時 (現価)	長男Bの死亡時 (10年後) (現価)	信託終了又は長男B死亡時 (20年後) (現)	権利取得評価額合計 (現価)

			価)	
信託による遺贈の評価額	妻Aが収益受益権を取得 18.0456 (18.0456)	0	0	18.0456 (18.0456)
	長男Bが元本受益権を取得 81.9544 (81.9544)	長男Bの死亡によりBの受益権 81.9544 が消滅し、次男Cが新たに元本受益権を取得 81.9544	Cが元本受益権に基づき信託財産を受領 0 (0)	81.9544 (81.9544)
	計 100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
信託による遺贈の課税価額	妻Aが収益受益権を取得 100 (100)	0 (0)	0	100 (100)
	長男Bが元本受益権を取得 0 (0)	長男Bの死亡によりBの受益権 0 が消滅し、次男Cが新たに元本受益権を取得 0	Cが元本受益権に基づき信託財産を受領 100 (81.95)	100 (81.95)
	計 100 (100)	0 (0)	100 (81.95)	200 (181.95)
遺産の相続の評価額又は課税価額	妻Aが収益遺産を取得 18.0456 (18.0456)		Aが収益遺産を消費。Aの死亡時にはAの収益遺産は零になった。0 (0)	18.0456 (18.0456)
	長男Bが元本遺産を取得 81.9544 (81.9544)	長男Bの死亡によりBの元本遺産 81.9544 が消滅し、次男Cが新たに元本遺産を取得 81.9544	0	81.9544 (81.9544)
	計 100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)

3-3-3 ケース別の受益者の受益権評価額に対する税負担割合

ケース別の受益者の受益権評価額に対する相続税額の負担割合をみると、次の表のとおり、収益受益者の連続型信託では収益受益者の税負担割合が50%を超

える。元本受益者の連続型信託でも収益受益者の税負担割合が 200%を超える。いずれも受益者合計の税負担割合が 100%を超える加重な課税となっている。これに対し遺産の相続の場合のケース別の受遺者の遺産評価額に対する相続税額の負担割合をみると収益遺産の連続でも、元本遺産の連続でも税負担割合が 50.0%である。もし特例が適用されなければ、収益受益者の連続型信託でも、元本受益者の連続型信託でも遺産の相続の場合と同じく税負担割合が 50.0%となったと考えられる。

ケース	受益者又は受贈者	受益権評価額 (現価)	課税価額合計 (現価)	税額合計 (現価)	税負担割合 (現価)
収益受益者の連続	収益受益者 (配偶者/長男)	18.0456 (18.0456)	200 (190.53)	100 (95.265)	554% (528%)
	元本受益者 (次男)	81.9544 (81.9544)	100 (81.95)	50 (40.975)	61% (50%)
	計	100 (100)	300 (272.48)	150 (136.24)	150% (136.24%)
収益遺産受贈者の連続	収益遺産受贈者 (配偶者/長男)	18.0456 (18.0456)	18.0456 (18.0456)	9.0228 (9.0228)	50.0% (50.0%)
	元本遺産受贈者 (次男)	81.9544 (81.9544)	81.9544 (81.9544)	40.9772 (40.9772)	50.0% (50.0%)
	計	100 (100)	100 (100)	50.0 (50.0)	50% (50.0%)
元本受益者の連続	収益受益者 (配偶者)	18.0456 (18.0456)	100 (100)	50 (50)	277% (277%)
	元本受益者 (長男/次男)	81.9544 (81.9544)	100 (81.95)	50 (40.975)	61.0% (50.0%)
	計	100 (100)	200 (181.95)	100 (90.975)	100% (91%)
元本遺産受贈者の連続	収益受益者 (配偶者)	18.0456 (18.0456)	18.0456 (18.0456)	9.0228 (9.0228)	50.0% (50.0%)
	元本受益者 (長男/次男)	81.9544 (81.9544)	81.9544 (81.9544)	40.9772 (40.9772)	50.0% (50.0%)
	計	100 (100)	100 (100)	50.0 (50.0)	50% (50.0%)

4 受益権を収益受益権と元本受益権に分割すると租税回避になるか。

この評価特例は、租税回避行為の防止のためと言われている。一般に脱税行為とは課税要件の充足の事実を隠蔽する行為であるのに対し、節税行為は、通常用いられる法形式により税負担の軽減を図る行為である。これに対し、租税回避行為は、通常用いられない法形式を選択し、通常用いられる法形式に対する課税要件の充足を回避することにより税負担を減少させる行為である⁹。もちろん収益元本分型信託の活用は脱税ではないが、課税当局はこの信託が租税回避行為になるのではないかと疑問をもっているようである。収益元本分割信託が租税回避行為であると言うためには、この信託が通常用いられない法形式であり、かつ通常用いられる法形式に対する課税要件の充足を回避しているかどうかの2要件について検討する必要がある。第1の要件、この信託が通常用いられない法形式であるとは思えないが、課税当局はそう思っているのかもしれない。これに対し第2の要件、通常用いられる法形式に対する課税要件の充足を回避しているかどうかは、この信託に対する課税の結果が通常用いられる法形式の課税の結果と比較して税負担が軽減しているかどうか確認すれば検証できる。そこで本章では以下により、信託による遺贈と通常用いられる法形式である資産の単純な遺産の相続の税負担額とを比較して、この信託が租税回避行為に該当しないことを検証する。

4-1 受益権の量的または質的分割

受益権の内、信託の給付を受ける権利（受益債権）については信託行為で制限を設けることができるので、これを量的または質的に分割することができる。受益権は量的にも質的にも分割できる。質的分割の一種に収益受益権と元本受益権の分割がある。収益受益権と元本受益権については信託法にも相続税法にも規定がないが、相続税法基本通達9-13には定義があり、収益受益権とは信託財産から生ずる利益を受ける権利を言うとされている。信託収益は受託者に帰属するので受益債権は受益権の権利の内容により信託元本から切り離して給付することができる。相続税法9条の2第6項は受益者が信託財産に属する資産を取得したものと見なす。これは必ずしも受益権により信託財産を切り分けることを意味しない。収益受益者も元本受益者の共に信託財産の全部をいわば合有すること意味する。一般に果実の帰属は必ずしも元物の所有者に帰属するわけではなく、これを収取する権利を有する者に帰属する（民法89条）。例えば不動産質において果実は不動産の所有者ではなく質権者に収益権がある（同法356条）。株式の質権者は剰余金の配当に権利がある（会社法151条1項8号）。信託収益が元本受益者ではなく収益受益者に帰属することは不自然ではない。所得税法施行令52条4項は受益者が二以上ある場合は信託財産の全部をそれぞれの受益者がそれぞれの権利の内容に応じて有するものとしている。しかし、

⁹ 租税回避行為については金子宏法律学講座双書「租税法24版」弘文堂135頁。相続税に関する租税回避行為については松岡章夫編「ゼミナール相続税法令和3年補訂」大蔵財務協会第8編Ⅱ第2節が詳しい。

相続税法施行令にはこの規定がなく収益受益権と元本受益権の分割に対して租税回避になると警戒しているようである。

4-1-2 元本受益権を贈与は節税になるか

投資用資産のキャッシュフローは収益と元本で構成される。金融機関の信託商品では一般的に信託財産から発生するキャッシュフローをその受益権の内容に応じて分割して給付する。投資用不動産等の資産流動化商品がその典型例であるが、国債のキャッシュフローも利息部分のクーポンと元本部分の償還金を分割できる。国債の保有者は両方のキャッシュフローを受領できるが、ストリップス債（元本利子分離債）では元本部分と利札部分が分離独立され、それぞれの部分がゼロクーポンの割引債として販売される。元本部分と利札部分を合計したものが国債の価値になる。ストリップス債は日本では分離適格振替国債と呼ばれ、その発行残高は2024年9月末時点150兆円に達し、国債の全発行残高190兆円に対し79%になる。

国債を信託した場合、収益受益権はクーポン部分に、元本受益権は元本部分に権利がある。収益受益権の価値と元本受益権の価値の合計は信託財産である国債の価値に一致する。そこで、元本受益権の価値だけを見ると、国債の価値より収益受益権の価値分低くなるので、国債を贈与したい場合に、これを信託し元本受益権を贈与することがよく行われる。信用度の低い社債を信託財産にすれば、利回りが高いので収益受益権の価値が高くなり、相対的に元本受益権の価値が低くなるので、その贈与が節税になるように見える。しかし元本受益権の価値が国債の価値より低くなるからと言って節税になるわけではない。信用度の低い社債の場合元本受益権の価値が低くなるからと言っても、社債の発行会社が倒産し満期に社債元本が償還されない危険があるので、節税になるとは言えない。

賃貸住宅等の減価償却資産を信託財産にする場合は、賃貸料の中に減価償却費相当額の賃料が含まれているので、賃貸料からなる信託収益が見かけ上高利回りになる。高利回りの収益受益権は評価額が高くなるので、信託財産評価額から差し引き計算で算出される元本受益権の評価額が低くなり、元本受益権の生前贈与が資産の単純贈与より有利に見える。しかし、信託期間の経過とともに減価償却が進んで信託元本が減少するので結果として有利にはならない。

4-2 租税回避になるかどうかの検証の方法と検証の結果

4-2-2 遺産の全額が課税されているか

租税回避になっているのかどうかは、委託者又は被相続人の相続発生時点で、その遺産の全額が課税され課税漏れが生じないかどうかを見ればわかる。そこで、受益者連続型信託の受益権の課税においては、信託による遺贈により受益者が取得した権利の合計が、相続した委託者の遺産の合計と一致するかどうかを確認する。この点は既に、**3. 信託受益権の遺贈と通常の財産の遺贈の比較**において、受益者連続型信託の収益受益者の連続のケースと元本受益者の連続のケースについて、収益受益権相当額の分割遺産について相続人が連続するケースと元本受益権相当額の分割遺産について相続人が連続するケースを比較し、

すべてのケースにおいて、連続する受益権の評価額と分割遺産の連続する相続の評価額が一致したことを確認している。従って受益者連続型信託の受益権の課税においては課税され課税漏れがないことが分かった。

4-2-3 信託による遺贈と遺産の相続を比較して受領額が一致するか

受益者連続型信託の場合に、後継受益者の死亡により信託が終了する時までに、受益者が受領した信託収益と信託財産の額が、遺産の相続の場合に、後継相続人の死亡時までに、相続人が受領した収益と遺産の額が一致するかどうかを見れば、租税回避になっているかが分かる。

前章では、3種類のケースについて、この受領額を信託設定または相続発生時点における現価で比較し、両者が一致することを確認した。本章では、同じ事例により信託終了時又は相続人の死亡時の終価で比較する。既に現価が一致していたのであるから、終価も一致するはずである。本章では、冗長にならないように、同じ事例を使い、また、収益受益者の連続のケースと元本受益者の連続のケースのみを取り上げる。

4-3 信託による遺贈と遺産の相続のケース別の受領額

本章ではケース別の受領額の比較を終価により行う。終価は基準年利率の複利終価率及び複利年金終価率を適用して計算する。

評価のための計算基数

- 信託財産の価額 100、信託収益率年 1.0% = 基準年利率
- 期間 10 年の複利終価率 1.1046、複利年金終価率 10.4622
- 期間 20 年の複利終価率 1.2202、複利年金終価率 22.0190
- 生死に関する権利評価には権利者の平均余命を使う。
- 平均余命は、妻 A10 年、長男 B20 年、次男 C20 年と仮定する。

□ □

4-3-1 収益受益者の連続のケースと収益遺産の相続人が連続するケースの比較

このケースは、委託者の死亡により妻が収益受益権を取得、次男が元本受益権を取得する。妻の死亡により妻の収益受益権が消滅し、長男が新たに収益受益権を取得する。長男の死亡により信託が終了し、次男が元本受益権に基づき信託財産を受領する。この信託は受益者連続の定めがあるので、受益者連続型信託の評価特例の適用がある。

信託による遺贈と遺産の相続のケース別の受領額の終価

時点	委託者又は被相続人Xの死亡後の10年間の受領(終価)	妻Aの死亡後の10年間の受領(終価)	信託終了又は長男B死亡時(20年後)(終価)	権利取得額(終価)合計
信託による遺贈	妻Aが10年間収益受益を受領10(11.5568)	Aの権利が消滅し、長男Bが新たに10年間収益受益を受領10(10.4622)	Bの権利が消滅0(0)	20(22.0190)
			Cが信託財産を受領100(100)	100(100)
	計10(11.5568)	10(10.4622)	100(100)	120(122.0190)
遺産の相続	妻Aが分割遺産18.0456を受領し、そのうち9.4713(11.5568)を費消した。	Aの死亡によりAの権利が消滅し、長男Bが新たに残余の分割遺産9.4713を取得し全額9.4713(10.4622)費消した	0	分割遺産取得額＝費消額計18.0456(22.0190)
	次男Cが分割遺産81.9544(100)を取得		0	81.9544(100)
	100(122.0190)	0	0	100(122.0190)

上表から信託による遺贈の受領額の終価と遺産の相続の受領額の終価が一致するので、信託による遺贈は租税回避にはならない。

4-3-2 元本受益者の連続のケースと元本遺産の相続人が連続するケースの比較

信託による遺贈と遺産の相続のケース別の受領額の終価

時点	委託者又は被相	長男Bの死亡時	信託終了又は	権利取得額の現
----	---------	---------	--------	---------

	続人 X の死亡時 (終価)	(10年後) (終 価)	長男 B 死亡時 (20年後) (終 価)	価合計 (終価)
信託に よる遺 贈	妻 A が 20 年間収 益を受領 20 (22. 0190)	0	0	20 (22. 0190)
		0	C が元本受益 権に基づき信 託財産を受領 100 (100)	100 (100)
	計 20 (22. 0190)	0	100 (100)	120 (122. 0190)
遺産の 相続	妻 A が分割遺産を 取得し、これを消 費 18. 0456 (22. 0190)			18. 0456 (22. 0190)
	長男 B が分割遺産 81. 9544 (100) を 取得。	長男 B の死亡に より次男 C が B の分割遺産を 取得 90. 5268 (100)	0	90. 5268 (100)
	計 100 (122. 0190)	0	0	100 (122. 0190)

上表から信託による遺贈の受領額の終価と遺産の相続の受領額の終価が一致するので、信託による遺贈は租税回避にはならない。

4-4 小括

租税当局は受益者連続型信託の受益権が収益受益権と元本受益権に分割されている場合は租税回避になると考えているようであるが、本章で検証したように、信託による遺贈と遺産の相続のケース別の受領額を終価で比較して両者が一致するので租税回避にならないことが検証できた。

5 条件付き等により評価が困難な受益権を米国ではどう評価しているか

跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託の受益権は不確定で条件が付いているので、評価が困難である。例えば、委託者の死亡により妻が収益受益権を取得し、長男が元本受益権を取得する信託の場合、長男が死亡した場合は、次男が元本受益権を取得し、妻の死亡により信託が終了する。この信託では長男の受益権と次男の受益権は共に条件付きである。しかしいずれかが信託財産をもらえるのであるから、長男と次男を一つのグループと考えればその受益権の価値は十分ある。本章では、米国でこのような条件付き受益権がどう評価しているかを紹介する。米国の遺産税及び贈与税の評価方法は、筆者の別稿「受益者連続型信託における受益権評価方法—遺留分侵害額請求に関して—」に書いているので、本稿ではその詳細を省略する。

5-1 米国の遺産税及び贈与税

米国の連邦遺産税では課税対象が相続人又は受遺者ではなく遺産財団の人格代表者（管理執行者）である。課税される遺産総額は被相続人が権利を有したすべての財産（受益権を含む）である。

連邦贈与税では課税対象が受贈者ではなく贈与者になっている。

米国は統一移転税制を採用しているので、生前贈与は全て相続時に精算課税される。この精算課税制度は日本の相続時精算課税制度のモデルと言われている。米国の受益権の評価方法は内国歳入法と財務省規則に定められている。

評価の実務では内国歳入法 8520 条に基づく各種の保険数理表を利用する。

保険数理表については、受益権を受益の期間が確定のものとして受益者の生存又は死亡を条件とするものに分け、給付金額が確定のものとして変動するものに分けて、それぞれの受益権のための評価表が用意されている。

（詳しくは「家族信託実務ガイド」（Web 版）の 2024 年 7 月 1 日号ご参照）

5-2 保険数理表の解説書 4A に掲載の数理表の種類

保険数理表は色々な種類があるが、本章では、保険数理表 S（年齢別の終身の権利の種類別の評価表）と保険数理表 R（2）（残余権 (remainder) を有する者 2 名の内最後に亡くなる者の残余権の評価表）のみを紹介する。

5-2-1 保険数理表 S とは

保険数理表 S は、適用利率別に、1 名の年齢別、生涯に係る権利の種類別の評価率を定める。

生涯に係る権利は年金権、収益受益権とそれらの者の死亡時に残余財産を受領する残余権とがある。生涯に係る権利の評価は保険数理表 2010CM の生命表の年齢別の平均余命に基づく。生涯の年金権の評価率は複利年金現価率である。生涯の収益受益権の評価率は信託財産に対して生涯に渡ってもらう信託収益の率が適用利率に相当する率であるとみなした複利年金現価率である。

残余権の評価率は収益受益者の平均余命の経過後にもらう信託財産の複利現価率である。残余権の評価率と収益受益権の評価率の合計は信託財産の評価額 1 に等しい。

保険数理表 S の評価率：1 名の生命に係る権利の現価率

金利	年齢	年金権	収益受益権	残余権
4.2%	45 才	17.5483	0.73703	0.26297
	65 才	12.2128	0.51294	0.48706

5-2-2 保険数理表 R（2）とは

残余権を有する者 2 名の内最後に亡くなる者 (last to die) の残余権の評価率は、夫婦連星終身保険¹⁰（注 10）の夫婦のように 2 名とも死亡する確率に基づ

¹⁰夫婦連生保険では夫婦の両方が亡くなった時を保険事故発生時として保険金が支払われる。保険事故の発生は連生保険の方が単生保険と比べて遅くなるので、連生保険の保険料は単生保険より割安になる。連生保険は最終死亡者保険 (last to die insurance)、生存者保

く。2名とも死亡するとは2名の内どちらから長生きすることを意味する。保険数理表 S によれば、適用利率年 4.2%の場合、60 歳の者 1 名の残余権の評価率は 0.42171 であり、平均余命約 21.0 年が想定されている。また 65 歳の者 1 名の残余権の評価率は 0.48706 であり、平均余命約 17.5 年が想定されている。これを時系列でみると、現在から 21 年経過後に若年者 60 歳の者の平均余命に達するので、それまでに若年者 60 歳の半数の者が死亡している。老年者 65 歳の者は平均余命を過ぎているので、それまでに多くの者が死亡している。21 年後の死亡確率を若年者 60 歳の者を 50%、老年者 65 歳の者を 60%とすると、両者ともに死亡する確率は両者の死亡確率をかけて 30%になる。更に経過して 25.5 年後の死亡確率を若年者 60 歳の者を 65%、老年者 65 歳の者を 75%と上昇したとするすると、両者ともに死亡する確率は 49%と凡そ 50%になる。つまり両者ともに死亡するのは平均的に現在から 25.5 年経過後になる。これは若年者の平均余命の 21 年より 4.5 年も長い。

保険数理表 R (2) : 残余権者 2 名の内最後に亡くなる者の残余権の評価率

受益者 2 名の年齢の組み合わせ	金利 4.2%	金利 4.4%	金利 4.6%
老年者 65 才と若年者 45 才	0.23871	0.22438	0.21102

5-3 保険数理表の適用

資産家 X が主要財産に遺言代用信託を設定し、その死亡時にその配偶者 A65 歳が第 1 次承継受益者として収益受益権を取得し、その長男 B45 歳が同じく第 1 次承継受益者として元本受益権を取得し、長男が死亡した場合はその受益権が消滅し、その次男 C40 歳が第 2 次承継受益者としてその元本受益権を取得する。配偶者の死亡により信託が終了し、信託財産は元本受益者に交付すると定めた。

5-3-1 条件付き受益権評価

長男の元本受益権の消滅リスクは、妻 65 歳が長男 45 歳より長生きして長男の残余権の評価額が減少する額である。

適用利率 4.2%で老年者 65 才と若年者 45 才の 2 名の残余権者の内 65 才の者が 45 才の者より長生きしたために減少する残余権の現在価値は：

- ①最後に亡くなる受益者の死亡時に受領する残余権の評価率：保険数理表 R (2) の老年者 65 才と若年者 45 才の組み合わせの残余権評価率 0.23871
- ②若年者 45 才の残余権評価率：保険数理表 S の適用利率 4.2%の 45 才の残余権評価率 0.26297
- ③老年者 65 才が若年者 45 才より長生きしする残余権の評価率の減少率： 上記 ①-②=0.02426

険 (Survivorship insurance) 等と呼ばれる。

5-3-2 長男と次男の条件付き受益権の評価

- ①長男の無条件の元本受益権の評価額：保険数理表 S 適用利率 4.2%65 歳の残余権評価額：0.48706
- ②長男より長生きする場合の元本受益権の評価額の減少額：前述の残余権の評価率の減少額：0.02426
- ③長男の生存条件付の長男の元本受益権の評価額：①－②＝0.46280
- ④長男の死亡条件付の次男の元本受益権の評価額：①－③＝0.02426

5-3-3 受益権評価額のまとめ

- ①妻の収益受益権の評価額：保険数理表 S の 65 歳の収益受益権評価額 0.51294
- ②長男の条件付き元本受益権の評価額：0.46280
- ③次男の条件付き元本受益権の評価額：0.02426
- ④相続財産の総額：①＋②＋③＝1.00000

以上のように米国では条件付き受益権を保険数理表に基づき評価している。

5-5 経済的に見れば受託者課税

条件付き権利を取得する相続人又は受贈者は、その条件が成就するまでは担税力がないので、これに課税することが困難である。しかし、米国は遺産税方式及び贈与者課税方式、すなわち遺産の人格代表者又は贈与者に課税するので、取得する権利が条件付きであっても、担税力があり課税することができる。遺言信託で遺贈する場合は遺贈額から遺産税が差し引かれ、生前信託で贈与する場合は贈与額から贈与税が差し引かれる。経済的に見れば、信託財産が遺産税又は贈与税を負担することになる。つまり受託者に課税が行われていることになる。遺産税の支払いは原則的には遺産又は信託の受益者の間で比例的に割り当てられるが、遺言書により遺産又は遺言信託に割り当てることができる (tax apportionment)。そこで、遺言信託ではこの税の割り当てにより受託者が信託財産から遺産税を支払う場合もある。

5-6 米国の受益権の評価事例

5-6-1 前掲の米国の受益者連続型信託の事例

信託元本 100 の場合、受益者連続型信託の受益権評価額は次のようになる。

- ① 妻の収益受益権の評価額：51.294
- ② 長男の条件付き元本受益権の評価額：46.280
- ③ 次男の条件付き元本受益権の評価額：2.426
- ④ 課税評価額の合計：①＋②＋③＝100

5-6-2 受託者課税の場合における受益者の税引き後の受領額

前述のように受託者が信託財産から遺産税を支払う場合は、課税を受けた受託者は信託財産から課税額を支払うので、信託財産が課税分減少する。

税率は 40% と仮定すると税額は 40。課税後の信託財産の残高は、信託財産評価額 $100 - 40 = 60$ となる。各受益者の受益権の評価額は課税前の評価額割合とす

ると：

- ① 妻の信託収益の受益権＝課税後の信託財産額 60×保険数理表 S の 65 歳の収益受益権評価額 0.51294＝30.7764
- ② 長男が信託終了時に生存していた場合、又は 長男が死亡し次男が元本受益権を取得した場合の信託財産受領額の現価：60×保険数理表 S の 65 歳の残余権評価率 0.48706＝29.2236
- ③ 課税後の信託財産額：①+②＝60

5-6-3 米国の受益権の評価額（現価）と税負担割合は下表のとおり。

受益者／受託者	設定時/取得時 評価額	税額	税引き後 の評価額	実質税負担額	実質税負担割合%
妻 A	収益受益権 51.294	0.0	30.776	20.518	40%
長男/次男	元本受益権 48.706)	0.0	29.224	19.482	40%
受託者（信託財産）	100	40	60	40	40%

5-7 日本の受益者連続型信託の課税評価額

日本では相続税法 9 条の 3 の法令解釈通達が収益受益権の価額を信託財産の全額と見なし、元本受益権の価額をゼロと見なすので、前述の米国の事例の場合、各受益者の負担割合を見ると、下表のように、妻 A（収益受益者）の負担割合が 78%と加重になっている。税率は 40%。

受益者／受託者	設定時/取得時 の評価額 (現価) ①	税額 (40 %)	信託財産 受領時の 課税評価額 (現価)	税額 (現価)	税額合計 (現価) ②	税負担 割合③ ＝②÷ ①%
妻 A	収益受益権 51.294 (51.294)	40	0 (0)	0.0	40	78%
長男/次男	元本受益権 48.706 (48.706)	0.0	100.0 (48.706)	40 (18.482 4)	18.482	38%
合計	100 (100)	40	100.0 (48.706)	40 (18.482 4)	58.482	58%

5-8 受益者連続型信託に代えて負担付贈与を行う場合

5-8-1 負担付贈与の税制

日本では負担付贈与については、相続税基本通達 9-11 により、負担額の支払い額に相当する金額を贈与によって取得したこととなり、また同基本通達 21 の 2-4 により、負担付贈与に係る贈与財産の価額は負担がないものとした場合における贈与財産の価額から負担額を控除した価額によるものとされる。受益者連続型信託に代えて負担付贈与を行うことは考えられる。

5-8-2 前述の米国の事例を負担付贈与にした場合

前述の米国の適用金利年 4.2% 収益受益者妻、元本受益者長男の事例を負担付贈与とした場合は、妻は定期金年 4.2 を 65 歳の平均余命 17.5 年について受給する。長男は財産の贈与を受ける条件として、この定期金の支払債務を負担する。次男には跡継ぎ遺贈しない。この課税関係は次表の通りである。贈与時に定期金受給権及びこれを除く受贈財産に対して課税が行われ、受給時には課税されない。定期金受給権は、受益者連続型信託の収益受益権のように過大に評価されて課税されることはない。

権利者又は受贈者	権利又は財産の取得時の評価額(現価)①	税額(40%)	定期金受領時の課税価額(現価)	税額(現価)	税額合計(現価)②	税負担割合③=②÷①%
妻 A	定期金受給権 51.294 (51.294)	20.518	0(0)	0.0	20.518	40.0%
長男	受贈財産 48.706 (48.706)	19.482	—	—	19.482	40.0%
合計	100(100)	40	0(0)	0.0	40.0	40.0%

5-9 収益受益者がその権利を放棄する

信託の場合、収益受益者である妻は、満期までに受領する額が信託収益 1 百万円しかないので、贈与税 50 百万円はとて払えない。仮に延納にするとしても、延納の利子税は現在年 0.7% 年 35 万円であり、満期までの利子税は 175 万円となり、信託収益 1 百万円では利子税すら払えない。そこで、妻が収益受益権を放棄すると、権利が初めからなかったことになり、元本受益者である子が収益受益権を有するとみなされる。そうすると、子の受益権評価額は信託財産の全額 100 百万円と見なされ、相続税額 50 百万円が課される。しかし、この信託は受益者連続型信託の課税評価特例の適用がなくなるので、子は信託終了時に新たな課税なしに信託財産の金銭 100 百万円もらうことができ、その相続税 50 百万円を払うことができる。

この方法によれば適正な課税になるが、委託者が妻 A に収益受益権を与えて妻

を保護しようとする信託目的は達成できなくなる。

5-10 相続税額の減額の調整をする

長男及び次男の元本受益権又は財産の取得は条件付きであるため、両者ともに受益者としての権利を現に有する者ではない。長男及び次男の権利は条件成就まで相続財産が未分割になるが、それぞれの相続人は法定相続分または包括遺贈の割合に従って財産を取得したものとして相続税の申告納税をする（相続税法 55 条）。その後、条件が成就した時に受益者としての権利を現に有することになった者が課税されるが、その結果他の相続人の相続税額の減額の調整が必要になり、条件が成就したことを知った日の翌日から 4 月以内に限り更正の請求ができる（同法 32 条、同施行令 8 条 2 項 3 号）。しかし、相続税の総額は法定相続分により計算されるので、それぞれの相続人の相続税額の過不足の調整はあっても相続税額の総額は変わらないと思われる。

6 受益者連続型信託の特例に関する学説

6-1 受益権を収益と元本に質的に分割する信託の課税方法の提案

佐々木誠教授は「受益権が質的に分割された信託に対する所得税の課税に関する考察」税大論叢 92 号（2018 年）において次のように述べておられる。

「受益権の権利の内容が信託財産に係る全ての権利の一定割合」でかつ収益・費用を留保しない信託を「量的分割信託」として現行のパススルー課税の対象とし、量的分割信託に該当しない信託（受益権複層化信託）を「受託者計算信託」として新たな課税方式の対象となる信託として位置付ける。信託設定時に受益権の適正な対価の支払がない場合は委託者から受益者に対して信託受益権の贈与があったものとして課税するが、「受益者が受けるべき利益の価額が、将来生ずべき事実や受託者等の裁量に係る場合には、その評価は困難を極めるものと考えられる。このため、質的に分割信託の収益受益権又は元本受益権に係る贈与課税については、現行の設定時課税を改め、その受益権に基づいて実際に収益又は財産の分配を受けた際に課税する方式に改めることを検討すべきである。」

6-2 受益者連続型信託の特例の改正の提案

多くの専門家からは現行の相続税法による受益者連続型信託の収益受益権に対する信託財産の全額課税の廃止が提案されている。条件付き権利など受益権の評価が困難な場合は、立法論として、例えば次のような課税方式を提案がされている。

- 岡村忠生教授は「多様な信託利用のための提言」信託研究奨励金論集 31 号（2010 年）において、受益権取得時ではなく受益権行使時に課税すること。
- 佐々木誠教授は「受益権が質的に分割された信託に対する所得税の課税に関する考察」税大論叢 92 号（2018 年前出）において、受益権取得時ではなく現実の受益時課税を行うこと。
- 藤谷武史教授は「受益者連続型信託に対する資産移転の課税方式に関する一考察」中里実ほか「信託課税研究の道標」有斐閣（2020 年）において、条

件成就時に税額の調整を行うこと。

- 佐藤英明教授は「新版信託と課税」弘文堂（2020年）において、現実に分配された額を課税価額として課税すべきである。

6-3 筆者の特例改正の提案

平成19年度（2007年度）に現行信託税制が制定されてから令和4年度（2024年度）まで既に17年も経過したが、受益者連続型信託の特例について改正が行われていない。収益と元本に分割する信託の税制は複雑であり、税務当局は受益者連続型信託の受益権の課税とその徴税に苦慮するためかと思われる。そうはいってもこれを長期に放置してよいとは言えない。そこで前述の諸先生方の提案と同じく受益者連続型信託の収益受益権に対する信託財産の全額課税の廃止を求めることに変わりはないが、筆者は次善の策として税務当局の徴税が容易になるように受託者から徴税する仕組みを提案する。受託者は担税力があり、受託者から信託財産の全額の課税額を徴税することができれば課税当局としても、受益者連続型信託の特例により収益受益者に課税を偏らせて信託終了時に元本受益者に課税する必要がなくなる。

そうはいっても、受託者は受益者の税金を信託財産から勝手に支払うことはできない。そこで信託行為の定めにより受益者全員がその税金相当額の受益権を取得しその定めに従って受託者がその税金を信託財産から支払うことにすれば、信託財産には担税力があるので徴税が容易になる。受益債権は信託財産責任負担債務である（信託法21条1項1号）から受託者が信託財産から支払うことができる。この信託は受益者が存するので法人課税信託ではなく、受益者等課税信託であるから、現行の受益者に関する課税関係が維持される。相続人が法定相続分の相続したものと仮定して相続税の総額を計算し、それぞれの相続人の納税額を計算するが、小規模宅地等の特例、配偶者控除等の適用がある。従って収益受益権も元本受益権の財産評価通達による評価を行う。跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託の受益権は消滅リスクがあり不確定であるとしても、財務省の説明のようにそれぞれの権利の「消滅リスクを加味しない価額で」すなわち受益権の取得価額により課税する。収益受益権も元本受益権も権利の取得価額で評価する。この課税方法では個別の受益者の取得受益権の相続税を積み上げ計算するが、取得受益権の価額の合計が信託財産の価額と一致するはずであるから、受益者連続型信託の特例の適用を廃止しても課税漏れを生じない。租税回避にならない。その結果、信託の元本部分が収益受益者の課税時と元本受益者の課税時と二重に課税されることを防止できる。また受託者による納税は受益者の担税力不足の問題を解決する。

7 結語

受益者連続信託の受益権の課税については相続税法に評価特例があり、収益受益権に対して非常に加重な課税が行われている。この評価特例は租税回避行為の防止のために措置されたと言われているので、収益受益権の利用が租税回避行為になるのかどうかを事例により検証した。本稿で、通常の財産評価基本

通達 202 に基づいて受益権を複利現価で評価した場合に信託による遺贈と遺産の相続に差はなかった。また、信託による遺贈と遺産の相続において、受益者又は相続人の受領額を複利終価でもみても差がなかった。従って信託による遺贈は遺産の相続と比較して租税回避にならないことが検証できた。

しかしながら、跡継ぎ遺贈型の受益者連続型信託の受益権は不確定で条件付きであり、その評価が困難であるために受益者課税方式をとる限り適切な課税が困難である。家族のための信託の長い歴史のある米国では、受益権は人口統計に基づく保険数理表により適切に評価されている。しかし日本では受益者連続型信託の受益権は保険数理表がないので適正な評価ができない。又米国の課税方式は遺産税又は贈与者課税であり、日本は受贈者又は相続人課税であるから米国の方式を直ちに導入することは難しい。保険数理表による受益権評価は今後の課題である。

学説は知る限りいずれも現行の相続税法による受益者連続型信託の収益受益権に対する信託財産の全額課税の廃止を提案している。現行法に代わる課税方法については、受益時課税方式、受託者課税方式、事後調整方式等の提案が行われているが、筆者は現行の受益者課税方式の延長として受益者の納税の支払い代行を提案したい。この方式では現行の受益者に関する課税関係が維持されるので、税務当局は受け入れやすいのではなかろうか。

最後に、読者も筆者も受益者連続型信託の税制について課税を免れるのではなく通常の相続と同じ課税を望んでいることを強調しておきたい。税制は政策の実施のための重要な方法であり、高齢化が進む日本の社会に於いて税制の積極的な貢献を期待するものである。

以上